

令和 5 年 3 月

# 指宿市議会会議録

第 1 回定例会

# 指宿市議会会議録目次

## 令和5年第1回市議会定例会

会期日程	1
2月21日	
議事日程	3
本日の会議に付した事件	4
出席議員	4
欠席議員	5
地方自治法第121条の規定による出席者	5
職務のため出席した事務局職員	5
開会及び開議	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案第1号～議案第32号一括上程	6
提案理由説明	6
議案第33号上程	29
提案理由説明	29
議案第33号（質疑，委員会付託省略，表決）	30
散 会	30
2月24日	
議事日程	32
本日の会議に付した事件	33
出席議員	33
欠席議員	34
地方自治法第121条の規定による出席者	34
職務のため出席した事務局職員	34
開 議	35
会議録署名議員の指名	35
議案第1号～議案第8号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	35
議案第9号～議案第32号（質疑，委員会付託）	36
散 会	36

3月15日

議事日程	37
本日の会議に付した事件	37
出席議員	37
欠席議員	37
地方自治法第121条の規定による出席者	37
職務のため出席した事務局職員	38
開 議	39
会議録署名議員の指名	39
一般質問	39
前 原 五 男 議員	39
1. 観光ビジョンについて	
高 田 ちよ子 議員	51
1. 施政方針について	
2. 未就学児の支援について	
3. ごみ問題について	
西 森 三 義 議員	65
1. 農業振興策について	
2. 廃校の活用策について	
3. 安心・安全対策について	
吉 村 重 則 議員	78
1. 農業問題について	
2. 国民健康保険について	
前之園 正 和 議員	92
1. 自衛隊への名簿提供について	
2. 図書館行政について	
3. 市立学校の校則問題について	
延 会	110

3月16日

議事日程	112
本日の会議に付した事件	112
出席議員	112
欠席議員	112

地方自治法第121条の規定による出席者	112
職務のため出席した事務局職員	113
開 議	114
会議録署名議員の指名	114
一般質問	114
新川床 金 春 議員	114
1. ふれあいプラザなのはな館について	
2. 内水対策について	
3. 財政改革について	
新宮領 実 議員	133
1. 令和5年度の政策について	
2. 火葬場について	
3. 自治会について	
4. JR二月田駅のトイレについて	
松下 知 恵 議員	154
1. 人口減少対策について	
恒 吉 太 吾 議員	166
1. 聴こえの支援について	
井 元 伸 明 議員	178
1. 農業問題について	
2. 子育て支援について	
3. 人口減少対策について	
4. 学校施設について	
議案第34号上程	190
提案理由説明	191
議案第34号（質疑、委員会付託）	191
新たに受理した請願上程（委員会付託）	192
散 会	192

3月24日

議事日程	193
本日の会議に付した事件	194
出席議員	194
欠席議員	194

地方自治法第121条の規定による出席者	194
職務のため出席した事務局職員	195
開 議	196
会議録署名議員の指名	196
議案第9号～議案第14号，議案第21号及び議案第22号（委員長報告，質疑，討論，表決）	196
議案第15号～議案第20号（委員長報告，質疑，討論，表決）	198
議案第23号（委員長報告，質疑，討論，表決）	201
議案第24号（委員長報告，質疑，討論，表決）	202
議案第34号（委員長報告，質疑，討論，表決）	203
議案第25号（委員長報告，質疑，討論，表決）	204
議案第30号～議案第32号（委員長報告，質疑，討論，表決）	219
議案第26号～議案第28号（委員長報告，質疑，討論，表決）	222
議案第29号（委員長報告，質疑，討論，表決）	225
審査を終了した請願（委員長報告，質疑，討論，表決）	226
議案第35号上程（説明・質疑・委員会付託等省略・表決）	227
閉会中の継続調査について	227
議長挨拶	228
市長挨拶	228
閉議及び閉会	229

# 第 1 回 定 例 会

令和 5 年 3 月 議 会

令和5年第1回指宿市議会定例会会期及び会期日程

1. 会 期 32日間（2月21日～3月24日）

2. 会期日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
2月21日	火	本会議	・会期の決定 ・議案第1号～議案第33号一括上程（議案説明） ・議案第33号（質疑，委員会付託省略，表決）
22日	水	休 会	一般質問・議案質疑及び一部討論の通告限（12時）
23日	木	〃	
24日	金	本会議	・議案第1号～議案第8号 （質疑，委員会付託省略，討論，表決） ・議案第9号～議案第32号（質疑，委員会付託）
25日	土	休 会	
26日	日	〃	
27日	月	〃	総務水道委員会（10時開会）
28日	火	〃	
3月1日	水	〃	総務水道委員会（10時開会）
2日	木	〃	文教厚生委員会（10時開会）
3日	金	〃	文教厚生委員会（10時開会）
4日	土	〃	
5日	日	〃	
6日	月	〃	産業建設委員会（10時開会）
7日	火	〃	産業建設委員会（10時開会）
8日	水	〃	
9日	木	〃	
10日	金	〃	
11日	土	〃	
12日	日	〃	
13日	月	〃	
14日	火	〃	
15日	水	本会議	・一般質問
16日	木	〃	・一般質問 ・議案第34号上程（議案説明，質疑，委員会付託） ・新たに受理した請願上程（委員会付託） 産業建設委員会（本会議終了後）
17日	金	休 会	総務水道委員会（10時開会）

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
18日	土	休 会	
19日	日	〃	
20日	月	〃	委員長報告に対する質疑・討論の通告限（12時）
21日	火	〃	
22日	水	〃	
23日	木	〃	
24日	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議案第9号～議案第32号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)</li> <li>・ 審査を終了した請願 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)</li> <li>・ 議案第35号上程 (説明・質疑・委員会付託等省略, 表決)</li> <li>・ 閉会中の継続調査について</li> </ul>



# 第 1 回 定 例 会

令和5年2月21日

(第1日)

## 第1回指宿市議会定例会会議録

令和5年2月21日 午前10時00分 開議

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 令和4年度指宿市一般会計補正予算（第15号）について
- 日程第4 議案第2号 令和4年度指宿市国民健康保険特別会補正予算（第3号）について
- 日程第5 議案第3号 令和4年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第6 議案第4号 令和4年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第7 議案第5号 令和4年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第8 議案第6号 令和4年度指宿市水道事業会計補正予算（第5号）について
- 日程第9 議案第7号 令和4年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第6号）について
- 日程第10 議案第8号 令和4年度指宿市温泉供給事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第9号 指宿市過疎地域持続的発展計画の一部変更について
- 日程第12 議案第10号 指宿市過疎地域持続的発展特別事業基金条例の制定について
- 日程第13 議案第11号 指宿市定住促進条例の一部改正について
- 日程第14 議案第12号 指宿市個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第15 議案第13号 指宿市個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第16 議案第14号 指宿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第15号 指宿市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第18 議案第16号 指宿市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第19 議案第17号 指宿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定

める条例の一部改正について

- 日程第20 議案第18号 指宿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第21 議案第19号 指宿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第22 議案第20号 指宿市子ども・子育て会議条例の一部改正について
- 日程第23 議案第21号 指宿市議会議員又は指宿市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第22号 指宿市温泉供給事業審議会条例の制定について
- 日程第25 議案第23号 市道の認定について
- 日程第26 議案第24号 令和4年度指宿市一般会計補正予算（第16号）について
- 日程第27 議案第25号 令和5年度指宿市一般会計予算について
- 日程第28 議案第26号 令和5年度指宿市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第29 議案第27号 令和5年度指宿市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第30 議案第28号 令和5年度指宿市介護保険特別会計予算について
- 日程第31 議案第29号 令和5年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計予算について
- 日程第32 議案第30号 令和5年度指宿市水道事業会計予算について
- 日程第33 議案第31号 令和5年度指宿市公共下水道事業会計予算について
- 日程第34 議案第32号 令和5年度指宿市温泉供給事業会計予算について
- 日程第35 議案第33号 人権擁護委員候補者の推薦について

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

|          |         |          |         |
|----------|---------|----------|---------|
| 2 番 議 員  | 松 下 知 恵 | 3 番 議 員  | 山 本 敏 勝 |
| 4 番 議 員  | 前 原 五 男 | 5 番 議 員  | 東 勝 義   |
| 6 番 議 員  | 西 田 義 哲 | 7 番 議 員  | 新宮領 實   |
| 8 番 議 員  | 恒 吉 太 吾 | 9 番 議 員  | 田 中 健 一 |
| 10 番 議 員 | 吉 村 重 則 | 11 番 議 員 | 東 伸 行   |
| 12 番 議 員 | 西 森 三 義 | 13 番 議 員 | 井 元 伸 明 |
| 14 番 議 員 | 新川床 金 春 | 15 番 議 員 | 福 永 徳 郎 |

16 番 議 員 高 田 千ヨ子  
18 番 議 員 下川床 泉

17 番 議 員 前之園 正 和

---

1. 欠席議員

1 番 議 員 中 村 昭 二

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|             |         |           |         |
|-------------|---------|-----------|---------|
| 市 長         | 打 越 明 司 | 副 市 長     | 有 留 茂 人 |
| 教 育 長       | 吉 元 鈴 代 | 総 務 部 長   | 下吹越 寿   |
| 市民生活部長      | 増 永 智 美 | 健康福祉部長    | 山 元 成 之 |
| 産業振興部長      | 野 元 伸 浩 | 農 政 部 長   | 寺 田 昭 宏 |
| 建 設 部 長     | 星 倉 淳 一 | 教 育 部 長   | 紺 屋 聖 一 |
| 水道事業部長      | 坂 元 一 博 | 山 川 支 所 長 | 中 島 裕 一 |
| 開 闢 支 所 長   | 山 下 秀 一 | 市 長 公 室 長 | 渡 部 徹 也 |
| 経営改善推進室長    | 木 下 英 城 | 財 政 課 長   | 東 忠 孝   |
| 選挙管理委員会事務局長 | 山 下 浩 二 |           |         |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |         |           |         |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長   | 鮎 川 富 男 | 次長兼議事係長   | 池 水 拓 也 |
| 主幹兼調査管理係長 | 川 畑 裕 二 | 議 事 係 主 査 | 古 川 浩 仁 |

### △ 開会及び開議

午前10時00分

○議長（下川床泉） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、令和5年第1回指宿市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

### △ 会議録署名議員の指名

○議長（下川床泉） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、東勝義議員及び西田義哲議員を指名いたします。

### △ 会期の決定

○議長（下川床泉） 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月24日までの32日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から3月24日までの32日間と決定いたしました。

### △ 議案第1号～議案第32号一括上程

○議長（下川床泉） 次は、日程第3、議案第1号、令和4年度指宿市一般会計補正予算（第15号）について、から、日程第34、議案第32号、令和5年度指宿市温泉供給事業会計予算について、までの32議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

### △ 提案理由説明

○市長（打越明司） おはようございます。

まず、市政運営についての所信の一端と施策の概要を申し上げる前に、この場を借りまして、1月24日から25日にかけて発生した積雪・低温により被害に遭われた農家の皆様方に、心からお見舞いを申し上げます。市や県、JAいぶすきで状況を調査したところ、本市の基幹作物であるスナップえんどうやソラマメをはじめ、花き類などが大きな被害を受けている状況です。2月20日現在、約510haのほ場が被害を受け、被害金額は約18億7,000万円と見込まれているところであります。市といたしましては、国や県、関係機関と連携を図り、被害を受けた農家の皆様への支援を行っていくとともに、農家の借入れに対する利子補給や市独

自でも資金を貸出しできるよう、要件の見直しを行います。

次に、先の定例会以降に実施しました主な行事等について報告をさせていただきます。

昨年12月27日には、いぶすき農業協同組合と包括連携協定を締結いたしました。今後、本市の農業振興について、より一層の連携を深め、農産物の生産及び需要の拡大や付加価値の創出などに取り組んでまいります。

今年1月4日には、真新しい市民会館で二十歳を祝う式を開催いたしました。当日は363人の未来を担う皆さんにエールを贈らせていただきました。

1月8日には、3年ぶりにいぶすき菜の花マラソン大会を開催しました。第40回という節目の大会を祝福するかのようなさわやかな青空の下、国内外から参加した約6,700人のランナーが早春の指宿路を駆け抜けました。コース上ではランナーへの応援や振る舞いが行われ、ランナーと市民のみなさんのたくさんの笑顔を見ることができました。

続く1月21日、22日には、これもまた3年ぶりとなる第31回いぶすき菜の花マーチを開催し、2日間で延べ約2,500人の方々に御参加をいただきました。私自身も10kmの菜の花と開聞岳、大自然満喫コースに参加をし、開聞岳や西大山駅などの景観を眺めながら、参加された方々と一緒にウォーキングを楽しみました。

1月29日には、市民会館において、市内の郷土芸能や伝統行事等を披露する伝統文化フェスティバルを開催しました。初の開催でしたが、延べ約1,200人の方々が市内外からお越しくださり、盛会のうちに終えることができました。なお、伝統文化フェスティバルにつきましては、令和6年度まで3か年計画で開催する予定にしているところであります。

それではここから、令和5年度予算並びに諸案件の御審議をお願いするにあたりまして、市政運営についての所信の一端と施策の概要を申し述べたいと思います。

私が市長に就任して早1年が経過しました。将来が楽しみになる町に。これを目標に、公約で掲げた5つのキーワードである、ワンチーム、財政再建、住みやすい町、稼げる町、IT化と情報発信、この5つを念頭に、この1年、自分なりに精一杯、市政運営に取り組んでまいりました。この一年間、議員の皆様方には、市政を運営するにあたり、様々な御指導、御助言をいただきましたことについて、この場からではございますが、心から御礼を申し上げます。

就任当初は、新型コロナウイルス感染症の第6波の拡大中で世界中が翻弄され、日本もその波の真只中にありました。さらには、就任後間もない令和4年2月24日、ロシアによるウクライナ侵攻が始まりました。新型コロナウイルス感染症と戦争、世界情勢も含め様々な要因で物価高騰が加速をし、産業、経済、そして、市民生活に大きな影響が及んだ一年でもあり、その余波は、いまだに続いている状況にあります。

私は、これ以上、地域経済や市民生活が疲弊することがあってはならないとの思いから、昨年夏、コロナ禍においても、徹底した感染防止対策を積極的に講じつつ、指宿の元気を

取り戻していくことを決意しました。かいもん夏祭り，新市民会館のこけら落とし，いぶすきフラフェスティバル，指宿温泉祭，市民体育祭，いぶすき産業まつり，そして，いぶすき菜の花マラソンやマーチを開催した結果，どのイベントでも，再開を喜ぶ多くの笑顔で満たされました。令和4年度は，これまで中止や延期となっていた各種イベント等が再開され，指宿らしさを少しずつ取り戻した年でもありました。

新型コロナウイルス感染症につきましては，政府から法律上の位置付けを2類相当から5類へ，すなわち，季節性インフルエンザと同等の取り扱いとする方針が出されました。今後，本格的に世の中は，ウィズコロナの時代へとシフトしてまいります。医療関係者の皆様をはじめ，感染対策，感染拡大防止に御協力いただいた全ての事業者の皆様，そして，市民の皆様に，これまでの御尽力に対しまして，厚く御礼を申し上げます。

なお，感染防止対策については，令和5年度も引き続き積極的に取り組んでまいり所存です。

さて，先に申しました5つのキーワードのうち，市長就任時の施政方針においても，一番最初に申し上げたのがワンチームでございます。私は，市民，地域，市役所，そして市議会がワンチームとなって，同じ目標に向かって努力をしていくことが，市政運営の一番の要であると考えております。令和4年度は，まず，このワンチーム作りのために，区長や自治公民館長，そして各地区役員の方々を中心に，全ての校区で，意見交換会を開催することができました。また，農業や観光，商工業等，様々な分野のリーダーや市政に御協力をいただいている各種団体の方々とも積極的に語り合う場を設けたり，会合に参加させていただき，市政運営に対する御意見を拝聴してまいりました。加えて，市役所におきましても，時間を見つけては，各課ごとに，課長や係長らと，それぞれの課題等について意見交換を行ってまいりました。また，新規採用の職員を含む若手職員らとは，年代ごとに，ランチ会という形で語り合う場を設け，全ての職員と想いを共有できるように努めてまいりました。私どもがワンチームになることが，真に大きな力を発揮する源になります。まだ道半ばでありますので，今後も，チームの結束力を強めながら，その輪を大きく広げていく努力を続けていく所存であります。

次に，財政再建についてであります。骨格予算として成立しておりました令和4年度当初予算に関しましては，事業の見直しを改めて行い，約7,400万円を節約いたしました。また，部長級である参与職の廃止，課長級である参事職の見直しなどを行い，管理職ポストに係る約5,400万円の人件費を縮減いたしました。加えて，財政健全化に向けて設置した経営改善推進室において，補助金等の見直しを進め，約1,400万円の節約も行ったところです。

令和5年度におきましては，着実に財政健全化を進めて行けるように，財政運営のあるべき指針や具体的な数値目標，達成までの期間等を定める指宿市経営改善計画を今年9月までに策定をし，市民や議会にお示しをいたします。その上で，職員数の定数管理や組織機構の

再編による人件費の抑制，使用料・手数料等の見直し，基金の一括管理による資金運用や将来の公共施設の解体を見越した基金の積立てなど，歳入歳出の両面から，目標と期間を定め，順次できることから取り組んでまいります。

また，令和5年度は，歳入確保策として，ふるさと納税制度や企業版ふるさと納税制度を活用して，稼げる市役所の実現を目指してまいります。令和4年度のふるさと納税の寄附額は，山川砂むし保養施設の復旧に係るクラウドファンディング等の寄附も含め，約17億1,000万円に達する見込みであります。本市を応援していただいた皆様に，改めて心から感謝を申し上げます。

令和4年度の寄附総額は，令和3年度に対して，約116%の実績でありましたので，令和5年度は，前年度の寄附総額に対し，120%の20億5,000万円を目指して取り組んでまいります。

企業版ふるさと納税制度につきましては，トップランナーとコラボした指宿シティープロモーション事業を展開し，本市ゆかりのトップランナーの方に，様々な場面でSNS等を活用して指宿をPRしていただき，本市の知名度アップを図るとともに，寄附額の一部を地方創生の取り組みに充てる新たな事業も実施してまいります。

次に，住みやすい町についてでございます。本市におきましても，人口減少による地域の活力の低下，労働力不足，税収の減少，地域経済の縮小など，様々な課題が既に顕在化しております。人口減少に少しでも歯止めをかけるべく，一つ目に結婚や出産，子育てを願う方々への支援として，出会いの場を創出していく取組を実施してまいります。

二つ目に，指宿で育った子供たちが，その後，一人でも多く指宿に住み，働けるように，移住者も含め，働きたいと思っている方と，働き手が欲しいと希望している事業所との仕事のマッチング支援に着手してまいります。

三つ目に，移住・定住の更なる促進のため，これまでのIターンに加え，新たにUターン者をターゲットにした支援も行ってまいります。

四つ目に，移住・定住の促進に合わせて空き家の有効活用につながる施策を実施してまいります。

そして，五つ目に，先の4つに係るきめ細やかな情報を，ニーズがある方々への確に，かつ効果的に届けるための強化に取り組んでまいります。

この，ヒトをメインとした5つの政策をワンパッケージとしてスピード感をもって推進していくための新たな部署を設置いたします。さらに，持続可能な集落づくりのモデルとして，鰻地区における現状や課題等を把握し，検討していくためのプロジェクト協議会を立ち上げ，うなぎの里の再生に向けた取組を進めてまいります。

次に，稼げる町についてでございます。コロナ禍において，この3年間，本市の産業は大きな打撃を受けました。令和5年度からは，この間失われた時間やお金，そして，人材を少しでも取り戻さなくてはならない一年になると考えております。



令和4年度は、まちの経済を底支えするために、第7波が襲ってきた8月に、いぶすきのまち応援大作戦で消費を喚起し、地域の飲食店を支援しました。物価高騰を受けた年末年始には、市民の家計支援を目的に、3割ましまし商品券事業を実施いたしました。また、この3月からは、子育て支援と経済対策をあわせ、子育てどんどん応援事業をスタートさせ、市全体の景気の底上げに注力しているところです。来年度も的確でスピーディーな経済支援に取り組めます。

観光施設等の来客状況につきましては、唐船峡そうめん流しや砂楽などにおいては、コロナ前の令和2年1月末時点に対し、令和4年度の同時期は、約60%から70%まで回復をしております。道の駅いぶすき彩花菜館や山川港活お海道においては、令和5年1月末時点で来客数が、コロナ前の水準にまで回復をしております。また、山川漁港における海外まき網船等の入港数や水揚げ高も過去最高水準に達し、鰹節製造をはじめとした水産加工品への需要も回復しつつあります。

徐々にではありますが、各分野において指宿は元気を取り戻しつつあります。ふるさと納税を通じて、生産者や事業者の皆様が稼ぐ力を身につけてゆけるように、昨年8月に、商工、農業、漁業関係団体等と連携し、ふるさと納税応援プロジェクト本部を立ち上げました。9月からは、市の公式LINEの運用も開始し、登録者数も1万人を超えました。引き続き、LINE等のSNSを通じて、指宿の旬な情報やふるさと納税キャンペーン情報等の発信に努めるとともに、いぶすき観光デザインと一層の連携を強化しながら、返礼品の企画・開発に注力してまいります。

また、今後は、国内はもちろん、海外からの人の往来も活発になることが予測されます。そのため、東洋のハワイと言われた古き良き時代の南国の雰囲気を活かしつつ、ALOHAなまち指宿をコンセプトに、また来なくなる観光地づくりや豊かな食、魅力ある温泉、などといった六つの部会を中心に、市民の方々と一緒に議論を重ね、今月、新たな時代に合った指宿市観光ビジョンの策定にこぎつけたところであります。令和5年度からは、この観光ビジョンのアクションプランに基づき、インバウンドの受入れ準備も含め、稼げる町の実現に向けて本格的に取り組んでまいります。

次に、5つ目のキーワード、IT化と情報発信についてでございます。令和4年度においては、国の示す自治体DX推進計画書に基づきデジタル戦略課を設置しました。今後、行政、そして地域のデジタル化を加速させるためには、まずは市民サービスをより便利にする市役所のデジタル化を中心に業務を進めてまいります。

昨年8月には、一般社団法人日本デジタルトランスフォーメーション推進協会のもつ専門的な知見や情報を本市のDX推進に活用させていただくことを目的に、同協会と包括連携協定を締結いたしました。本年1月1日には、デジタルを活用し、市民と市役所が互いに力を合わせ、誰もが便利で快適に安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいくために、デジタル

活用の推進を宣言いたしました。

3月末には、デジタルを活用した市民生活の質の向上や、デジタル化による行政の業務の変革などを柱とした、指宿デジタル・トランスフォーメーション推進ビジョンが出来上がる予定です。

今後、この計画に基づき、各種行政手続のオンライン化や窓口手続のデジタル化、市関連施設のキャッシュレス化等を進めてまいります。あわせて、デジタルが苦手な方や不慣れな方もしっかりと支援しながら、誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化を一層推進してまいります。

さて、去年は、4月に道の駅いぶすき彩花菜館がリニューアルオープンをし、7月末に新市民会館がオープン、10月にはIKEDAKO PAXがオープンいたしました。いずれの施設も、多くの観光客、利用者等で賑わっており、本市の新たな観光、文化の拠点となっております。

スポーツの分野におきましては、今年もプロアマを含め、サッカー、野球、陸上、女子ソフトボールと多くのチームが本市でキャンプを行ってくださっております。今後も数チームのキャンプが予定されており、スポーツ交流人口の増加による地域の活性化にもつながっているところあります。

本年7月末から8月の初めにかけて、第47回全国高等学校総合文化祭2023かごしま総文が開催され、10月には、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会が開催されます。本市も多くのお客様をお迎えすることとなります。持ち前のおもてなしの心で、市を挙げて温かく歓迎したいと考えております。

令和5年度におきましても、様々な機会を捉えて指宿のファンを増やす努力をしてまいります。そして、市民にも、指宿に訪れてくださる方々にも、いつか指宿を訪れてみたいと思っただけの方々にも、指宿の将来は楽しみだと、大いに期待していただけるよう、そんなまちになるように、職員と一丸となって、全力で大胆に各種の施策にチャレンジしてまいります。

それでは、ここからは、令和5年度の主要施策について御説明申し上げます。

まず、市民福祉についてであります。

持続可能な地域社会を形成していくためには、市民全体で自助・共助・公助の補完性の原則に基づく地域活動等の重要性の認識を高めていかなければなりません。そのため、新たな地域コミュニティ組織づくりや地域担い手育成の支援を進めるとともに、デジタルを活用した地域内の連携等を目指し、デジタルボランティアの育成・活用に取り組んでまいります。

また、多様な生き方や価値観を認め合い、一人ひとりが生き生きと暮らせる社会の実現を目指した男女共同参画に関する啓発活動を推進し、県内で初めてとなるパートナーシップ宣誓制度を導入した市として、自治体間の連携協定を進めながら、誰もが人権を尊重され、多

様性を認め合えるまちの実現を目指し、引き続き理解促進と支援に取り組んでまいります。

市民の健康と福祉につきましては、市民相互で支え合う地域福祉を推進し、市民一人ひとりが健康で生きがいを持ち、安全・安心で豊かな生活を営むことができるよう、生活習慣病や寝たきり予防に引き続き取り組んでまいります。

また、健康寿命の延伸を目的に、運動の習慣化とともに豊富な地域食材を活用した健幸食等の普及に努め、健幸のまちづくりを推進してまいります。

高齢者の福祉につきましては、第8期高齢者福祉計画に基づき、高齢者の在宅生活を支援する各種事業を実施するほか、シルバー人材センターや社会福祉協議会等とも連携し、高齢者の社会参加と生きがいづくりや健康づくりの推進など、高齢者福祉の充実に努めてまいります。

また、各種介護予防事業を通して地域との交流を図ることにより、高齢者の引きこもり予防や高齢者を地域で見守る体制を充実させ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して生活できるよう推進してまいります。

介護保険につきましては、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする第9期介護保険事業計画を策定し、国の基本方針に基づく本市の効果的な介護施策を推進してまいります。

障害者等の福祉につきましては、障害者計画等に基づき、障害福祉サービスの積極的な推進と、障害児に対する支援体制の充実に図り、障害者等が自らの意志により地域で自立した生活を送れる社会づくりに努めてまいります。

また、認知症高齢者や障害者の財産及び権利を保護するため、成年後見制度利用促進基本計画に基づき、令和4年10月に設置した中核機関による相談や制度の利用促進を図り、安全で安心して暮らせるよう支援してまいります。

児童や母子等の福祉につきましては、第2期子ども・子育て支援事業計画に基づき、放課後児童クラブでの障害児受入事業に取り組むなど、多様な保育サービスの充実に図り、子どもを育む環境を整備するとともに、虐待・貧困等によって支援が必要になった子どもや、その家庭に対する包括的な支援に努めてまいります。

保健、医療につきましては、第二次健康増進計画に基づき、自主的な健康づくりを支える健幸のまちづくりを基本方針に、医師会・歯科医師会や薬剤師会をはじめ、各関係機関との連携を密にしながら、乳幼児健診・予防接種・各種がん検診等を実施し、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた健康づくりを推進してまいります。

また、子どもを産み育てやすい地域づくりの推進に向け、産科医の確保、産後ケア等を継続するとともに、特に妊娠期から2歳児位までの子育て期家庭への支援について、子育て世代包括支援センターいぶここを中心に、注力してまいります。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、本年5月に、法律上の位置付けが2類相当から、季節性インフルエンザと同じ5類へと移行されますことから、今後はウィズコロナを

見据え、コロナ感染症の正しい理解と感染症防止対策の周知・啓発に努めるとともに、医師会との連携による新型コロナワクチン接種体制の確保を継続し、まん延防止・重症化予防を図ってまいります。

国民健康保険特別会計につきましては、鹿児島県国民健康保険運営方針に基づき、引き続き資格管理、保険給付、保険税の賦課・徴収及び保健事業を行ってまいります。

また、国保財政の健全化を図るため、今後も特定健康診査・特定保健指導の受診率・実施率向上対策の実施及び生活改善指導や疾病の重症化予防など、きめ細かな保健事業に取り組むとともに、現状の分析や、取り組みに当たっての課題の整理・検証を行い、令和6年度以降の第3期指宿市国民健康保険保健事業実施計画を策定し、医療費の適正化に努めてまいります。

後期高齢者医療特別会計につきましては、鹿児島県後期高齢者医療広域連合と連携を図り、引き続き円滑な業務運営に努めてまいります。また、フレイル対策として、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る事業に取り組んでまいります。

介護保険特別会計につきましては、第8期介護保険事業計画に基づき、介護保険制度の安定的な運営を図ります。また、高齢者が要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態になっても可能な限り地域において自立した生活を営むことができるよう、相談支援体制や認知症の早期支援体制、在宅における医療と介護の連携体制の構築等を一体的に推進してまいります。

地球温暖化対策につきましては、2050年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロを目標とするゼロカーボンシティの実現に向けて、市の公共施設等を対象とした、地球温暖化防止実行計画の第四次計画を策定するとともに、市全体を対象とした、地球温暖化防止実行計画策定のための協議を進めてまいります。

地域環境の保全対策につきましては、環境基本計画に基づき、河川・海域の水質状況の監視を行い、悪臭・騒音・大気汚染・不法投棄などの公害に迅速に対応し、原因者の把握・指導及び未然防止の啓発を行うとともに、関係機関と連携し、公害防止に努めてまいります。

また、鰻池の水質改善対策につきましては、水質改善装置を継続して設置するとともに、定期的な水質検査を実施し、水質保全に努めてまいります。

生活排水対策につきましては、公共用水域の保全のため、公共下水道事業計画区域外の単独処理浄化槽や汲取便槽を合併処理浄化槽に設置換えした方々に対し補助金の交付を行い、合併処理浄化槽の普及を図ってまいります。

水道事業の給水区域外への飲料水供給につきましては、尾下地区及び畠久保地区の飲料水供給施設の維持管理を適切に行い、安全で安心できる飲料水の供給に努めてまいります。

廃棄物処理につきましては、第二次指宿市一般廃棄物処理基本計画に基づき、更なるごみの減量化を図るため、一般廃棄物監視員による資源ごみへの誘導強化をはじめ、環境教育や

出前講座の充実，不法投棄の防止，指宿市環境衛生協力会との連携などを図りながら，今後  
も事業者や市民の皆様と協働し，循環型社会の実現を目指してまいります。

廃棄物処理施設につきましては，南九州市及び指宿広域市町村圏組合と連携し，指宿広域  
クリーンセンターをはじめ，指宿広域管理型最終処分場，指宿広域汚泥リサイクルセンター  
の適正な運営管理を着実に推進してまいります。

次に，産業振興についてであります。

農業につきましては，コロナ禍における農産物の需要変化等への対応のほか，地政学的な  
リスク，気候変動，自然災害においても揺らぐことのない農業の生産基盤・セーフティーネ  
ットの構築などが求められています。

また，国内外における食料・農業・農村をめぐる状況変化に注視しつつ，本市農業の持続  
的かつ魅力ある成長産業化に向けた，攻めの農業を展開していく必要があります。このこと  
から，国・県との連携を密にし，みどりの食料システム確立や持続可能な農業振興・産地づ  
くりを図っていくため，多様な主体からなる産業連携，農産物の新たな価値創出と需要開  
拓，食・農のつながりを更に強める取組を推進していくほか，農業経営の安定化や産地体制  
の強化，担い手農家の育成支援，新規就農者や後継者の育成，労働力の確保支援等の各種事  
業に取り組んでまいります。

また，従来の人・農地プランに基づき，農地利用の未来設計図となる目標地図の作成と，  
今後の地域農業のあり方を示した地域計画の策定に向けた新たな体制整備を行い，担い手へ  
の農地の集積・集約化を加速させるとともに，遊休農地の発生防止・解消等，農地利用の最  
適化に努めてまいります。

さらに，中山間地域の機能維持・保全を推進するほか，昨年つなぐ棚田遺産に認定された  
新永吉，尾下の棚田を核に，指定棚田地域振興協議会等と連携しながら，都市部から地方へ  
の人の流れを促す環境づくり等を推進してまいります。

農業生産振興につきましては，耕種部門における生産性向上や農作業の省力化，環境負荷  
低減につながる技術の普及促進，サツマイモ基腐病，有害鳥獣・病虫害の被害防止・軽減対  
策に取り組んでまいります。

また，畜産部門につきましては，各種家畜伝染病の侵入防止対策の徹底や環境保全対策の  
推進のほか，耕畜連携等による自給粗飼料の確保対策に取り組んでまいります。

耕地事業につきましては，農業生産性・経営向上を図るため，農地や農道の整備・保全に  
努めるとともに，畑かん施設の更新事業や農村地域防災減災事業など，今後も国や県，南薩  
土地改良区などの関係機関と連携を図りながら，農業生産基盤の整備や防災減災に取り組ん  
でまいります。

また，地域住民共同で行う農業・農村の環境整備活動及び施設の長寿命化のための活動支  
援を拡充してまいります。

林業につきましては、所有者不明森林の解消、林地台帳の整備、間伐や主伐・再造林などの促進・効率化を図るため、県や地元林業者と連携し、森林環境譲与税を活用した森林経営管理制度を推進し、公共施設への木材利用、児童生徒を対象にした森林環境教育を実施します。

また、市有林の持つ森林資源の有効活用に向け、伐採、造林、保育の循環利用の構築に取り組んでまいります。そのほか、松くい虫被害対策事業として、薬剤散布による防除や伐倒駆除、植林した抵抗性クロマツの保育などを実施してまいります。

水産業につきましては、本市の基幹産業であるかつおぶし加工業の原料確保のため、海外まき網船の誘致に向けた施策を実施するとともに、有利な補助事業を活用した漁業共同利用施設の整備を支援します。また、漁港の整備につきましては、県の漁港整備長期計画に基づき、県と連携しながら維持管理に努めてまいります。

商工業につきましては、喫緊の課題である人手不足の解消に向け、地元企業の雇用創出に向けた取組として、高校生地元企業ガイダンス事業の実施や、外国人技能実習生の受け入れに係る支援の在り方の検討について、関係機関や団体等と連携を図りながら取り組んでまいります。

また、指宿駅前を中心とする商店街活性化につきましては、一軒一軒の商店の魅力を高めることでエリア全体に観光客や地元客が訪れるような取組を進めてまいります。

地域公共交通につきましては、山川・根占航路の安定的な運航のための施策を進めます。また、指宿市地域公共交通基本計画に基づき、持続可能な地域公共交通体系を維持してまいります。

道の駅いぶすき彩花菜館及び道の駅山川港活お海道につきましては、指定管理者と連携を図りながら、本市の新鮮な農産物や魚介類、かつおぶしなどの加工品等の宣伝、販売に努めてまいります。

特産品の振興につきましては、特産品の販路拡大を支援するため都市部での指宿フェアや大型商談会への出展事業などを展開してまいります。

ふるさと納税につきましては、市内事業者と連携して返礼品の魅力を高めるとともに、市の魅力を全国にPRし、指宿ファンの拡大を図りながら、ふるさと納税寄附金の増額を目指してまいります。

観光につきましては、近年の個人旅行化やモノからコトへの嗜好性の変化といった旅行ニーズの多様化に対応していくため、令和2年度に発足した一般社団法人いぶすき観光デザインと連携して、観光DXの推進や、観光素材等のブラッシュアップに取り組み、誘客・滞在時間の延長と観光消費額の増加に繋げてまいります。

唐船峡そうめん流し事業につきましては、経営改善検討委員会の答申を踏まえ、収益の改善を図るとともに、訪れるお客様が快適に御利用いただけるよう、施設の環境整備やサービ

スの向上に努めてまいります。

砂むし会館砂楽、ヘルシーランド等の観光施設につきましては、引き続き新型コロナウイルス感染症感染防止対策を徹底するとともに、施設の維持管理に努め、より一層のサービス向上を図ってまいります。

特別国民体育大会は、本年秋に鹿児島県で51年ぶり2回目、特別全国障害者スポーツ大会は、初めての開催となります。本市の多彩な魅力を全国に発信する絶好の機会でもあることから、県や関係団体等と連携を図りながら、市民総参加のもと、心と記憶に残る両大会の成功に向けて努めてまいります。

スポーツ振興の市外向けの取組といたしましては、官民一体型のスポーツコミッションいぶすきと連携し、整備されたスポーツ施設の更なる活用と、新たに地域プロジェクトマネージャーを採用し、スポーツ大会やキャンプ・合宿などを通して、交流・関係人口の拡大と地域・経済の活性化を推進してまいります。

市内向けの取組といたしましては、市民一人1スポーツを目指し、いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも、気軽にスポーツに親しむことができるよう、環境の整備・充実に努めてまいります。

また、スポーツ団体や指導者、スポーツクラブの育成に努め、市民の主体的な活動やスポーツを通じた交流を促進するとともに、スポーツ実践人口の増加と競技力の向上を図ってまいります。そのために、スポーツ・文化振興基金を活用し、国体やオリンピック・パラリンピックへの出場を夢見る子どもたちを後押ししてまいります。

さらに、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会において、本市で開催されるバドミントン競技やソフトボール競技につきましては、継続して体験教室を開催するなどして、普及・啓発を図ってまいります。また、ボッチャ競技では、スポーツ推進委員の審判員養成に努めるとともに、出前講座を中心とした競技体験を開催するなど、普及・啓発を図ってまいります。

スポーツ施設につきましては、関係団体と連携し、いぶすきフットボールパークや市営野球場、市営陸上競技場等、スポーツ施設での合宿等の誘致を図るとともに、市民の利用促進に努めてまいります。

次に、土木行政についてであります。

本市の公共事業につきましては、国の施策や地域の実情を踏まえ、本市の社会資本整備のニーズに的確に応えるため、機動的かつ弾力的に進めてまいります。

社会基盤の整備につきましては、幹線道路、生活道路を整備し、市民の利便性向上を図るとともに、安全で円滑な道路交通の確保、公共下水道施設の整備や公営住宅の整備・改善、河川、海岸等の整備を行い、安全・安心で快適なまちづくりに努めてまいります。

また、国の事業であります国道226号北十町地区の歩道整備と交差点改良を推進していく

とともに、県の事業であります指宿鹿児島インター線（池田工区）道路改良事業の整備促進により、市内の道路のアクセス向上に努めてまいります。

生活道路の整備につきましては、継続路線として、北町通り線、堀切園石嶺線、松ヶ迫線、川尻利永線等の改良舗装工事を実施してまいります。

また、老朽化したインフラ対策として、引き続き橋梁補修工事を実施し、交通の安全性向上を図ってまいります。

指宿港海岸の整備につきましては、国の直轄海岸保全施設整備事業が、鋭意進められております。また、その背後の港湾緑地につきましては、令和2年7月に供用開始した太平次公園から逆瀬川までの緑地実施設計と逆瀬川橋梁実施設計を行ってまいります。引き続き防災機能の強化はもとより、魅力ある海辺空間としての海岸整備を目指し、関係機関と連携しながら事業の推進に努めてまいります。

海岸・港湾事業につきましては、指宿港の浮棧橋補修及び長崎鼻海岸の高波・高潮対策が県営事業で実施されます。

土地区画整理事業につきましては、整備が進められております十町地区において、住みやすい魅力あふれるまちづくりのため、関係権利者の御理解と御協力をいただきながら、事業を推進してまいります。

公営住宅事業につきましては、市営住宅の維持管理に努め、快適な居住環境の中で暮らせるよう適正に管理してまいります。

また、住宅建設事業につきましては、川尻2号団地8号棟から10号棟の外壁等改修工事などを実施し、市営住宅の安全性の確保と建物の耐久性及び利便性の向上による環境改善を図り、今後も市営住宅の整備・改善を計画的に推進しながら、良好な居住環境づくりを図ってまいります。

住宅・建築物安全化促進事業につきましては、建築物の耐震化促進事業に該当する大規模建築物や木造住宅の耐震改修等に補助を行い、建築物の耐震化を促進してまいります。

地籍調査事業につきましては、早期完了に向けて一層の推進を図ってまいります。また、道路等における未登記物件の早期解消を図り、公共用地の適正な管理に努めてまいります。

上水道事業につきましては、水道管の新設、更新を実施するほか、令和2年度から実施している基幹管路である池田水源地石嶺配水池系送水管や配水管の更新、水源地や配水池の設備更新を実施し、水質管理の徹底を含めた水道水の安定供給に努めてまいります。

公共下水道事業の汚水整備につきましては、十町土地区画整理事業の進捗に合わせた汚水管の新設整備を進めてまいります。

令和4年度から実施している潟山汚水中継ポンプ場や浄水苑の改築更新事業等につきましては、下水道ストックマネジメント計画に基づいて実施してまいります。

浄水苑、雨水ポンプ場等の下水道施設の維持管理に万全を期すとともに、公共下水道への



排水設備普及促進に努め、文化的で快適な居住環境を形成してまいります。

温泉供給事業につきましては、引き続き温泉供給施設等の維持管理を実施し、市営温泉の安定供給に努めてまいります。

次に、教育行政についてであります。

本市では、令和3年3月に策定した教育大綱と第2期教育振興基本計画に基づき、学校・家庭・地域・企業等との積極的な連携を図りながら、教育行政の推進に取り組んでまいります。

学校教育につきましては、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視し、小学校においては令和2年度から、中学校においては令和3年度から全面実施された新学習指導要領に則った指導の充実を図りながら、これからの社会を生き抜く力の育成に努めてまいります。

また、学力向上をはじめとする各学校の教育課題を解決するために、小中一貫教育の推進、人権教育の充実及びG I G Aスクール構想の充実・推進に努めてまいります。

小中一貫教育では、児童生徒の交流活動や教員の乗り入れ授業、指宿まるごと博物館構想に基づいた指宿を学ぶいぶ好きふるさと学を核とした郷土教育、小学校低学年からの外国語教育等を実施し、9年間の切れ目ない系統的・体系的な学びの中で子どもたちの課題解決を目指してまいります。

生徒指導上の課題につきましては、生徒指導体制の確立や教職員の生徒指導力の向上に努めるとともに、スクールカウンセラーや教育相談員による相談体制の充実に努めてまいります。

また、スクールソーシャルワーカーを学校、家庭、地域に派遣し、関係機関とも情報をより一層共有することで、様々な課題の解決を図ってまいります。

キャリア教育の推進につきましては、志や夢を持つ子どもを育成するため、小学生による地域の事業所への訪問や中学生による職場体験学習キャリア・スタート・ウィークを引き続き推進してまいります。

児童生徒の安全確保につきましては、実効性のある避難訓練や防災教室、交通安全教室や防犯教室等を通して、発達段階に即した危険予知能力や危険回避能力の育成に努めるとともに、家庭、スクールガード、P T A、地域住民等との連携を深め、地域全体で子どもを見守り、安心できる環境づくりに引き続き努めてまいります。

教育の情報化の推進につきましては、G I G Aスクール構想により小中学校に整備した児童生徒1人1台のタブレット端末の活用を支援します。

子どもたちが情報モラルを身に付け、情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できるようにすることで、社会の変化に対応し、社会で自立していくことができる教育の推進に取り組んでまいります。

学校規模の適正化につきましては、令和3年9月に策定した第2次指宿市望ましい学校づく

り基本方針の目的を踏まえ、保護者や地域住民の皆様の御理解と御協力を得られるように協議を進めてまいります。

学校給食につきましては、地産地消を推進し、郷土食・行事食など工夫した献立を実施しながら、安全・安心でおいしい給食の提供に努めるとともに、施設設備等の改修を進めてまいります。

また、食物アレルギーを有する児童生徒の実態把握に努め、除去食や代替食を提供してまいります。

指宿商業高等学校につきましては、昨年の学科再編の効果を更に充実させ、より専門的で魅力ある学校づくりを進めて入学志望者の増加を図ります。

また、全国初の高校による株式会社指商や指商デパートなど特色ある教育活動を通して、企業や地域社会等でリーダーとして貢献できる人材の育成に努めてまいります。

さらに、通学が困難な地区から入学したスポーツ活動において優れた資質や実績がある生徒の下宿費の一部を補助することで、部活動の支援も引き続き行ってまいります。

韓国語・中国語の選択学習においては、語学検定合格やスピーチコンテストなどの各種大会参加に向けた勉強会にも取り組み、国際化に対応できる生徒の育成を図るとともに、ICP活動（いぶすき茶いっぺプロジェクト活動）を継続させ、おもてなしの心を発信してまいります。

さらに、全商簿記1級などの上級資格取得に向けて、生徒の適性、能力、個性に応じた教育を進め、オンライン公務員講座の継続など、的確な進路を実現できるよう引き続き推進してまいります。

社会教育につきましては、自ら立つ自立、自ら律する自律した市民を自ら育てていくという生涯学習の理念に照らし、住民自身のニーズに基づく要求課題、そして市民として必ず学習してほしい必要課題についても学ぶ生涯学習講座等の充実を図ってまいります。また、まちづくりを主体的に担う人材育成の観点から、各社会教育関係団体の再興・活性化や指導・助言に取り組んでまいります。

青少年教育につきましては、青少年育成推進員の活躍の場づくりや研修の充実を図るとともに、青少年体験活動への助成を行い、心豊かでたくましい青少年の育成に努めてまいります。

さらに、地域と学校が相互に連携・協働して行う学校応援団や放課後子ども教室など、地域学校協働活動事業を進めてまいります。

家庭教育につきましては、家庭教育支援員や子育てサポーターの養成・活用を図りながら、学校や幼稚園・保育園、関係機関等と連携した家庭教育及び子育て支援の充実を努めてまいります。

子どもの読書活動の推進につきましては、市立図書館や学校図書室を活用しながら、家

庭・地域・学校における読書の習慣化と読書環境づくりを図るため、第3次子ども読書活動推進計画に基づき、読書を通した子どもの育成に努めてまいります。

文化芸術活動の促進につきましては、文化祭やいぶすきシルバー美術展等への支援を通して、市民による芸術文化の発表と鑑賞の機会を設けます。

また、昨年オープンしました市民会館を活用した文化公演の実施など、自主文化事業に取り組み、市民をはじめとする多くの方々に利用されるような管理運営に努めてまいります。

地域文化の継承・発展につきましては、市郷土芸能保存会等と連携し、市民がやりがいをもって、各地域の郷土芸能や伝統行事の保存継承活動に取り組めるよう、指宿市伝統文化フェスティバルの開催や研修の機会を設け、人材育成に努めてまいります。

文化財の保護と活用につきましては、国指定史跡の指宿橋牟礼川遺跡や今和泉島津家墓所をはじめとする、地域に所在する指定文化財等の保護と活用に努めるとともに、地域をあげた持続可能な文化財保護の体制づくりに取り組み、郷土愛と誇りの醸成を図るため、指宿市文化財保存活用地域計画の作成を進めてまいります。

時遊館COCCOはしむれでは、本市の魅力発信の拠点として、指宿まるごと博物館構想に基づいた企画展、海が織りなす焼酎文化～芋・技・肴・器～や各種講座、体験学習等の開催を通して、新たな学びの機会の提供に努めてまいります。

次に、令和5年度の当初予算の大綱について申し上げます。

私は、将来に財政上の負担を先送りすることなく市政運営していく、このことが、市政を預かる者としての基本的なスタンスでなければならないと考えております。したがって、本市の財政再建につきましては、私の公約の中でも重要項目の中の一つとして位置付けてあります。

このことから、予算編成にあたりましては、歳入の範囲内で歳出を収めること、償還元金内での借入とし、市債残高の抑制に努めること、明快なこの二つを基本目標とし、予算編成に取り組んだところであります。

一方、厳しい財政状況ではありますが、第二次総合振興計画で定める豊かな資源が織りなす食と健幸のまちの将来都市像を実現するため、必要な施策・事業につきましては着実に推進していく必要があります。

そのため、令和5年度予算においては、事業の緊急性、優先度を的確に把握し、事務事業の選択と集中、職員の創意工夫のもと、歳出削減や歳入確保に努めたところではございますが、残念ながら、歳入の範囲内での歳出に収めることはできなかったところであります。

本市においては、市債残高が他自治体より大きく膨れ上がっており、経常収支比率も高く、義務的経費が主体となった経常的な経費がかさんでいるという財政構造上の問題を抱えております。したがって、この財源不足の問題については、時間が少々かかりますが、解消に向けて新たに経営改善計画を策定し、私の信念を持って、今後も取り組んでまいりた

いと考えております。

歳出面では、移住・定住の促進や空き家活用などの人口減少対策、観光振興再生プロジェクト事業などの経済対策、市民の安心・安全を守るための防災減災対策事業等を講じております。

歳入面では、企業版ふるさと納税やふるさと納税等の歳入確保に向け、果敢にチャレンジする予算編成としたところであります。

令和5年度の当初予算は、一般会計259億6,200万円、国民健康保険特別会計68億9,241万8千円、後期高齢者医療特別会計7億9,173万8千円、介護保険特別会計57億2,532万4千円、唐船峡そうめん流し事業特別会計2億2,448万8千円、水道事業会計、収益的収入7億1,880万3千円、収益的支出6億7,976万6千円、資本的収入2億4,863万円、資本的支出6億9,421万1千円、公共下水道事業会計、収益的収入8億1,103万4千円、収益的支出7億5,205万8千円、資本的収入6億7,790万9千円、資本的支出8億5,880万3千円、温泉供給事業会計、収益的収入3,384万3千円、収益的支出3,243万9千円、資本的収入0円、資本的支出1,207万3千円を計上いたしました。

以下、一般会計及び特別会計等における主要な施策と歳入歳出予算の概要等については、お示しのとおりであります。

以上、令和5年度の市政運営について、基本的な姿勢と予算等について申し述べてまいりました。

令和4年度は、常に節約を念頭に置き続け、財政の堅実な運営を目指してまいりましたが、この方針は、今後も継続しなければなりません。この1年、議員の皆様をはじめ、多くの市民の皆様の声に耳を傾けながら走り続けて来た中で、様々な業種の皆様からいただくのは、人手が足りないという声でありました。今年度の市政運営でのキーワードは、ヒトであるということ为先ほども述べたところであります。

時代は、新型コロナウイルスと一緒に生きていく時代、いわゆるウィズコロナ時代に突入しています。本市では、細心の感染対策を徹底しながら、昨年から季節ごとの催しや活動を再開してまいりました。そしてこれから、国内外からの人の動き、人の交流がさらに活発化し、様々な活動を積極的に、そして大胆に挑戦していく1年が始まろうとしております。

このような中、大切なことは、どうやって人を増やしていくかということであります。人に選ばれ、人に住んでもらい、人を産み育てていく。住みやすいまち、稼げるまち、訪れたいまち。そんなまちを目指し、ヒトをテーマとした政策に徹底的にこだわりたいと考えております。折しも、今年の干支はうさぎです。うさぎのように元気な指宿に向かって大きくジャンプしなければなりません。そのためにも、常に耳を大きく、より高く立て、敏感に周りの情報を聞き取り、時代や市民生活の様々な変化に即座に対応することが肝要であります。そして、入手した情報は広く公開し、みんなで共有しながら明るい町づくりを進めてまいり

ます。

今後とも、市議会議員の皆様をはじめ、市民の皆様の積極的な市政への御参加と御協力を賜りますようお願い申し上げまして、施政方針と予算の大綱の説明とさせていただきます。

続きまして、今次、第1回指宿市議会定例会に提出いたしました案件について御説明申し上げます。

提出いたしました案件は、補正予算に関する案件9件、過疎地域持続的発展計画に関する案件1件、条例に関する案件13件、市道の認定に関する案件1件、当初予算に関する案件8件、人事に関する案件1件の計33件であります。このうち、議案第1号、令和4年度指宿市一般会計補正予算（第15号）について、から、議案第32号、令和4年度指宿市一般会計補正予算（第16号）について、までの32議案につきましては、関係部長等に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

**○議長（下川床泉）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時18分

**○議長（下川床泉）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**○総務部長（下吹越寿）** それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、御説明申し上げます。

提出議案の1ページを御覧ください。

まず、議案第1号、令和4年度指宿市一般会計補正予算（第15号）について、であります。

補正予算書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8億8,324万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を275億8,315万5千円にしようとするものであります。

第2条で、繰越明許費の補正をするものであります。内容につきましては、10ページの第2表、繰越明許費補正でお示しの各事業について、繰越明許費の追加をするものであります。

第3条で、債務負担行為の補正をするものであります。内容につきましては、12ページの第3表、債務負担行為補正でお示しの各事項について、事業費の確定に伴い期間及び限度額の変更をするものであります。

第4条で、地方債の補正をするものであります。内容につきましては、13ページの第4表、地方債補正でお示しのとおり、事業債の追加と、各起債事業費の確定等に伴い限度額をそれぞれ変更するものであります。

今回の補正の主な内容は、令和4年度の事業費の確定や支出見込に対する予算の不足額又は不用額の整理等であります。

なお、今回の補正の各目に、人件費を計上しております。これにつきましては、職員の育児休業等に係る予算の整理に伴う人件費の減であります。なお、各目の人件費につきまして

は、61ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます、以後の説明は割愛させていただきます。

また、各会計の補正予算については、別冊令和4年度指宿市各会計3月補正予算の概要をお手元に配布しておりますので、御参照していただきますようお願い申し上げます、以後の説明は割愛させていただきます。

次は、提出議案の9ページを御覧ください。

議案第9号、指宿市過疎地域持続的発展計画の一部変更について、であります。

本案は、指宿市過疎地域持続的発展計画の一部変更を行うため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

変更の主な内容について御説明申し上げますので、10ページを御覧ください。

当該計画につきましては、計画本文の修正を伴う変更など、国が示す計画全体に及ぼす影響が大きいものに該当する場合は、県と協議を行い、議会の議決を経て、国へ変更後の計画を提出することとなっております。

今回、第13章その他地域の持続的発展に関し必要な事項に、基金に関する事項を追加したことから、当該計画を変更しようとするものであります。

次は、提出議案の12ページを御覧ください。

議案第10号、指宿市過疎地域持続的発展特別事業基金条例の制定について、であります。

本案は、過疎地域持続的発展特別事業の実施に必要な財源を基金に積立て、本市の地域振興に資する事業に活用するため、この条例を制定しようとするものであります。

制定の主な内容につきまして御説明いたしますので、13ページを御覧ください。

第2条において、基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額としております。

第3条において、基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管、また、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができるとしてあります。

第4条において、基金の運用収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、第1条の設置目的を達成するため、市長が特に必要と認める経費の財源に充てることのできる、又はこの基金に繰り入れるものとしてあります。

第5条において、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することのできるとしてあります。

第6条において、基金は、過疎地域の持続的発展に向けた事業の財源に充てるため必要があると認めるときは、その全部又は一部を処分することのできるとしてあります。

なお、附則において、この条例は、公布の日から施行することとしております。

次は、提出議案の15ページを御覧ください。

議案第11号、指宿市定住促進条例の一部改正について、であります。

本案は、指宿市定住促進条例の助成対象及び助成金の申請期間を拡充し、本市への移住者の増加を図るため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容について御説明申し上げますので、16ページを御覧ください。

まず、条例の名称を、指宿市定住促進のための住宅の新築・購入支援に関する条例に改め、対象者を、2年以上本市の住民基本台帳に記録されていない者に拡充するものであります。

また、対象期間、申請期間等についても延長するものであります。

なお、施行日は、令和5年4月1日からとし、令和2年4月1日からこの条例の施行の日の前日までに転入した者については経過措置を設けているところでございます。

次は、提出議案の17ページを御覧ください。

議案第12号、指宿市個人情報保護法施行条例の制定について、であります。

本案は、個人情報の保護に関する法律の一部改正が行われたことから、個人情報の保護に関する法律の施行について必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするものであります。

18ページを御覧ください。

条例の主な内容は、開示請求に係る手数料や指宿市個人情報保護審査会に諮問する条項等を定めるものであります。

また、附則において、指宿市個人情報保護条例を廃止するものであります。

なお、施行日は、令和5年4月1日とし、廃止前の指宿市個人情報保護条例に係る守秘義務の責務や罰則等の経過措置を定めているところであります。

次は、提出議案の21ページを御覧ください。

議案第13号、指宿市個人情報保護審査会条例の制定について、であります。

本案は、個人情報の保護に関する法律の一部改正が行われたことから、実施機関からの諮問等について、調査審議する個人情報保護審査会の設置に関し、必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするものであります。

条例の主な内容を説明いたしますので、22ページを御覧ください。

個人情報の保護に関する重要事項について調査審議等を行うため、指宿市個人情報保護審査会をおくこととし、審査会の事務、委員構成、調査手続、罰則等を定めるものであります。

なお、施行日は、令和5年4月1日からとし、廃止前の指宿市個人情報保護条例の規定により設置された審査会について経過措置を定めているところであります。

次は、提出議案の27ページを御覧ください。

議案第14号、指宿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、利永保育所の嘱託医及び嘱託歯科医に係る報酬を規定するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

28ページを御覧ください。

改正の内容は、別表中に、保育所嘱託医及び保育所嘱託歯科医の項目を追加するものであり、施行日は、令和5年4月1日とするものであります。

次は、提出議案の56ページを御覧ください。

議案第24号、令和4年度指宿市一般会計補正予算（第16号）について、であります。

補正予算書の3ページを、御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,018万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を276億6,333万8千円にしようとするものであります。

第2条で、繰越明許費を補正するものであります。内容につきましては、7ページの第2表、繰越明許費補正でお示しの事業について、繰越明許費の追加をするものであります。

第3条で、債務負担行為の補正をするものであります。内容につきましては、7ページの第3表、債務負担行為補正でお示しの事項について、債務負担行為の追加をするものであります。

第4条で、地方債の補正をするものであります。内容につきましては、7ページの第4表、地方債補正でお示しのとおり、事業債の追加をするものであります。

補正の内容につきましては、提出議案の概要の19ページを御参照いただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○市民生活部長（増永智美）** それでは、命によりまして、市民生活部所管の議案について、御説明申し上げます。

提出議案の29ページを御覧ください。

議案第15号、指宿市国民健康保険税条例の一部改正について、であります。

本案は、国民健康保険特別会計の安定的な財政運営及び健全化並びに受益者負担の適正化を図るため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

本市の国民健康保険特別会計は、被保険者の減少、高齢化、1人当たり医療費の増加などにより、厳しい財政状況が続いており、毎年度、財源不足を賄うため、一般会計から法定外繰入を行っている状況で、平成23年度以降の12年間において、約24億7,800万円もの財源を投じております。



また、本市が策定し鹿児島県へ提出した国保財政健全化計画において、令和5年度までに決算補填を目的とした法定外繰入の解消を図る計画としていることから、今回の改正により、県が示す標準保険料率を参考に税率改正をしようとするものであります。

改正の主な内容につきまして御説明いたしますので、30ページを御覧ください。

第3条から第9条の3までは、基礎課税額等の所得割額、均等割額及び平等割額の改正を行うものであります。

第23条は、低所得者に対する7割、5割及び2割軽減の軽減額並びに未就学児に対する軽減額の改正を行うものであります。

なお、附則において、施行日は、令和5年4月1日からとし、改正後の指宿市国民健康保険税条例の規定について適用区分を定めているところであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○健康福祉部長（山元成之）** それでは、命によりまして、健康福祉部所管の議案について、御説明申し上げます。

提出議案の32ページを御覧ください。

議案第16号、指宿市国民健康保険条例の一部改正について、であります。

本案は、出産育児一時金の支給について、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容につきまして御説明申し上げますので、33ページを御覧ください。

国民健康保険被保険者が出産したとき、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し支給される出産育児一時金の額を、現行の40万8千円から48万8千円に改正するものであります。

なお、附則において、施行日は、令和5年4月1日からとし、経過措置についても規定しているところであります。

次に、34ページを御覧ください。

議案第17号、指宿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、であります。

本案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容につきまして御説明申し上げますので、35ページを御覧ください。

改正の主な内容は、家庭的保育事業者等に対し、安全計画の策定等や自動車を運行する場合の利用乳幼児の所在確認等に関する条項等を追加し、懲戒に係る権限の濫用禁止に関する条項を削除するものであります。

なお、附則において、施行日は、令和5年4月1日からとし、懲戒に関する権限の濫用禁止に関する条項の削除については、公布の日からとするものであり、あわせて、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車へのブザー等の設置について、経過措置を規定するものであります。

次に、38ページを御覧ください。

議案第18号、指宿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、であります。

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が一部改正されたことから、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容について、御説明申し上げますので、39ページを御覧ください。

改正の主な内容は、放課後児童健全育成事業者に対する安全計画の策定等や自動車を運行する際の利用乳幼児の所在確認、業務継続計画の策定等に関する条項等を追加するものであります。

なお、附則において、施行日は、令和5年4月1日からとし、経過措置として安全計画の策定は、令和6年3月31日までは努力義務とするものであります。

次に、41ページを御覧ください。

議案第19号、指宿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、であります。

本案は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関連法律の整備に関する法律が公布され、子ども・子育て支援法が一部改正されたことに伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容について御説明申し上げますので、42ページを御覧ください。

改正の主な内容は、懲戒に係る権限の濫用禁止に関する条項を削除し、引用条項を整理するものであります。

なお、附則において、施行日は、令和5年4月1日からとし、懲戒に係る権限の濫用禁止に関する条項の削除については、公布の日からとするものであります。

次に、44ページを御覧ください。

議案第20号、指宿市子ども・子育て会議条例の一部改正について、であります。

本案は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関連法律の整備に関する法律が公布され、子ども・子育て支援法等が一部改正されたことに伴い、本条例の引用条項を整理するものであります。

なお、附則において、施行日は、令和5年4月1日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○建設部長（星倉淳一）** それでは、命によりまして、建設部所管の議案について、御説明申し上げます。

提出議案の54ページを御覧ください。

議案第23号、市道の認定について、であります。

本案は、1路線の市道の認定のため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

提出議案の概要の18ページを御覧ください。

新たに市道認定しようとする指高グラウンド北線は、指宿市西方字島廻東地内の延長198.2mを市道認定しようとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○水道事業部長（坂元一博）** それでは、命によりまして、水道事業部所管の議案について、御説明申し上げます。

提出議案の50ページを御覧ください。

議案第22号、指宿市温泉供給事業審議会条例の制定について、であります。

本案は、指宿市温泉供給事業審議会を設置し、地域住民等の意見を反映した事業を推進することにより、事業の適正かつ合理的な運営及び健全な経営を図るため、この条例を制定しようとするものであります。

条例の主な内容につきまして御説明申し上げますので、49ページを御覧ください。

第1条に、審議会の設置として、地方公営企業法第14条の規定に基づき、温泉供給事業の運営及び経営に関する事等を審議するため、指宿市温泉供給事業審議会の設置を定めております。

第2条に、審議会に係る所掌事項として、温泉使用料に関する事及び温泉供給事業の運営上必要と認める事項に関する事を定めております。

第3条に、委員は10人以内とし、学識経験者又は地域住民の代表者で組織することを定めております。

なお、附則におきまして、条例の施行期日を令和5年4月1日からとし、あわせて、指宿市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例に温泉供給事業審議会委員の項目を追加する改正をしようとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○選挙管理委員会事務局長（山下浩二）** それでは、命によりまして、選挙管理委員会所管の議案について、御説明申し上げます。

提出議案の46ページを御覧ください。

議案第21号、指宿市議会議員又は指宿市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、公職選挙法の一部が改正され、選挙公営限度額が引上げられたこと、また、市議会議員及び市長選挙における選挙公営にビラの頒布を可能としたいことから、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

47ページを御覧ください。

改正の主な内容は、条例の名称を、指宿市議会議員又は指宿市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に改め、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成に係る公営限度額を引上げ、また、市議会議員及び市長選挙におけるビラの公営を可能とするものであります。

なお、施行日は、公布の日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（下川床泉）** ただいま議題となっております、議案第1号から議案第32号までの32議案に対する質疑等は、2月24日に行います。

#### **△ 議案第33号上程**

**○議長（下川床泉）** 次は、日程第35、議案第33号、人権擁護委員候補者の推薦について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

#### **△ 提案理由説明**

**○市長（打越明司）** それでは、御説明申し上げます。

提出議案の65ページを御覧ください。

議案第33号、人権擁護委員候補者の推薦について、であります。

本案は、開聞地域の現委員であります坂元明子氏が、本年6月30日をもって任期満了となりますことから、新たに、白澤愛子氏を委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

同氏の住所、生年月日はお示しのとおりであります。

なお、同氏は、中学校教員として38年間勤務し、子供たちの学力向上や健全育成に努めて来られた経験があり、今後、この経験を生かして、人権擁護委員としての活躍が期待されますことから、当該委員として適任者であると思っております。

何とぞ、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（下川床泉）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時47分

再開 午前11時48分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 議案第33号(質疑, 委員会付託省略, 表決)

○議長（下川床泉） これより、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第33号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、議案第33号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、議案第33号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、議案第33号は、同意することに決定いたしました。

△ 散 会

○議長（下川床泉） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午前11時49分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 下川床 泉

議 員 東 勝 義

議 員 西 田 義 哲

# 第 1 回 定 例 会

令和5年2月24日

(第2日)

## 第1回指宿市議会定例会会議録

令和5年2月24日 午前10時00分 開議

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 令和4年度指宿市一般会計補正予算（第15号）について
- 日程第3 議案第2号 令和4年度指宿市国民健康保険特別会補正予算（第3号）について
- 日程第4 議案第3号 令和4年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第5 議案第4号 令和4年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第6 議案第5号 令和4年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第7 議案第6号 令和4年度指宿市水道事業会計補正予算（第5号）について
- 日程第8 議案第7号 令和4年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第6号）について
- 日程第9 議案第8号 令和4年度指宿市温泉供給事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第9号 指宿市過疎地域持続的発展計画の一部変更について
- 日程第11 議案第10号 指宿市過疎地域持続的発展特別事業基金条例の制定について
- 日程第12 議案第11号 指宿市定住促進条例の一部改正について
- 日程第13 議案第12号 指宿市個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第14 議案第13号 指宿市個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第15 議案第14号 指宿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第15号 指宿市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第17 議案第16号 指宿市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第18 議案第17号 指宿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について



- 日程第19 議案第18号 指宿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第20 議案第19号 指宿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第21 議案第20号 指宿市子ども・子育て会議条例の一部改正について
- 日程第22 議案第21号 指宿市議会議員又は指宿市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第22号 指宿市温泉供給事業審議会条例の制定について
- 日程第24 議案第23号 市道の認定について
- 日程第25 議案第24号 令和4年度指宿市一般会計補正予算（第16号）について
- 日程第26 議案第25号 令和5年度指宿市一般会計予算について
- 日程第27 議案第26号 令和5年度指宿市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第28 議案第27号 令和5年度指宿市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第29 議案第28号 令和5年度指宿市介護保険特別会計予算について
- 日程第30 議案第29号 令和5年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計予算について
- 日程第31 議案第30号 令和5年度指宿市水道事業会計予算について
- 日程第32 議案第31号 令和5年度指宿市公共下水道事業会計予算について
- 日程第33 議案第32号 令和5年度指宿市温泉供給事業会計予算について

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

2 番 議 員 松 下 知 恵	3 番 議 員 山 本 敏 勝
4 番 議 員 前 原 五 男	5 番 議 員 東 勝 義
6 番 議 員 西 田 義 哲	8 番 議 員 恒 吉 太 吾
9 番 議 員 田 中 健 一	10 番 議 員 吉 村 重 則
11 番 議 員 東 伸 行	12 番 議 員 西 森 三 義
13 番 議 員 井 元 伸 明	14 番 議 員 新川床 金 春
15 番 議 員 福 永 徳 郎	16 番 議 員 高 田 ちよ子
17 番 議 員 前之園 正 和	18 番 議 員 下川床 泉

---

1. 欠席議員

1 番 議 員 中 村 昭 二 7 番 議 員 新宮領 實

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	打 越 明 司	副 市 長	有 留 茂 人
教 育 長	吉 元 鈴 代	総 務 部 長	下吹越 寿
市民生活部長	増 永 智 美	健康福祉部長	山 元 成 之
産業振興部長	野 元 伸 浩	農 政 部 長	寺 田 昭 宏
建 設 部 長	星 倉 淳 一	教 育 部 長	紺 屋 聖 一
水道事業部長	坂 元 一 博	山 川 支 所 長	中 島 裕 一
開 聞 支 所 長	山 下 秀 一	市 長 公 室 長	渡 部 徹 也
総 務 課 長	山 下 浩 二	経営改善推進室長	木 下 英 城
財 政 課 長	東 忠 孝		

---

1. 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	鮎 川 富 男	次長兼議事係長	池 水 拓 也
主幹兼調査管理係長	川 畑 裕 二	議 事 係 主 査	古 川 浩 仁

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（下川床泉） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（下川床泉） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、恒吉太吾議員及び田中健一議員を指名いたします。

## △ 議案第1号～議案第8号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（下川床泉） 次は、日程第2、議案第1号、令和4年度指宿市一般会計補正予算（第15号）について、から、日程第9、議案第8号、令和4年度指宿市温泉供給事業会計補正予算（第2号）について、までの8議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第1号から議案第8号までの8議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第8号までの8議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありますので、討論を終結いたします。

これより、議案第1号から議案第8号までの8議案を一括して採決いたします。

8議案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第8号までの8議案は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第9号～議案第32号（質疑、委員会付託）

○議長（下川床泉） 次は、日程第10、議案第9号、指宿市過疎地域持続的発展計画の一部変更について、から、日程第33、議案第32号、令和5年度指宿市温泉供給事業会計予算について、までの24議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、議案第9号から議案第24号まで及び議案第26号から議案第32号までの23議案については、お手元に配布いたしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託し、議案第25号については、各常任委員会の所管に従い分割付託といたします。

いずれも、休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

#### △ 散 会

○議長（下川床泉） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午前10時03分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 下川床 泉

議 員 恒 吉 太 吾

議 員 田 中 健 一

# 第 1 回 定 例 会

令和 5 年 3 月 15 日

(第 3 日)

第1回指宿市議会定例会会議録

令和5年3月15日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

|          |         |          |         |
|----------|---------|----------|---------|
| 2 番 議 員  | 松 下 知 恵 | 3 番 議 員  | 山 本 敏 勝 |
| 4 番 議 員  | 前 原 五 男 | 5 番 議 員  | 東 勝 義   |
| 6 番 議 員  | 西 田 義 哲 | 7 番 議 員  | 新宮領 實   |
| 8 番 議 員  | 恒 吉 太 吾 | 9 番 議 員  | 田 中 健 一 |
| 10 番 議 員 | 吉 村 重 則 | 11 番 議 員 | 東 伸 行   |
| 12 番 議 員 | 西 森 三 義 | 13 番 議 員 | 井 元 伸 明 |
| 14 番 議 員 | 新川床 金 春 | 15 番 議 員 | 福 永 徳 郎 |
| 16 番 議 員 | 高 田 ちよ子 | 17 番 議 員 | 前之園 正 和 |
| 18 番 議 員 | 下川床 泉   |          |         |

---

1. 欠席議員

- 1 番 議 員 中 村 昭 二

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|         |         |           |         |
|---------|---------|-----------|---------|
| 市 長     | 打 越 明 司 | 副 市 長     | 有 留 茂 人 |
| 教 育 長   | 吉 元 鈴 代 | 総 務 部 長   | 下吹越 寿   |
| 市民生活部長  | 増 永 智 美 | 健康福祉部長    | 山 元 成 之 |
| 産業振興部長  | 野 元 伸 浩 | 農 政 部 長   | 寺 田 昭 宏 |
| 建 設 部 長 | 星 倉 淳 一 | 教 育 部 長   | 紺 屋 聖 一 |
| 水道事業部長  | 坂 元 一 博 | 山 川 支 所 長 | 中 島 裕 一 |

|           |        |          |        |
|-----------|--------|----------|--------|
| 開聞支所長     | 山下 秀一  | 市長公室長    | 渡部 徹也  |
| 総務課長      | 山下 浩二  | 経営改善推進室長 | 木下 英城  |
| 危機管理課長    | 竹山 修一  | 財政課長     | 東 忠孝   |
| 税務課長      | 橋口 裕一  | 環境政策課長   | 富永 敏尚  |
| 国保介護課長    | 湯ノ口 繁生 | 地域福祉課長   | 内村 喜代志 |
| 健康増進課長    | 廣森 政宏  | 商工水産課長   | 宮地 主税  |
| ふるさと納税室長  | 上田 和成  | 観光課長     | 上川床 聡  |
| 観光施設管理課長  | 岩林 茂樹  | 農政課長     | 鴨崎 一郎  |
| 農産技術課長    | 前 菌 洋一 | 土木課長     | 東 恵一   |
| 都市・海岸整備課長 | 田之上 浩康 | 建築課長     | 中吉 竜治  |
| 学校教育課長    | 山下 信久  | 社会教育課長   | 村元 重夫  |

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |       |         |       |
|-----------|-------|---------|-------|
| 事務局長      | 鮎川 富男 | 次長兼議事係長 | 池水 拓也 |
| 主幹兼調査管理係長 | 川畑 裕二 | 議事係主査   | 古川 浩仁 |

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（下川床泉） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（下川床泉） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、新宮領實議員及び吉村重則議員を指名いたします。

## △ 一般質問

○議長（下川床泉） 次は、日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、前原五男議員。

○4番議員（前原五男） 4番、前原五男です。先日の雪害、冷害に遭われた農家の皆さんをはじめ、皆様方にお見舞いを申し上げます。一日も早い回復と日常を取り戻してほしいと思います。

さて、私たちにとっても、私のネクタイを見てお分かりのとおり、ピンク色でございますけれども、1月の菜の花から、梅、桃の花、そして、現在、山桜とか桜が咲いております。春を告げる花々が続き、日本の春の豊かさをこれから実感する季節に入ってきました。また、学生にとっては、卒業、入学と悲喜こもごものシーズンを迎えます。我が家も高校、中学卒業、小学校入学と嬉しい季節が待っています。ついさっきまでは重たそうにランドセルを背負って、後ろにひっくり返りそうな体をしていた小学生が、いってきますと元気よく、近くの子供たちと登校していたんですが、今は悩みを持つ朝はだんまり、ふてくされたような雰囲気や漂わせながら登校しています。でも、帰宅すると、ただいまと大きな声を出して、ああ疲れた、おやつはと元に戻っての日常、ほっとひと安心できる夕食前の一コマでございます。

さて、前置きをそのぐらいにして、今回は観光ビジョンについてで、質問を始めていきたいと思えます。なぜ、今、ビジョンを策定するのか。

そして、2番目に、観光と農林水産加工業の連携について、お尋ねします。一次産業が輝いてこそ観光があると思うが、観光と他産業との連携をどう考えているのか、お尋ねいたします。

3番目に、農政部を中心とした質問をいたします。民間とともに共同、いわゆるコラボです、コラボ。活用する新たな観光資源はあるかをお尋ねしまして、私の1回目の質問といたします。よろしくお願いいたします。



**○市長（打越明司）** おはようございます。昨日は、市内5校の中学校の卒業式でした。マスクを取って、大きな笑顔で入場する子供たちを見ながら、非常にほっとした思いがありました。久しぶりに、子供たちの大きな声で歌う校歌であったり、みんなの合唱を聴きながら、少しずつ日常が戻ってきたなど改めて実感するところでありました。

それでは、前原議員からの御質問にお答えしたいと思います。

なぜ、今、ビジョン策定するのかという御質問をいただきました。本市では、平成25年に指宿市観光戦略ビジョンを策定いたしました。これは、平成23年に全線開業をした九州新幹線による経済効果を持続発展させることを目的としたもので、おおむね5年間の計画でありました。その後、次期戦略についての協議を進めておりましたが、当時、各地で多発した自然災害や韓国、中国などのアジア諸国との国際情勢の関係悪化などにより、計画策定の見直しを余儀なくされました。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、観光産業を取り巻く環境は大きく変化していったところでもあります。しかしながら、今年度に入り、経済活動も少しずつ動き始め、インバウンドの回復も見え始めているところでもあります。このため、これからの本市の観光の方向性を明らかにするため、今回、新たな観光ビジョンを策定しようとするものであります。ちょうど、先ほど話題になりましたように、13日からはマスクの着用が、それぞれの自己判断となりました。そして、5月連休明けには、いよいよ2類、5類見直しで、感染症としての位置付けが変わってくる。正に、次々にウィズコロナの時代に入っていくわけですから、そういう中であって、指宿市のこれからの人を迎えていく産業、人をどんどんもてなしていく、そういう地域を作っていくために、まさに、今、こうした観光ビジョン作りが必要であろうというふうに思っているところでもあります。このビジョンの策定につきましては、昨年6月議会におきまして、必要経費の補正と内容について御説明をさせていただき、御承認をいただきましたところでもあります。その後、9月に各団体の代表者によりまして策定委員会を設置をし、10月からは民間事業者や地域住民の方々で構成する専門部会において、具体的な、来年からやるもの、再来年から取り掛かれるもの、そういったアクションプラン等についての議論を活発に重ねて、本年2月に素案を作成したところでもあります。現在、市民の方々を中心にパブリックコメントを実施しておりまして、令和5年3月下旬には、策定できる見込みとなっているところでもあります。なお、今回策定する観光ビジョンは、第二次指宿市総合振興計画に位置付けられておりまして、また、第二期指宿市まち・ひと・しごと創生総合戦略の個別計画と連携して推進するとともに、国や県の計画とも整合性をしっかり取りながら策定していきたい、そのように考えているところでもあります。

もう一つ、観光と農林水産加工業等との連携等についての御質問をいただきました。指宿市観光ビジョンでは、豊かな食を基本戦略の柱の一つに掲げております。その中で、地域食材を活用した料理やテイクアウト商品、土産物品など、食に関連したコンテンツの開発を進

めてまいりたいと思います。また、自然景観や観光素材を生かした農作業体験や、魚釣りの体験といったようなアクティビティなどを造成するとともに、それらをつなぐ周遊ルート等の構築を進めるなど、同観光ビジョンに掲げる基本戦略やアクションプランなどを実行していく中で、農業や水産業、製造業といった他産業との連携を強めてまいりたいというふうに思っております。本来、観光産業というのは総合産業であると、非常に波及効果が高いというふうに言われておりますけれども、正に、ほかの産業との連携を深めていってこそ、地域経済への好循環が生まれ、地域経済全体において稼ぐ力が高まっていく、雇用促進にもつながっていく、そういうものだと考えているところであります。

残りの質問については、関係部長に答弁をさせたいと思います。

**○農政部長（寺田昭宏）** 農政と観光と連携した観光資源があるかという御質問につきまして、現在、指宿市内におきましても、実際に観光農園として収穫体験やほ場見学に対応したり、直売や飲食の提供を行っている方、また、新たに観光農園と農家民泊の多角経営を目指していらっしゃる方もいらっしゃいます。そのほか、土壌改良を目的としたヒマワリ等の景観作物を植え付けたほ場に、キッチンカー等を招いてイベントを実施した農家の方もいらっしゃるお聞きしているところでございます。今後につきましても、観光客の方が訪れることのできる観光農園や新たな取組を行う方の情報を、観光課をはじめとした関係機関と共有し、情報発信に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

**○4番議員（前原五男）** 市長から、観光業というのは総合産業だとおっしゃっていただきました。これ非常に大事な答えだと思います。指宿市は特に、農業が観光業とつないで食を提供する。そして、また、一般の主婦も朝早く出て、夕方行くという、雇用の場でもある。こういうことで、あとは土産物があって、それで加工業との連携。これはあとでまた触れますけれども、そういうことで、相当な裾野の広がる業界だと思います。産業だと思います。それで、私、市長が総合産業という答えをいただきまして、非常に嬉しく思うし、市長もそこに着眼しているんだなということを知ってですね、ひと安心しました。このビジョンによって、全てが、指宿が有機的につながっていくようお願いをしたいと思います。

さてですね、2回目の質問として、なぜ、今、ALOHANAなまちの取組ですかということですか。どうして、ALOHANAなまち指宿なのかということをお伺いしたいと思います。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 今回、市では新たな観光ビジョンを策定するに当たりまして、官民の垣根を超えて、10年後、20年後の本市のあるべき観光の姿を議論し、多くの意見に耳を傾け、コンセプトを描き、その実現に向けて、地域一体となって取り組んでいけることが、今後の観光振興にとって重要なことと考えたところであります。そこで、地域の方々との策定に向けた協議を進めていく中で、本市は長年、東洋のハワイとして親しまれ、南国、ハワイ、トロピカルな雰囲気を感じられる地域であること。また、ハワイ語のアロハには、思いやり、調和・団結、心地よさ、謙虚さ、忍耐強さの思いが込められており、これまで培って

きた本市のおもてなしのまちとしてのイメージにも合致していることから、関係者の合意形成の下、官民一体となって目指すべきコンセプト、将来像として、ALOHANAなまち指宿を設定したところであります。

**○4番議員（前原五男）** 様々な意味が込められたアロハ。その中で、ちょっと私、指宿が不足しているなど思っているのが、忍耐強さ。いわゆる、もうちょこっと付けたら、もうすぐに止めてしまうとか。ただ、オクラとかですね、農業では結構時間をかけて、60年近くですかね、オクラが産地化されてきて、トップランナーに出てきたというのがですね。そのようなものはありますけれども、あっち打ち上げ、こっちを打ち上げですね、線香花火みたいなものもあるんで、公共、いわゆる行政としても、その辺の忍耐強さを醸成するためにも、いろんな意味で、途中で止めたいと思う人についてもケアをですね、今後、やっていただければと思います。

引き続きですね、ALOHANAなまちではどういった取組を行うのか、お聞きいたします。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大や災害の激甚化など、次々に想定外の出来事が起こり、不確実で変化の読めない時代が訪れております。このような状況に対しまして、柔軟に対応しながら、観光振興を進めることが必要だというふうに考えております。今回の観光ビジョンは、様々な情勢に柔軟に対応しつつ、産業間連携を促進し、本市が有する地域資源を生かした持続可能な観光地作りを進めていこうとするものであります。内容といたしましては、本市特産の自然資源や食材などを生かし、各産業と連携した新たな魅力創出への取組や、砂むし温泉を軸にした周辺一帯の面的な整備、観光資源を生かした体験コンテンツや既存素材の磨き上げ、そして、これらの魅力を広く情報発信することによって指宿ファンを増やし、将来的な移住・定住も含め、域内の消費活動の促進による経済波及効果へとつなげていこうとするものでございます。また、これらの取組を効果的に行うため、本市を訪れた観光客等の情報収集を行い、これを分析することで、新たな観光商品の開発につなげ、観光客の好みに合った情報提供を行えるようなマーケティングを行い、稼げる観光地作りを目指していきたいと思っております。

**○4番議員（前原五男）** 様々な計画を持っているようです。具体的に、また、それを行政として歩いていっていただきたいと、根気強くやってほしいと思います。よろしく願いいたします。

では、引き続いてですね、このビジョンの策定に当たっては、様々な関係者、いわゆる業者、農業者、商業者、いろんな方々が集まって意見を述べてもらい、それぞれの集約を行うと思うが、どのような方々が参画してこのビジョンを策定したかをお聞きいたします。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 今回、観光ビジョンを策定するというところでございますが、この観光ビジョンにつきましては、六つの基本戦略を掲げており、それぞれに部会を設置しております。その部会には、宿泊事業や、飲食業、農業、漁業、製造業、Iターン・Uターン者

など、様々な方々に御参画いただいたところでございます。

**○4番議員（前原五男）** 非常にいいやり方やっているとと思います。いろんなところから、いろんな意見を集約して、そして、それをこのビジョンに生かしていただきたいと思っております。それぞれが持っていると思います。一つには、指宿産のB品でもいいんです、調理したら、結局、あのA品と変わらない調理ができるわけですので、それを活用するとか、あるいはまた、スポーツ団体としては、その指宿のあるべき温泉とか、トレーニングセンターとか、いろんなのがあります。そういう人たちもですね、含めた中で、やっていけるような状態にあります。あと、飲食業にしてもそうですね。私、例の、今度、雪害、冷害に遭った、ちょっと残り物の、あれはスナップえんどうですか、あれをミキサーで溶いて、そして、スムージーって言うんですか、今はジュースじゃなくて。ジュースと言ってもいいのかな。そういうのでも使えますし、ポタージュみたいな形で調理することもできますね。いろんなことを考案して、提供していくという方法も考えてほしいと思います。

引き続きですね、このビジョンは、いつ頃から実行される予定でございませうか。

**○産業振興部長（野元伸浩）** この観光ビジョンにつきましては、計画期間といたしまして、令和5年度から令和9年度までのおおむね5年間で、4月から同ビジョンの推進を図っていくことになるということでございます。

**○4番議員（前原五男）** 実行年度が大体5年間ということですね。それで、進行度を見ながら、あるいは、その熟度を見ながら、いろいろとまた、策定を変えていくんでしょうけれども、実際はどのような形で進めて行かれるのか、進行していくのか、お聞きします。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 今回策定する観光ビジョンでは、六つの基本戦略に沿ってアクションプランを定めているところでございます。今後、それらのアクションプランを推進していくこととなりますけれども、今回、策定作業に御参画いただいた宿泊事業や飲食業、農業、漁業、製造業、Iターン・Uターン者の方々には、引き続き、その進捗管理や実施事業の提案等の場に御参画いただき、実施すべき事業の選別や、実施するためにはどうすればよいかなどの協議に関わっていただきながら、事業展開を図ってまいりたいと考えているところでございます。

**○4番議員（前原五男）** 2月22日の南日本新聞で、観光ビジョン、指宿市は策定。いろんな詳しいことが載っておりました。今、産業振興部長から、いろんな諸々の進め方を聞きましたけれども、その進行度と、そして、いわゆる市長がよく言います、投資と効果というのですね。効果というの、どのぐらいの波及効果があるんだということをですね、やっぱり作っていただいて、予算が効率的に使われるようにしていただきたいと思います。

そこでですね、もう既に、こういう事業をしたらこれぐらいに今年はなっていくんだとか、それは産業振興部持っているんでしょうか。

**○観光課長（上川床聡）** 今回、ビジョンを策定するに当たりまして、先ほど部長から説明させ

ていただきました、六つの基本戦略を立てております。それぞれの事業につきましては、新年度に入りまして、現在作っております部会の中で具体的な事業展開を図っていききたいというふうに考えているところでございます。

**○市長（打越明司）** 補足でお話をしたいんですが、議員の一番心配される場所は、その質問の中であったように、ぼつんと計画が打ち上がっては、いつの間にかなくなったりとかですね、そういったことがあってはならないねということもあると思います。それで、今回作る際に、5か年というのは、とりあえず、当面の5か年間のビジョンの目標を作って、それを、まず、数字的に言えば、一人当たりの観光の消費額をできるだけ高めると。できるだけ指宿に滞在をしてもらう、使ってもらおうということにウエイトを置いています。この人の流れについては、ちょっと見通しが立たないところもあるので、今、まだ回復をしきっていないという状況の中でいえば、ほぼ同じぐらい、一番、過去、指宿が、たくさんの方がおいでいただいたものと同じぐらいの中で、2割ぐらいの消費額を伸ばしていこうということを目指して、様々なことをやるんですが、部会的には、今、言ったように、六つの柱を作って、食であるとか、体験であるとか、いろんな分野にして進めていくわけですが、これは今、策定委員会という形になっていますけれども、策定をされると、策定の目標は終わるわけですから、そうすると今度は、策定委員会はそれを推進していくための推進委員会、あるいは実行委員会ということに切り替わっていく。その中には、指宿市内の様々な団体が、商工業関係から農林水産業関係から農協であるとか、漁協も含めて、皆さん入ってらっしゃる。そういう方々と一緒に推進体制を作っていくということで、この事業の中身自体は、市役所が段取りをして、市役所がお金を作って、市役所が実行するというだけではなくて、どんな事業を活用するかっていうのを、観光だけの事業じゃなくて、様々な国や県の事業がありますから、どこを上手く組み合わせながらやっていくかと。そして、それはどこの団体が主体になってやっていくのが一番いいのかと、その役割分担とか割り振りも含めてですね、やっぱり、僕がよく言うワンチームという、指宿全体で、やっぱり目標に、ALOHANAなまちを作るための、あるいは観光消費額を上げていくための共通の目標に向かって進んでいくという形を、できるだけ目指したいというふうに思っているところです。ですから、まちづくりそのものが5年間というセッティングをした中で完成するわけは絶対ありませんので、10年、20年、息長く続いていく中で、当面の目標として、こういう目標でやっていこうということを少しずつ繰り返しながら、その間にいろんな情勢の変化、国際情勢であったり、国内の情勢、経済の情勢、いろんな変化もありますので、そういったものに応えていきながら、柔軟に対応していこう、そういう気持ちで、今年はいよいよ実行を始める年だということです。この六つの部会に参加をされているまちの方々が40数名おられて、それを事務局替わりとして、市の職員が、いろんな課のメンバーが入ってやっているわけですが、それで、市の職員の仕事っていうのは、議論を整理をしながら、それを実行するにはどういうお金でやればい

いのか、どういう交付金だとか補助金とか制度があるんだろうかと、そういったものをずっと対応してもらいながら、参加をしている民間の方々も、議員と同じようにですね、私たちがいろいろ提案したことは、本当に実行されるんですかと、本当に形になるんですかと、そういう心配をされている皆さんもおられます。それは本当に、確実に、少しずつではあっても、まちが変わっていくような方向で、一生懸命取り組んでいきたいと。いろんな事業、いろんな方法を、全部そこにつぎ込んでいきたいというふうに思っていますので、一つ、御協力をお願いしたいと思います。

**○観光課長（上川床聡）** 発言の訂正をさせていただきます。私、先ほど六つの基本戦略と申し上げましたけれども、正しくは五つの基本戦略と、それを包含する形でDX、トランスフォーメーションというものを推進をするということで、合わせて六つということになります。訂正してお詫び申し上げます。

**○4番議員（前原五男）** ビジョンの最初の1期ということで、そう具体的な数字もつかめないであろうと。序章としては、夢をいっぱい積んで、そして、一つずつそれを、今の言葉ではブラッシュアップって言うんですか、そういう形をとるんだろうけれども、この裾野の広い、いわゆる産業業界とのビジョンについては、息長く育ててあげてほしいと思います。

次に入ります。観光と農林水産加工業との連携について、お尋ねします。一次産業が、いわゆる農業関係ですね、輝いてこそ、観光があると思いますが、観光と他産業との連携をどう考えているか、お尋ねいたします。

**○観光課長（上川床聡）** 先ほど市長からもございましたけれども、指宿市観光ビジョンでは、豊かな食というものを基本戦略の柱の一つに掲げております。地元のそういった資源と言いますか、食材等を活用して、これまでもテイクアウト食品であったり、お土産品というものを作っておりますが、今後もこのようなコンテンツの開発というようなものを進めるに当たりまして、他産業との連携を図ってまいりたいというふうに考えております。

**○4番議員（前原五男）** そうですね。観光業と加工業、これは日持ちのするものを作ろうとすれば、いわゆる焼き菓子とか、そのようなものになっていくかと思えますけれども、いろんなことを、皆さん提案していただいて、加工業のほうとの連携を図り、生産高をですね、上げてほしいなと思っております。

次にですね、皆さんもよく御存じだと思いますけれども、土曜日、日曜日には、キャンピングカーとか、あるいはテントなどを張ってですね、池田湖のほとりに民間土木業者が造った、いわゆるそういう遊びの場、もう有名になりつつあります。この前も、土曜日でしたかね、伺ったら、もう相当な、もう入る余地がないような場所になっておりました。それがあったり、池田湖周辺の歴史、文化などの周遊のための助けになればと、なれると私は思っておるんですが、例えばですよ、あの清見岳。これは出城と言われていたということを聞いておりますしね、その下のほうに日照仏神社、そして、餓死御前、人面岩、新永吉と尾下の棚

田、そして、イボ神。近代的なえぷろんはうすが入ってしまして、馬頭観音、そして、あまり知れていないですが、これ、私が作ったと言われれば笑われるかもしれませんが、陰陽石の巨岩があるわけです。これは、部長と農政にいる頃に話をしたんじゃないかな。これは面白いぞというようなですね、そういう陰陽石もありますし、大谷鉱山の跡もあります。先ほど、同僚議員が話をしておりましたね。一般質問をしていましたけれども、点を線で結んだ観光地にしたらどうかと。そのような場所をですね、たくさん池田湖周辺にはあります。どのようなお考えを持っているか、お聞きしたいと思います。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 歴史文化の周遊のための対策ということで答えさせていただきたいと思いますが、令和4年度に池田湖観光施設公園の指定管理者により、池田湖周辺の文化財、馬頭観音、刻み地藏、玉乃井などがございますけれども、そういった文化財や、池田湖、棚田などの自然、農業景観、さらには、IKEDAKO PAXでございますが、こういった観光施設等を掲載した周遊マップの作成が進められているところでございます。また、現在、歴史文化課より、指宿市文化財保全活動地域計画の策定が進められておりますので、こういったものと協議を併せて、新たな周遊ルートの構築を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○4番議員（前原五男）** 皆さん、もう既にマップに作ろうというところまでこぎつけているということで、非常にすばらしい、素早いことをするなと思いました。どうか、そのようにして、指宿市は新しいような文化だけじゃなくて、古い文化もたくさんあります。いろんなところをつないで、そして、一泊じゃなくて、三泊、四泊、連泊できる観光地を目指して、市長、頑張っていきたいと思えます、思えますよね、はい。

次に、農政部のほうを中心とした質問に入りたいと思えます。民間と共に共同活用する新たな観光資源はあるのかということと、実は、環境庁が出したホームページに、農観連携の推進協定を締結したという画面が出ておりました。これを読まれての感想をお聞きます。

**○観光課長（上川床聡）** この農観連携の推進協定につきましては、農林水産省と観光庁が平成26年に締結したものでございまして、相互連携による相乗効果により、国の農山漁村が有する魅力で国内外の観光客を惹きつけ、活力ある農山漁村の構築や、各地域及び日本ブランドの確立を目指し、観光立国の実現を図るというものでございます。今回、市が策定するこの観光ビジョンにおきましても、国の観光立国推進計画との整合性を図ることとしております。また、持続可能な観光地を形成していくためには、農林水産省や経済産業省が推進する農工商連携、これの強化が重要であると認識しており、外貨を稼ぐことのできる観光と農林水産業、商工業等との連携を強化いたしまして、域内調達を加速させることによって、稼げる観光地作りを推進してまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○農政部長（寺田昭宏）** 先ほども答弁いたしました、農業分野での観光資源の活用の一つとして、池田湖の湖畔には美しい日本の原風景が残る新永吉と尾下の二つの棚田がござい

す。この両棚田につきましては、地元住民をはじめ、棚田振興協議会が地域おこし協力隊、その他関係機関に御協力をいただきながら、石積みの修復や草払い等を行い、棚田の維持、保全に取り組むとともに、コスモスやヒガンバナ等の景観作物の植え付けを行い、より良好な景観の形成に努めているところでございます。令和4年3月には、棚田資源を後世に残すこれまでの取組が認められ、両棚田共に農林水産省のつなぐ棚田遺産に認定されたところでございます。また、現在は棚田の維持・保全と合わせて、棚田地域を食育・食農教育の活動フィールドと捉え、地元小学生等を対象にした稲刈りワークショップを開催し、食に対する意識醸成と農山村の魅力発信にも取り組んでいるところでございます。令和5年度につきましても、田植えや稲刈り等の農作業体験をはじめ、石積みの修復体験等など、棚田資源に由来するワークショップを開催し、観光素材の視点から、体験メニューの内容の検討、充実を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。今後も美しい景観の維持、形成を図りながら、記憶に残るような体験活動を実現し、交流人口の創出と、地域の活性化に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○4番議員（前原五男）** 地元の小学校、中学校との連携とか、体験学習とかいう話、されていましたが、それも大事です。外の修学旅行とか、あるいは、今、何て言うんですかね、体験学習ですかね、そういうのにしていきたいという考えはあるんでしょうか。

**○農政課長（鴨崎一郎）** 現在、地元の小学校ということで、試行的にやっておりますが、先ほどあった体験メニューに関しましては、特に山川小学校の親御さんたちですね、育成会の方々等々を含めながら、約2年に及んで、現在、試行をしております。今後なんですけれども、ちょうど集落の中心地に1店舗だけ商店がございました。御承知のとおり、このリノベーションももう終了しておりますので、観光案内所、若しくは、体験の場の、例えば中継点というような形で活用しながら、場合によっては、外部からそういった方々を招き入れてというようなことも今後してまいりたいと。最近では、特に土地改良連合会辺りと連携しながら、鹿児島市内の方々を引き入れて、少し御説明を申し上げたりとかということもしておりますので、今後、そういった形で、外部とのそういった交流を進めてまいりたいというふうに思っております。

**○4番議員（前原五男）** 幅が広がって、伸びていくという、そのようなビジョンになっていくと、私は、今、思いました。

次に入ります。農政課主管の指宿熱帯果樹研究会っていうのがありますね。会員には世界的に有名な博士、あるいは、研究者がいます。これ、現在、指宿市に住所を置いて、一人の方はずっと熱帯果樹のあの鹿児島大学の試験場にいた方です。名誉博士を持っております、号を持っております。また、もう一人の方は、アメリカの大学を出まして、言っているのかな、カルフォルニア大学を出まして、一生懸命苗を作ったり、開聞町のほうでですね、やっております。この方は、日本果樹協会でしたかね、役員とか顧問をされているんです。指宿



で、このような方住んでいるってすばらしいなと私は思っております。そういうことをですね、考えながら、この指宿に、いわゆるIターンみたいな形で、今、居をしている方はですね、あと5年もすれば、もう指宿を離れると言っております。何とか早くですね、この方たちを引き留めるためにも、県外へ転出が取りざたされている、こういう著名な人をですね、引き留めるためにも、貴重なノウハウをですね、指宿初トロピカル、熱帯果樹ですね、観光農業資源に、振興に役立ててもらいたいと思うが、どのようにお考えでしょうか。

**○農政部長（寺田昭宏）** 議員御指摘の指宿熱帯果樹研究会は、当初、鹿児島大学農学部指宿試験場内に事務所があり、昭和46年4月から活動がなされ、52年もの長い歴史を持つ研究会であります。研究会は、指宿の立地条件に適応した熱帯果樹の栽培を研究して、指宿地方の新しい農業発展に寄与することを目的に、熱帯、亜熱帯果樹類の探索、果樹栽培適応性の調査、視察、研修会の開催、その他、果樹類の研究に関する資料の発行等の活動を行っているようであります。現在の会員数は26名で、会員の多くがそれぞれの農場で熱帯果樹の研究や栽培をしておりますが、その成果として、マンゴーは産地化をされております。近年、アボカドの適地品種の検討のほか、露地栽培可能な亜熱帯果樹の栽培実証等を行っているようですが、各生産者が持つ農場そのものが研究農場として会員活動の中で活用されているようであります。なお、同研究会には市の職員も数名入会しており、今後、新たな指宿市の産地品目として確立するものがないか、研究検討に参加をしているところであります。また、最近では、農家民泊と熱帯果樹等を組み合わせた観光農園の経営を目指す若手農家等の入会等もあり、長年研究会で培われた成果等が、いろいろな形で将来につながっていくことを期待しているところでございます。

**○4番議員（前原五男）** こういう人材のですね、いわゆる活用というのは、非常に大きいものがあると思います。指宿でできた苗をですね、もう既に、あの宮崎は相当仕入れて、太陽のタマゴですか、1個が何10万もするような、これは最初のおめでたいときだから、値段が付くんでしょうけれども、そういうとかですね、いろんな、宮崎では、指宿の苗を持って行って産地化しているわけです。それをですね、今後は、今、農政部長が話したように、指宿のものとして育てていくんだと。この研究会も66年間、私、びっくりしました。だから、指宿に住宅建てている人もですね、私、言いましたよ。研究会じゃなくて、生産会に移してほしい。そして、あなたはもう銅像ものですよ。石碑は中山定徳先生ですか、観葉植物ののがあります。だけれども、56年もですよ、一生懸命研究した先生が、全然名を馳せない。研究文献には名前が出ているんですよ。もう一人の方は、これはもう、皆さん、もう、今ですね、その研究会、指宿にあるっていうのは、名前を、いい人ですから言いましょ。石畑先生ですね、御存じのとおり。次ですね、研究文献だけじゃなくて、実践するための先生は、米本先生です。この方が実践的なその作付のですね、本は、ほとんど8割ぐらい書いております。住所もですね、実を言うと指宿市と書いてくれればなおいがなと思っているところ

です。わがままな、勝手なことなんですけれども。いろんなですね、市長もその方とランチ会をしてですね、いろいろと話をさせていただいて、生かす方法があったらですね、これ大分あると思いますよ。生かしてほしいなと思います。私思うのは、観葉植物のグリーンファームというのがあります。中山定徳先生が造ったところですね。今度はですね、この2人の人が力を合わせてやれば、すばらしい、日本一ですね、トロピカルランドができるんじゃないかなと思うんです。その場所をですね、私ある方に言いました、行政の方に。場所を特定して言うのもよくないかもしれませんけれども、もう言いますよ。サッカー場の隣に、お湯がもう流れているんですよ、お湯が。皆さん御存じでしょうね。サッカー場の一番端に湯気が立ったところがあります。あの一体はほとんどくわで掘ればお湯が沸くというような場所だろうと思うんですよ。あそこにですね、3千平米ぐらい貸してくれんかなって個人的に話をしましたら、あそこは住宅団地にするんだからできませんよって言うんですね。優秀な職員なんですけれども、私は初めて職員に厳しいことを言いました。網掛けするときには、市の行政がしたんでしょうって。住宅、1種住居地域。私思うには、そこを外したらいいわけですよ。農振地域とか農地とかっていうのに。そして、そこに、まず農家サイドが、あのグリーンファームの、私、手法が分かりませんが、ああいう団地をですね、あそこが何町歩ぐらいですか、20町歩ぐらいあるんですか、とにかく20町歩もなくともですね、トロピカル団地ってというのは、観光客が目を付けるところ。そして、観光農園ができる場所であるので、その辺の検討をですね、設置する考えはないのか。トロピカルフルーツ団地をですね、お聞きします。

**○農政課長（鴨崎一郎）** まず最初に、著名な2名の先生方ですね、非常に私どもも敬意を表するところでございます。かなり御高齢になられていらっしゃるんですが、もう一方の先生に關しましては、海外をはじめ、全国各地でコンサルティングをされるというようなことも含めまして、各地に御自身の技術、ノウハウをしっかりと定着をさせていこうという活動も一方でされていらっしゃるんです。そこらについて、我々はその制限を掛けるということではできませんけれども、今後、続く限りですね、しっかりと指宿の中で一緒に活動させていただければというふうに思っています。

それから、今、サッカー場のことですけれども、開発公社の土地に關しましては、この中で言及をするということではできませんので、そこについては御了解いただきたいと思えます。なお、仮にその土地に、例えば観光農園ということでもございますけれども、現在のところ、私どもとしてはそういうふうな考えは持ちえないというところでございます。

**○4番議員（前原五男）** 正直いって、この答えについてはですね、前向きに、課長、してほしかったと思います。なぜかという、観光農園ってありますけれどもっていうけれども、ぼつんぼつんなんですよ。長崎鼻のあの店とかですね、それから、開聞のブドウ園とか、イチゴ園が、最近、途切れたかなと思ったら、長崎鼻に行く入り口のところにイチゴ農園って

うのが、看板が昨日は立っておりました。そういうことで、もう少しですね、団地化するような考えを持っていただきたいなど。今後の課題として伝えておきます。

一応ですね、私はそういう夢を持って、皆さんが働いて、行政が働いて、市民がですね、それに参画していくっていう、それが非常に大事なことなのかなといつも思っているところなんです。だから、私は勝手ながら、自分なりに思ったことはほっておけないもんだから、バナナ園を造りました。そしたら、500房ぐらいぶら下がったんですよ。今日もまた荷造りしているところなんですけれども、我が事言って申し訳ないです、こういう議場で。そういうことですね、できるんです。500房が500房つながったんです。だけれども、雪害によって、大体100房ぐらいです、生き残ったのが。ここを考えると、なぜ私が暖房をひいたかという、大体200万ぐらい掛かるんですよ、1ハウスに。温泉だったら、維持管理費ぐらいで100万掛かるか、50万掛かるかでしょう。そうしたら、ずっと有利な農業の仕方なんですね。ここら辺りもですね、農政課含め、市長が音頭を取りながら、経費の掛からないような農業の仕方。いわゆる言葉としてはスマート農業でしょうかね。そういう方向にも目を付けていただきたいなと思っております。

時間も差し迫っておりますので、実を言うと、私、この原稿は12・3分で読めると思っていたんです。だけれども、申し訳ないですね、議長さんには。12・3分で終わるって言うていたんですけれども、なかなかのことで、とうとうですね、4分になってしまいました。結びに入りますけれども、市長はワンチームになってというのを口癖みたいに言うておられます。ワンチームになって、指宿の浮揚を図っていきましょうよと言うておられます。音頭取っております。先ほどのですね、山川発電所のことですけれども、地熱の5,000万円、これ、私、口癖みたいに一生言うだろうと思います。5,000万円以上の収入が指宿市に入る予定だったんですけれども、露と消えてしまいました。観光産業の振興は、人口増対策や税収、食料品などの購買にも寄与するものは、今まで議論してきましたけれども、大きいものがあるわけですよ。私たち議員は、日頃は企業誘致、人口増対策などなど声を上げます。しかし、具体的になってくると、反対反対ですよ。私そこがおかしい。日頃は企業誘致、人口増対策などと声を上げておりますけれども、だからこそ、反対反対ではなく、小さなものであれ、いずれは年月が経てば大きく育てるものであると期待を込め、迎え入れていく姿勢を取るべきであると私は考えます。このようなことで、私も反対には自戒をしたいと思いません。自分を戒めていきたいと思いません。産業興しに待ったをかけることなく、私たち市民がどんな産業であれ歓迎し、受け入れの姿勢があれば、指宿の将来は明るいものになっていくと思えます。市長の言う入りを量りてです。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時09分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、高田チヨ子議員。

○16番議員（高田チヨ子） 皆さん、おはようございます。公明党の高田チヨ子でございます。今年のお正月はとても暖かく、気持ちよく新年のスタートが切れました。孫や友人と一緒に、颯娃の御茶屋の場公園まで行きました。すばらしい日の出に感激でした。今年もまた頑張ろうと決意を新たにしたところでした。ところで、全世界で猛威を振るったコロナウイルス。やっと感染者が少なくなり、3年間続いたマスク生活も、個人の判断に委ねられることになりました。でも、まだまだマスクを外すことには抵抗があるようです。また、1月24日に、指宿では珍しく大雪が降り、我が家の大事にしていた花が全部枯れてしまいました。とても残念でした。鉢植えの物は中になおしておけばよかったと後悔をしたところでした。我が家の花でさえもこんなに残念な思いになるのですから、農家の皆様方の被害は大変なものだったろうと思います。一日も早く農家の皆様に支援をしてあげてほしいと思いました。また、雪害だけでなく、物価高騰、コロナの影響など、市民の皆様の生活は、大変な状況になってきているようです。一日も早く皆様が笑顔を取り戻し、明るく元気な毎日を過ごせるようになることを心から祈っております。また、この3月末日をもって退職されます職員の皆様、長い間、市政発展のため御尽力を賜り、改めてその御労苦と御功績に深甚なる敬意を表します。今後は健康に十分留意され、その豊富な経験と知識を郷土指宿市発展のために生かしてくださいませよう、よろしく願い申し上げます。

それでは、通告に基づき一般質問を行います。今回は、施政方針について、未就学児の支援について、ごみ問題についての3項目について質問いたします。

まずはじめに、施政方針に掲げてある、指宿駅前の商店街の活性化について、お伺いいたします。先日行われました、指宿港海岸整備のワークショップに参加いたしました。5年後の完成に向けて、着々と整備が進んでいるんだと実感いたしました。ただ、海岸はきれいに整備されたとしても、指宿駅前が今のままでは、指宿駅に着いた観光客の方が、現在の駅周辺から海岸まで歩いてきたときに、どんなイメージを持つのでしょうか。とてもすばらしいとは思えないんじゃないでしょうか。海岸整備と同時に、駅から海岸までの整備をする必要があると思います。市長の施政方針に、駅前の商店街の活性化が盛り込まれてありましたので、とても嬉しく思いました。そこで、お伺いいたします。ソフト面とハード面、それぞれの市の取組があると思いますので、取組状況はどうなっているのか、お伺いいたします。

2点目に、未就学児の支援について、お伺いいたします。未就学児の支援といってもたくさんありますが、その中で、まず、保育料の無償化について、お伺いいたします。1月25・26日で指宿市にも大雪が、翌日に兵庫県相生市と小野市に行政視察に伺いました。どちらの市も子育て支援に一生懸命取り組んでいました。とてもすばらしい視察でした。相生市で

は、子育てがしやすいまち、生活しやすいまちということで、保育料の無償化を行っていました。もちろん、私も3歳以上は保育料は無償化になっていることは知っています。でも、本市において、3歳未満児で保育料を支払っている対象者は何人いるのでしょうか、お伺いいたします。

3点目に、ごみ問題についての中から、特に戸別収集について、お伺いいたします。高齢者や障害者の方などのごみ出し支援については、これまで何回も質問をしてきました。そのたびに、徐々にではありますが、前向きになってきたと感じていますが、その後、どうなっているのでしょうか。高齢者の方や障害者の方の戸別収集については、市民の方からも、一日でも早く取り組んでほしいとの声があり、戸別収集をすることこそが、高齢者や障害者の方を守ることににつながるのだと思います。また、実施に当たっては、せっかく戸別収集ができるようになったとしても、ごみ出しをやってくれる人がいなくなったらできなくなるような制度では何にもならないと思います。ずっと続けていけるような取組をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

以上、3項目について、1回目の質問といたします。

**○市長（打越明司）** 高田議員から質問をいただきまして、指宿駅前の商店街の活性化についての御質問をいただきました。市のソフト事業の取組といたしましては、イベントの実施や各種の補助制度を組み合わせながら、指宿駅前商店街の魅力を高めるための様々な取組を行っております。平成26年度から令和元年度までの間は、この通りを歩行者天国にしたいぶすきマルシェを延べ15回実施をしてまいりました。その後、令和元年度からは、夜の賑わいづくりを目的としたいぶすきバルを実施しているところであります。また、平成29年度から令和元年度まで、商店主が空き家店舗等を賃貸するときの家賃、通り会に参加する会費などを補助する取組を行い、この通りへの出店を促してまいりました。さらに、令和2年度からは、コア店舗出店支援事業ということで、商工会議所や商工会と連携して実施しており、意欲のある商店主を将来にわたって支援していく取組を始めているところでもあります。ハード面につきましては、指宿港海岸と並行をして、国庫補助事業の活用などを視野に入れた整備を計画しているところであります。この国の補助事業の活用を視野に入れて、指宿駅から指宿港海岸及び砂楽エリアの活性化が図られると考えているところであります。ちょうど現在、この海岸事業をやっていますけれども、この令和5年でちょうど10年目。そして、5年後には、ほぼ全体完成ということで、この機会に合わせて、指宿駅前を中心とした地域から砂楽エリアまでの全体的なまちづくりをしっかりと準備していかないといけないと。この機を逃してはならないという思いは、高田議員と同じだと思います。今年度からは、そういうことから、立地適正化計画の策定に着手しておりまして、将来の人口減少等に対応した持続可能なまちづくりを進めていこうというところであります。指宿駅前の商店街の活性化に向けては、引き続き、関係部局及び地元住民との合意形成を図りながら、計画を進めてまいりたい

というふうに考えております。

次に、ごみ問題でありますけれども、このごみの戸別収集につきましては、ごみ出しが困難な高齢者、あるいは、障害者の方などに対する重要な支援の一つであると認識しております。庁舎内の関係部署において、支援の方法などを検討してきているところであります。私もこのごみ問題は、各地で行う市長との意見交換会などでもですね、私のほうからもどんな状況だろうかということで、各地区の状況をお伺いしたりしながら、今はうちの区は、地域の役員がそれぞれ個別にお手伝いしているんですよとか、いろんなやり方を取っていらっしゃる。あるいは、そういう支援をできる方がいない地域ももちろんあるんですけれども、いずれにしても、これは将来的には非常に大事な課題になってくるだろうということで、今のうちからしっかりと検討をして、準備をしていかなければいけない問題だというふうに認識しております。支援の方法としては、大きく分ければ三つのタイプがあり、市が直接支援をする直接支援型。地域のコミュニティなどを活用して、今、お話をしたような、集落の皆さんや区の皆さんが応援をしてくれるような、いわゆるコミュニティ支援型。そして、市の福祉サービスの一環として行う、福祉サービス一貫型というようなタイプがあるようであります。直接支援型には、市職員が収集をする直営方式と事業者に委託をする、いわゆる委託方式というのがあります。今後、ますます高齢化が進むことを考えると、支援が途切れてしまうことがないような、安定した支援体制の確保が重要であると認識しておりますので、支援内容やコストなどを総合的な見地から、できるだけ本市の実態に即した、継続性を担保できる方法を取っていききたいなというふうに思っているところであります。

残りの質問については、関係部長に答えさせます。

**○健康福祉部長（山元成之）** 保育料の無償化につきまして、本市の3歳未満の保育料を支払っている対象者につきまして、お答えいたします。厚生労働省は先日、2022年の国内の出生数が前年比5.1%減の79万9,728人であったと発表しました。統計を取り始めた1899年以降、出生者数が80万人を割ったのは初めてのことで、国内では少子化が想定以上に早く進んでおり、少子化対策は喫緊の課題であるということを再認識したところであります。本市でも少子化が進んでおり、令和4年12月現在、市内の保育所に入所している3歳未満の子供は448人で、そのうち、保育料を支払っている世帯の子供の数は331名、73.9%となっているところです。

**○16番議員（高田チヨ子）** ありがとうございます。市長がたくさん答えていただきました。ありがとうございます。

それでは、2回目からの質問に入りたいと思います。指宿駅前の商店街の活性化について、お伺いいたします。先ほど、ソフト面とハード面についての答弁をお伺いいたしました。それではまず、ソフト面から詳しくお伺いしたいと思います。現在取り組んでいる、いぶすきバルとコア店舗出店支援事業について実施したということでしたが、これまでの実績

と今後の取組についてどう考えているのか、お伺いいたします。

**○産業振興部長（野元伸浩）** いぶすきバルにつきましては、これまで4回開催しており、参加店舗数が延べ109店舗、参加者数が延べ4,869人で、飲食店や参加者からは、商店街ににぎわいが戻った、これまで行くことがなかった店舗に行くきっかけになったなどの意見が寄せられております。コア店舗出店支援事業につきましては、これまで9件採択し、事業者からは、集客力向上や魅力ある店舗づくりにつながったなどの意見が寄せられているところでございます。今後につきましては、店主の声を聴きながら、どのような取組が効果を高めていけるのか、引き続き検討をしてみたいと考えているところでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** すいません、今の参加者数は何名でしたでしょうか。

**○産業振興部長（野元伸浩）** いぶすきバルにつきましては、参加者数が延べ4,869人でございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** ありがとうございます。出店数が109店舗で、参加者数が延べ4,869人ということをお聞きいたしました。

それでは、コア店舗出店支援事業については、9件の支援、交付決定があり、432万5,607円の補助金があったということでしたが、これからも、市民の皆様に喜んでいただけるように取り組んでいただきたいと思いますと思っていますところです。

次に、ハード面の取組についても答弁をいただきました。実は、先日、海岸整備に関わる議会と語る会への参加時に、海岸整備に合わせて駐車場の整備が必要だという意見がありましたが、この駐車場について、市としてはどのようにお考えでしょうか。

**○建設部長（星倉淳一）** 駐車場整備の計画について御説明します。海岸事業における駐車場整備につきましては、現段階では令和3年度に策定しました指宿港海岸緑地整備基本設計の中で、砂むし側のエリアに整備を計画しているところです。また、中央通りの駐車場整備につきましては、これまで検討を進めてきた中で、課題として残っておりますが、令和5年度から本格的に通り会や関係部局との協議を進めてまいりますので、場所の選定や可能性など検討を進めてまいりたいと考えております。

**○16番議員（高田チヨ子）** 私もこの駐車場整備については、駅前の通りを歩くときに、ここに駐車場があったら、もっと多くの方が来やすくだろうになって。そしたら、こんなにシャッター街にならなくて済んだんじゃないだろうか、そういうふうにも思っておりました。ですので、この駐車場については、本当に皆さんが利用しやすいような駐車場に取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

先ほど、同僚議員の質問に対して、指宿駅前の商店街活性について、市長から、市長の思いの一端を述べていただいたと思いました。これからはもっともっと広く、指宿市の構想を考えていただきたい、そういうふうにも思いますので、ここで市長のお考えをお聞かせください。よろしくお伺いいたします。

**○市長（打越明司）** まちづくりについては、やっぱり時間のかかる課題だと思います。方向性を、まず、しっかりとみんなで共有することが、一番大事だと思いますが、今後、先ほどからか話題になっている人口減も含めて、まちの様子も随分変わって来る。しかし、やっぱり観光地として、あるいは住んでいる方々にとって、どんなまちであるかっていうのは非常に大事でありますので、この導入できる事業というのが、その都度その都度、国のほうでも変更されてきますので、うちもどういふものと組み合わせながらやっていくかというのが、非常に大切だろうと思います。今回、立地適正化計画を進めておりますけれども、これも国の支援を睨みながら、様々な事業を進めていく上では、それは最低限の必要な条件の一つだというふうに考えていますので、そういったものを、まず、しっかり進めながら、皆さんの御意見を今、集めているというところであります。やっぱりまちづくりについては、合意というのは非常に大切で、みんなが違う方向に意見を言い出したら、なかなか前に進んでいけなくなりますので、今、高田議員が話をされていた課題は、市も一緒に共有しているというふうに思っております。

**○16番議員（高田チヨ子）** それでは、2点目の砂むし会館砂楽について、お伺いします。市長の施政方針の中でも、砂むし会館砂楽のことが触れられていました。指宿市の観光の目玉でもあるこの施設について、これからも大切にしていきたいと思っております。施設の利用促進について、市も補助を行っているようですが、高齢者に対するものだけが実施されているように思われます。指宿市に住んでいる若い人たちには、施設を利用したことも行ったこともないという人がいるということです。実は、私の友達からも、一度も行ったことがないよという声をよく聞きます。とても残念に思いました。指宿市にとっては、世界的にも素晴らしいと認められる施設なのに、肝心の指宿市に住んでいる人が行ったこともなく、利用したこともないということは、市外や県外の方々に、砂むし温泉のすばらしさをアピールすることはできないのではないのでしょうか。そこで、若い人たちも利用しやすい対策ができないか、SNSをフルに活用して、若者から、この砂むし温泉の情報発信をしていただきたいと思っております。そこで、砂むし会館砂楽の利用者数の状況はどうなっているのか、お伺いいたします。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 砂むし会館砂楽の利用者数の推移でございますが、令和元年度から申し上げますと、令和元年度は24万5,523人、令和2年度が8万9,241人、令和3年度が11万8,103人となっており、令和4年度は、令和5年1月末の時点でございますけれども、13万8,810人となっております。

**○16番議員（高田チヨ子）** では、そのうち、高齢者に対する砂むし温泉入浴事業の利用者数の状況はどうなっているのでしょうか、お伺いいたします。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 砂むし温泉入浴事業につきましては、市内に住む満65歳以上の方及び身体障害者手帳を所有する方を対象に、1人につきまして、年24回まで天然砂むし温泉



施設の使用料を助成するものでございます。砂むし温泉入浴事業を活用して利用された方は、令和元年度が延べ1万272人、令和2年度が延べ6,187人、令和3年度が延べ7,399人となっております。令和4年度につきましては、令和5年1月末の時点で、延べ4,767人が利用されているところでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** 今、数字をお聞きしまして、コロナ禍の中でもこれだけの方が利用して下さったんだということを知りました。ありがたいなと思います。これからは、ますます増えていくのではないかと、そういうふうに思いますので、頑張っていただきたいなと思います。

それでは、指宿市に住む若い人たち向けの利用促進を図るサービスはできないでしょうか。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 砂むし会館砂楽の利用促進を図るために、市では、市民どなたでも利用できる砂むし入浴割引券を、毎年6月、10月、12月の年3回、広報紙に掲載し配布しているところでございます。通常1回につき1,100円の料金が、割引券を利用することで610円で入浴できますので、こういった割引券を若い人たちも大いに活用してもらいたいというふうに思っているところです。また、この割引券につきましては、1枚で5人まで利用できますので、御家族や御友人たちと一緒に有効活用していただきたいというふうに思っているところでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** 広報紙に年3回割引券を載せているということでした。なかなかその広報紙の割引券を使っていない方も多いのではないかと、そういうふうに思います。ですが、ただ、この年3回というのはどうなのでしょう。少ないのではないかと、そういうふうに思います。では、この広報紙の割引券の発行回数を増やすことはできないでしょうか。例えていうと、広報紙は毎月出ますので、12回発行するわけですね。12回とも載せるとか、せめて6回載せるとか、9回にするとか、そこをよく考えて、発行枚数を増やしていただくと、若い方たちも利用しやすくなるのではないかと、思うんですけども、いかがでしょうか。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 市民に向けた入浴割引券の広報紙掲載による配布ですが、この配布につきましては、施設の混雑を避けるために、比較的観光客の少ない時期に実施しているところでございます。入浴割引券が利用できる期間としましては、6月が1か月間、10月が1週間、12月が20日間となっているところでございますが、若い人たちを含め、多くの市民に施設を利用していただきたいというふうに思っておりますので、利用期間や回数をもう少し増やすことができないのか、こちらについては指定管理者と協議をして、施設の混雑状況や観光客等の動向を見極めながら、検討をしてみたいというふうに思います。また、若い人向けの利用促進につきましても、様々な御意見があることから、今後、施設の利用促進について、いろいろと工夫をしてみたいというふうに思っております。

**○16番議員（高田チヨ子）** ありがとうございます。是非、いろいろ検討して、誰でも、いつでも、行けるときに、利用できるときに行けたらいいなって、そんなふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、3点目の教育行政について、お伺いいたします。まず、放課後児童クラブについて、お伺いいたします。令和4年9月議会の一般質問において、放課後児童クラブに関するアンケートを実施するということでしたけれども、どのような内容のものだったのでしょうか、お伺いいたします。

**○健康福祉部長（山元成之）** 令和4年度は、本市における子育て支援の羅針盤である第二期子ども・子育て支援事業計画の中間見直しの年となっております。計画見直しに当たりまして、検討資料とすることなどを目的に、昨年12月から今年1月にかけて、市内の小学校に通う全児童の保護者を対象として、放課後児童クラブに関するアンケート調査を実施し、約47%の保護者の皆様から回答をもらいました。アンケートでは、放課後児童クラブの認知度や利用状況、クラブ数が足りているかの確認のほか、小学校敷地内又は近接地への放課後児童クラブ設置に対する意見などをお伺いしたところでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** アンケート調査をしたということで、ありがとうございます。47%回答があったということでした。

それでは、小学校敷地内又は近接地への放課後児童クラブ設置に対する意見は、どのような内容でしたでしょうか。また、小学校敷地内又は近接地へ児童クラブが設置されるほうが良いと考えているというアンケート結果について、教えていただきたいと思います。お伺いいたします。

**○健康福祉部長（山元成之）** 小学校敷地内又は近接地への放課後児童クラブ設置につきましての意見としましては、小学校敷地内又は近接地への建設を積極的に進めてほしいという回答が43%、既存クラブが不足しているのであれば建設を進めてほしいという回答が54%でございました。また、小学校敷地内、近接地への建設を積極的に進めてほしいという回答をされた多くの方から、その理由としましては、移動の心配がなく、安心して利用できるという意見をいただいたところでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** それでは、今のそのアンケート調査の結果、小学校敷地内又は近接地へ放課後児童クラブを設置してほしいという回答が多かったという結果を受けて、市として、今後どのように進めていくおつもりでしょうか。また、アンケート結果を踏まえて、学校敷地内や近接地へのクラブ整備の考え方に変更があるのでしょうか、又は変更はないのでしょうか。どちらなんでしょうか、確認をしたいと思います。いかがでしょうか。

**○健康福祉部長（山元成之）** 今回のアンケートによりまして、放課後児童クラブの利用対象児童を持つ保護者から、大変貴重な御意見を数多くいただきました。子供を思う保護者の皆様の意見を大変重く受け止めております。市としまして、小学校敷地内又は近接地に放課後

児童クラブがあれば、児童の学校外への移動も少なく、安全・安心で、また、保護者や児童のためにも喜ばれると考えております。しかしながら、平成10年の事業開始当初に、保育所や幼稚園敷地内に新たな施設を建てていただくなど、保育所等に協力をいただきながら放課後児童クラブをスタートさせたという経緯もございます。年々、出生数が減少するとともに、子供の数も減ってきている状況の中で、小学校敷地内への新たな放課後児童クラブの設置につきましては、地域における児童数の推移や今後の需要動向などを踏まえ、慎重に検討する必要があると考えております。令和5年度は、本市における子育て支援の羅針盤である子ども・子育て支援計画の第三期計画の策定準備に着手してまいります。今回実施しましたアンケート結果や、子ども・子育て会議におきまして、委員の御意見をお聴きしながら、第三期子ども・子育て支援計画における放課後児童クラブの整備方針等を慎重に検討してまいりたいと考えております。

**○16番議員（高田チヨ子）** この次に計画される第三期のものは、期待しておきたいと思えます。いろんな状況があることはよく分かっております。でも、保護者の気持ち、子供の安心・安全な立場から、よく考えていただきたいと思えますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは次に、0歳児から中学校卒業までの教育について、伺いたいと思います。本年1月に行政視察に伺った兵庫県小野市では、脳科学と教育というテーマが掲げてありました。私は最初、どういうことなんだろうと不思議に思いました。でも、説明を聞くうちに、脳の教育がとても大事なんだということが分かりました。さらに、胎児から義務教育終了までの期間に、16か年教育という取組を行っていました。小学校入学前の就学前教育は、とても重要であるということでしたので、まずは妊娠期から保育所に入るまでの本市の取組について、伺いたいと思います。

**○健康福祉部長（山元成之）** 妊娠期から保育所等入所前までの支援の取組につきましては、まずは妊娠届出時に妊婦全員に個別面談を行い、出産までの期間の個別プランを作成しております。また、御家族も参加できるマタニティスクールでは、赤ちゃんの沐浴や産前産後の妊産婦への支援の大切さにつきまして、御家族にも御理解いただいております。出産後の取組としましては、本年1月からの出産・子育て応援給付金事業の開始に伴い、産後4か月以内に全ての産婦と面談を行うことになりましたので、これまでより更に手厚く養育等の状況確認を行い、必要な支援の把握に努めております。さらに、生後3か月から7か月の赤ちゃんを対象にした赤ちゃん教室では、赤ちゃん体操や絵本の読み聞かせを通して、だっこや語り掛けなどのスキンシップ、コミュニケーションの大切さを伝えております。そのほか、保育所等入所前の支援につきましては、定期的に行っている乳幼児健診などで養育や発達の状況を確認し、支援の必要な方には、臨床心理士や理学療法士、言語聴覚士による相談会などの案内や、発達段階に応じた親子教室の案内も行っております。

**○16番議員（高田チヨ子）** 指宿市は、本当に小野市に負けないぐらい、一生懸命取り組んできているんだなっていうことがよく分かりました。これからも頑張っていたきたいと思えます。

それでは、マタニティスクールは、以前、見せてもらったことがあります。今現在、受講者はどのぐらいいるのでしょうか。

**○健康増進課長（廣森政宏）** マタニティスクールは、例年、年4回、5月、8月、11月、2月に開催しておりますが、参加者が増えたことなどから、来年度は5回に増やす計画としております。同スクールは、今年度も4回実施で90名の参加があり、平均22名の参加となっているところです。また、ほとんどの参加者が夫婦や家族で参加をされており、子育てを家族で取り組もうとする家庭が増えてきていることに対して、大変うれしく思っているところでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** ありがとうございます。私が行ったときにも、御夫婦だったり、そのときに本当に驚いたんですけども、お父様の参加が多いというのに、私は本当にびっくりしたところです。私たちが子育ての頃は、お父さんが一緒に子育てをするっていうことは、とても考えられなかったことだったので、このようなマタニティスクールを見て、すごいなと思ったことでした。

では、生後3か月から7か月の赤ちゃんを対象としている赤ちゃん教室、これは、いつから始めたのでしょうか。また、何人ぐらい参加しているのでしょうか、お伺いいたします。

**○健康増進課長（廣森政宏）** 赤ちゃん教室は、令和4年6月から始めました。月1回の開催で、今までに合計9回、55組の親子等に参加をいただいております。赤ちゃんは、生まれたての新生児期から、一人歩きができるようになる1歳頃までに情緒面や運動面が著しく成長します。そのため、早い乳児であれば、首が座る生後3か月から、お座り、はいはいができるようになる生後7か月の乳児を対象に、発達に応じた赤ちゃん体操の方法を理学療法士が説明し、体操の実技や読み聞かせを保育士が行っております。この教室を通じて、親子のスキンシップやコミュニケーションの大切さを保護者の方に伝えているところでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** 指宿市の理学療法士の方、また、保育士の方、助産士の方、本当に大変な御苦勞をされているのではないかと、そういうふうに思えます。お体に気をつけて、頑張っていたきたいなと思えます。

それでは、次に、市内の保育所や幼稚園では、どのような教育がされているのでしょうか、お伺いいたします。

**○地域福祉課長（内村喜代志）** 市内の保育所や幼稚園等では、情操教育に取り組むことは、五感を通して刺激を得て、豊かな心と体を育むとの考えから、各施設様々な取組を行っております。一例としまして、英会話や和太鼓、郷土教育や触れ合い農園、マーチングやサッカー教室等でございます。また、スイスの音楽家が開発した教育法で、子供の発達過程に合わせ

た音楽との楽しい触れ合いを通して、基礎的な音楽能力や成長の土台となる潜在的な基礎能力を育むリトミック等をされているところもあるようでございます。各保育所等それぞれの保育や教育方針の下、年齢に応じた発達を目指し、実施しているところでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** ありがとうございます。保育所や幼稚園でもいろんなことを経験して、そこから小学校に上がるということで、安心いたしました。

それでは、次に移りたいと思います。ここまで0歳児から幼稚園や保育所までの取組について教えていただきました。幼稚園や保育所と小学校入学前の連携について、具体的にどのようなものがあるのでしょうか、教えていただきたいと思います。

**○教育部長（紺屋聖一）** 小学校入学前の連携した取組といたしましては、令和3年度から、幼稚園、保育園、小学校、地域福祉課、健康増進課、発達支援センター、教育委員会の担当者が、入学前の園児についての情報交換、連絡、相談体制等について研修会を実施しております。研修会を通して、担当者同士の関係作りを行い、協力関係を構築することができるようにしております。

**○16番議員（高田チヨ子）** 次に、小学校と中学校の児童生徒の連携について、具体的にどのようなものがあるのでしょうか、お伺いいたします。

**○教育部長（紺屋聖一）** 小学校と中学校の連携につきましては、本市の全小中学校において、令和2年度から実施しております。具体的に、北指宿中校区、南指宿中校区では、校区内小学校の6年児童と北指宿中、南指宿中1年生徒たちが指宿市について調べ、指宿をもっと好きになる、いぶ好き「ふるさと」学の発表において、それぞれの中学校に集まって発表会を行っております。西指宿中校区では、池田小6年児童と西指宿中1年生徒でカヌー体験を実施したり、今和泉小6年児童と西指宿中1年生徒で漁業体験を行ったりといった、小中一貫を意識した体験活動を行っております。山川中校区では、山川小6年児童と山川中1年生徒でいぶ好き「ふるさと」学の学習で、小学生と中学生と一緒に史跡巡りを行うといった活動を行っております。開聞地区小中学校で、小中合同学習として、地域の伝統芸能保存会に協力をいただき、川尻小、開聞小の5・6年児童と開聞中1年生徒でグループを作って、授業の中で太鼓や踊りをそれぞれ練習し、小中学生が一緒になって、9月に開聞総合体育館で発表いたしました。このような小中学校の児童生徒の交流を、それぞれの中学校区の実態に合わせて取組を行っているところでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** 小学校も中学校もいろんな取組をしているということを教えていただきました。児童生徒の連携について、本当にいろいろと考えてくださっている、そういうことがよく分かりました。

それでは、その子供たちを指導される先生方の連携については、どのような取組があるのでしょうか、よろしくお伺いいたします。

**○教育部長（紺屋聖一）** 教職員における連携につきましては、各中学校区で中学校と小学校の

担当者同士で話し合いを行い、家庭での学習方法について確認し、一緒になって取り組んでおります。例えば、ゲームやスマホ、タブレットといったインターネット機器への対応について、午後9時以降はオフにするといった内容を共通して各家庭に発信し、啓発を図るなど、学習面や生活面で一貫した取組を行うことができるよう連携しております。また、小学校、中学校の教員がそれぞれお互いの学校に赴き、一緒に授業を行い、同じ中学校区の児童生徒を協力して見守り、理解を深めていくことができるような取組を行っております。ほかにも、全中学校区でそれぞれ小中一貫教育部会を開催し、小学校、中学校の連携について、よりよく実施できるように共同で研修を行うなど、交流を継続しております。

**○16番議員（高田チヨ子）** 兵庫県小野市の視察で特に印象に残ったのが、おの検定という取組でした。指宿にもいぶすき検定というのがありますが、それと同じようなものなんだろうかと思っていたら、全然違いました。これは、子供たちに漢字、計算といった学力、縄跳び、水泳といった体力について、その定着の様子を確かめる検定が実施されていました。これは脳科学に基づく実践であるということでした。本市では、この学力や体力について、定着を確かめる取組、それはどういったものがあるんでしょうか、お伺いいたします。

**○教育部長（紺屋聖一）** 市教育委員会では、漢字、計算といった学習指導について、特に年3回実施している学力向上担当者会において、学力向上のため、朝の活動や授業の中での取組、また、先進的な事例等の紹介を行い、全小中学校の担当者と具体的な学力向上の方策を確認し、それぞれの学校で取組を徹底するように取り組んでおります。また、体力面につきましては、鹿児島県教育委員会が実施している体力アップ！チャレンジかごしまの取組に参加しております。これは、学級、学年単位で長縄跳びや柔軟性を高める運動に挑戦し、その記録を伸ばしていこうとする取組でございます。市教育員会でも3回の指導を継続しており、本年度は、市内小中学校のほぼ全ての学級が参加しております。今後、現在の取組状況を踏まえ、市独自の漢字、計算、体力等の検定の実施につきましては、先行事例の情報収集を行うなど、調査研究してまいりたいと考えております。

**○16番議員（高田チヨ子）** 本市でもいろいろ取り組んでいるんですね、ありがとうございます。

また、小野市では、経済的な理由で塾に行けない子供たちのために、無料で勉強を教えているということでした。そこでお伺いいたします。経済的な理由などにより、塾に行きたくても行けない子供たちに対して、指宿市として何かしていることがあるんでしょうか。ありましたら、教えていただきたいと思っております。

**○地域福祉課長（内村喜代志）** 市では、経済的な理由等により塾に行きたくても行けない子供、また、親の仕事等で子供の学習を見ることができないなど、家庭の事情により教育的支援が必要と認められる児童生徒に対する学習・生活支援事業として、学習習慣や生活習慣を身に付ける学びの場を提供しております。日程等につきましては、指宿庁舎北側別館講堂に

おきまして、毎週火曜日と木曜日の19時から21時、また、毎週土曜日の13時30分から15時30分までのそれぞれ2時間程度、指宿市母子寡婦福祉会を中心に、退職された教員やボランティアの方などに協力をいただき実施しているところでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** ありがとうございます。指宿市も小野市と同じように頑張ってくださいっているということが分かりました。

それでは、次に、未就学児の支援について、お伺いいたします。先ほどの答弁で、保育料を支払っている世帯の子供は331人、73.9%ということでした。現在、保育料を支払っている世帯の保育料の総額は幾らになるのでしょうか、お伺いいたします。

**○健康福祉部長（山元成之）** 現在、保育料を支払っている世帯につきまして、令和4年度の保育料見込み額は約7,800万円となっております。

**○16番議員（高田チヨ子）** 7,800万円、すごい金額ですね。これを市に無料にして払ってこれというのは難しいのかなとは思いますが、何とか考えていただけたらありがたいなと思っております。よろしくお伺いいたします。

それでは、最後のごみ問題について、お伺いいたします。戸別収集については、もう本当に、先ほど市長も言ったとおり、もう絶対していただきたい、そういうお願いでございます。

次に、ペットボトルを含め、プラスチック製品について、きちんと分別して資源ごみに出す人がいる一方で、分別しない人もいないのでしょうか。また、海岸等にもプラスチックをはじめ、たくさんのごみが落ちています。これらのプラスチックごみを減らすことができないか。また、そもそもプラスチック製品の使用を減らせないかと思っておりますが、指宿市では、どのように取り組んでいくお考えでしょうか、お伺いいたします。

**○市民生活部長（増永智美）** プラスチックごみなどによる環境汚染は、世界的な課題となっております。本市では、プラスチックごみを減らす対策としまして、海岸のごみに対応するため、海岸清掃員を3名任用し、年間を通して、市内の海岸の漂着物やごみを回収するとともに、一般廃棄物監視員を3名任用し、市内のごみステーションを巡回して、適正なごみの出し方や分別などの啓発、指導を行ってきております。また、ごみの出し方や分別の仕方などを網羅したごみ出しガイドブックを活用し、各世帯や本市への転入者へ説明するとともに、出前講座を実施するなど、プラスチックに限らず、ごみの減量化に取り組んでおります。さらに、現在は、容器包装のプラスチックのみを資源ごみとして収集しておりますが、令和6年度からは、資源ごみの対象品目に製品そのものがプラスチックであるものを新たに加え、幅広く収集していくことを計画しております。

次に、石油由来のプラスチックを使用しないための取組としては、既に市内のホテルにおいて、日常的に使用するスプーンなどを植物性由来の素材に転換した例や、転換を検討する動きがあることを把握しており、仕事場へのマイボトルの持参など、様々な場面でプラスチ

ックごみの削減に向けた取組が進んでいるものと認識しております。今後も引き続き、行政はもとより、市民、事業者の皆様とともに、ごみ削減問題に取り組んでいかなければならないと考えております。

**○16番議員（高田チヨ子）** 市としても、このごみ削減問題に取り組んでいかなければならないと考えているということですので、よろしく願いいたします。

それでは、次のマイボトル対応型給水機について、お伺いいたします。最近、始良市がマイボトル対応型給水機という機械を設置したとお聞きしました。指宿市においても、このプラスチックごみ削減の観点から、是非、取り組んでいただきたいと考えていますが、この給水機のことを御存じでしょうか。

**○市民生活部長（増永智美）** マイボトル対応型給水機は、ペットボトル等の使い捨てプラスチック製品の使用を抑制するとともに、プラスチックごみの削減を推進するため、公共施設への設置などに取り組んでいる事例があることは承知しているところでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** それでは、このマイボトル対応型給水機を指宿市として設置することを考えてみませんか。設置するとしたら、市役所の各庁舎に設置していただきたいと思えます。また、市内の事業所でも設置していただけたらもっといいと思うんですが、いかがでしょうか。

**○市民生活部長（増永智美）** マイボトル対応型給水機の設置は、職場や学校などでのマイボトル普及につながり、ペットボトルなどの使い捨てプラスチックの削減が図られるよい取組であると認識しております。しかしながら、実際設置するとすると、設置場所や設置方法の選定、設置後の管理の在り方などの課題がありますので、維持管理に係る経費などの問題も含めまして、調査研究してまいりたいと考えております。

**○16番議員（高田チヨ子）** 是非、設置していただけるようにお考えください。よろしく願いいたします。

それでは、市長にお伺いいたします。市長の公約として、財政再建が一番にあり、なかなか新しい事業に対しては予算を組むということではできないということだとは思っております。でも、本当にそれでいいんでしょうか。市民の皆様のためになることであれば、何とかできる方法を考えていただきたいと思うんです。市長、このことについてどうお考えでしょうか、お伺いいたします。

**○市長（打越明司）** 市民の皆さんのためになるのであれば、何とか実施をしたいという思いは、常日頃、思っているところであります。前の議会でも申し上げたかもしれませんが、けちなのではなくて、節約をしているのであって、必要なものに出さないと言っているのではありません。ただ、今年はゼロから、要求段階から初めて予算編成に関わりましたが、もう単純にその予算については、収入以上に支出をしないと。これは、どこの家計でも一緒ですので、それ以上掛かりそうなきには、何とかやり繰りをするということが、通常、会社で



も家庭でも行われております。そのことを意識して予算編成に取り組んだんですが、結果的には、指宿市の入ってくる収入に対して、各課と相談をして、できる限り、今年でなくてよいもの、無駄を省く形でやりましたけれども、それでも、今年の歳出は収入を17億円上回っております。それだけ指宿市の財政は、収入が少ない、あるいは、歳出が多い、どちらかです。使いすぎなのか、稼がなすぎるのか、どちらかなんですが、どちらにおいても努力はしないといけないと思います。そのことをやりながら、とにかく、どうしてもこれやりたい。やりたいときに、今、言ったこの足りない分が、さらに増えていくだけですから、もし、それをやる時には、やっぱりどっかを見直す。だから、是非、高田議員が7,800万円、保育の無償化をやろうよということであれば、これとこれとこれを諦めれば、7,800万円出てくるがねということ、是非、是非ね、御提案をいただいて、そのセットでやっぱりこうやっていく。それをやっぱり繰り返さないと、なかなか指宿市の規模の自治体で、やっぱりこの各課が、是非、今年やりたいといった事業と、入ってくるお金が17億円も違うというのであればですね、これ、いろんな市長さんたちに、僕相談しました。最終調整は、みんなどのぐらいですかと。うちは最後は2億ぐらいでこう揉めると。あるいは、1億ぐらいで揉めるところたくさんありますけれども、17億円で揉めるところはほとんどないそうです。もう驚いていました、ほかの市長さんたちもね。ですから、やっぱりその部分は、少しずつ少しずつやっぱり見直したい。いずれにしても、そういうことは、私はやりたいなとか、あるいは皆さんの要望の中で、それは実現したいねと思うことはいっぱいあります。いっぱいあるけれども、今我慢をしながら、やっぱりそちらをきちんとやってからやらないと、やっぱり気持ちの上で、これもじゃあやろう、あれもやろう、これもやろうということになれば、やっぱりなかなか前に自治体が進んでいかない。指宿市は強い財政を持つことができないと。今回の雪害のようなことがやっぱりあるわけですよ。想定外のいろんなことがあったときに、思い切って、その財政支援をしないといけないということも出てくるので、そういうところについては、御理解いただきたいと思います。

もう一つだけ、併せて言わせていただければ、これは市長としてのというよりは、自治体を運営する人間としてつくづく思うんですが、今、全国的にも、この無償化の問題、給食費の無償化であったり、この保育料の無償化であったり、あるいは子供たちの医療費の無料化であったり、いろんな無償化が議論されているんですが、今、全国を見るとですね、例えば子供が少ないところは無償化に踏み切っていくとか、お金が随分貯まったところは無償化に踏み切っていくとか、自治体間のいろんな差ができていて、本当にこれでいいんだろうかという思いが非常にあります。ですから、全国市長会の場所でも、あるいは、この人口の減少化とか、子ども子育てとか、子供を産んでいくこととか、結婚とか、いろんなその問題についての議論をする場所には出掛けて行って、積極的に僕も勉強し、意見も申し上げています。市長会の、今、トップというのが、お医者さんなんですけれども、その市長会の席で

も、やっぱり子供たちの条件っていうのが、市町村の財政力とか、あの町はたまたま産業が豊かで、たまたま儲かるものがある。この町にはなかなかそういうのがない。この差によって子供たちに大きな差が出るとすれば、やっぱりそれは違うのではないかと。今、国で子育てを中心にして議論をしている支援がたくさんあります。それがあれば、自治体の中で、今、非常に苦しんでいる、その財政格差によるサービスの差というのがあるとしたら、やっぱり基本的なところは、国がしっかり、最低限の責務として果たしていく必要があるのではないかというふうに思っています、そういうことを、事あるごとに発言をしていきたいというふうにも思っているところであります。是非、一緒に頑張ってみましょう。

**○16番議員（高田チヨ子）** 市長の思いは分かりました。でも、何とかしたい、そういうふう  
に思っておりますので、よろしくをお願いします。

最後に、相手の気持ちに敏感に反応し、動いて行ける。悩んでいる人がいれば、思わず心と体が動いていく。そうした鋭敏な感受性のアンテナを持っている人こそ、美しき人である。美の根本は心の美しさである、だそうです。私も頑張りたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。

**○議長（下川床泉）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時20分  
再開 午後 1時15分

**○議長（下川床泉）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、西森三義議員。

**○12番議員（西森三義）** こんにちは。12番、西森三義です。まずは、1月の大寒波で多くの農家さんが被害を受けられたことに対しまして、心からお見舞いを申し上げます。さらに、スナッフえんどうやソラマメ等の選別で多くの集荷場で働いていた方々も収入がなくなり、大変な思いをされていると考えられますので、市のほうでも何らかの手助けはできないか、前向きに取り組んでいただきたい。また、本日は、被害を受けられた農家の代表者が傍聴に来ていますので、農業の支援策については、前向きな答弁を期待いたします。

それでは、これから、通告に基づき、順次質問をいたします。

まず、農業振興策について、であります。1月24日から25日にかけて、大雪を伴っての大寒波による農作物への被害については、聞き取り調査時に、面積で510ha、金額で18億7,000万円との報告を受けたことから、被害の大きかった主な作物の被害面積と被害金額について、お伺いいたします。

それから、国のほうで進めている、肥料価格高騰対策事業への申請状況はどうなっているか、お伺いいたします。

議員活動で農家さんのほ場を訪問したとき、労働力解消のために、外国人技能実習生を雇用しているが、住居を探すのに大変苦労しているとのことで、市営住宅に入居できないか相

談されたものの、聞き取り調査時に、一人での入居は可能とのことですが、異国から働きに来ている人にとっては、友人と離れて暮らすことに不安を持っている。入居条件で、複数で入居する場合は三親等以内でなければならないと説明されたが、三親等以内にこだわる理由は何か、お伺いいたします。

以前、テレビでも報道されていたように、市内の住宅地にイノシシが出没していましたが、私の集落でもイノシシが出たため、猟友会に駆除依頼し、3頭捕獲したとの報告を受けたが、現在も至るところで目撃したとの情報があり、猟友会メンバーが罠を設置しているものの、イノシシやアナグマ等も危険を察知しているのか、なかなか捕獲できず、3月5日にもジャガイモ畑が荒らされたので電気柵を設置していただきたいと相談されたが、今の私では屈んだり立ったりできづらいことから、設置について断りを農家さんにすることでした。そこで、有害鳥獣から農作物を守るため、市の職員や農業委員の方々等で、特別捕獲隊を設置する考えはないか、お伺いいたします。

今、ハウスにはオクラが植え付けられて、順調に生育しているようであり、さらに、トンネルオクラの植え付け作業も始まっているようです。寒波で被害に遭った豆類等をカバーできるような売上になることを願っているところであるが、毎年、オクラの盗難被害の相談があるので、農作物の盗難防止策として、防災無線を活用できないか、お伺いいたします。

二つ目は、廃校となっている施設の活用策についてであります。先月、久しぶりに申し込みのあった5団体と議会と語ろう会と開催しました。そして、2月8日、山川水産加工業協同組合との語ろう会の席上において、様々な意見交換ができたところです。その中で、かつおぶし製造工場で多くの外国人を雇用しているが、宿舎がなく、入居できる物件を探すのに大変苦労しているとのことで、外国人技能実習生の宿泊施設として、廃校となった小学校を活用できないのか、お伺いいたします。

三つ目は、安心・安全対策についてであります。令和4年9月議会で、同僚議員が、各地区の市道等において高齢化が進んで、草払いに支障があるので、機械導入をできないかとの質問をされたことへの答弁で、草や雑木を粉碎できる機械を導入すると言われており、聞き取り調査時において、導入してから、専属のオペレーターが実際に作業しているところも確認したとのことでした。また、同僚への答弁では、更なる機械導入やメンテナンスフリー化の手法を積極的に取り入れてまいりますとの答弁もされていましたが、今後の機械導入の計画はどうなっているのか。あわせて、メンテナンスフリー化とはどのような手法なのか、お伺いいたしまして、1回目の質問といたします。

**○市長（打越明司）** 西森議員から、農業に関する質問のほか、幾つかの質問をいただきました。

まず、1月24日から25日かけて発生いたしました積雪、低温により被害に遭われた農家の皆様方については、私からも改めて心からお見舞い申し上げたいと思います。豆類のその後

の生育状況であったり、あるいは次期作の植え付け状況であったり、時々、各地のほ場に出掛けては、自分の目で確認をさせてもらっておりますが、さっそくもうオクラの準備に入っている姿などは、例年よりも少し早くて、今回の被害も含めて、いろいろこう胸に迫るものがあるなというふうに感じているところであります。

まず、今回の災害についての被害につきましては、市や県、あるいはJAいぶすきで状況を調査した結果、本市の基幹作物であるスナップえんどう、ソラマメをはじめ、花き類など大きな被害を受けていることが確認をされており、現在のところの被害面積は約510haで被害総額は18億7,000万円と見込まれているところであります。主なものといたしましては、野菜類ではスナップえんどうが被害面積292haの被害額11億2,551万円、ソラマメが被害面積168haの被害額6億2,277万円、実えんどうでは被害面積が22ha、被害額6,690万円となっております。また、花き類ではグラジオラスが被害面積1.5haの被害額864万円、観葉植物が被害面積1.3haの被害額2,027万円、果樹類ではビワが被害面積3.2haの被害額543万円となっております。

市は、草払いのための機械導入をきちんとしてあるかと、あるいはメンテナンスフリー化とはどのようなことかという御質問がありました。令和4年度におきまして、市道の草刈り作業のためのバックホウに取り付けて、草や雑木を粉碎処理する機械類一式を導入いたしました。この機械の導入によって、草刈り後の片づけや運搬などの時間短縮が図られるなどの作業の効率化が期待をされるところであります。今後、機械導入につきましては、無駄をなくし、効率的な導入が図れるよう、各課がそれぞれで所管している機械のリストを作成をし、見える化する取組を行い、それを基に、作業機械利用協議会を設置しました。今後は、役所内での空いている作業機械の貸し借りや新規の機械購入などをする際には、無駄が出ないように調整を図ってまいりたいと思います。また、道路維持管理につきましては、草を刈る手間を省くために、道路法面にコンクリートを張ったり、あるいは防草シートを設置するようなメンテナンスフリー化にも取り組んでいきたいと思っております。

残余の質問につきましては、関係部長から答えさせます。

**○農政部長（寺田昭宏）** 肥料価格高騰対策事業への申請状況についてであります。肥料価格高騰対策事業は、肥料価格の高騰による農業経営の影響緩和のため、化学肥料低減に向けて取り組む農業者の皆様の肥料費を支援するもので、令和4年6月から10月までの購入の秋肥と、令和4年11月から令和5年に購入の春肥が支援の対象となっているところでございます。支援の内容といたしましては、化学肥料低減の取組を行った上で、前年度から増加した肥料費について、その増加分の85%を支援金として交付するというものです。なお、85%の内訳は、国が70%、県が15%となっております。この事業につきましては、農協や肥料販売店などで取りまとめて、グループで鹿児島県農業再生協議会に申請することとなっております。ところでありますが、肥料販売店などの取りまとめやグループ化が難しい方につきましては、

市が取りまとめてグループ化を支援し、申請を行っているところであります。現時点で、市が把握している申請件数は396件で、約2,970万円となっているところでございます。なお、令和4年11月から令和5年5月に購入の春肥分につきましては、今後、国が申請スケジュールを示すことになっております。

続きまして、有害鳥獣の特別捕獲隊を設置することについてであります。市では、指宿市鳥獣被害対策実施隊設置要綱に基づき、職員からなる鳥獣被害対策実施隊を設置しているところですが、活動は、被害発生の調査や捕獲駆除指導等となっており、今のところ、罨免許等を取得している者はいない状況となっております。このような中、令和5年度予算において、市職員が罨免許等を取得するために必要な予算を2名分計上させていただいており、猟友会との連携を強め、迅速な対応を図っていきたくと考えているところでございます。

続きまして、農作物の盗難防止策として防災無線が活用できないかということですが、農作物や農業用資材、器具等の盗難が毎年のように発生しており、農産技術課におきましては、広報車を主体とした注意喚起を行っているところですが、今後、農作物等の盗難発生の連絡を受けた場合には、警察及び防災無線担当部署と連携し、必要に応じて、防災無線を活用した注意喚起を行っていきたくというふうに考えているところでございます。

**○建設部長（星倉淳一）** 外国人技能実習生を市営住宅に入居させない理由は何か、市営住宅の入居条件について御説明します。公営住宅法第27条第5項に、同居の承認について定められております。また、国土交通省住宅局住宅総務課長からの通達により、同居承認は、原則として入居名義人の三親等を限度として事業主体が定める範囲の親族、婚姻の予約者も含めず、について行うことができるものとなっておりますので、市営住宅に同居する者は三親等以内の親族としていることから、グループや友人同士では入居はできないところであります。

**○総務部長（下吹越寿）** 廃校となった小学校を外国人技能実習生の宿泊施設として活用できないかということですが、山川水産加工業協同組合によりますと、かつおぶし製造工場で技能実習を行う外国人技能実習生は、現在100名ほどとなっているとのことでございます。この実習生の方々は、全て山川地域の地区内において寮生活を送っているとのことですが、市長との対話集会等を通して、実習生の寮の数が慢性的に不足しているという状況であると話を伺っております。学校跡地の利活用につきましては、3月1日に現地見学を実施し、公募による学校跡地の利活用事業所に応募していただくよう御説明をさせていただいておりましたが、学校跡地の利活用は見送りたいとの返事をいただいているところでございます。

**○12番議員（西森三義）** それでは、これから2回目以降の質問に入ります。

まずは、今回の大寒波については、市長からも多分な言葉がありました。農家の方も、さぞ嬉しく思っていると思います。この大寒波による被害について、多くの方々が心を痛めたと思われる記事が何回も掲載されておりました。スナップえんどうも作付けした場所によって

は、新しい芽も出ているかもしれませんが、私の校区内では、雪害の影響で芯止まりをして、収穫できそうにないが、国・県・市の支援策としては、どのようなことが計画されているのか。あわせて、納税についての支援策についてもお尋ねをいたします。

**○農政部長（寺田昭宏）** 国・県・市の支援策についてでございますが、今定例会の3月補正におきまして、債務負担行為の補正予算を計上しておりますが、令和5年1月の雪害、凍害による農作物被害に関し、農業者が経営維持のために行う資金等借入に係る利子について、初年分の利子を最大2%と想定し、これに対して助成を行うことを考えているほか、指宿市農業振興促進基金の貸付事業として、貸付対象者を認定農家から認定新規就農者や販売農家等へ広げるとともに、被害を受けた品目について注文又は購入した種子、肥料等にも対象を広げながら、つなぎ資金として、少しでも農家負担が軽減できるようにしていただいております。また、いぶすき農業支援センター内に相談窓口を設置し、営農相談や災害時に運転資金として活用できるセーフティーネット資金等の案内など、県南薩地域振興局指宿駐在やJAいぶすきとも協力しながら、いつでも相談できる体制づくりを行っているところでございます。県につきましては、農業者が行う次期作の生産等に要する経費を支援する事業を実施するとして、3月補正予算に3億6,000万円の追加提案を行っているほか、近代化資金において、対象要件を拡充し、今回の積雪、低温などによる被災農業者を対象とした災害枠を設け、貸付当初5年間を無利子化すると発表しております。国の支援につきましては、今のところ情報はありますが、1月28日に農林水産大臣政務官が現地を視察して、県、市、JAいぶすき等の関係機関との意見交換を行っているほか、県が支援要請を行っている聞いておりますので、今後の動きを注視したいと考えております。

**○12番議員（西森三義）** 農業支援センターに相談窓口を設置されていると、本当にありがたいことです。農家は、本当に苦しんでいるんです。そこについては、是非、迅速な対応をしていただきたい。

それから、県は3億6,000万円、これは新聞にも載っていましたが、国のほうが新聞に載っていないんですね。そこ辺り、情報はまだ入っていないということでしたが、支援策についてはですね、市のほうでは、3月の広報紙にも載っていましたが、また、回覧板でも回ってきました。ただ、それだけの支援策の通知で事足りるのでしょうか、どうなんですか。

**○市民生活部長（増永智美）** 納税に関する支援でございます。災害などにより、納税が困難になった方に対しましては、納期限の延長や納税を一定期間猶予する、地方税法に基づく徴収猶予又は看過の猶予という制度があります。今回の雪害につきましては、要件に該当する可能性があります。状況を個別に確認する必要がありますので、納税にお困りの方は、まずは御相談をいただきたいと思います。

**○市長（打越明司）** 県の支援策については、具体的に既に発表済みであります。国についても、今、最後の詰め段階に入っているというふうには伺っていますが、まだ非公式情報で

す。恐らく、3月の末までには、国のほうで具体的な支援策、7年前の状況も踏まえて、比較的、次期作への支援を含めた、メニュー的には想定はできるんですけども、この国・県の支援を見た上で、その重ならない分、足りない部分を市で対応していくという前提から、国と県と市で総合的に対応できるように、市としては対応していこうというふうに考えております。

**○12番議員（西森三義）** まず、納税の猶予なんですけど、先ほど部長から、納期限の延長等はあるということですが、それぞれ農家の方は延長を申し入れると思うんですけど、この延長についてというのは、大体どれぐらいをめどに考えていらっしゃるんですか。

**○税務課長（橋口裕一）** 期限につきましては、それぞれ納税者個々の皆様の実態等を把握させていただいた上で判断することになるかと思っております。

**○12番議員（西森三義）** 個別に対応されると、そういう理解でよろしいわけですか。

**○税務課長（橋口裕一）** はい、そのとおりでございます。

**○12番議員（西森三義）** それでは、先ほど申した支援策については、回覧板、あるいは、この広報紙で事足りるのかどうか。そこ辺りについて、答弁をお願いいたします。

**○農政部長（寺田昭宏）** 先ほども御説明いたしましたように、地区回覧板、今のところ、広報紙に出しているところでございますが、貸付事業につきましては、要項等の整備が出来次第、また追加でお知らせしたいと思っております。また、国・県の事業内容がはっきりいたしましたら、各地区を回って説明会等を開いて説明したいと思っております。

**○12番議員（西森三義）** 是非ですね、今、部長が言われたように、各地区を巡回して、十分隅々まで説明が行きわたって、農家の方が納得できるような体制を取っていただきたい。

それから、先ほど市長が、3月末までには国の支援策も示されるであろうと。そして、その不足する分を市としても何とかしたいと。先ほどの同僚議員の答弁の中でも、雪害の被害では思い切った支援をしたいという発言がありました。是非、ここについてはですね、市長、もう1回、その思いをお願いできますか。

**○市長（打越明司）** 状況については受け止めておるつもりであります。必要なものを必要なだけ、しっかりと支援できればと思っております。国の発表待ちというのは、やっぱり早めに決めても、ダブって同じことを繰り返すような、そういうことが起きないようにという意味で話をしたところでありますが、できるだけ三位一体、効果的な支援になるように努力をしたいと思っております。

**○12番議員（西森三義）** 是非、支援が行き渡るような対策を取っていただきたいというふうに思っております。

それから、今回の雪害によって、ソラマメの茎については、長時間の寒気で相当なダメージがあったことから、実は付けるものの、インゲンモザイクウイルス病が蔓延しているため、自家種も採れないと。これまで経費削減に取り組んできた農家の落胆ぶりは非常に大き

いんです。種購入に対して、市として助成はできないか、お尋ねをいたします。

**○農政部長（寺田昭宏）** 平成28年の積雪、低温災害の際には、国の事業で作物の生産再開に向けた資材の購入に対する支援があったことから、今後、国・県の支援の動向を注視しながら、必要に応じて、市としてできることについて検討してまいりたいと考えております。

**○12番議員（西森三義）** 国の動向を見ながら、市としてできることは対処していただきたいというふうに思っております。

今回のような被害で役立つのが収入保険だと思われることから、収入保険の支払い見込について把握されているか、お尋ねをいたします。

**○農政部長（寺田昭宏）** 収入保険は、保険期間の収入が基準収入の9割を下回ったときに、下回った額の9割を上限に補填するというのが基本のタイプになっております。個人の場合は1月から12月、法人の場合は事業年度の1年間が保険期間となります。今回の雪害、冷害は、1月の災害であり、個人の加入者は、今年の12月までの収入により収入保険の支払いが確定されるため、支払い見込みについては現在では試算ができないところではございますが、ちなみに、過去における支払い実績におきましては、令和元年度が43件の約1億8,000万円、令和2年度が54件の約2億1,400万円、令和3年度が79件の約2億5,500万円と把握しているところでございます。過去3年間の支払い実績の合計額を合計件数で割りますと、約370万円程度となっているところでございます。

**○12番議員（西森三義）** これだけたくさんの方が、相当収入保険で補填されているわけなんですけど、なかなか収入保険に加入する率が増えないというのがちょっとおかしいなというふうに思っているんですけど、そこでお尋ねしたいんですけど、収入保険の加入については、私は当初、例えば1,000万円の売上があれば1,000万円加入しなければならないと、そのように認識しているんですけども、その後、限度額を定めて入ることが可能になったというようなことも聞いたんですけど、そこ辺りはどうなんでしょうか、お尋ねをいたします。

**○農政部長（寺田昭宏）** 掛金のタイプにつきましては、令和2年からは補償の下限を選択することにより、保険料を安くして加入できるタイプが創設されております。補償の下限が70%、60%、50%から選択ができ、下限を設定することにより、基準収入が1,000万円の方で、約1割から4割ほどの保険料が安くなるタイプとなっております。

**○12番議員（西森三義）** そういう形で1割から4割ほど掛金等が安くなれば、加入する方もまたいらっしゃるんじゃないかと。私も少ない農家で、家庭菜園って言われているんですけど、収入保険に入っているんです。今回も、私は収入保険を貰うんですよ、3万8千円ほど。だから、やっぱり助かるんですよ、オクラを植えていても。台風でやられたもんだから、それで該当になりました。今後、台風やいろんな災害が来たときに、オクラでも被害に遭うんだと。また、施設も台風でやられれば、中のオクラなんかはもう駄目ですよ。そこら辺りも踏まえて、是非、推進はやっていただきたいというふうに思っております。



それから、今回のような大寒波から農作物を守る方法として、散水氷結法が有効であると聞いたことから、3月12日、新西方の農家さんや関係職員も含め、20数名で南薩畑地灌漑事業を管理する、池田湖のほりにある中央管理所にて、水利用についての研修会を開催していただき、賦課金の問題等いろいろ課題があると認識いたしましたが、これからの農家を守る必要から、この散水氷結法の実証実験に取り組む考えはないか、お尋ねをいたします。

**○農産技術課長（前菌洋一）** 散水氷結法でございますけれども、この散水氷結法につきましては、散水することによって作物に水を付着させまして、その水が凍る際に放出する熱を利用して寒害から作物を守る方法ですけれども、凍り付いて株全体が倒れ、被害が拡大するなどの逆効果になる例もあるほか、県の農業開発総合センターによりますスナップえんどうでの試験結果でも、最低気温マイナス2℃以下で、0℃以下が長く続く場合は、寒害被害防止は難しいとされているなど、対象作物ですとか、散水条件の詳しい検証が必要であると考えているところでございます。また、畑かん水を利用する場合は、貯水タンクやポンプ場、配管の増設や改修等が必要になるということが考えられておりまして、相応の地元負担が発生すると。そのほか、賦課金も恒久的に増加するなどの課題もありまして、導入するには、ハードルが高い方法であるというふうに考えているところでございます。こういったことから、まずは農家の皆様の御意見等を聴きながら、対象作物ごとの散水条件ですとか、使用水量の抑制の検証のために実証研究ができないか、県の農業開発総合センター等にも相談してまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○12番議員（西森三義）** 新西方では、新西方営農支援センターというのを立ち上げているんですね。そして、その中で、いろんなことについて勉強会をやっております。今回も、散水氷結法とはこういうことだということで、いろいろ資料をもらいました。私もちょっと分からない点が多かったものですから、管理センターのほうに行って研修をさせてもらって、賦課金等が高くなるんだよとか、作ってなくてもその部分は掛かるんだとか、あるいは大きなタンクもいるんだと、これはやっぱり市が努力してやるよと、そういう意気込みがあれば、タンクはできそうな気もするんですけども、あとはそのほ場の農家の皆さんの意見集約がまず大事かなというふうに考えているところです。是非ですね、そこ辺りについては、実証実験を早目に取り組んでいただければありがたいなというふうに思っております。

それとですね、実証実験もそうなんですけど、今、ソラマメに花が咲き出したんですね。農家は上の部分だけでも何とか収穫して、収入を得たいというふうに考えているんです。農家が、今、花が咲き出したやつを収穫するとすれば、遅れるんですね、集荷時期が。これについては、JAや各集荷業者に、集荷をする時期を延長していただきたいということを、担当部署等でその相談してもらえればありがたいと思っておりますので、そこ辺りについては、相談をするということは可能なんですか、どうなんですか。

**○農産技術課長（前菌洋一）** その辺につきましては、農協のほうにも、こちらからも相談して

まいりたいというふうを考えているところでございます。

**○12番議員（西森三義）** JAのほうは、それはしますよということで常務の答弁はいただいておりますので、また、各集荷場にも、是非、お願いしたいと思います。

次に、肥料価格高騰対策事業において、申請書類が非常に難しいということで、諦めた農家もあると聞いたんですが、昨年、飼料農家に補助金として1t当たり1千円だったかな、そういうふうな形で、市が独自で助成したことがあるんですが、今回も肥料の何割かを助成するとか、簡単な方法というのは取り入れることはできないんでしょうか、お尋ねをいたします。

**○農政部長（寺田昭宏）** 国の肥料価格高騰対策事業は、化学肥料の低減に向けた取組の推進を図るものであり、申請のためには土壌診断による施肥設計や堆肥の利用、緑肥作物の利用など、化学肥料の低減のための取組を二つ以上行う必要があります。また、令和5年12月に、これらの取組の中間報告、令和6年12月には実績報告を行う必要があります。報告のために購入伝票や作業日誌等を保管することになっているところであります。農業者の方々からは、支援の額と申請及び今後の実績報告書の手間が釣り合わないという意見も聞いているところではございますが、補助金につきましては、定められた要綱、要領に従って事業を行わなければ返還を命じられることもあり、適正な申請や実績報告を行う必要があります。また、市の単独事業につきましては、国の支援事業がある中、単独で国と重複する内容での助成を行うようなことは合理的ではなく、国の事業を補完するような形で事業を行っているところでございます。申請の際は、請求書又は領収書の提出と、土壌診断の取組が必要ですが、国の事業ほど要件が厳しくなく、より取り組みやすい事業内容となっているところでございます。

**○12番議員（西森三義）** できるだけ簡単に、あんまり簡単っていうのもいかんけれども、農家の方が申請しやすいような、そういうことですね。その要件は、土壌診断をしなければいけない、あるいは、堆肥を撒かなければいけない、そういうようなのがあればそれをしてもらって、あるいは申請書類については簡単にできるような対応ができればありがたいなというふうに思っております。

それから、これのことについては、市も国の事業に合わせて堆肥等の一部を補助するというのがチラシでありましたよね。どれぐらいの農家が、そういう形で相談に来られていますか。

**○農政部長（寺田昭宏）** 申請件数につきましては、現在、市が取りまとめている分が21件で約110万円となっているところですが、JAいぶすきで取りまとめている分については、これからの申請を見込んでおります。また、令和4年11月から令和5年5月に購入の春肥分につきましては、今後示される国のスケジュールを基に、再度広報等を行う予定ですので、今後も申請件数は増加していくものと考えております。

**○12番議員（西森三義）** 私は、この回覧で回ってきたのは非常にいいなということで見てい

たんですが、それにしても、ちょっと件数が少ないように感じます。やっぱり農家に対しての周知について、もう少し広報を考えるなりやっていたらいいなというふうに思います。是非、春肥の支援については、多くの農家の方がこの事業に取り組まれるよう周知していただきたいとお願いいたします。

先ほど建設部長から答弁がありました市営住宅には、それぞれの入居するための条件があることは認識しております。ただ、外国からこっちに来て働いている方にとっては、友達と離れて暮らすというのは、非常に、言葉が通じないものだから不安だということを知りました。それでも、仮に外国人の技能実習生が市営住宅に一人で入居できたとしたとき、また、更に延長が可能になったというときの、その延長される時の入居条件とか、そういう通知はどのようにされるんですか。

**○建設部長（星倉淳一）** 外国人技能実習生の在留期間満了日前には、入居されている方が、基本的には退去の手続きについて、市役所に連絡することとなっております。また、その在留期間が延長された場合には、その期間に合わせて入居の延長も可能となります。

**○12番議員（西森三義）** 外国人の人が一人でも多く、市営住宅が空いていたらそこに入居できるように取り組んでいただきたいというふうに思っております。

それから、産業建設委員会の審査のときにも、先ほども部長の答弁であった、職員の罾の免許のために2名分が計上されているということは理解いたしました。猟友会が高齢化になっているんですね。そのことを考えれば、あと数名免許をしてもらって、昨年みたいに市街地でイノシシが暴れたときに、その特別捕獲隊というのはもう設置しているよというようなことを言われましたけれども、そういう形で活動していただきたいと思うんですが、この免許取得の方をあと数名増やすという、そういう考えはないのでしょうか。

**○農政部長（寺田昭宏）** 議員がおっしゃるように、猟友会も高齢化が進んでいるという実情は把握はしておりますので、今回は2名ということで予算をあげさせていただきましたけれども、今後につきましても、また、更に検討してまいりたいというふうに思っております。

**○12番議員（西森三義）** 検討じゃなくて前向きに取り組んでいただきたい。お願いいたします。

イノシシの捕獲頭数については、毎年400頭ぐらい捕獲しているよという報告を受けます。素人考えの私が思うに、単純計算をすると、5年間で2千頭捕獲したことになるんですね。2千頭を捕獲しているのであれば、ちょっとは減らないだろうと思うのが当たり前なんです。反対に増えているように思うんですよ。昔は地区内にイノシシが出ることはなかったです。ここについて、なぜこういうふうになるのか。イノシシは年間に子を何頭生むのか、そこ辺りが分かれば教えてください。

**○農政部長（寺田昭宏）** 鹿児島県鳥獣被害対策アドバイザーからの情報によりますと、イノシシが1年に子供を生む数は2頭から8頭で、平均4.5頭ほどで、妊娠期間は約120日であり、普

通は2歳から生み始め、毎年、繰り返し繁殖を行うということでした。通常、春に1回子供を生みますが、春の出産に失敗した雌の中には、また秋にも子供を生むのもあるようです。環境省のデータでは、今の捕獲数が維持されれば、イノシシの生息数は減ることになっているということですが、被害を減らす上で非常に重要なのは、全体の捕獲数ではなく、いかに集落の近くで雌を捕獲することができるかではないかということでした。市といたしましても、集落付近で被害に遭った場合、猟期であっても捕獲指示を出すなどして有害鳥獣の捕獲に取り組んでいるところですが、なかなか被害が減少していないのが現状となっているところでございます。

**○12番議員（西森三義）** 1年に2頭から8頭生むんですね。何とか駆除を頑張っていたかいたいなというふうに思っております。

時間の関係で、次は廃校の活用策について、2回目以降の質問に入りたいと思います。先ほど、担当部署において、学校跡地の有効活用を図る目的で答弁がありました。今、担当部署では、利活用事業者の募集を行っていますが、私は地元の企業も募集に参加してもらい、有効活用してもらえれば一番いいというふうに思っていました。今回、断念したと、そういう理由を把握されていたら、お伺いいたします。

**○総務部長（下吹越寿）** 山川水産加工業協同組合からは、現地見学後に公募に向けて検討を行ったところ、管理人の目が行き届かなくなることによる防犯上の問題や、生活用品の購入先が遠くなることの問題、このほか、自転車で外出する際に下り坂で転倒する恐れがあることや、環境整備や施設の改良費用が掛かることが懸念されるといった御意見があったところでございます。このような事情から、今回は学校跡地の利活用については見送りたいとのことで返事をいただいているところでございます。

**○12番議員（西森三義）** この利活用事業者の募集、いいデザインでされていると思います。私も、今、部長が言われたように、この旧山川小学校跡地を視察に行きました。行くときに、ここの坂はすごく急で、これは自転車では危ないだろうと。まして、今度はあそこに宿舎ができれば、防犯上はどうなるんだろうかというのは心配しました。ただ、そこについては、活用することによって、保安員を置けばいいのになという考えもありましたけれども。山川小学校跡地を確認に行ったときにですね、校舎や校舎周りの草もよく切られておりました。広々とした校庭等の草払いは大変なものだなというふうに、よく環境整備されていたことに対しましては、作業された職員に感謝いたしますが、よく確認すると、冷暖房設備については、他の学校で使用していると説明されたが、まだ洋式トイレもある、教室も少しの改修等で宿泊施設になる。また、プールもありますね。プールにあるシャワー室をシャワールームに改修すると、本当にいい宿泊施設になると思われたが、加工組合さんもですね、いろいろな問題点、防犯上の問題、それから、買い物等の問題、通勤の問題、そこ辺りを考えて今回断念したと思われませんが、技能実習生の宿泊施設を探すのに苦労しているのは事実なん

です。市として協力できることはないか、あわせて、プールに水を溜めてあるんですね。なんでこんな使わないのにプールに水を溜めてあるんだらうかと疑問に思ったものですから、それについても併せて答弁をお願いできますか。

**○総務部長（下吹越寿）** 今、西森議員が言うように、菜の花商工会と市長と語る会があったときにも、先ほどの答弁と重なるんですけども、かなりそういう外国人の技能実習生の宿泊先に苦慮しているということで、私もお聞きしたところでした。市としても、何らかのやはり協力というのは必要であろうと思います。現在、空き家バンクの開設に向け準備を進めているところでございます。山川の、さっき言った町区ですね、そこら辺りの近隣で、外国人実習生の宿泊施設として貸し出していただける物件がないか、今後、空き家バンクを活用して探していきながら、加工組合と連携しながら検討していきたいと、探していきたくて考えております。

**○経営改善推進室長（木下英城）** 学校跡地のプールが使われていないのに水が溜めてあるということですが、屋外にあるプール施設につきましては、塗装の剥がれ、それからコンクリートのひび割れ、そのほか、紫外線による劣化、こういったことを防止するために、使わない期間におきましても、プール内に水を溜めておくということが一般的になっております。これは、指宿市内の小中学校等でも同様の対応を取っております、プール施設の安全管理において必要な対応となっているところでございます。また、このほか、学校のプールは、緊急時の消防用水等に活用をする可能性もあることから、プール内に水を溜めている理由の一つとなっているところでございます。

**○12番議員（西森三義）** まず、宿泊施設としては空き家バンクを活用して、なんとか市のほうでもできることはやりたいと。また、プールの水については、やっぱり溜めておかなければ施設自体が駄目になると。あるいは、そういう万一のときの防火水槽にもなるということをお聞きしましたが、プールは施錠されていたんですけども、万が一、あそこに子供たちが入る、そういう危険性はないんでしょうか、どうなんですか。

**○経営改善推進室長（木下英城）** 学校跡地につきましては、基本的に子供たちが入らないようにということで、正門のところにロープを張って、注意喚起を促しているところであります。ただ、やっぱり地元の子供たちというのは、学校跡地にはまだ遊具が残っていたりとかしますので、休みの時に入って遊んだりする光景はあります。今の御指摘がありましたプールにつきましては、やっぱり水が張ってあるということで危険がありますので、子供たちが簡単に入れないようにフェンスで囲って、しっかりと施錠しているというような対応を取っているところでございます。

**○12番議員（西森三義）** 確かに、入り口にはロープを張ってありましたし、プールもフェンスを張ってありました。フェンスで囲まれていましたから大丈夫だろうと思うけれども、そこに落とし穴があったりしますので、十分そこら辺りについては確認をやっていただきたい

など。

それと、加工組合の皆さんとの意見交換では、ミール工場が老朽化しているので、近々、建替えも検討していると言われ、その建替えの面積が2千坪ぐらい必要とのこと。2千坪といえは6,600平米ぐらいですね。かつおぶしは指宿市の特産品ですので、加工組合を助ける手立てとして、ミール工場を新設するとなったら、市で助成できるものがあるのか、お尋ねをいたします。

**○経営改善推進室長（木下英城）** 市における企業立地を支援し、もって市における産業の振興並びに雇用機会の確保及び拡大を図ることを目的としまして、指宿市工場等設置奨励条例等での検討が可能かと思われ。今回、学校跡地の利活用ということにつきましては見送られるということでしたけれども、老朽化に伴って、フィッシュミール工場の新たな建設、設置を考えておられるということでありましたら、先ほど申し上げました条例等での検討が可能かというふうに思っておりますので、その際は御相談をいただければと、このように考えております。

**○12番議員（西森三義）** 今、経営改善推進室長が言われたように、そういう市のほうでも何とか手助けができるんだよと。そういうことを水産加工業組合には周知して、何か必要あれば市のほうにも相談してくださいということは連絡していただければありがたいと思っております。

学校跡地については、活用することで施設が活かされると思われ。今、事業者を募集している中において、民間事業者からいいアイデアをもらって、一日でも早く学校跡地が活用されるようお願いして、次の安心・安全対策について、2回目以降の質問に入ります。

先ほど、もう市は機械を導入して、草や雑木を粉碎できる機械を導入していると。それも、オペレーターも実施したというのを、私言いましたが、そういうことで、この市で購入している重機を各集落で借りることはできないのか、お尋ねいたします。

**○建設部長（星倉淳一）** 市が所有している機械を自治公民館などへ貸し出すことができないかについて、御説明いたします。地域の方々が実施している草刈りや清掃活動については、非常にありがたく感謝しているところでございます。そのような活動を行う中で、機械があると作業がはかどることはよく理解をしておりますが、市が所有している機械も貸し出しができるほどの十分な数がないことや、重機などの操作にはオペレーターが必要になること、また、災害などの際に、緊急、突発的に機械を必要とすることなどから、現在のところ、貸し出しは行っていないところであります。

**○12番議員（西森三義）** 簡単には貸し出しはできないでしょうけれども、各地区で集落の高齢化が進んでいるんですね。そして、草払いが手付かずになっている。それでは、集落で重機を借りて草払いを実施した時に、市として助成金を出せないか。このことについて、私は

令和3年12月議会でも質問していますが、何とか前向きな答弁はできないのか、お尋ねをいたします。

**○建設部長（星倉淳一）** 各地区で作業をする際に、機械などをリースした場合、補助はできないのかということについて御説明します。地域の方々が実施している草刈りや清掃活動については、自主的な活動として行っていただいております、その活動については補助は行っていません。近年、高齢化や人手不足により、そのような活動が地域の力だけでは昔のように十分できないという声も伺っております。道路の高土手や木の伐採など、地域の方々では作業が難しい場所については、まちづくり公社での対応や業者委託により、市としてもできる限り対応させていただきたいと考えておりますので、そのような場合には御遠慮なく御相談いただければと思います。

**○12番議員（西森三義）** 各地域内には高い土手があって、どうしても地区内の人ではできないうと。そういうときには、市で補助してくれるということでしたので、是非、お願いしたいと思っております。

結びに、3月末をもって職場を離れる職員や、定年により退職をされる方々には、長い間、市政発展のために御尽力いただき感謝申し上げます。今後は、健康に十分留意され、特に脚立を使用する作業には、特に注意してください。これまで得た豊富な知識を地元地域の活性化や市政発展のために御活用くださいますようお願い申し上げます。本当に御苦労様でした。

これで、質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（下川床泉）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時29分

**○議長（下川床泉）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、吉村重則議員。

**○10番議員（吉村重則）** 私は、日本共産党の議員の一人として、平和憲法の改憲に反対し、市民の命と暮らしを守る立場から、通告に基づいて一般質問を行います。

国保制度がスタートしたのが1961年ですが、当時、首相の諮問機関であった社会保障制度審議会は、零細業者や日雇い労働者、無職者など、低所得者の被保険者が多く、保険料に事業者負担がない国保を運営するには、相当額の国庫負担を投入し、保険料を低く抑える必要があるという立場を明確に打ち出していました。ところが、自民党政権は、1984年の法改定で、ここへの定率国庫負担を、これまで総医療費の45%から総医療費の38.5%に削減したのを皮切りに、国庫負担を抑制し続けました。その一方で、国保制度スタートから半世紀の間に、国保加入者の状況は大きく変化しました。1960年代は、国保加入世帯主の構成は、農林水産業や自営業者合わせて7割を示していましたが、2020年では、年金生活者など、無職や

非正規労働者などを合わせて8割弱となっています。かつては農家と自営業者の保険であった国保は、今では無職と非正規の保険になったと言えます。加入者の構成が劇的に変わる中で、平均所得は1990年度は240万5千円でしたが、2020年度は136万になっています。このように、加入者世帯の平均所得が減り続けている事実には、加入者の貧困化の深刻さが現れています。さらに、2014年、国保の都道府県化に向けて、国と地方の代表は、国保の制度改革を議論する場では、全国知事会、全国市長会、全国町村会など地方団体から加入者の所得の低い国保が他の医療保険よりも保険料が高く、負担が限界になっているのは、国保の構造問題であるとして、国保を持続可能とするには、被用者保険との格差を縮小するような抜本的な財政基盤の強化が必要という主張が出されました。その議論の中で、全国知事会は、国保を協会けんぽの保険料並みに引き下げるために1兆円の公費負担増を行うよう政府与党に要望、加入者の所得が低いのに、保険料は公的医療保険で最も高い、これこそ国保の構造問題であり、制度の持続可能性と国民皆保険の基礎を脅かす重大問題であることが国に突き付けられたのです。地方団体から追及を受けた政府が、国保に構造問題があることを認めざるを得なくなりましたが、その打開、解決を求める要求には応えぬまま、国保の都道府県化を決めました。その後も全国知事会や全国市長会は、毎年政府への要望で、国保の財政基盤を抜本的に強化するための定率国庫負担、公費負担の引き上げを求め続けています。その一方で、国民の暮らしを顧みない軍事大国化が強行されようとしていることです。防衛整備計画は5年間で総額43兆円という、異常で驚くべき軍備拡張計画が明記しました。大軍拡を国民の大増税で賄おうとしていることです。これを受けて、自民党政調調査会は、43兆円の大軍拡計画のうち、新たに増税分が17兆円になり、法人税、所得税、たばこ税の増税を行うことを決定しました。国民の平和と安全を守るためには、軍事力には軍事力で対抗するという、軍事対軍事の悪循環に陥らないことです。確かに、中国や北朝鮮のミサイル発射などの軍事挑発行動は絶対に許せません。厳しく抗議することは大事です。しかし、これに軍拡で対抗すれば、相手も軍拡で対応するという悪循環になります。また、一触即発の武力衝突から戦争を招く危険もあります。元自民党幹事長の古賀氏がTBSの報道特集で、日本の国はものすごく大きな宝を持っているんですよ、それが9条なんですよ。9条に変わる日本の平和というところをやってみたらいい。収まるどうか、理屈で収めることは容易じゃないと思う。ともかく、力で平和が実現することはあり得ない。絶対にあり得ないとも言って、これだけは言えると言っております。軍事衝突や戦争の危険をなくすためには、憲法を生かした平和外交戦略を推し進めることです。軍事増強に莫大な税金を投入するのではなく、国民生活は円安、ガソリンの高騰、生活物資の高騰と、低賃金の中で苦しんでおります。また、加入者の所得が低い国保が他の医療保険よりも保険料が高く、負担が限界になっているのは、国保の構造問題であり、国保の持続可能とするためにも、また、冷害で苦しんでいる農家への支援こそ必要ではないでしょうか。



それでは、通告に基づいて質問いたします。

農業問題について。1月24・25日の雪害は、額を1回目でお尋ねするようにはしておりましたが、同僚議員の答弁の中でほとんど答弁がされております。この被害調査するとき、農家からの要望とか、声がどのようなものがあったか、お答えください。

次に、国民健康保険について、質問いたします。短期保険証と資格証明書の発行件数は幾らか質問し、1回目といたします。

**○市長（打越明司）** 吉村議員から、国保の加入者における短期被保険者証と資格証明書のことについてのお尋ねがありました。短期被保険者証とは、国保被保険者証の年次的切替時に保険税を滞納している被保険者を対象に、通常の被保険者証に代わって交付する有効期限が原則1か月の被保険者証になります。短期被保険者証の交付件数につきましては、平成30年度が314世帯の504名、令和元年度は284世帯445名、令和2年度は218世帯の335名、令和3年度は202世帯316名、令和4年度は179世帯の278名に交付しているところであります。資格証明書とは、特別な理由がなく、納期限から1年を経過するまでの間に保険税を納付せず、かつ、納税相談等にも応じない被保険者を対象に交付するものです。資格証明書の交付件数につきましては、平成30年度は72世帯84名、令和元年度は21世帯22名、令和2年度は43世帯53名、令和3年度は44世帯57名、令和4年度は52世帯58名に交付しているところであります。

残余の質問については、関係部長に答えさせます。

**○農政部長（寺田昭宏）** 被害直後に行われましたほ場での視察時や農家との意見交換におきまして、多くの農家の皆様方から、経営時のために行う資金等借入に係る支援や、税金の軽減についての意見が多く寄せられたというところで把握しているところであります。

**○10番議員（吉村重則）** まず、農業の問題、冷害の問題から質問いたします。この冷害について、税金の相談とか、そういうことも調査の中で出てきていると。この被害が出て、同僚議員の質問の中でもあったわけですがけれども、スナップえんどうなんかについては、もう本当、芯まで止まってしまって、量がほとんど出ていないと。特にソラマメについては、今日、明日、出荷するようなソラマメがもう全滅にあって、壊滅的な被害を受けているわけですね。こういう中で、本当に資金繰りの関係。7年前の、国のそういう被害に対する助成についても、次期作にやるとか、後片付けに対して幾ら出すとか、本当、農家としては、今経営をどうするかというような状況なんですよ。ですから、そういう面で、農家への支援。本当に前回と同じような中身になるんじゃないかと思うんですけども、前回、そういう支援をした中で、どのような農家からの、本当、これから農業経営続けていく中で、何を必要なのか、その辺は捉えていないんですか。

**○農政課長（鴨崎一郎）** 先ほど部長からもありましたとおり、それ以外にもいろいろと必要なお声をいただいております。実は、1月の下旬から2月の中旬にかけて、これは市長自ら、山川・開聞・指宿、それから、女性経営士会、山川の地域に、特定の地域だったですけど

も、実際にお話をお聞きして、その後、私どもにお言葉として、いろいろとスピード感をもってやりなさいという言葉をいただいております。そこでですね、今回、以前もお話したんですけれども、やはり資金繰りと、資金決済のところと、非常に重要なところかなというところで、いち早くそれを手掛けたいというようなことから、農業振興促進基金のほうの貸付要件を緩和いたしました。ちなみになんですけれども、前回の平成27年の頃の被害のときにはですね、さほど相談とかっていうことはなかったんですが、今回そういった緩和をしたことによってですね、実は先週の月曜日から電話相談、それから、直に支援センターに来ての相談というのがございました。件数で申し上げますと、今日までの件数で21件ほど。既に申請書までいただいた方が1件ございます。ここにつきましては、本来でありますと、金融応援審査会というのがございまして、1か月に1回開催をし、関係機関によって審査をしますけれども、これについても特例ということで関係機関にお願いいたしまして、ほぼほぼ1週間に1回審査を実施し、申請が出たたびにそれについて対応できるような体制を取っております。議員がおっしゃるとおり、3・4月收入がない中で、その資金繰りをどうするかというところが一番喫緊の課題だろうということでございまして、ここについては市長からもきつく指示を受けまして、そういった情勢にございます。それから併せてなんですけど、今回、農協さんのほうもいろいろと御尽力をいただいております。数値的なものを少し申し上げますが、現在、農協さんのほうで5月末まで取り組まれる資金の融資関係ですね、ここについては、今日現在で約45件。約1億2,000万円ほどの融資の相談、申請があがってきていらっしゃるということでした。ここいらについて、やはり山川が3分の2程度ということで、多い状況でございますが、ここいらの資金に関しましても、先ほど来、御説明も申し上げた、補正であげました、その利子補給という対策を一応組んでございます。あと、今回この利子補給に関しては、セーフティーネット、これは、日本政策金融公庫の資金なんですけど、こちらにつきましても、罹災証明等を発行し、その取得等について、今現在、把握をしておりますけれども、ここがですね、現在のところ12件きておりますので、先ほど申し上げた農協、それから、この政策金融公庫のセーフティーネット資金、この辺を農家さんとしては入用だというようなことで、そこについて迅速な対応ができるように、一応、私どもとしては考えているというところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** 市のほうでも認定農家50万、それ以外については25万ということで、100件ぐらいの計画をしているわけなんですけれども、市の場合において、申込みをしたときに、外される農家がいるんですか。

**○農政部長（寺田昭宏）** 申請時に、一応、税金の滞納等を確認いたしまして、一応、そういうところで滞納ある方には納税を勧めて、滞納がないようにですね、申し上げているところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** 納税相談に乗って、延期した場合はどうなるんですか。

○農政課長（鴨崎一郎） 現行で求めているのが、未納がないことの証明ということですので、現行でなければということです。ただ、これから延納という形で申出をされた場合はですね、そこらについては、先ほどの一般質問でもありましたけれども、その時点で判断をさせていただくということになるかと思えます。

○10番議員（吉村重則） 一番困っている方、本当、農業、今後、続けられるかどうか、その辺で一番心配している方々が、体力のない方々だと思うんですよ。こういう言い方したらちよっとまずいのかなとは思ったりするんですけども、資金を借りようと思ったら借りれる農家は、今後、経営改善をすることによってできると。だけど、もう本当言って、農業経営は苦しい方については、もうそういう体力がないわけですよ。そういう方への支援と。農協に行っても、審査したら駄目ですと言われる方もいるわけですよ。そういう方についての支援については、どのように考えているんですか。

○農政課長（鴨崎一郎） 私どものその事業、政策等で実際にその公金を扱いながら資金支援をしていくということに関して、現在のところ、そういった仕組みはございませんので、そういった方々に対してですね、という状況でございます。ただ、一定のその、先ほどの基金の運用についても、ルールを作って運用ということです。これは、皆さん方からいただいたその税金が原資になっておりますので、当然、我々としても公正な取り扱いをしていかなければならないということから、そこについては御了解いただきたいというようなところでございます。

○10番議員（吉村重則） この雪害で、7年前もあった。異常気象の中で、本当に豆類にとっては、指宿はほかの地域からすれば優遇されるわけですよ、気象条件から。だけど、たびたびこういうことが起こってしまえば、今年の資材費なんか、やっぱり1.5倍から、かなりの投入をしているわけですよ。その資材費も取れない状況なんですよ。だから、本当にこのままいけば、どんどん農家が潰されていってしまう。もう続けられない状況っていうのはどんどん出てくるんじゃないかと。行政のほうも、そういうことで、未納だったら支援ができません。農協に行っても借りることはできません。だったらもう辞めるしかないんじゃないかと。だから、ある若い青年は、奥さんはアルバイトで別な仕事をしているんだけど、もう辞めてほしいと言われているの現実なんですよ。これが、今、現実にある。だから、離農する方がどんどん増えるんじゃないかということが心配されるんですよ。ですから、今回、いろいろ、冷害の前後、2月上旬にかけて、市長も含めて、現地調査に行ったというんだったら、本当に言って、今、農家はどういう状態なのか調査する必要があると思うんですけども、その辺はどう考えますか。

○農政課長（鴨崎一郎） 今回の雪害に限らず、実は昨年9月下旬から月上旬にかけても、市内の各地域、指宿地域、山川地域、それから、開聞地域、女性農業経営士会等々、農家の中核的な方々と市長自ら意見交換をさせていただいている。今後の市の政策等々に生かせるいろ

んなアイデアをいただきたいということで、昨年しておりますけれども、今回のその雪害に関しても先ほど申し上げたとおり、現場を回って巡回をし、お話を聴くということをしてございます。例えば、今後、議員がおっしゃられるそのアンケートとか意見というものを、この雪害に関してとか、今後に関してということでございましょうから、ただいま申し上げた実例等も含めてなんですけれども、この雪害に関しては、県の予算についても御披露申し上げましたけれども、今後、地域のほうで説明会をしていく、そういった中で、いろんな声を聴いていきたいと。そういった中でアンケートとか、具体的なお話を聴いていければなということで、その辺については、今後、検討させていただきたいというふうに思っております。

**○10番議員（吉村重則）** 冷害でこんだけ7年前もやられ、今年もやられたという面では、それに代わる、なんかのほかの作物とか、そういうものについて検討する考えないのか。

**○農政部長（寺田昭宏）** 市内においても、かつては冬作としましてキャベツ、大根、人参、ジャガイモ、かぼちゃなどを主体とした作付体系の農業者が多かったところですが、温暖な気候を生かしたオクラや豆類の栽培が他作物に比べて収益性が高いということで広まったというふうな経緯があり、これらの作物に代替できるような収益性があり、かつ、台風や寒さに強い作物というのは、なかなかないのが現状であります。このため、災害対策といたしましては、単一作物の作付だけではなく、台風に強いサツマイモ、寒さに強いキャベツや根菜類、ジャガイモやかぼちゃなどと組み合わせた栽培体系や、植え付け時期の分散によるリスク軽減、あわせて、施設化や収入保険の加入によって災害に備えることが非常に大切なことだというふうに考えております。

**○10番議員（吉村重則）** 本当、これに代わる何らかの対策をしていかなければ、本当、これから農業は非常に厳しいと思います。

次に、指宿市の農家戸数の変化について、どのような状況になっていますか。

**○農政部長（寺田昭宏）** 農林業センサスでは、15歳以上の世帯員のうち、普段仕事として、主に自営農業に従事している者が基幹的農業従事者として定義されておりますが、令和3年4月27日に公表されました、2020年農林業センサス確定値によりますと、本市の基幹的農業従事者数は1,907人で、2015年と比べまして479人、20.1%減少しております。なお、基幹的農業従事者における高齢化状況についてですが、2015年と2020年の年齢階層割合を比較しますと、50歳から64歳までの割合が4.7ポイント減少し、65歳以上の割合が3.1ポイント増加していることから、全体的に高齢化が進んでいることが分かりますが、一方、15歳から49歳の全体割合につきましては、1.6ポイント増加していることから、比較的若い世代が担い手になっているようであります。また、本市の10年後の基幹的農業従事者の将来推計ですが、国立社会保障人口問題研究所が令和2年の国勢調査に基づき算出した将来推計人口や、本市の就業者数に占める基幹的農業従事者数の割合を基に、あくまでも人口減少問題等に関する政策

的手段等の施しが無いことを前提に試算しますと、令和12年の推計値は1,625人で、対令和2年で282人の減となる見込みとなっております。

**○10番議員（吉村重則）** 農家戸数も高齢化率がどんどん進んでいると。それと、減少も15年間で500名近くが減少してきていると。そういう意味では、本当、今、農業青年、一番苦しんでいる方々を本当に育てるための施策が必要だと思うんですよ。この辺について、もう1回、答弁をお願いします。

**○農政部長（寺田昭宏）** 45歳未満の新規就農者が経営開始から5年間の就農計画を作成し、市に認定された場合、認定新規就農者となりますが、令和3年度は12人となっているほか、45歳を超えて就農する方や、後継者として親元就農する方もいることから、実態としてはこれより多い方々が新規に就農しているというふうに考えております。新規就農者への支援策といたしましては、いぶすき農業支援センターにて就農相談に応じているほか、ニューファーマー講座によるオクラや豆類の現地研修会、技術指導、経営に関する各種講習会等を通じた技術的支援を行い、新規就農者の定着支援に努めているところでございます。また、機械や施設など、営農環境の整備については、経済的支援として、国の補助事業の活用や有利な制度資金の紹介を行うとともに、農地の確保についても、農業委員会と連携した農地の斡旋活動等に取り組んでいるところでございます。今後も、新規就農者を認定新規就農者や認定農業者へと誘導を行い、安定した農業経営の確立のために経営的改革の強化を促すとともに、いち早く地域農業の担い手として自立できるよう、関係機関、団体と協力して支援に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

**○10番議員（吉村重則）** 農業問題については、本当、これから戸数が、従事者がどんどん減っていく中で、県内でも指宿の場合は若者は就農してくれるという利点もあるわけです。そういう意味では本当、育てていく、経済的にも何らかの支援ができるような、国にも要請して、価格保障、所得補償を作らせる方向なんかを、是非、取り組んでもらいたいと思います。

それでは、国民健康保険について、質問いたします。今、資格証明書について、令和4年度でしたっけ、52件の58名ということですが、この方々は納税相談とか、そういうのに来ていないということで、こういう資格証明書が発行されているんですか。それとも、納税がないから、もう自動的に資格証明書ということなんですか。

**○健康福祉部長（山元成之）** 資格証明書を発行される方は、特別な理由がなく、納期限から1年を経過するまでの間に保険税を納付せず、かつ、納税相談等にも応じない被保険者を対象に交付しております。

**○10番議員（吉村重則）** つまり、特別な事情がある、特別な事情はないんだと。完全に納税相談にもならない、生活困窮者でもない、そういう特別な理由そのものはないという判断をされているんですか。

○国保介護課長（湯ノ口繁生） ただいま議員がおっしゃったとおり、特別な理由がなく、納税相談もなくということで、資格証明書を発行させていただいております。

○10番議員（吉村重則） 令和4年度については、だんだん増えてきているわけですね。そういう意味では、国保の加入世帯が無職の方、非正規の方、所得がどんどん減ってきて、支払い、納税するのが困難になっている現実があるわけですね。そういう中で、納税相談をしたら、短期証明が発行されるということによろしいんですか。

○健康福祉部長（山元成之） はい、その理解で結構でございます。

○10番議員（吉村重則） あと、国のほうでコロナ禍の中で、国民健康保険の場合は傷病手当そのものがなかったわけですが、令和3年だったと思うんですけども、コロナ禍の中で傷病手当が出るようになっていきますよね。この件数と内容について、答弁をお願いします。

○国保介護課長（湯ノ口繁生） 傷病手当金の対象についてでございますが、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした給与等の支払いを受けている国保被保険者が、療養のため労務に服することができない場合に対象となります。支給対象となる日数につきましては、療養のために働けない日にちの4日目以降から支給対象となります。支給対象となる期間についてですが、令和2年1月1日から令和5年5月7日に感染するなどした被保険者になります。なお、本市の傷病手当金の支給実績でございますが、令和5年2月末日時点で31件、107万4,215円になっております。

○10番議員（吉村重則） コロナ禍の中で、コロナ特別減免ができるように、国のほうで導入していると思うんですけども、これについては、指宿市で、なんかそういう減免的なものがされているんですか。

○市民生活部長（増永智美） 保険税の減免につきましては、地方税法第717条の規定に基づき、市町村の条例で定めることとなっております。本市の国民健康保険税条例第26条におきまして、天災その他特別な事情のある者で、必要があると認める者に対し、国民健康保険税を減額し、又は免除することができることと定めておりますので、まずは御相談をしていただきたいと思います。しかしながら、減免の適用に当たりましては、他の納税者との租税負担の均衡を失しないよう、個々の納税者の具体的な事情に基づきまして、客観的に見て、担税力を著しく喪失している者に対し適用する必要があることから、今回の雪害による被害を受けた事実のみをもって、一律に減免を適用することは難しいと考えております。

○10番議員（吉村重則） コロナ特例減免は、コロナ危機によって、国保税の納付が困難となった世帯を救済するため、2020年度に国が導入した仕組みです。これについては理解しているんですか。

○税務課長（橋口裕一） コロナ減免につきましては、国保税と介護保険料、あと、後期の保険料もでしたけれども、収入の減少に応じて、令和2年度から実施をしているところでござい

ます。

○10番議員（吉村重則） その件数については何件ぐらいで、どのぐらいされているんですか。

○税務課長（橋口裕一） すいません、件数については、手持ち資料がないところでございます。

○10番議員（吉村重則） 市の条例で定めれば、減免、そういうあれが、所得が減ったときに、対象となる可能性があると思うんですけども、さっき部長は、今度の冷害の中ではそういう対象にはならないという、その根拠はなんなんですか。

○市民生活部長（増永智美） 今回、冷害があったということだけで対象になるということではなくて、天災その他特別な事情のある者で、必要がある者に対して、国民健康保険税を減額し、又は免除することができるということがございますので、場合によっては対象になる方もいるかもしれませんが、一律にということでございます。

○10番議員（吉村重則） 1年を通して対象になるとかそういうんじゃなくして、なる可能性があるとしたら、相談に行けば減免になる可能性があるという捉え方でよろしいんですか。

○税務課長（橋口裕一） 税の減免につきましてですが、税金の種類によって詳細が異なりますけれども、今回、雪害の例で申し上げますと、農産物の損失額が平年における当該農作物の収入額の10分の3以上である場合であって、前年の所得額が一定額以下である場合に、預金の換価が可能な財産の担税力を調査した上で、最終的に減免の可否を決定することとなります。納税にお困りの際には、まずは税務課に御相談いただければと思っております。

○10番議員（吉村重則） 1月に被害を受けたわけですけども、12月までの所得じゃなくっても、現時点でそういう対応ができると。相談に行けば、その可能性があるということでもよろしいんですか。3割以上は、もう、もうすごい、8割、9割が被害を被っているんですよ。だったら、1年を通してじゃなくして、今回の冷害で可能性あるということでもよろしいんですか。

○税務課長（橋口裕一） 減免の対象となる農作物につきましては、市町村税実務提要におきまして、当該農作物について記載がございます。被害を受けた納税義務者が栽培する農作物の全てというふうになっていることから、減免の判断の際は1年を通じた全ての農作物の減収による損失額により判断することとなります。

○10番議員（吉村重則） それでは、次に、法定外繰入について。令和5年度はこれをゼロにしたわけですけども、ゼロにした根拠は何なんですか。

○健康福祉部長（山元成之） 平成30年度の制度改革に伴いまして、鹿児島県が財政運営の責任主体となりました。同時に、県内の統一的な国保運営方針としまして、鹿児島県国民健康保険運営方針が策定され、法定外繰入を行っている市町村につきましては、令和5年度を目標

として解消するよう財政健全化計画を策定することになり、本市におきましても、平成30年3月に同計画書を策定しました。その中では、令和5年度の法定外繰入解消を達成できるように、現在、進めております。市ではこれまで、平成23年度から令和3年度までの11年間で、約24億4,800万円を法定外で繰り入れてまいりました。令和4年度も法定外繰入を3,000万円繰り入れております。本来、国保財政は国保税や国・県からの定められた公費負担等で補い、特別会計の収支バランスが取れていることが重要であると認識しております。一般会計からの法定外繰入につきましては、県の運営方針に沿って計画的、段階的な解消の観点から削減に努めております。このようなことから、法定外繰入は財政健全化計画の範囲内とすることが適切と考えて、令和5年度は法定外を入れなかったところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** 県でそういう指導があるから法定外繰入をゼロにしたんだと。これは強権力、もう絶対に守らなけりゃならないということになっているんですか。

**○健康福祉部長（山元成之）** 一般会計からの法定外繰入につきましては、先ほど申しましたように、鹿児島県の国民健康保険運営方針に基づき、市町村で財政健全化計画を作っております。このことにつきましては、法的な根拠はございませんが、本市の国保制度を守るためにも、また、持続的な制度とするためにも、是非とも守っていききたいというふうに思っております。

**○10番議員（吉村重則）** 強権力があるのか、県からのそういう指導を守らなきゃならないのかどうか。これについて答弁してください。

**○健康福祉部長（山元成之）** 今回の財政健全化計画に基づく一般会計からの法定外繰入につきましては、守っていききたいというふうに思っております。

**○10番議員（吉村重則）** 守っていききたいということは、守らなくてもいいということによるんですね。

**○健康福祉部長（山元成之）** このことを守らなかったときには、いろいろなペナルティ、減額等がございますので、市としましては守っていききたいというふうに取り組んでおります。

**○10番議員（吉村重則）** そのペナルティはいつからあって、法定外繰入をした去年までの間にどのぐらいの影響があったのか。ペナルティがいつからあって、例えば令和2年からだったら、令和2年に法定外繰入をしているわけですよ。元年かもしれない、平成30年かもしれないんだけど、そのペナルティのあるときと、法定外繰入して、増やしたときもあるわけですよ、法定外繰入。そのペナルティの額というのは、どのように変化しているんですか。

**○健康福祉部長（山元成之）** 平成30年度に計画しました市の財政健全化計画によりまして、平成30年度から令和4年度まで、一般会計からの法定外繰入を行う予定としておりました。このことを計画通りしたときには、110万円のインセンティブ、いわゆる歳入の増がありました。一方、令和3年度は新型コロナの影響等によりまして、6,000万円の法定外繰入を予定し



ておりましたが、結果としまして、1億2,000万円、6,000万円多く法定外を入れました。そのことは、財政健全化計画通りにできなかったということから、差し引き200万円の歳入が減になりました。このように、県に提出しました市の財政健全化計画通りに法定外繰入をできなかった場合には、1年間に200万円程度の歳入が減っているというふうになっております。

**○10番議員（吉村重則）** 県のそういう基に基づいてやって、令和5年度については、国保税の増税額、令和4年と5年と比べた場合に、世帯数はどのぐらい変化して、増税としてはどのぐらい増えたのか。

**○議長（下川床泉）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時19分

再開 午後 3時30分

**○議長（下川床泉）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**○税務課長（橋口裕一）** 令和4年度の当初賦課時点と、令和5年度の当初予算との世帯の比較になりますが、令和4年当初賦課時が7,267世帯でしたが、令和5年当初予算での積算では7,131世帯となり、136世帯の減となっております。また、税額につきましては、現行税率と税率改正をした場合との差額になりますけれども、約8,772万円の増となるところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** 4年度の当初予算と5年度の当初予算でいえば、7,964万の増になっているんですけれども、8,700万でいいんですか。

**○税務課長（橋口裕一）** 今、私が説明申し上げました8,772万円の数値でございますけれども、令和4年度、いわゆる現行税率で、世帯が先ほど申し上げました7,131世帯の場合で試算したときに、予算とはまた別で、8,772万円の増となる試算というふうなことで申し上げたところでございます。予算とはまた別でございます。

**○10番議員（吉村重則）** 今、今年の冷害によって、農家は収入はほとんど減ってくる。そういう中で、去年の収益に対して、国保税は掛かってくるわけですよね。6月ぐらいまでは収入はない状態なんですよ、農家は。そういう中で、こんだけの大幅な税金を上げること自身が、本当に市民の暮らしを守る立場に立ち切れているのかどうか。その辺はどう考えるんですか。

**○税務課長（橋口裕一）** 税につきましては、所得や資産などに応じ、法令及び条例等に基づき課税を行うことから、納税していただくことが原則で、例外的に減免といった制度を設けているところでございます。また減免等を仮にしたとした場合、不足する財源等、他の保険者が、また別途負担する必要もあることから、税の減免と支援策というのは、また別途考えないといけないというふうな形で考えているところであります。

**○10番議員（吉村重則）** 指宿市の平均所得は115万だと。115万の所得の中で、市民に対し

て、どういう生活をなさっていくことなんですか。115万で、それだったら4人世帯の税額、2人世帯の税額。これが4年度と5年度の変化はどうなっているか、示してください。

○**税務課長（橋口裕一）** 夫婦2人と子供2人の4人世帯の場合でございますが、所得が本市の平均所得であります115万円の場合、現行は年額17万9,200円ですが、改正後は21万1,400円となり、年間3万2,200円、ひと月当たり2,683円の引上げとなる見込みであります。また、65歳以上の2人世帯で、所得が同じく115万円の場合でございますが、現行は年額14万9,900円ですが、改正後は17万700円となり、年間2万800円、ひと月当たり1,733円の引上げとなる見込みであります。

○**10番議員（吉村重則）** 少子高齢化、子供がどんどん減ってきている中で、4人世帯、2人世帯よりも人数が多いほうが大幅に上がっているじゃないですか。本当に、口では子育て支援、支援というけれども、実態は逆じゃないんですか。どう考えるんですか。

○**市民生活部長（増永智美）** 低所得者世帯や未就学児に係る均等割軽減には、財政支援がありますが、市独自で拡充して均等割を減免した場合は、国や県の補填がありませんので、減免分について、多額の財源が必要となることから、本市の国保特会の厳しい財政状況からも実施は難しいものと考えております。また、独自に減免を行うことは、子育て支援の充実や少子化対策、他保険制度との公平性の観点からも、国の責任と負担によって施策が構築されるものと期待しております。軽減対象者の年齢拡大等について、全国市長会等を通じ国に要望しているところでございます。

○**10番議員（吉村重則）** 国保の財政調整基金はどのくらいあるんですか。

○**健康福祉部長（山元成之）** 昨年7月15日の議員懇談会でお示ししました資料では、令和4年度末の財政調整基金の見込みとしまして、約1億2,500万円となっております。

○**10番議員（吉村重則）** その1億2,500万円の財政調整基金は、どのような場合に使うんですか。

○**健康福祉部長（山元成之）** 財政調整基金は、例えば大規模な災害、あるいは、インフルエンザの大流行、風邪の大流行などによりまして、医療費等が爆発的に増えたときなど、いざというときのための財政調整基金というふうに思っております。

○**10番議員（吉村重則）** 今年の冷害で、農家はほとんど所得があがっていないんですよ。農家は切り捨てるということなんですか。こういう状態じゃ、その基金を使うことはできないんですか。

○**健康福祉部長（山元成之）** 今回の冷害で財政調整基金を使うということは想定しておりません。

○**10番議員（吉村重則）** この冷害が普通の冷害だと思っておられるんですか。

○**議長（下川床泉）** 吉村議員、冷害とこの国保の関係と言いますと、どういうことになりますか。

- 10番議員（吉村重則） 国民健康保険税の財政調整基金を、災害があったときには使いますよと、さっき、答弁されてるわけですよ。だから、今回の冷害がそういう災害に当たらないのかということ、今やっているんです。
- 議長（下川床泉） もう使わないというふうに、今おっしゃっているわけなので、その答えしかないでしょ。
- 健康福祉部長（山元成之） 財政調整基金につきましては、災害や、先ほど申しましたようにインフルエンザの大流行などによりまして使いたいというふうに思っております。
- 10番議員（吉村重則） だから、今度の冷害がそういう災害の対象にならないのかということ、を質問しているんです。
- 健康福祉部長（山元成之） 今回の冷害、雪害につきましては、対象にならないというふうに思っております。
- 10番議員（吉村重則） つまり、農家がこんだけ苦しんで、農業経営を辞めようかという声なんかも聞いてても、それは農家の責任なんだという考え方になるんですか。
- 健康福祉部長（山元成之） 雪害等で農家の方々が苦しんでいるということは重々承知をしております。そのことにつきましては、例えば農政部での対応、あるいは、税につきましては税務課等の対応、減免の相談とか、そういうことで市としては対応しているというふうに思っております。
- 10番議員（吉村重則） 今回の税の減免と全然質が違うんですよ。農業だけでない、コロナで商業関係も苦しんでいるんですよ、自営業者。そういう中で、8,700万も大幅な増税すること自身、減免の場合は、今、払わなければならぬ税金に対する減免ですよ。この場合は、市民、国民健康保険税に加入している世帯の全員に対して、大幅な増税するわけですよ。8,700万からの税金を。質が違うんですよ。だから、法定外繰入を入れたりとか、その財政調整基金を投入して、昨年並みの税率でやるべきじゃないのかってところやっているんですよ。だから、減免と今回の問題については全然違うと。だから、こんだけの災害があった、コロナで商業関係、自営業者も苦しんでいるんだから、投入すべきじゃないのかということ、を質問しているんです。
- 健康福祉部長（山元成之） 国民健康保険制度につきましては、国民健康保険特別会計で実施をしております。平成23年度から令和4年度まで、12年間にわたりまして一般会計から24億円を超える法定外繰入を実施して、国保世帯の負担軽減を実施してまいりました。市では、これ以上入れることはもう不可能であるということから、市で財政健全化計画を立てまして、持続可能な国保制度の維持を図るために取り組んでいるところでございます。議員がおっしゃるように、今回の雪害で非常に苦しいというのは分かっておりますが、国保財政も非常に厳しい、綱渡りの状況でございますので、今回、議員が、今おっしゃいました財政調整基金につきましては、雪害ではなくて、国保運営につきましては、有事の際、あるいは、イン

フルエンザ等の大流行の際に備えておくべきものだというふうに思っております。

**○10番議員（吉村重則）** 県から標準保険率が示されていますよね。コロナ禍で、5年度の指宿市に示された標準税率が、ここに資料としてあるんですけども、これは毎年出されると思うんですけども、どうなんですか。これはもう固定的に、今年値上げをしたから来年から値上げをしませんという保証があるんですか。

**○市民生活部長（増永智美）** 国保財政の安定的な運営や受益者負担の適正化を図り、持続可能な制度にするためには、県が毎年示す標準保険料率が示されてくるわけですが、令和6年度につきましては、現段階では何も示されていないところでございます。今、令和5年度は示されておりますが、令和6年度についてはまだ示されておられません。

**○10番議員（吉村重則）** つまり、6年度も値上げをするという可能性は十分あるということになるんですね。

**○市民生活部長（増永智美）** 来年度値上げをするという、そういう決まっているわけではございません。保険税率につきましては、標準保険料率を参考にする中、どうかということも含めまして、今後も国保運営協議会に諮問して審議していただく予定ですし、標準保険料率によって下がる場合、上がる場合、いずれもある可能性があるかと思えます。

**○10番議員（吉村重則）** つまり、上がるか下がるか分からないけれども、今年度がほとんど県の示された標準税率なんですよ。その項目によってマイナスだったりプラスだったりあるんですけども、ということは、来年も示された場合には、十分上がるということになると思うんですよ。だから、このまま行ったら、完全に、市民の皆さん苦しんでいるのに、財政が苦しいから、どんどん上げますっていうことになるんですよ。

あと、県の基金の活用が、今年5億円活用されて、指宿市に対して1,713万からの納付金の減額があったと思うんです。県のほうでは、37億円からの基金を持っているんですよ。これを活用して国保税を値上げをさせないと、取組が必要じゃないんですか。

**○国保介護課長（湯ノ口繁生）** 県の基金残高約72億円のうち、財政調整に活用可能な額は約38億円でございます。当初、県全体での一人当たり国保事業費納付金額の対前年度伸び率が10%超過した場合に基金を活用と示されておりました。しかしながら、県内市町村から様々な意見が出されたことから、今後については、継続協議となっているところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** 来年、国保税を上げないというのであれば、県に対して、この基金を取り崩せということをどんどん要望していくべきだと。でなければ、市民の暮らしはどんどん、所得率はどんどん下がってきているのに、公務員としたら、保険料がもう全然違うんですよ。

**○議長（下川床泉）** 時間になりましたので、短めをお願いします。まとめてください。

**○10番議員（吉村重則）** 是非、国保税について、市民が払える状態まで、今後検討していつてもらいたいと思います。終わります。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時48分

再開 午後 3時58分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、前之園正和議員。

○17番議員（前之園正和） 私は、日本共産党の議員の一人として、市民の命と暮らしを守り、平和と民主主義を愛する立場から、通告に基づき、一般質問を行います。

まず、自衛隊への名簿提供に関してであります。指宿市が18歳、22歳の若者の基本4情報を本人や保護者の了解もなく自衛隊に紙ベースで名簿提供していることは、個人情報保護の立場からも問題だとして、一般質問でも何回か取り上げてきました。先の12月議会では、直近5年間に提供した人数が2,984人であること。今後については提供しないよう、除外申請があった者は外すと答弁をいただきました。それらを述べた上で、順次質問を行います。

本人や保護者に断りなく、勝手に個人情報を提供すべきではありません。また、除外申請のあった者を外すという方式ではなく、提供することに合意のあった者のみを基本とすべきだと思いますが、いかがでしょうか、伺います。

次に、除外申請についてですが、鹿児島市は除外申請を受け付ける旨の周知や告知を含めて、具体的に事務を進めています。鹿児島市の対応を把握しているかどうか。そして、指宿市としては周知や告知がなされているかどうか、伺います。

次に、図書館行政についてであります。指宿市の図書館は、1923年、大正12年に旧指宿村、旧今和泉村、旧山川村にそれぞれ村立図書館が開館したことをルーツとしているようです。第二次世界大戦の戦火が激しくなり、図書館活動は一度立ち消えましたが、その後も図書館の意義と必要性を感じた少なくない人たちの手によって、その心意気は脈々と受け継がれてきました。図書館としては、いろいろな形態や模索を繰り返しながら、現在に至り、全国的にも注目を受け、評価される図書館になってきています。これまでの歴史を振り返るときに、不十分さはあっても行政責任の下に市直営でやってきた期間と、平成19年4月から指定管理者での管理ということで、いわば、市の手を離れた期間に大別されると思います。私は、図書館行政は基本的に直営ですべきだという立場を取ってきました。それは、長期計画や基本の方針は行政が責任を持ち、経験や実績は行政の財産として蓄積できる体制をつくる意味でも必要だからです。本と人をつなぐそらまめの会が全国的な注目と評価を受けている現在において、改めて図書館行政について幾つか伺うものです。

まず、図書館行政はどうあるべきと思うか。現在は、基本的に指定管理者に任せっきりということになってはいないか。行政としての責任をどのように考えているのか、伺います。

また、指定管理者制度を導入した根本理由は何か、改めて伺います。

そして、そらまめの会が全国的な注目と評価を受けていることについて、どう思うか。市

としての評価点及び市からみた場合に課題となっていることがあれば、併せて示していただきたいと思ひます。

次に、市立学校の校則問題についてです。学校における校則の理不尽な内容や人権感覚のなさ等が社会問題としてマスコミ等でも取り上げられるようになって久しいです。指宿市においては、これまで、校則の問題はあまり取り上げられてきませんでした。そこで、指宿市立の学校においては問題がないのかを含めて、現状と認識について、幾つか伺いたいと思ひます。

まず、そもそも校則の目的は何なのか。実際に運用はどうなっているのか、伺ひます。次に、校則はどのように決められ、決定権はどこが持っているのか。見直しの仕組みはどのようになっているのか、伺ひます。内容については、必ずしも必要なものだけが定められているのかどうか。各方面から苦情のあつたものはないのか。その他、問題となるようなものはないのかどうか、伺ひます。校則という言葉を使ひますが、各学校により、服装規程とか頭髪規程とかあります。これらが校則になるかと思ひます。

以上、1回目として伺ひます。

**○市長（打越明司）** 前之園議員から、自衛隊への名簿提供についての御質問をいただきました。市の個人情報保護条例第8条第1項の規定にて、個人情報の利用を制限しておりますが、法令又は条例に基づく場合は利用できる旨を定めております。自衛隊への情報提供は、本市としては法定受託事務として、自衛隊法施行令第120条に基づくものであり、同意は不要と考えておるところでございます。

図書館の行政について、行政の責任についてどのように考えているかというお尋ねがありました。図書館の運営につきましては、図書館法に定められた内容と、市政運営の方針を定めた総合振興計画や教育大綱、教育振興基本計画、図書館運営方針、子ども読書推進計画に基づいて実施をいたしているところであります。指定管理者を募集する際には、この法令や各種計画に基づいた内容での募集を行っているところであります。また、実際、運営する中では、市が設置しております図書館協議会などから意見や提言等をいただき、随時、指定管理者へ指導を行うとともに、市が制定している指定管理者導入施設のモニタリング指針に基づき、モニタリングや毎月の指定管理者からの定期報告の場で、管理業務の実施状況の把握と確認及びそれに基づく協議を行っておりますので、市が責任をもって図書館行政に関わっているというふうと考えております。

残余の質問につきましては、教育長及び関係部長に答弁をさせます。

**○教育長（吉元鈴代）** 校則の目的についてでございます。校則の目的は、文部科学省の生徒指導提要によりますと、生徒が安心・安全な学校生活を送り、心身共により良く成長、発達していくために設けられ、生徒が守るべき学習上、生活上の決まりとして定められております。また、校則の意義は、学校が集団生活の場であることや、生徒が心身の発達過程にある

ことを踏まえた学校教育目標を達成するための一定の決まりと位置付けられております。その中で、生徒が主体的にどう行動すべきかの基準を具体的に示したものであり、生徒が大人になっていく上で、社会規範を守らせることを考えられる観点から重要なものであると考えております。

続きまして、運用についてでございます。校則の運用に当たっては、決して校則を守らせることにこだわるのではなく、何のために設けた決まりであるのか、教職員がその理由について生徒に説明して、生徒たちが理解し、自主的に校則を守るように指導しております。具体的には、生徒に対しまして、まず、年度初めの4月に全体又は学年オリエンテーションの時間を設定し、全校生徒一斉に1日の生活の流れや学習面、生活面についての周知を行っております。また、年間を通して、学級活動、学年集会や全校集会等で常に確認を行っております。保護者に対しましては、入学説明会、学級PTA、PTA総会や家庭訪問で資料を活用しながら校則の説明を行い、理解と協力をいただいております。校則に反する行為があった場合は、生徒本人に対して、まず初めに、なぜそのようなことを行ったのか原因を聞き取り、必要に応じて、生徒に寄り添った教育相談を行っております。その後、必要に応じて保護者にも連絡し、家庭と一緒に、本来あるべき姿になるように指導、助言をしております。教育委員会としましては、指導において、行為を正すことだけに留まるのではなく、違反に至る背景など、生徒の個別の事情や状況を把握しながら、指導後は生徒が新たな気持ちで明るく学校に登校できるように指導しております。

**○総務部長（下吹越寿）** 自衛隊への名簿提供について、鹿児島市の除外申請の対応についてでございますが、鹿児島市が2月より、令和5年度から18歳になる方を対象に除外申請の受付を開始したことを把握しております。周知の方法については、ホームページ、広報紙、市公式ツイッター、フェイスブック等への掲載、その他、市内の各高校での掲示及び対象となる高校2年生へチラシの配布により周知を行ったと伺っております。

続きまして、本市における除外申請の周知についてでございますが、現時点において、除外申請等について周知は行っておりませんが、今後、除外申請を受け付けるに当たり、鹿児島市を参考に、事務処理についての要領等を定めるとともに、市ホームページ、公式LINE等で名簿提供に関する情報及び除外申請について周知を図ってまいりたいと考えております。

**○教育部長（紺屋聖一）** 指定管理者制度導入の理由について、答弁させていただきます。住民の多様なニーズに効率的、かつ、効果的に対応するため、民間にできることは民間にという全国的な流れの中、平成18年度、市立図書館を含む全ての公共施設について、指定管理者制度の導入の検討がなされたところでございます。そのような経緯を踏まえ、指定管理者制度を導入することにより、民間事業者等の持つノウハウを活用した市民サービスの向上や、施設の効率的かつ効果的な運営、公募による競争原理により経費の節減につながることを期待

されたことから、指宿図書館及び山川図書館の管理運営につきましては、平成19年4月1日から指定管理者制度を導入することとし、平成18年10月に指定管理者の公募を行ったところでございます。

続きまして、そらまめの会に対して、市が評価している点について、答弁させていただきます。特定非営利活動法人本と人をつなぐそらまめの会は、本市が初めて指定管理者制度を図書館に導入した平成19年度から現在まで継続して図書館指定管理業務を委任され、指宿図書館と山川図書館の運営を行っております。図書の専門職である司書資格者を、指宿図書館に6名、山川図書館に6名配置し、NPO法人としてのノウハウや機動力を生かしながら、管理運営業務仕様書に掲げた業務に工夫を加えて、着実に運営しております。また、令和4年度に実施した館内アンケートでの結果においても、開館日、時間、スタッフ対応、使用手続き、設備の使いやすさ、施設で行っているプログラム、施設の清掃など、各項目で8割以上の利用者が満足、やや満足と回答しております。これは、図書館業務に携わる職員の一人ひとりが図書館運営に対する誇りと情熱をもって、市民サービスの向上に真摯に取り組んでいただいていることによるものと考えております。

続きまして、そらまめの会の運営について、答弁させていただきます。管理運営業務仕様書に基づき、施設及び設備の維持管理に関する業務、施設の運営に関する業務を円滑に遂行していただいていることから、運営上、特に大きな課題はないと考えております。

続きまして、校則の決定権について、答弁させていただきます。校則につきましては、学校を取り巻く社会環境の変化や生徒に実態に応じて、学校の教育目標を達成するために、生徒、保護者、教職員の意見を様々な形で収集し、生徒総会、職員会議や生徒指導委員会等で協議し、最終的には校長がそれらの意見を毎年精査し、決定しております。生徒に対しては、生徒会が意見箱を設置したり、全校生徒に少なくとも学期1回はアンケートを行ったりすることで意見を収集し、生徒会、生活委員会や生徒総会で議論しております。保護者に対しましては、毎学期の学校評価アンケートから意見を収集し、学級PTAやPTA総会等で議論しております。

続きまして、校則の見直しについて、答弁させていただきます。校則の見直しにつきましては、毎年、全ての学校で行われ、学校や地域の状況、社会環境の変化等を踏まえて、改めて学校教育目標に照らして適切な内容か、また、現状に合う内容に変更する必要がないか、さらに、集団生活を送ることや危険回避の視点から本当に必要なものか検討しております。また、学校では、校則の見直しに当たり、生徒会が校内に意見箱を設置したり、生徒、保護者へ毎学期アンケートを取ったりして、問題点や意見を集約するなど、生徒や保護者の考えを取り入れております。それを基に、学級、生徒会、生活委員会、生徒総会、学級PTAやPTA総会といった場において、校則について確認したり、議論したりする機会を設け、生徒が校則に対する理解を深め、校則を守らせられているという考え方ではなく、生徒自ら



主体的に守っていくべきであるという考えや態度を養っております。

続きまして、校則の内容は必ずしも必要なものであるかとの御質問でございますが、社会環境は絶えず変化しており、その中で必要に応じて校則の見直しは、各学校において、常に行っていくものであると考えております。また、校則は生徒が心身の発達の過程にあることや、学校が集団生活の場であることから、教育目標を実現していく過程において、学習上、生活上に必要な決まりであるという視点から、必要なものであるかどうかを検討しております。学校教育において、社会の決まりや規範を守るために適切な指導を行うことも重要なことと捉えております。

続きまして、各方面から苦情がなかったかとの御質問でございますが、令和4年度において、保護者から学校へ、服装等に関する要望が2件ございました。一つ目は、男子生徒の肌着を白色だけではなくて、黒色や灰色を認めてほしい。二つ目は、登下校時に、制服の上から着用できる防寒着を認めてほしいという要望でございました。要望があった学校は、校則検討委員会で生徒、教職員で検討し、保護者とも連携を図りながら、現在、検討している段階でございます。

続きまして、その他、問題となるようなものはないかとの御質問でございますが、教育委員会といたしましては、生徒、保護者や教職員の学校評価アンケートの結果から、大きな問題となるような校則はないと捉えております。また、校則で問題となるのは、教職員が指導しやすいという視点で作られたものがないか、総点検する必要があることは日常的に指導しております。なお、校則は教職員が一方向的に生徒に守らせるものではなく、生徒全員が安心して安全に楽しく学校生活を送ることができるように、生徒たちが校則について理解した上で、自ら守ろうとしていくことが大切であります。生徒も教職員も多様な考え方があり、他の人の考え方も大切にすることに気付かせ、集団生活の中でどのように守って、どのような集団生活を送っていききたいかななどを、今まで以上に学級、学年、生徒会で話し合わせることも必要だと考えております。校則につきましては、管理職研修会や生徒指導主任研修会で、引き続き、適切な運用、見直しがされるよう指導してまいりたいと考えております。

**○17番議員（前之園正和）** 自衛隊への名簿提供の件です。鹿児島市の対応については把握していると。指宿市については、現時点では周知等はなされていない。それで、追って周知等をやりたいということでした。それでは、例年、名簿提供するのは何月ぐらいになるのか、ということと併せて、今から周知をするということですので、いつ頃になって、今年に間に合うのかどうか。その辺はどうなりますか。

**○総務部長（下吹越寿）** 今年度につきましては、まだ自衛隊から名簿提供の依頼は来ていないところですので、例年という12月に来て、2月までに出すということになってはいますが、今年度については、まだ自衛隊の要請は来ていないところでございます。

それと、除外申請の周知につきましては、先ほど答弁しましたように、鹿児島市を参考に

しながら、除外申請の周知もやりたいと思っておりますが、この時期につきましては、関係機関と協議した上で、適切な時期に開始したいと。できるだけ早い段階でやっていきたいと考えております。

**○17番議員（前之園正和）** できるだけ早い時期に言いますが、例年は12月に要請来て、2月に出しているということです。今年はまだ来ていないということですが、いつ来るかわかりませんが、今から作って、周知をするのが間に合うかという話ですよ。その展望との関係を聞いているんです。できるだけ早くというのは、今年度は間に合わないという意味も含んでいるんですか、どうなんですか。

**○総務部長（下吹越寿）** 先ほど、今年度まだ来ていませんということでしたけれども、できるだけ早い時期と言ったのは、今年度間に合うように、時期に合わせながら対処したいと考えております。

**○17番議員（前之園正和）** 個人情報の保護に関する法律では、第3条で、個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱わなければならない。その適切な取り扱いが図らなかなければならないとしています。自衛隊側への名簿提供は義務でないということは、これまでの答弁にあったわけです。義務でないもので、慎重に取り扱わなければならないということは、簡単に提供してはならないという意味でもあります。同意のない名簿提供は個人情報の保護に関する法律に違反するというふうに思いますが、本人の同意なくして提供できるという明らかな、明確な根拠はどこにあるのでしょうか。

**○危機管理課長（竹山修一）** 個人情報保護条例第8条第1項では、個人情報の利用を制限しておりますが、法令に定めがあるときには利用することができる旨を規定しております。本件については、法令、自衛隊法施行令第120条に基づき提供しようとするものであり、条例に基づく適正な情報提供ですので、本人の同意は必要ないと考えているところであります。

**○17番議員（前之園正和）** 自衛隊が名簿提供の依頼をできるということは、自衛隊法に関わっているということでした。自衛隊法に基づいて、自衛隊は要請をできると。これは義務ではないと、自治体の側からいえばですね、義務ではないということがいわれて、答弁でもあるわけですが、この同意なくして提供できるという根拠が自衛隊法にあるとすれば、その義務、効力っていうのはないんじゃないですか。自衛隊が名簿、要請をできるということと同列の法で決まっているわけですから。その根拠はないというか、弱いんじゃないですか。個人情報保護条例は、基本的に同意なくしてはできないということが先に立って、内部規律で、内部のほうで、自衛隊法で決まっています、それで同意がなくてもできるということですね。公式の場で答弁するには、あまりにもおかしいと思うんですよ。自衛隊法に記載してある自衛隊の側が名簿提供の要請はできるということを義務化しているのに等しいんじゃないですか。

**○総務部長（下吹越寿）** 名簿情報の提供につきましては、市個人情報保護条例第8条第1項に、

法令又は条例に基づく場合は利用できる旨を定めているほか、同条第3項第3号に、国の機関に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者がその所掌する事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由があるときには、保有個人情報を提供できるようになっております。また、防衛省と総務省からの自衛隊法に基づく名簿の提供は、住民基本台帳法との関係において問題とならないとの通知を踏まえ、提供できると考えております。

**○17番議員（前之園正和）** 自衛隊法によって、本人の同意なくしてできるということを根拠にしてはありますが、その自衛隊法に名簿提供を求めることができるということがあって、それが自治体の側から義務ではないというふうに言うんですから、それは根拠にならないということははっきりしています。それ以上は繰り返しません。

それから、憲法13条、人権の条ですが、この中には、当然ながらプライバシー権も含まれます。無断での名簿公開は、憲法13条にも触れると思うんですが、どうでしょうか。

**○総務部長（下吹越寿）** 今、議員がおっしゃった憲法については、事前に通告をいただいておりますので、ちょっと調べていないところでございます。

**○17番議員（前之園正和）** 憲法第13条は短い文章です。すぐ調べて答弁してください。答弁できないという類のものではありません。

**○議長（下川床泉）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時27分

再開 午後 4時35分

**○議長（下川床泉）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**○総務部長（下吹越寿）** 憲法第13条におきまして、すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とするというふうに掲げられておりますし、法律の自衛隊法につきましても、憲法に即した形でなされていると、作成されていると、制定されていると。その自衛隊法に基づいて名簿提供しているんですけれども、先ほども答弁しましたように、防衛省と総務省からの自衛隊法に基づく名簿の提供は、住民基本台帳法との関係において問題にならないと、通知を踏まえて提供できると考えていることから、名簿の提供を行っているところでございます。

**○17番議員（前之園正和）** 自衛隊法との関係では、自衛隊法はそうなっているけれども、自治体の側がそれに応じなければならないという義務はないということで決着しているんですよ。決着しているんです。それは持ち出さないでください、もう。それから、今聞いたのは、憲法第13条で幸福追求権の中にプライバシー権も入るということを聞いているんです。第13条には書いていないけれども、これにはどういうものが含まれますよというのは、関係法令で解説書などでも明記されておりますけれども、プライバシー権も入るんですよ。

○**総務部長（下吹越寿）** 名簿の提供につきまして、憲法と名簿の情報の提供ですけれども、法律、自衛隊法との。それが正しいことなのか、整合性が取れているのかというのを一自治体で判断するのは難しいと考えておりますし、これまで、先ほども答弁しましたように、通知に基づいて提供していると、これまでのとおり通知しているということになります。

○**17番議員（前之園正和）** 自衛隊は求めることができると。自治体の側から応じる義務はないということで、もう決着をしているんです、その話は。もう持ち出さないでください。今聞いているのは、憲法第13条での幸福追求権の中にプライバシー権が入るんですねということ聞いてるんです。それは検索すればすぐ出てきますから。

○**総務部長（下吹越寿）** 憲法のその中にプライバシー権が入るのかどうかというのを、一自治体でその判断じゃなくて、全国共通だろうと思しますので、その判断には、整合性を取るのなかなか難しいものと考えております。

（発言する者あり）

○**17番議員（前之園正和）** 自治体に判断できないことを憲法に書いてあるんですか。憲法の内容精神なんですか。プライバシー権というのは、13条に基づく権利だということ、すぐ出てきますよ。

○**議長（下川床泉）** どうぞ、続けてください。

○**17番議員（前之園正和）** まともに答えられなかったということは、プライバシー権に含まれるから、もう含まれるから、正当な理由を提示できなかったというふうに解釈をして、時間もありますから、次のほうに行きます。

図書館行政についてです。確認しますけれども、指定管理者制度導入の理由は、民間のノウハウの活用と経費節減のためだと。図書館もそういう理由からであったということは確認してよろしいでしょうか。

○**教育部長（紺屋聖一）** そのとおりでございます。

○**17番議員（前之園正和）** まず、経費節減のほうからいきますけれども、経費節減とは、指定管理を受けた側の犠牲の上に成り立っており、業務上、別の利益を生む事業を展開することのできない図書館においては、賃金をはじめ、労働条件を切り詰めて運営せざるを得ないところまでになっていると思います。最近では、官製ワーキングプアと言われたりしています。これを指摘すると、賃金等は市の正規職員と同じでなければならない根拠はないとまで言っております。間違いはないでしょうか。

○**教育部長（紺屋聖一）** 指定管理者につきましては、各年度の指定管理料の範囲内で運営していくことになると思っております。

○**17番議員（前之園正和）** 私が言っているのは、ワーキングプアだと言われたりしているが、市の正規職員と同じでなければならない根拠はないと言っているが、それに間違いはないかということであって、まともな金額でやっているというふうに思うかどうかを、そこを問うて

いるわけです。

**○教育部長（紺屋聖一）** 公募時点で人件費を含めた必要経費を含めて積算し、予算として確保した上で公募を行っておるところでございます。

**○17番議員（前之園正和）** 一度OKしたのだからそれでやれというふうにしか聞こえないんですね。現在、図書館職員はどれぐらいの賃金で働いているか。正規職員をなかなか増やせない。1人が倒れたら仕事が回らない。このような現実を承知していますでしょうか。

**○社会教育課長（村元重夫）** 十分な、その人件費であるかどうか、指定管理者の方がお困りだというようなことを知っているかという御質問だったと思います。実際、我々としては、そういうお声は、その指定管理者からもお聞きはしたことは事実でございます。

**○17番議員（前之園正和）** 聞いてどのように思ったのでしょうか。

**○社会教育課長（村元重夫）** 相談については、今、申し上げたとおり、私も社会教育課に入ってから5年になりますけれども、その間、指定管理者の皆さんが、やはり十分とはいえない給与をということですね、というお話はお聞きしてきたことは事実であります。それに対しては、御意見は当然お伺いをしてきて、そのことも考慮に入れながら、4期目の募集を令和元年度に行ったわけですが、その際にも、財政当局ともいろいろ話をした結果、5年間で3億800万円ということで、その前よりは、額にして1割以上のアップという形で提示はさせていただいた経緯はございます。

**○17番議員（前之園正和）** 十分とは言えないというところまでは認識しているようですが、100に対してですね、90とか95とかだったら、十分とは言えないという言葉を使えると思うんですよ。市職員で運営していたときと、指定管理者の下で運営したときを比べたら、一人当たりの賃金を比べれば半分にも満たないという分析もあるようです。これは、経費削減という言葉で片付けられるのでしょうか。

**○社会教育課長（村元重夫）** 今現在、そらまめの会の皆さんは、これでもう通算4期目ということで、指定管理を受けていただいております。1・2・3期目という積み重ねというものもありまして、その中での実績ということを考慮しながら、1・2・3期目ということで、その指定管理料というのは決められてきたわけです。それで、その4期目のときには、そういったそらまめの会さんのお話もお聞きしてきたこともありまして、それまでの指定管理料よりも1割以上も加算をして、そして、指定管理料を提示し、それに対して、そらまめの会さんは応募をさせていただいたというふうに、経緯がそのようになっているところでございます。

**○17番議員（前之園正和）** 毎回毎回上げたということではなくてね、それでやっていけるかどうかという問題なんです。市職員と比べて半分じゃないかという指摘をされて、どう思うかと、そこが問題なんです。毎回毎回上げたからいいという問題ではないと思うんですが、どうですか。

**○教育部長（紺屋聖一）** 指定管理料につきましては、指定管理者を公募する際に、指宿図書

館、山川図書館、指定管理者募集要項の中で、指定管理料の基準価格をお示ししてごまいます。申請者はそれに基づいて、5年間の収支予算を決定して申請していただいているものと考えております。

**○17番議員（前之園正和）** 低く見積もって、あんたたちが悪いんだというふう聞こえます。どうですか。

**○副市長（有留茂人）** 指定管理者制度ですけれども、今回の図書館についても公募をいたしております。その中で、部長が答弁したとおり、指定管理料の基準価格というのをお示しして、市としては、この指定管理料をここまで考えていますよと。ほかに、指定管理に応募をする方についての様々なノウハウを生かした提案をしてくださいというような形で公募をして、それを決定をして、議会にお諮りして、その内容でいいかというふうなことで議決をいただいて、5年間の協定は結ばれるというふうなことでなっておりますので、その決定の段階において、公募をした段階において、応募してきたというふうなことで、それに基づいて協定を結んだという流れの中で、いや、あの時ののは少し低かったとか、そういうことにはならないのかなというふうに思います。

**○17番議員（前之園正和）** やはりですね、それに応じたんだから黙っとけとしか聞こえないんですよ。基準価格を示しているということですが、その結果がですよ、正規職員をなかなか増やせない、一人が倒れたら仕事が回らないと、こういう現実になっているというんです。そういう現実を知っているかということについては、答弁がありましたかね。そこを問題にしているんですよ。

**○副市長（有留茂人）** この指定管理者制度の中に、モニタリング制度というのがありまして、定期的に報告を受けたりとか、協議を指定管理者と行っております。その中で、それぞれ協議がなされているというふうに理解しております。

**○17番議員（前之園正和）** 時間配分をしながらですから大変ですけれども、先ほど答弁で、指定管理者への指導も行っているということ、最初の答弁で出ました。どんな指導を行っているんですか。

**○社会教育課長（村元重夫）** 指定管理者のそらまめの会さんとは、毎月1回、業務報告という形で、1時間程度なんですけれども、社会教育課の職員と情報交換を行いながら、その時点、その時点でどういった課題があるかといったようなこと。あるいは、施設の修繕とか、そういった改善要望とかないかということ、1か月に1回必ずやっておりますし、モニタリングの話が先ほど副市長からもありましたけれども、これについては年に2回、モニタリング指針に基づいて話もしております。そういった形で、適宜にお話はさせていただいております。

**○17番議員（前之園正和）** 私は、指導をしているふうにお答弁されたから、どんな指導をしているんですかって聞いたんです。今のは、交流しているって話だけの話です。

○**社会教育課長（村元重夫）** 指導の中身ということなんでしょうけれども、協定に掲げるその図書館業務に、やっていないとかいうことがもしあれば指導するということになりますけれども、それではなくて、指導ということになりますと、その協定なり、あるいは図書館法施行令、そういった法令に違反するようなことがあれば、当然、指導ということになろうかと思っておりますけれども、そういった意味での指導というのは、行われてはいないというふうには思っております。

○**17番議員（前之園正和）** 最初、指定管理者への指導を行っているというところは、取り消してください、だったら。確かにそう述べましたから。

○**教育部長（紺屋聖一）** 先ほどの指導ということでございますが、この指導につきましては、その管理運営上で問題がありましたら指導するということでございます。

○**議長（下川床泉）** お知らせいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

○**17番議員（前之園正和）** 必要なときに指導を行うじゃなかったんですよ。指導を行っているって言ったんですよ。だからそれを聞いたら、何もないって言うわけですから。私は指導しろと言っているんじゃないくて、答弁に食い違いがあるから、正したらどうですかということです。

○**議長（下川床泉）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時55分

再開 午後 4時57分

○**議長（下川床泉）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○**社会教育課長（村元重夫）** 先ほどの答弁の中で、さしたる指導には当たらないというような話をしてしまいましたけれども、これにつきましては、例ではございますけれども、新型コロナウイルスの感染の関係で、図書館の入場制限とか、あるいは、図書館の換気問題とか、そういったことについて、指導と言いますか、そういう意味での指導ということをしたことはございます。従いまして、先ほど指導らしきものはしていないというような趣旨の話をしましたが、そういう意味では指導は行っているというふうに訂正をさせていただきたいと思っております。

○**17番議員（前之園正和）** 言っている意味があんまり分からないんですけども。指導している側にそろえたわけですね。そこはもういいです。

次にですね、もう一つの、民間ノウハウの活用という点で伺います。そらまめの会は、平成19年の4月から指定管理を受けています。今でこそ、全国的に大きな注目を受け、実績を挙げています。とはいえ、最初は、図書館運営については既に経験があったと思うんですが、経営については経験があるわけではありませんでした。全体として、現在の評価と実績はそらまめの会が、会自身が一步一步築き上げてきたものだと思います。そのことを確認し

たいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

**○社会教育課長（村元重夫）** 議員御指摘のとおり、指定管理者の皆さんが、様々なその国、それから県の賞を受賞されていると。そこまで、16年目だと思いますけれども、今度17年目に入ろうとしていますけれども、そらまめの会の皆さんが、年々、努力をされて、そして、今の指宿図書館の高い評価につながっているというふうに考えております。

**○17番議員（前之園正和）** いろんな賞を受けるに至っているということで、評価の内容とされておりますが、その何々賞を受けたから評価するではないと思うんですよ。具体的な業務内容や取組を示して評価するならばべきだと思うんですが、そういう視点で見た場合に、どのように評価しているんですか。

**○社会教育課長（村元重夫）** 業務の中身に関して、評価ということなんですけれども、先ほど申し上げましたモニタリングの中で、その評価表がありますけれども、様々な評価項目がありまして、それらがきちんとされているかどうかというところについても、評価表に基づいて評価をさせていただいており、高い評価と言いますか、非常に頑張らせていただいているなというふうに評価をさせていただいているところでございます。

**○17番議員（前之園正和）** 表に基づいてやっているということじゃなくてですよ、例えばレファレンスがこういうことでよかったと。貸出数が伸びたとか、そういうことで示していただきたいというふうに私は思ったんです。そういう点で、具体的にどうこう評価しているのかって聞いているんです。

**○教育長（吉元鈴代）** 教育部長も申し上げましたとおり、図書館の専門職である司書資格を持った指宿図書館の6名とか、そういううんぬんを申し上げました。そしてまた、令和4年度に実施した館内アンケートの結果、そういったものも評価しているということで、先ほど申し上げたつもりでございます。

**○17番議員（前之園正和）** それからですね、過去、直営だった頃からの引継ぎもですね、ほとんどなかったのじゃないかと。明日から運営してくださいというようなところから始まったんじゃないかというふうに思うんです。それから、行政が見放したBM車も、ブックカフェ号という形で復活を発展させております。ここまでに来るに至ってはですね、市民の多くの理解と協力があったというふうに思います。そして、もう一つ、これははっきりしておかなければならないのはですね、そらまめの会の職員のもので、多くの犠牲の上に成り立っているということを忘れてはならないというふうに思うんですね。最初の契約で、回数重ねるごとに契約金が増えたということじゃなくて、それでもですね、大変な、低い待遇の下でやっているということを含めてですね、休みも取れないということも含めて、大きな犠牲の上になっているということについては、どのようにお考えでしょうか。

**○教育部長（紺屋聖一）** 図書館の運営につきましては、管理運営業務仕様書に基づき、施設及び設備の維持管理に関する業務、施設の運営に関する業務を円滑に遂行していただいている



と考えております。

**○17番議員（前之園正和）** それから、そらまめの会は、これまで大きな実績を挙げて、全国的にも注目と評価を受けるに至っておりますが、次回の指定管理者の選定に当たって、何らかの理由で引き継いで選定されない、あるいは、公募に手を挙げられない場合にどうなるかといえば、他団体の指定管理になるか、直営に戻るかということに論理的になるわけです。その際に、他団体になるか、直営になるかは、論理的に言えばどっちかなるんですが、そこで伺いたいことは、これまでのそらまめの会の実績、経験、言い換えればノウハウといったものは、その際は一旦リセットされてしまうということになるんですが、そういうことになる、確認してよろしいでしょうか。

**○教育部長（紺屋聖一）** 仮に、他社が指定管理を行うこととなった場合にも、円滑かつ支障なく管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うことと仕様書において定められているため、サービスが低下することはないと考えております。そらまめの会同様、次期指定管理者も独自のノウハウを活用しつつ、実績を構築していくものと考えております。なお、指定管理者の審査も様々な項目があるため、金額のみで選定されることはないところでございます。

**○17番議員（前之園正和）** いつでも、ほかの団体になろうが、直営になろうが、今の実績は引き継がれるってということですか。今の答弁はそうですよ。

**○教育部長（紺屋聖一）** 先ほども申しましたが、引継ぎを行うことが仕様書において定められているため、そのとおりでございます。

**○17番議員（前之園正和）** 引継ぎってというのはですね、蓄積されたものの引継ぎは、一日で引継ぎできるわけない。10日かけて引継ぎできるわけではないと思うんですが。今やっていることは、全て即座にできるということを含めて、直営でもできるんですか。ほかの団体になったとしても、それは団体間で引継ぎをするんですか。ちょっと無責任じゃないですか。いつでも引き取りいただいて、財産は受け継いでいきますというのは。

**○副市長（有留茂人）** 指宿市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の第4条の中に、指定管理者の指定というものが書かれております。この中で、選定の基準というものがありまして、応募者から提出される事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであるかとか、当該公の施設の効用を最大限に発揮させる計画であるかどうかというものかとか、あと、3号に、物的能力及び人的能力を有しているかという選定の基準があります。ですので、これに基づいて次期指定管理者については公募を行って、選定をしていくということですので、今の指定管理者の能力を引き継ぐかどうかということは、今の事務は引き継いでいきますけれども、次の応募者によって、そういう事業計画書の内容といったものを審査をしていくというようなことになろうかと思えます。現在、指定管理者の方が応募をされるときについては、その人的な能力というものを十分に有しているということで

の実績判断というようなことも、評価の対象になろうかと思えます。

**○17番議員（前之園正和）** そらまめの会を評価していると口では言いますが、それはね、心の底では評価していないから、いつでも変われますよということを言っているんですよ。直営になったとして、やりますか、司書の資格を持った人がいますか、経験がありますか、例えば。

**○副市長（有留茂人）** 今の図書館の運営については、指定管理者制度を導入するという前提に立っておりますので、今の問いについては、準備は市としてはしておりません。

**○17番議員（前之園正和）** 直営ではできませんということを言っているに等しいんですよ。できるんであったら、ここに人材がいて、こうして経験もありますという答弁になるんですよ。

団体間でのですね、引継ぎなんてできるわけない、するわけないでしょうが。そこでの色を持った運用をするわけですから。私はそういう意味ではですね、今の財産を引き継ぐと。そらまめの会のやってきたことを引き継ぐという点ではですね、他の指定管理者制度に基づく場所もですね、例えばまちづくり公社にピンポイントでやったり、その他ありますよね、社協にやったりとかですね。そういう点では、公募でなくて、先方に引き続いてやる意志があるならばという前提になりますけれども、公募ではなくて、ピンポイントで交渉するということも考えていいのじゃないかと。そうすれば、今の財産を更に発展させるということができるんです。それについてはどのように思えますか。

**○総務部長（下吹越寿）** 今、議員がおっしゃったピンポイントというのは、非公募ということの解釈でよろしいでしょうか。一般的ですけれども、図書館に限らずですけれども、施設によっては、その施設の設置目的と密接に関連する目的で設置された団体が、指定管理者制度導入する以前より、その業務委託によって運営してきている場合もございますので、これらの団体は、施設の管理運営に必要な専門的、学術的知識や技術を有しているということになりますので、市や地域の関係団体と連携した事業展開が可能であることから、市の施策の円滑な推進を図ることもできるメリットもございます。そういった、これまでの運営実績や公募とする場合の市場性の有無等を総合的に判断して、非公募での指定管理者の選定を行っている施設もあると。これは、図書館に限らずということでございます。

**○17番議員（前之園正和）** 図書館について、そらまめの会の望むことも十分聴きながらですね、非公募でやる考えはないかと。やれっというんじゃないかと、それも選択肢に入るんじゃないかということを提案したいんです。どうでしょうか。

**○総務部長（下吹越寿）** 今、非公募をとということもございましたけれども、もちろん、それも選択肢の中で考えられるものと考えております。

**○17番議員（前之園正和）** 時間がありませんので、校則の問題に行きます。

校則の答弁をいただいたときにですね、守らせることにこだわっているものではないとい

う答弁がありました。あと、服装の順守事項ということ、各学校決めているわけですが、ある中学校ではですよ、靴下、黒靴下のワンポイントの色は白靴下と同じ、同様とする、いろいろあって、靴下の違反者は、学校の靴下を貸し出し、履き替えさせるというふうになっているんですよ。これは、守らせることにこだわっているわけじゃないというのは合わないんじゃないですか。

**○学校教育課長（山下信久）** 今の議員の御質問ですが、そのように考えております。そのような形で、今、教育委員会としても指導しているところでございます。

**○17番議員（前之園正和）** 守らせることにこだわっていないと言いながら、履き替えまでさせるっていうのはおかしいんじゃないかということを知っているんですよ。現状をそうすというふうに答えているだけでは困りますよね。

**○学校教育課長（山下信久）** 一つの学校の例だと思いますが、そのようなところにつきまして、一つ一つ精査して、守らせるためではなくて、学校生活を送る上で、集団生活並びに心身の発達過程にある子供たちにどうあるべきかというところの視点で、今後も指導はしていく、しているところでございます。ですので、先ほど議員から御指摘がありました件等につきましては、指導をして、早急に変えていきたいというふうに考えております。

**○17番議員（前之園正和）** 守らせることにこだわるものではないということ自体は、そうあるべきだと思うんで、現状の中にはこういうおかしなものがありますよという指摘だと思っていただければいいと思います。

それから、必ずしも必要な部分ばかりかということに対しては、常に見直しをしているという答弁でした。それは、そうあってほしいと思うんですが、常に見直しをするということは、その時点時点ではどうなのかなというものも含まれているということなんですよ。そこを認識させているかどうか。

**○学校教育課長（山下信久）** 例えば、数年前までは、各学校、傘の色とか、そういうのも規定がありました。特に、黒、紺、茶じゃないといけないというものもありましたが、逆に運転手から見ると、黒、紺、茶などは夕方以降は見えにくい。派手な方がいいという視点に立ちまして、教育委員会としても指導をしているところでございます。ですので、もう傘の色についての規定は、基本もうなくなっております。また、令和元年度に、中学校でクーラーの設置ができました。それまではクーラーがないものですから、冬、寒いので、中に着込んでこないといけないというのがありましたが、そこも、ここ数年の流れの中で、冬が寒くなってきつつあるということもあって、そういうところの見直しも、今、随時しているところでございます。

**○17番議員（前之園正和）** 内容には少しの違いはあっても、全ての学校で頭髪や靴下、インナー、下着などの服装についての決まりがあります。特に、インナー、下着については、どのタイミングで人に見せる、あるいは、見られるということになるのでしょうか。頭髪や服

装について、下着の色まで校則で規定しなければならないというふうには、私は思わないんですが、必要性はどこにあるんでしょうか。今後の見直しの対象にすべきではないでしょうか。

**○学校教育課長（山下信久）** 議員御指摘のとおりだと思います。現場にいますと、例えば夏服等のときに、ショッキングピンクのTシャツ、下着を着ていますと、完全に透けて見える。あるいは、大きなトレードマークみたいなものが付いていると、それも透けて見える等がありまして、そういうので、ブランド物の中を着ている人と着ていない人の中で差別化が起ってくるとか、そういう不必要なところでの差別化が起こらないようにということによってやっておりますので、そういう意味では、色については、今後、もう少しまだまだ実情に合わせて変えていくべきだと思っております。ただ、最近出てきているのが、具体的には、男子に夏に黒のTシャツが着たいというのがあるんですが、逆に熱中症になるんじゃないかという心配等も、保健面では考えているところで、そこら辺についても、各学校の校則検討委員会で検討しているところでございます。

**○17番議員（前之園正和）** 頭髪や服装についても、随時、見直しているということですが、例えば服装などについても、事細かく禁止事項を並べるのではなくて、例えば、華美にならないとだけしておけば、何が華美になるかならないかは生徒たち自身が考えるのではないかなと思うんです。生徒たちの自主性を重んじ、信じることも大事だと思います。子供たちの自主性を育てることも重要な教育の一環だと思いますが、その点からはどうでしょうか。

**○学校教育課長（山下信久）** 議員、正に御指摘のとおりだと考えております。中学生、高校生になりますと、やはりまず自分たちで考えて、学校生活、どのようにより良い生活を過ごさせることができるか。ただし、集団生活というくくりがあるのと、人格形成の途中ということがありますので、やはり教師側からの一定の指導は必要かというふうには考えておりますが、原則、議員が御指摘するような感じで、私たちが捉えているところではございます。

**○17番議員（前之園正和）** 必ずしも必要でないものについては、自主性に任せるという方向にあるべきだと思うんですが、そういう視点で今後の見直し等はやっていくというふうに理解をしてよろしいんでしょうか。

**○学校教育課長（山下信久）** 最終的には、学校長判断になります。ですが、生徒会、あるいは、言葉に出せない子たちは、昔でいう御意見ボックスみたいなのを、各学級、学校に置いていて、その中に無記名で入れたりとか、あるいは生徒会の生活委員会で吸い上げて、それを生徒総会で出し、職員会議に諮らせるとか、そのような形をしておりますので、今後も随時、生徒たちの意見というの尊重していきたいと思っております。ただし、子供たちの熱がすぐあるときに決まった校則が、数年後、その熱を感じ取っていない、歴史を分かっていない子供たちが違う解釈をしてしまうときがある。そういうときにはやはり教師が、先輩たちがこういう思いであなたたちのためにこういう校則に変えたんだよっていうところを、やはり

伝承していかないといけないなど。それが一番いいのは生徒から生徒へなんですけど、できない場合は、教師がそういうふうなのを言うというのも、一番大切かなと考えております。

**○17番議員（前之園正和）** 県の教育委員会も、校則の内容は児童生徒の実情や保護者の考え方、地域の状況等を踏まえ、絶えず積極的に見直す必要があるとしています。子供たち一人ひとりを尊重し、人権を守り、子供たち自身が納得する校則や規定になるよう見直しを重ね、必ずしも必要でないものについては縛りをかけないという方向を目指してほしいと思います。また、LGBTQに配慮した対応を始めたところもあるようですが、その視点も是非広めてほしいというふうに思いますが、校則問題で、最後に教育長、総合的な考え方を今一度聞きたいと思います。

**○教育長（吉元鈴代）** 校則とLGBTと、また別の問題なんですけれども、今、旧指宿地区は、小学校は私服でございます。あと、山川地区、開聞地区は制服でございますけれども、山川小学校におきましては、ズボンも選択肢に入れておりますし、中学校では、いろんな形で申出がありましたら、制服のほうも考えさせて、ズボンでも、男性がまだスカートっていうところまでいかないですけども、そういった選択肢がございます。高校はもうそのように変わっておりますので、制服検討委員会というのと、そして、生徒指導部と一緒にあって、また、校則も考えていきたいというふうに考えております。

**○17番議員（前之園正和）** 時間が2分ぐらいありますので、さっきの図書館の問題に戻りたいと思います。先ほど、何回も言っているんですが、今の運営は、そらまめの会の犠牲の上に成り立っているんじゃないかと。職員も増やせない、休みも取れないということを述べると、市の職員と同じでなければならないという決まりはないとか、最初の応募のときにですよ、その金額で納得したはずだということを述べているわけですよ。ですから、本当にその、今の財産、作り上げていただいた財産を引き継ごうという意志もあまり見えないということではですね、正しく評価されないということになればですよ、そらまめの会の人たちは、人格もしっかりしているからそういうことはないと思うんですが、私などは嫌になりますよね。そういうことを考えて、本当に非公募でのことも、向こうが、先方が望むならですよ、非公募での指定をすることも含めて、本当に考えるべきだと。犠牲の上に成り立っているということをですね、市長の耳にも届いているんじゃないですか、そういう見方があるってことはですね。だから、正しく評価をしてもらいたい。評価をしていますということではなくて、何々賞を貰ったからということではなくて、正しく評価をしてですね、市民とじっくりやってきたと。そして、BM車の問題も言いましたけれども、行政が見捨てたものをですよ、作り上げて、更に発展をさせてきているということでもですね、契約に基づきやってもらっているだけのことだということではすまないと思うんですが、市長には、今度は伺います。

**○市長（打越明司）** ようやく私に振っていただいて、ありがとうございました。お待ちしております。

した。

今回の図書館運営についての議論，4期目ですから，過去10数年間の歴史があるわけですが，指定管理者制度の議論というのは，やはり，一つは契約事ですから，3年，5年，5年ごとに条件をいろいろと整えて，そして，これまでの実績や活動内容もよくよく考えた上で，そしてまた，時勢の，物代費であったり，人件費であったりということも加えた上で，一つ一つ仕様書を作っていくものというふうに私は理解しております。その中で，折々に議会の中でも，適正な指定管理であるのか，適正な金額であるのかという審議は，その折々にしていただいて，それぞれ了解をいただいてきたものだということでもありますので，むしろ，今，お話を聞いていて，私はこの問題については，行政側として一番チェックしないといけないのは，指宿市が考えている様々な構想，計画，そして，関連する様々な法律。私が先ほど答弁したようなものに沿って，それぞれ仕様書どおりにきちっと行われているかどうかの，この評価が一番大事な評価になると思います。対外的に様々な評価をいただけてきた，これは非常に，我々が指定管理したその団体が，対外的にいろんな評価をいただくことは，これはもう，指定をした指宿市にとっても非常にありがたい，そしてまた，誇り高いことではあると思いますけれども，それは恐らく，この仕様書どおりにですね，きちっとやっていただけでは得られない成果。だから，仕様書を超える様々な努力であったり，自主事業であったり，言ってみれば，自分たちで，このことも加えてみよう，こういう努力もしてみよう，こういう工夫もしてみようという，そういう積み重ねがいろいろなレファレンスの大賞に輝いたり，ライブラリーオブザイヤーであったり，今年の南日本文化賞であったりと，様々な分野でもって評価していただいたものだ。これは，与えられたものだけをやっていたら，恐らくそれはないだろうというふうに思いますが，それ以上の部分をですね，頑張っていた指定管理者は，私は一つだけ議員と違うのはですね，それは彼女たち，あるいは彼らの犠牲の上にやっているのではないというふうに思っています。図書館の運営というのをはじめ，いろんな指定管理がありますが，やっぱりそのことに対して，自分が非常に生きがいを感じたり，夢を持ったり，目標を持ったりして頑張るわけですね。それこそ，好きこそものの上手のあれで，本の好きな人たち，あるいは，名前のおお，本と指宿の子供たちをなんとか結び付けてあげたい，そういうことに一生懸命努力をしている。そのことが，結果として対外的にも非常に評価をされた。それは，生きがいややりがい，夢や目標を持ってやっていることを，それが非常に時間が掛かったとか，いろんな難儀をしたということもありますけれども，それを犠牲という言葉でまとめるのには，私は非常に抵抗があります。どんな仕事も，ある大きな目標を達成して，対外的な評価を得るには，人知れずいろんな努力をしなくちゃならない。時には涙を流すこともある。そういうことの上に，結果的にそのみんなの評価をいただいた段階で，それまでの長いいろいろな苦労が，喜びに変わっていくということではないかなと。ある意味，指宿市が一番評価しなければならないの

は、きちんと指宿市が求めるもの、指宿市が向かっている方向に向かって、一緒にやっ  
ただいているかどうかということ、そしてみんなの、特に市民の評価というのは、モニタ  
リングで出てきますので、その評価を正しくしていただいているか。そういったことが、指宿  
にとっては最大の重要事。そして、それ以外の分野についての評価は、これはもう読者であ  
ったり、いろんな機関の方々がそれを見て、社会的な評価を加えていただける。ですから、  
指定管理者にとっては、市に評価をもらうこと。そしてまた、いろんな方々から評価をもら  
うことは、それぞれまた、違った意味で、大きな成果であったらと思います。しかし一  
方で、指定管理という方法を取るというときには、やっぱり効率であったり、その節約であ  
ったり、様々なことも一方で求めることは事実です。ただ、いろんな情勢の変化があったと  
きは、例えば指定管理は指宿でいえば、ヘルシーランドがあったり、道の駅があったり、ま  
ちづくり公社、いろんな業態がありますけれども、それぞれ、いろんな想定外の出来事であ  
ったり、必要以上に多くの給与が、人件費がかさんでしまったり、いろんなときには協議を  
していきます。これまでも毎年、そういった想定外のいろんな出来事については、改めて追  
加で所得の補償をしたりとか、運営費の補填をしたりとか。これは、毎年、都度都度にやっ  
ていることだというふうに思っています。今、議論を聞きながら一番感じたことは、やは  
り、その指定管理者と同じ目標を持って市は委託しているわけですから、その目標に向かっ  
てどういうふうにしていくのが一番いいのかという様々な協議がやはり不十分であれば、お  
互いに不満が残る。そのパイプを絶やさないように、しっかりとやっぱり協議をして、都度  
都度に、こちらも指定管理者の思いやニーズ、苦勞を受け止めていくという努力を欠かさな  
いことが一番大事だというふうに、私は聞いておりました。今後、現在の指定管理者とは、  
あと2年間の契約期間が残っておりますけれども、そのことも含めて、この2年間、指宿市と  
してもたゆまぬ努力と対話をしていきたいというふうに思います。2年後の指定のときに  
は、これはまた、ゼロベースからしっかりと組み上げていきたいというふうに思います。

**○17番議員（前之園正和）** 私が最後に問おうと思っていたことへの答えが出ました。図書館の  
問題では、指定管理を受けているそらまめの会とのですね、実情をよく聴いてほしいと。ど  
こが悩みがある、要望があるなら要望がある。どこで困っているなら困っているというこ  
とを、よく聴いてもらいたいということをお願いしておきます。

校則の問題については、全体として時間が足りませんでしたけれども、今後の考え方の。

**○議長（下川床泉）** 時間になりました。

**○17番議員（前之園正和）** 参考になればというふうに思っております。以上で終わります。

## △ 延 会

**○議長（下川床泉）** お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(下川床泉)** 御異議なしと認めます。

よって、本日は、これにて延会することに決定いたしました。

なお、残余の質問は、16日に行いたいと思います。

本日は、これにて延会いたします。

延会 午後 5時33分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 下川床 泉

議 員 新宮領 實

議 員 吉 村 重 則



# 第 1 回 定 例 会

令和 5 年 3 月 16 日

(第 4 日)

第1回指宿市議会定例会会議録

令和5年3月16日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第34号 令和4年指宿市一般会計補正予算（第17号）について
- 日程第4 新たに受理した請願上程  
請願第1号 尾掛地区内の防火水槽（旧ホテル香港敷地内）の取り壊しに伴う代替の防火水槽の緊急設置についての請願書

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

2 番 議 員	松 下 知 恵	3 番 議 員	山 本 敏 勝
4 番 議 員	前 原 五 男	5 番 議 員	東 勝 義
6 番 議 員	西 田 義 哲	7 番 議 員	新宮領 實
8 番 議 員	恒 吉 太 吾	9 番 議 員	田 中 健 一
10 番 議 員	吉 村 重 則	11 番 議 員	東 伸 行
12 番 議 員	西 森 三 義	13 番 議 員	井 元 伸 明
14 番 議 員	新川床 金 春	15 番 議 員	福 永 徳 郎
16 番 議 員	高 田 ちヨ子	17 番 議 員	前之園 正 和
18 番 議 員	下川床 泉		

---

1. 欠席議員

- 1 番 議 員 中 村 昭 二

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	打 越 明 司	副 市 長	有 留 茂 人
教 育 長	吉 元 鈴 代	総 務 部 長	下吹越 寿
市民生活部長	増 永 智 美	健康福祉部長	山 元 成 之

産業振興部長	野 元 伸 浩	農 政 部 長	寺 田 昭 宏
建 設 部 長	星 倉 淳 一	教 育 部 長	紺 屋 聖 一
水道事業部長	坂 元 一 博	山 川 支 所 長	中 島 裕 一
開 聞 支 所 長	山 下 秀 一	市 長 公 室 長	渡 部 徹 也
総 務 課 長	山 下 浩 二	経 営 改 善 推 進 室 長	木 下 英 城
健康・協働のまちづくり課長	嶺 元 和 仁	財 政 課 長	東 忠 孝
環境政策課長	富 永 敏 尚	国 保 介 護 課 長	湯ノ口 繁 生
長寿支援課長	大岩本 幸 司	地 域 福 祉 課 長	内 村 喜 代 志
健康増進課長	廣 森 政 宏	商 工 水 産 課 長	宮 地 主 税
観光施設管理課長	岩 林 茂 樹	農 政 課 長	鴨 崎 一 郎
農産技術課長	前 菌 洋 一	学 校 整 備 室 長	上 村 圭 一 郎
学校教育課長	山 下 信 久	社 会 教 育 課 長	村 元 重 夫
学校給食センター所長	小 吉 健 治		

---

1. 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	鮎 川 富 男	次長兼議事係長	池 水 拓 也
主幹兼調査管理係長	川 畑 裕 二	議 事 係 主 査	古 川 浩 仁

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（下川床泉） ただいま、御出席の人員は定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（下川床泉） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、東伸行議員及び西森三義議員を指名いたします。

## △ 一般質問

○議長（下川床泉） 次は、日程第2、一般質問を行います。

15日に引き続き、一般質問を続行いたします。

まず、新川床金春議員。

○14番議員（新川床金春） おはようございます。14番、新川床です。

まずはじめに、今年度末をもって退職する職員の皆様におかれましては、長年、指宿市の発展に御尽力いただきまして、ありがとうございます。退職後はお体に十分気を付けながら、今後も指宿市政発展のため、御指導、御鞭撻のほど、よろしく申し上げます。

令和5年度第1回定例会は、2月21日から本会議が開催されています。令和4年度当初予算に含まれてない事業が、2月27日から3月2日にかけて行われ、市民の生活を脅かす事件が発生しました。消防法第4章に、消防水利に関する基準があります。市はこれまで、消防水利に関する基準に照らし合わせ、都市整備課と水道課及び危機管理課で、消防水利の確保の協議を実施していました。その後、指宿南九州消防署に水利の指定や期間の更新及び廃止、変更、撤去の届出等の手続きをとっていました。今回は、市長、副市長はじめ、指宿南九州消防署や市消防団幹部会及び地元消防団や地区民に何ら報告せず、防火水槽を撤去するという、消防法を逸脱した行為が行われました。この地区は、昭和39年、地区民の生命、財産を守るために、市が防火水槽を増設しています。その防火水槽を撤去するということは、行政としてあるまじき行為で、市民の生命、財産をないがしろにした許しがたい行為であると言わざるを得ません。議場にいる議員や職員の皆さん、地元でこのような行為をされたら、どう思いますか。被害に遭った地元では、3月5日の地区公民館定期総会において、館長が地区民に経緯の報告をしました。地区民からは、事前の相談もなく取り壊され、地区内の水利施設機能が一部消失している状態となっているのであれば、一日でも早く代替えとなる防火水槽を造るなど、水利機能の現状復旧を市に対して強くしてほしいと。地区民の総意として全会一致で決定しました。今後は、被害に遭った地区民に対し、担当部課長は十分な説明をしていただきたい。地元議員として、市民の生命、財産を守るため、一日でも早く防火水槽を

設置していただきたいと、被害に遭った地区民に成り代わり、市長に要請させていただきます。

それでは、通告に従い、一般質問を行います。

1, ふれあいプラザなのはな館について。県との利活用に関する協議内容について。平成27年の3月以降、ふれあいプラザなのはな館について、市と県で利活用について協議しています。どのような協議内容で、結果がどうなったのか、答弁を求めます。

2, 内水面対策について。(1) 潟口ポンプ場の整備費と効果について。潟口ポンプ場は平成23年から平成28年にかけて整備されています。潟口ポンプ場完成後も、八間道路は冠水していますが、なぜ道路が冠水するのか。併せて、潟口ポンプ場整備費総額について、答弁を求めます。

3, 財政改革について。(1) 光熱費高騰対策について。令和4年7月以降、光熱費が高騰すると報道されてきました。令和4年12月定例会で電気使用料の補正額は約4,000万程度でした。市は光熱費の抑制策として、どのような検討をしたのか、答弁を求めます。

以上で、1回目の質問を終わります。

**○市長（打越明司）** おはようございます。それでは、新川床金春議員の、財政改革のうち、光熱水費高騰対策についての質問がありましたので、お答えをさせていただきます。

市では、指宿市地球温暖化防止実行計画において、市が行う事務や事務事業活動に対して、温室効果ガスの排出量の削減目標を掲げ、排出量の抑制に、現在、努めているところでございます。また、指宿市役所節電方針に基づいて、各庁舎などにおいて、これまでも電気使用量の削減に取り組んできております。昨今のウクライナ情勢などにより、指宿庁舎をはじめ、各公共施設において、電気料高騰の影響を受けておりますが、市における事務の遂行に当たりましては、これまでと同様に、職員が意識をもって節電・節水に努めていることを御理解いただきたいと思っております。なお、令和5年度におきましては、電気料の歳出抑制も考慮して、山川勤労者体育センターや山川中学校校舎の一部、開聞十町西部分団消防車庫、このほか、指宿小学校や柳田小学校のトイレのLED照明導入、電気使用料の高い学校に電力監視装置の設置等を行いまして、今期定例会で予算案の御審議を賜っているところであります。

残余の質問については、関係部長に答弁させます。

**○総務部長（下吹越寿）** ふれあいプラザなのはな館における県との協議内容と経過についてですが、なのはな館につきましては、平成23年2月に県と連携して貸付事業者の公募を行いました。事業者の応募はなく、2回目の公募についても、県と協議を行いました。実施に至りませんでした。その後も県とは協議を継続していましたが、なかなか解決策が見いだせなかったこともあり、市では平成27年の3月に、施設全体の活用を前提とした、ふれあいプラザなのはな館利活用構想を策定し、翌月の4月に県と協議を行ったところです。それまで

県は、施設全体の譲渡を前提としておりましたが、平成27年4月の協議において、初めて市が必要な施設のみ譲渡でも構わないとの意向が示されました。これを受けまして、平成27年9月に、本館と体育館、芝生広場のみの譲渡を前提とした利活用構想の改訂版を策定し、平成27年10月に、それらの施設の無償譲渡に関する覚書を交わしました。その後、中央ホールやゲートボール場の活用も要望する声が上がったことを受け、平成28年1月に、譲渡を受ける施設にこの二つを追加するよう、覚書の一部を変更し、平成28年3月に譲与契約を結んだところでございます。その後、平成29年10月に、県から、現状では解体が難しいことから、宿泊棟、健康増進施設等の県有建物につきまして、利活用計画を検討し、提示してほしいとの依頼があったため、市では宿泊棟と健康増進施設の利活用構想案を策定し、30年5月以降、財政支援策を含め、県と協議を重ねてまいりました。しかしながら、市が要望した財政支援額と県から提示があった金額に大きな開きがあったため、将来的な市の財政負担を考慮した場合、市では活用していくことは難しいとの結論に至り、令和元年5月にその旨を県に回答したところでございます。

**○水道事業部長（坂元一博）** 新潟口雨水ポンプ場の整備につきましては、ポンプ施設は平成29年3月に完成し、供用開始をしております。大牟礼排水区の水路整備としましては、バイパス水路の整備が令和元年8月に、水路河口部の吐口ゲート整備が令和3年12月に完成しており、大牟礼排水区の水路整備は整備済みとなっているところでございます。整備費用につきましては、ポンプ場整備に約22億5,000万円。水路整備に約8億3,000万円となっており、全体整備費が約30億8,000万円となっているところでございます。また、なぜ冠水するのかということでございますけれども、新潟口雨水ポンプ場は、10年に1回程度起こり得る規模の瞬間的な雨の強さの降雨強度としまして、毎時68.7mmで計算してございます。施設は毎秒10tのポンプ能力を有してございまして、30cmまでの道路冠水を許容するという設計になっております。このようなことから、完全ドライ化するには、また、新たなポンプ場整備などの整備が必要となってくるところでございます。

**○14番議員（新川床金春）** では、2回目の質問に入ります。ふれあいプラザのなのはな館の利活用構想案についてですが、私の手元には、県と市に開示した書類があります。書類を基に、協議内容について確認させていただきます。第1回なのはな館協議会が平成30年5月16日、県庁で開催され、県となのはな館利活用に係る指宿市の現状を説明しています。どのような内容だったのか、答弁を求めます。

**○総務部長（下吹越寿）** 平成30年5月16日の県との協議ですが、宿泊棟、健康増進施設の利活用構想案の説明や、県からの財政支援額等について協議を行っております。

**○14番議員（新川床金春）** 平成30年5月16日から、平成31年1月25日にかけて、6回の協議会が開催されています。なのはな館の改修、補修に係る内容及び積算額について、県といつ頃協議し、協議内容はどうか、答弁を求めます。

- 市長公室長（渡部徹也）** 県との協議内容でございますが、平成30年5月の最初の協議で、市の試算では、業者から見積もりをとりました県有建物の解体費が約7億、補修・改修費は、その時点では概算ではございましたが、6億から7億程度掛かると。全額の支援をお願いしたいということで、お伝えをしております。その時点では、県はなんら回答はなかったところでございます。その後、7月の第3回目の協議で、精査した正式な金額というのをお伝えをしております。その時点においても、県からはその財政支援策について回答というのとはなかったところでございます。
- 14番議員（新川床金春）** 平成22年の頃の解体費は8億でした。南側部分の建物は県から無償譲渡しています。北側部分だけなんですけど、7億という金額が出て、県もびっくりしたと思います。県は北側部分について、どのような計画を出して、予算はどのように提示したのか、答弁を求めます。
- 市長公室長（渡部徹也）** 県有の建物については、県から計画というのは御提示はありませんでした。県の財政支援策については、5億2,000万ということで、最終的には提示がございました。
- 14番議員（新川床金春）** 平成22年、8億だった解体費が、北側だけで5億2,000万で足りなかったのか、どうなのか。いろんなところで聞くと、半分なのに、なぜ指宿は7億になったのかという声を聞くんですよ。県のほうの解体費というのは幾らぐらい出ていたのか、答弁を求めます。
- 市長公室長（渡部徹也）** 当初、県が予算化した健康増進施設、宿泊棟の解体費については、約4億2,000万というふうにお伺いをしております。
- 14番議員（新川床金春）** 次の3番目の今後の活用計画について。ふれあいプラザなのはな館は、宿泊棟、健康増進施設の利活用構想案が出て、議会にも提案がありました。内容は、スポーツ・文化合宿等の拠点として大事な施設として捉えているということでした。県が5億2,000万、指宿は7億。実際、その中でどうにか調整はできなかったのか、答弁を求めます。
- 市長公室長（渡部徹也）** 議員懇談会でも答弁を申し上げたかと思えますけれども、解体費で7億。それからですね、補修、改修費で6億程度掛かると。最大13億程度掛かるということで、県のほうにもお話を申し上げ、御要望をしたところでございます。かなり開きが大きいということもあって、その差額分については、市の将来の負担になっていくということが大変懸念されましたので、なかなか県の提示の金額で、市で受け止めていくというところは、その判断、難しいなというところではございました。
- 14番議員（新川床金春）** 議会に提案するときには、そういう話はなかったんですよ。スポーツ、文化の合宿等ということで、いい取組だと思ったんですけど、急に金額が、県の構想より上がったんですよ。何があったのかなと疑念を感じるんですよ。その積算は何者に頼んだ

結果ですか。答弁を求めます。

**○市長公室長（渡部徹也）** 議員懇談会の中ではですね、確かに具体的な金額は御説明はしませんでしたけれども、当時、皆様にお示しした内容はですね、施設の補修・改修に関わる費用はもちろん、将来の市の負担に備えて、県に対しては最大限の財政支援を求めてまいりますと。これを基本として、協議をしてまいりますということで、議員懇談会で御報告をさせていただきました。市のほうで利活用構想、宿泊棟と健康増進施設ですけれども、その利活用構想ができあがりまして、その補修・改修に幾ら掛かるのかということについては、市の建築課のほうに依頼をして、積算をしていただきました。また、解体費用については、業者のほうに依頼をして、見積もりをいただいたところであります。

**○14番議員（新川床金春）** なのはな館は、約30年前、当時の須賀知事と地元選出の県議会議員が指宿市にふれあいプラザなのはな館を誘致しました。現在、県の利活用計画はありません。建物の老朽化が進み、朽ち果てていくと考えますが、朽ち果てていくのを指宿市は見るだけでいいのですか。誘致した当事者として、なのはな館を利活用構想を持っているのであれば、市長に答弁求めます。

**○総務部長（下吹越寿）** 議員も御承知のとおり、本市は財政再建に取り組んでおります。公共施設の在り方や、今後の維持管理費用についても試算がなされているところです。県がなのはな館を管理運営していたときは、施設全体の維持管理費用として、年間約2億円掛かっておりました。多額な維持管理費用が掛かる中、県の財政支援なしにこの施設を運営していくには難しいと思っております。

**○14番議員（新川床金春）** 今、県の維持管理費が2億円ということでした。あの施設の温泉施設の泉源が、塩分が強いということで、あそこのポンプ施設が毎年故障するというところで、維持管理費が高かったんですよ。私は、10年ぐらい前、市の職員と指宿の温泉は使えないかと。使うことで維持管理費がなくなるよねということを確認したことがあります。指宿の弥次ヶ湯の泉源から持って行くように、新田団地のほうにつながっている温泉が使えると。それを使うと維持管理はそんなにいらんよということがあったんですけれども、2億の内容で何が高かったのか、把握していますか、答弁を求めます。

**○市長公室長（渡部徹也）** その約2億という維持管理費ですけれども、これは人件費も含まれているものということで、県からはお伺いしております。健康増進施設の温泉プールについてですが、実は平成22年当時に県から市で全部引き受けてくれないかという打診があったときに、市のほうではワーキンググループを立ち上げまして、例えばスポーツ関連施設として利用したら、幾らぐらいの維持管理費か。観光関係施設として活用すれば、幾らぐらいの維持管理費かということについて、詳細に検討したんですが、いずれの場合においても、1億から7,000万ぐらい赤字が見込まれると。温泉プールをもう止めてしまった、廃止をしてしまった場合で、幾らぐらいの赤字になるか。それでも6,000万程度、当時ですね、赤字が



見込まれるという結果が出ております。そうしたことから、市で全部を運営するのは難しいなということになって、県と連携して、民間事業者の公募を行ったということでございます。

**○14番議員（新川床金春）** ありがとうございます。次の内水対策に入ります。潟口ポンプ場の整備費と効果についてですが、先ほど、30億8,000万掛かった潟口雨水ポンプ場は、平成29年から稼働し、令和2年に完成しています。雨水対策に対し、水量が適正に整備されていないので、今でも道路が冠水しています。ポンプ場上流域で床上床下浸水及び道路冠水が解消されていませんが、平成29年度以降、床上床下浸水及び道路冠水件数はどれだけあるのか、水道部長に答弁を求めます。

**○水道事業部長（坂元一博）** 平成29年以降の浸水被害の状況でございますが、平成29年7月1日、時間最大雨量毎時60mmの豪雨によりまして、床上浸水0戸、床下浸水5戸の被害が起きております。令和2年7月8日、時間最大雨量毎時70mmの豪雨により、床上浸水2戸、床下浸水19戸の被害、令和3年6月16日、時間最大雨量毎時47mmの豪雨により、床上浸水0戸、床下浸水2戸の被害となっているところでございます。

**○14番議員（新川床金春）** モニターをお願いします。潟口ポンプ場の水路の拡幅整備が遅れたため、潟口ポンプ場のポンプが稼働すると、ポンプ場周辺に集まる雨水が足りず、ポンプが稼働するとすぐに停止すると伺っています。間違いないか、水道部長に答弁を求めます。

**○水道事業部長（坂元一博）** 雨の状況によりまして、冠水しているのは承知しているところでございます。

**○14番議員（新川床金春）** 潟口ポンプ場流域の建物の床上床下浸水被害を防止するため、水路の拡幅整備が必要です。先ほどの水路の上部はこのように狭くなっております。水路整備を実施すると、どれだけの予算が必要なのか、水道部長に答弁を求めます。

**○水道事業部長（坂元一博）** 弥次ヶ湯第一雨水ポンプ場の整備の内訳でございますけれども、流入水路整備に約12億円の整備費が必要となります。弥次ヶ湯第二雨水ポンプ場の整備につきましては、流入水路整備に約2億円の整備費が必要となるところでございます。

**○14番議員（新川床金春）** 潟口ポンプ場の上流の水路の整備です。お願いします。

**○水道事業部長（坂元一博）** 潟口雨水ポンプ場の整備でございますけれども、先ほども答弁させていただきまして、大牟礼排水区の水道整備としましては、バイパス水路の整備が令和元年8月に、水路河口部の吐口ゲート整備が令和3年12月に完成してございますが、水路整備としましては、8億3,000万円となっているところでございます。この潟口雨水ポンプ場につきましては、弥次ヶ湯エリアからも水が入って来ることから、完全ドライ化するには、今後、水路整備が必要になってくるということで承知しているところでございます。

**○14番議員（新川床金春）** 潟口雨水ポンプ場に30億8,000万掛けて整備しました。潟口雨水整備による内水対策の効果をごどのように捉えているのか、答弁を求めます。

○**水道事業部長（坂元一博）** 平成29年に30cm未満の道路冠水を許容する計画で、排水能力毎秒10tの新潟口雨水ポンプ場が供用開始されてから、令和2年7月8日の時間最大雨量毎時70mmの集中豪雨によりまして、床上浸水2戸、床下浸水19戸の被害が起きておりますが、令和3年6月16日の時間最大雨量毎時47mmの豪雨では、床上浸水0戸、床下浸水2戸と、新潟口雨水ポンプ場が供用されたことによりまして、被害の軽減は図られたものと考えております。

○**14番議員（新川床金春）** 次に入ります。2番目の弥次ヶ湯地区の浸水被害の状況について。弥次ヶ湯地区は、床上床下浸水が多発する地域で、十町区画整理事業で2地区に指定されています。十町区画整理2地区に指定されて30年経過します。被害状況はどうなっているのか、年度と件数について、水道部長に答弁を求めます。

○**水道事業部長（坂元一博）** 浸水被害の状況でございます。平成12年6月25日、時間最大雨量毎時78mmの豪雨によりまして、床上浸水8戸、床下浸水125戸の被害が起きております。平成19年7月3日、時間最大雨量毎時52mmの豪雨によりまして、床上浸水1戸、床下浸水13戸の被害。平成20年9月18日、時間最大雨量毎時55mmの豪雨によりまして、床上浸水2戸、床下浸水34戸の被害。平成21年3月22日、時間最大雨量毎時59mmの豪雨により、床上浸水1戸、床下浸水35戸の被害。平成21年6月28日、時間最大雨量毎時51mmの豪雨により、床上浸水1戸、床下浸水14戸の被害。平成22年6月19日。時間最大雨量毎時64mmの豪雨により、床上浸水0戸、床上、床下浸水17戸の被害。平成24年6月27日、時間最大雨量毎時52mmの豪雨により、床上浸水2戸、床下浸水70戸の被害となっております。平成29年以降は、先ほど答弁したとおりでございます。

○**14番議員（新川床金春）** 弥次ヶ湯地区には3個のポンプ場が整備されています。水路が入り組んでいるため、雨水の流れが悪く、水路の泥上げと水路整備の要望が多数あると思えます。床上床下浸水と道路冠水を防ぐため、対策はどのようになっているのか、水道部長に答弁を求めます。

○**水道事業部長（坂元一博）** 道路の冠水でございますが、土地の処理等につきましては、土砂上げという形で、150万程度の予算を計上させていただいております。土砂の堆積状況を見ながら、現在も土木課とも連携して、土砂の浚渫作業を進めているところでございます。

○**14番議員（新川床金春）** 次に入ります。3番目の弥次ヶ湯ポンプ場整備計画の進捗状況について。弥次ヶ湯雨水ポンプ場整備計画があり、弥次ヶ湯地区の皆さんは安全で安心して生活できる環境を1日でも早く願っています。弥次ヶ湯雨水ポンプ場整備計画は最少の経費で最大の効果を出すため、担当部や建設部と情報を共有し、どのような計画を進めているのか、答弁を求めます。

○**水道事業部長（坂元一博）** 弥次ヶ湯雨水ポンプ場の計画につきましては、平成24年度に策定しております、大牟礼・弥次ヶ湯地区の指宿市下水道浸水被害軽減総合計画によりまして、大牟礼排水区と弥次ヶ湯排水区の浸水対策として、潟口ポンプ場と弥次ヶ湯ポンプ場の整備

計画を行い、平成29年3月において、大牟礼排水区に係る新潟口雨水ポンプ場を供用開始してございます。その後、効率的な雨水整備の実現を目的としまして、令和元年6月に指宿市雨水管理総合計画を策定し、弥次ヶ湯排水区の用地確保困難な状況を考慮するなど、計画の見直しを行い、浸水対策に係る雨水整備を段階的に進めているところでございます。

**○14番議員（新川床金春）** 多くの市民が弥次ヶ湯雨水ポンプ場の完成を待ち望んでいます。弥次ヶ湯雨水ポンプ場の完成予定と、現在の進捗状況はどうなっているのか、水道部長に答弁を求めます。

**○水道事業部長（坂元一博）** 2か所の弥次ヶ湯雨水ポンプ場の計画につきましては、先行して上流側の弥次ヶ湯第二雨水ポンプ場の整備を、令和8年度完成として目指しており、令和4年度に国庫補助事業の採択要件である事業効果の算定を行いました。事業効果は基準となる1以上の数値が必要となりますが、弥次ヶ湯第二雨水ポンプ場の整備につきましては、事業効果が1に対して0.16という、基準値を大きく下回る結果となったところです。基準を満たさなかった理由としましては、弥次ヶ湯排水区の浸水が軽減されるエリアにおいて、家屋や事業所などが密集していないことが主な要因と考えております。今後、弥次ヶ湯雨水ポンプ場の整備について、どのような事業により整備を進めることが可能か、国や県と協議を行いながら、最善なあらゆる方策を探り、慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

**○14番議員（新川床金春）** 現在、弥次ヶ湯第1ポンプ、第2ポンプの整備を計画しています。この地区は国の補助事業のA調査、B調査に対する国庫返納金問題は発生しないのか、水道部長に答弁を求めます。

**○水道事業部長（坂元一博）** 事業につきましては、以前、国土交通省と協議を行い、返納はないという形で協議が終わっておりますので、国庫補助の返納はないところでございます。

**○14番議員（新川床金春）** 十町区画整理事業1区の整備が3年から5年後には終わります。十町区画整理事業第2地区について、多くの市民が待ち望んでいます。十町区画整理事業第2地区は、今後、住民説明会を実施するのか。併せて、計画はどのようになるのか、市長に答弁を求めます。

**○建設部長（星倉淳一）** 十町土地区画整理事業の第2地区、弥次ヶ湯地区の計画はどうなっているのか、御報告いたします。十町土地区画整理事業については、現在の第1地区のことですけれども、平成5年度に弥次ヶ湯地区を含む82.6haの区域で都市計画を決定しています。その後、平成11年度に弥次ヶ湯地区を除いた第1地区、32.9haの区域で事業計画決定され、現在、令和15年度工事完了の計画で事業が進められているところです。事業計画決定されていない弥次ヶ湯地区につきましては、現在、計画が進められている浸水軽減対策との兼ね合い、現在の住民の意向、市の財政状況など、様々な状況を踏まえて、事業化の是非について慎重に判断しなければならないと考えているところです。現在、着手している十町土地区画整理事業の1地区ですね、この工事完了が令和15年度を予定しておりますので、この完了予

定を見据えて、方向性について判断していきたいと考えているところです。

**○14番議員（新川床金春）** はい、よろしくお願いします。次に、3番目の財政改革について。（1）光熱費高騰対策についてですが、令和3年1月から令和4年12月にかけて、電気使用は1kw当たり年間で約10円上昇しています。市の電気使用料は令和3年1月から令和4年12月まで、1kw当たり幾ら上がっているのか、答弁を求めます。

**○総務部長（下吹越寿）** 指宿庁舎や各支所、体育施設、文化施設、教育施設、水道施設など、市内の78施設の電気使用量と電気料金について調査しましたところ、令和3年1月の電気使用量は約76万kwhで、電気料金は約1,828万円でした。この電気料金を使用量で割って求めた1kwh当たりの単価は、24.1円となりました。同様に、令和4年12月は使用量が約64万3千kwhで、電気料金は約2,340万円でしたので、単価は36.4円となっております。この間、廃止となった施設や、新たに供用開始した施設がありますので、使用量や電気料金は単純に比較はできませんが、以上のような方法で単価を比較しますと、約1.5倍になっているところでございます。

**○14番議員（新川床金春）** すいません、私がもらった数字と違うので、令和3年度の電気料の年間額は幾らで、令和4年度の年間額は幾らなのか、答弁を求めます。

**○総務課長（山下浩二）** 令和3年の電気料金の合計額が2億3,462万5,147円、令和4年の合計が2億7,485万1,118円となっております。

**○14番議員（新川床金春）** はい、ありがとうございます。電気使用を削減するために、市としてどのような協議を何回したのか。その結果、令和5年度の歳出抑制策として、どのような事業を実施する計画なのか、答弁を求めます。

**○総務部長（下吹越寿）** 電気料金が上がる対策についてですが、公共施設の管理につきましては、財政状況に応じた計画的な維持管理で各施設の長寿命化と財政的負担の平準を図ることとしております。令和5年度の当初予算編成におきましても、交付税措置率が高いなど、有利な起債を活用していくための検討を行っております。令和5年度におきましては、電気料の歳出抑制も考慮して、山川勤労者体育センターや山川中学校校舎の一部、開聞十町西部分団消防車庫、このほか、指宿小学校及び柳田小学校のトイレにLEDの照明導入を行うための予算を、今期定例会で御審議いただいているところでございます。これらの財源につきましては、公共施設等適正管理推進事業債と比較して有利な合併特例債や過疎対策事業債などの記載をはじめ、国・県の補助事業などを活用していくこととしたところでございます。

**○14番議員（新川床金春）** 12月議会で電気料が高騰して、補正で4,000万しております。経営改善室は光熱水費の削減について、今、部長がこのようなことをしているということでした。しかし、有利な起債ということで、合併特例債は別なのにも使えます。この事業には国の脱炭素事業で5割の交付税措置ができる事業があります。基金を使って使うことで、早くでき、そして、電気料の抑制ができるということは、市民にとってもいいことなんですよ。

経営改善室として、国策の脱炭素事業について、どのような調査をしたのか、答弁を求めます。

**○総務部長（下吹越寿）** 基金の使い方とか、有利な合併特例債も、確かに合併特例債は7年度までということになりますので、今、議員がおっしゃるような、有利な起債がなくなれば、そのような事業債を使っていくということになるかと思いますが、現在、市では指宿庁舎や山川庁舎、時遊館COCOはしむれ、開聞総合体育館、丹波小学校、北指宿中学校の建物に太陽光パネルを設置し、発電した電気をその施設で使用しております。先ほども、基金より生きたお金ということもありましたけれども、太陽光パネルと蓄電セットで整備し、夜間や雨天時、災害時などに電気を使えるための設備等導入事業については、提案がありました環境省の事業ですね、最大、事業費の2分の1の補助を受けられるようであります。市としましては、太陽光パネルの新設や増設につきまして、工事費用や電気料金の削減効果なども勘案しながら調査研究してまいりたいと考えております。なお、経営改善推進室につきましては、施政方針にもありますように、そういう歳出抑制策、歳入確保策も含めた形で、短期、長期のですね、経営改善計画を立てると。そういうことの中に、この電気料金のその削減と、歳出抑制につなげる計画も、これから検討になりますけれども、そういうことを所掌しているところであります。

**○14番議員（新川床金春）** 私が一般質問してから3か月あります。その間に何回したか聞いてるので、回数について答弁を求めます。

**○総務部長（下吹越寿）** これに特化した議論というよりも、当然、予算査定の中で、財政ヒアから総務部長ヒアから、最後は市長査定まで行くんですけども、その中で、歳出抑制の中の一つとして、電気使用量の削減ができないかということで、さっき言いましたように、有利な起債等をつくるという結論になったところでございます。回数につきましては、そこら辺り含めるといふか、カウントしておりませんので、明確に答弁できないところでございます。

**○14番議員（新川床金春）** はい、モニターをお願いします。約2億7,000万の電気使用料を削減すると、大変なことになります。電気使用量を10%削減すると、年間で2,750万、10年間で2億7,500万円削減できます。電気使用量を20%削減すると、年間で5,500万円、10年間で5億5,000万円削減できます。実際、国が50%補助します。そして、この事業を基金でやって、10%で2億7,000万、効果があると思います。なぜこのようなことを、経営改善室が庁議で提案できないのか、残念でなりません。いままでこういうことの、総務省に電話したりして確認はとらなかったのか。私は12月議会のときに、書類は提示しましたよ。してないんですか、答弁を求めます。

**○経営改善推進室長（木下英城）** 今の議員から御紹介があった起債というものは、おそらく公共施設等適正管理推進事業債について御紹介いただいたものだというふうに承知しておりま

す。これは、事業期間が令和4年度から令和7年度までということがあって、この起債を活用することで、市民生活の支援ができるんじゃないかといったようなことだというふうに理解をしております。私ども、公共施設の整備等を行う際はですね、財政負担が大きいので、一般財源のみでの整備は困難ということを考えております。このため、なるべく有利な起債を活用することとしておりまして、これまで合併特例債などを活用してきているといったところでございます。合併特例債は令和7年度まで活用が可能となっておりますことから、起債を活用しなければならない場合はですね、まずはこの合併特例債を活用していくということとしていただいております。

**○14番議員（新川床金春）** 合併特例債では間に合わないんですよ。実際、先ほども言いました。10年間で10%削減したときには、2億7,500万。20年間で5億5,000万あるんですよ。1億使ったか、1億、2億使って、5億利益が出れば、効果はあるんですよ。なぜこういうのに取り組まないのか、答弁を求めます。

**○総務部長（下吹越寿）** 全体的な5年度予算編成では歳入の範囲内での歳出ということと、それと償還元金での範囲での起債ということを念頭に予算編成をしております。昨日も財政課長のほうから答弁しましたようなことになっているところでございます。今、言われることはごもっともなところなんですけれども、そういう大きな大前提の中で、当然、起債を借ると残高も増えていくと、公債費も増えていくということになりますので、先ほども答弁していますように、そういった環境省の事業もなんですけれども、有利な起債、合併特例債を7年度まで使えますので、そこら辺りを入れていくと。当然、そこが切れると、また、次の起債の検討になろうかと思っておりますので、そういう判断になったとうことでございます。

**○14番議員（新川床金春）** 財政改革するんだったら、歳出抑制が一番で、実際、電気料、削減することで、年間、私は10%で20年間で5億5,000万、20%だと10億できるんですよ。取り組んでもらいたいとお願いしておきます。

次に入ります。2番目の太田市の取り組んでいる1%のまちづくりについてですが、令和4年第2回定例会の一般質問で、太田市の取り組んでいる1%のまちづくり事業について質問しました。令和5年度予算に取り組んでいるのか、総務部長に答弁を求めます。

**○総務部長（下吹越寿）** 群馬県太田市の1%まちづくり事業のことに基づき、市がどのような取組をやるか、やっているかという質問でございますが、市民がどのような活動に対して、行政からの支援や補助を必要としているかを把握するため、市内全自治会に対してアンケート調査を行いました。自治会長からは、草刈りや道路脇整備、河川管理などに対する補助金をはじめ、ロードミラーの設置や神社の維持管理に対する補助、既存の補助制度に対する補助率アップなどが挙げられたところでございます。太田市の事業の導入のきっかけでございますが、補助事業を見直し、市民のために税金を有効活用するという視点で始まったそうでございます。補助事業導入に当たっては、現状のコミュニティに対する補助事業で活用され

ていないものや効果が低いものを見直す必要があります。本市においても、平成20年度から27年度までの8年間、提案公募型事業を行い、8年間で104件、約2,360万円の活用がありました。しかしながら、申請件数の減少や市税投下に対する事業効果の分かりにくさ、また、パートナーシップ推進市民会からの意見を踏まえ、取り組むべき行政課題に対して提案を受ける仕組みや、実績のある団体との協働へと見直しが行われたところでございます。太田市においても、1%まちづくり事業の開始から15年以上経過し、実施件数の減少、高齢化による担い手不足、事業の硬直化といった課題があるようでございます。現状では、市民と行政が協働で行うまちづくり事業に対する補助金として、区や自治会を対象とした、指宿市新たな地域コミュニティ組織の課題解決事業支援補助金事業及び指宿市版まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる目標を達成するため、市と団体が協働で企画して実践する、指宿市市民参画・共創型実践事業などがございます。既存事業の活用を図るとともに、公共施設等における市民のボランティア整備等については、各課の状況も把握しながら、制度設計に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

**○議長（下川床泉）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時04分

**○議長（下川床泉）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**○14番議員（新川床金春）** 魚見分団車庫前の整備費として、材料支給費が予算計上されていきます。消防団の力を借りながら、分団車庫の整備計画は、これまで私が提案してきた太田市の1%のまちづくり事業と同じ取組です。これは1%のまちづくり事業とどこが違うのか、答弁を求めます。

**○総務部長（下吹越寿）** 魚見分団車庫前の駐車場の舗装について、90万円ほどの予算を組んでいるところでございますが、公共施設の整備については、財源の確保もありながら、限られた予算の中で実施しなければなりませんし、ただし、今回、魚見分団の車庫の整備については、様々な条件があると思います。昨日も西森議員の答弁の中で、建設部長のほうからありましたように、機械の借上げが必要なのか、その作業によって、いろいろ様々、オペレーターが必要になったりしますし、市が保有する機械について、貸出がいまのところ台数が少ないというふうな答弁がありましたけれども、市としましてはですね、そういう限られた予算の範囲でございますので、例えばその利用する団体だとか、地域の方々がですね、そういう事業に着手できるというようなことも、現在、起きておりますので、例えばそれに係る原材料の支給や、先ほど言いましたように、事業実施について必要な機械借上げ等ですね、それについての経費についての控除、そこら辺りも柔軟に考えて、対応を考えていきたいと考えております。

**○14番議員（新川床金春）** 財政改革のため、1%のまちづくり事業は指宿市にとって必要な

事業だと思えます。この事業をするには、財源が、確保が必要です。市長、このような事業を取り組んでいく、いってほしいと思えますが、市長の答弁をもらえませんか。

**○市長（打越明司）** これは、昨年議会の中でも提案があつて、非常に興味をもって、いろいろと検討をしました。財源は、例えばふるさと納税であつたり、あるいはこの太田市の場合には、市税の1%をと、財源にという形で固定化しているようですが、これ、実はいろんなことを検討できます。私もこういうやり方というのは、正に協働のまちづくりという、その言葉どおりのことができるなということで、いろんなものを研究しているんですが、現在、やっぱり今、その各地域で求めている事業、あるいはお手伝いは、さっき答弁の中にも一部ありましたけれども、その集落道の整備であつたりとか、様々なその、高齢化によつてこう集落を支えていく、地域を支えていくための力が少しずつ弱くなってきているということで、ますますその市に対して、そういうことに対しての補助であつたり、お手伝いであつたり、機械を貸し出してほしいとか、人を出してほしいとか、いろんな問題があります。指宿も過去にそういったものに取り組んだ経緯がありますけれども、結果的にはちょっと尻すばみになってしまっている。今、その原因も含めてですね、やっぱりこの議論の中でもあるように、例えば材料をどうするか、あるいは日当を出すのか出さないのか、どこで線を引いて評価をしていくのかというのが、なかなか、その制度、条例をつくるのには難しいねということで、何度も何度もですね、いろいろと、いろんな方々と意見を聴きながら、今、検討をしている最中です。是非、今後は、指宿市にとっては非常に大事なルールづくりになってくると思っていますので、できれば本当に市民の方々にとつても、地域にとつても、市の運営にとつても、WinWinになれるようなですね、そういう制度をつくっていきたくて、そういうふうには思っています。

**○14番議員（新川床金春）** 次に、3番目のかいもん山麓ふれあい公園とレジャーセンターかいもんの維持管理計画について。令和4年第2回定例会の一般質問の答弁で、検討委員会を設け、指定管理者制度の導入も含めて検討すると伺っています。検討委員会のメンバー構成と検討委員会の開催回数について、答弁求めます。

**○産業振興部長（野元伸浩）** かいもん山麓ふれあい公園の目指すべき施設の在り方や方向性を定め、今後のふれあい公園の観光振興策等を総合的に検討することを目的として、昨年7月、かいもん山麓ふれあい公園の活性化に向けた検討委員会を設置し、これまでに5回、開催をしてきているところです。委員構成につきましては、開聞地区の委員の方々を参考に、様々な業種の方々を委員として選考して、開催をさせていただいているところです。地元の方々にですね、幅広く意見を伺うために、開聞地域で活躍する商工業や観光に携わる方、そういった方をはじめ、区長、各種団体の代表のほか、小学校PTA役員など、様々な役職や職種の異なる方々を選考したところでございます。

**○14番議員（新川床金春）** 検討委員会のメンバーは分かりました。これまで、いろいろな会



議に出っていますが、もう合併して17年経っているんですよ。なぜ、市内全域から検討委員会を採用しなかったのか、産業振興部長に答弁を求めます。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 議員御指摘のとおりですね、市内全域から委員を選考するという考え方もあったと思いますけれども、今回につきましては、ふれあい公園はこれまで地域のイベントが開催されるなど、地域に密着した施設であることから、検討委員会の委員につきましては、先ほど答弁した委員構成で検討会を開催しているところでございます。

**○14番議員（新川床金春）** モニターをお願いします。かいもん山麓ふれあい公園やレジャーセンターかいもん等の施設に年間1億1,000万円近いお金が出ています。収入は約1,000万です。収入と支出の現状を検討委員会に提示して、協議してもらっているのか、答弁を求めます。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 検討委員会ではふれあい公園、そばの館皆楽来、湯徒里館の3施設について、平成29年度から令和3年度までの5年分の収支内訳をお示しし、毎年多額の赤字経営が続いているということを説明をさせていただいているところです。

**○14番議員（新川床金春）** かいもん山麓ふれあい公園単独での状況を見ると、年間約5,000万以上、マイナスが続いています。検討委員会は、毎年度5,000万円以上の赤字が出ることをどのように捉えて、どうしようという協議がされたのか、答弁を求めます。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 委員の皆様には、ふれあい公園の運営状況については、毎年多額の赤字になっているということで説明をさせていただいております。厳しい経営が続いている施設である一方ですね、開聞地域の振興と活性化に大きな役割を果たしている施設であることも認識いただいているものと思っております。検討委員会では、これまでの運営について、多くの意見が出されまして、効果的な経営改善策が必要であることから、今後の活性化に向けた取組として、短期間で実施できるもの、中・長期的に計画していくものなど、各施設ごとに課題や方向性が示されたところでございます。

**○14番議員（新川床金春）** かいもん山麓ふれあい公園とレジャーセンターかいもんにPFI事業を導入し、観光地の施設として大規模改修を行うべきだと思います。開聞地区の施設だけ、なぜPFI事業や指定管理者制度を導入していないのか、産業振興部長に答弁を求めます。

**○産業振興部長（野元伸浩）** かいもん山麓ふれあい公園につきましては、これからも市民に愛される魅力ある施設でありつづけるために、もっと多くの市民や観光客にふれあい公園を利用していただくための方策が必要であるというふうに考えているところです。しかし、人件費を含めると、毎年、大きな赤字が続いている現状であり、また、行政が観光施設を運営していくには、民間が持つほどの経営ノウハウや経営手法に及ばず、様々な面で制約があることから、民間の経営手法等を活用していくことも視野に入れて検討していかなければならないというふうに考えているところでございます。

**○14番議員（新川床金春）** ありがとうございます。次に入ります。4番目の職員の育成と人件費について。1番目の職員の育成についてですが、職員研修はどのようになっているのか、答弁を求めます。

**○総務部長（下吹越寿）** 職員の研修実績についてですが、職場内及び職場外での研修を実施することで、職員の研修の充実に努めております。まず、指宿市単独で実施している、新規採用職員研修、人事評価研修、人権研修、健康管理講演会、ゲートキーパー研修などを実施しているところでございます。また、県の自治研修センターを活用した、新規採用職員の研修、新任係長研修、再任用職員研修などや、特別な研修、特別研修として、政策関係、行政関係、法律関係などの専門的な自己啓発のための各種研修、千葉県の市町村アカデミーへの参加など、職員研修の充実に努めているところでございます。

**○14番議員（新川床金春）** 職員の育成に再任用のOB職員を充てる考え、ないか、答弁求めます。

**○総務部長（下吹越寿）** 職員OBの再任用としての任用についてですが、日々の業務経験の積み重ねにより、経験を積まれた再任用職員から技術や知識を習得するなど、人材育成に取り組んでおります。実務研修への参加など、技能取得によるレベルアップも図られているところでございます。

**○14番議員（新川床金春）** 令和4年第2回定例会で、建築、土木、測量技師が大分不足していると答弁いただきました。設計業務委託や管理業務委託など、投資的委託料が年平均2億以上あります。若い建築、土木、測量技師は設計図面の作成や図面の解読の仕方など、仕事が忙しくて手が届いていない状況であるとも伺っております。監理業務の実務の再任用職員を使ったり、OB職員を登用することで、事務事業の適正な指導ができると思いますが、それは登用することはできないですか、答弁求めます。

**○総務部長（下吹越寿）** 議員がおっしゃるような、もう、ごもっともだろうと思います。私達も、技術職で退職される職員につきましては、本人の人生設計もあるでしょうけれども、再任用として勤務していただいて、若い技師、職員への知識だとか経験を継承していただきたいということで、そういう努めもやっておりますし、また、併せて、前回は答弁していると思いますけれども、技師の採用につきましては、年次的に採用を掛けておりますし、社会人としての採用も掛けておりますので、そこらを固めながらですね、技術職員のレベルアップ、知識の習得に努めていきたいと考えているところでございます。

**○14番議員（新川床金春）** 設計業務や監理業務を委託すると、建築、土木、測量技師の業務は減りますが、設計図面の解読や監理業務のレベルが低下します。更に言うならば、設計業務、監理業務を委託した業者に対し、技師として適正な指摘ができず、建築、土木事業費が高止まりする懸念があります。技師のレベルをアップするために、先ほど言いました、再任用職員、OB職員を使ってですね、技師のレベルアップをできないのか、再度、答弁お願い

します。

**○総務部長（下吹越寿）** 今の御質問については、先ほど言った答弁と重なる部分があるんですが、繰り返しになりますけれども、技師として職員で働いてきた知識や経験を踏まえて、再任用として任用すると。その任用された技師ですね、技師の再任用ですけれども、そこらでの知識を若い職員に伝えていくということでレベルアップをするということになりますし、限られた職員の中でございますので、技師を含めた人材育成については、議員がおっしゃるとおり重要なことですので、今、取組というかですね、一般職で採用したとしても、例えば技師課程ですね、例えば土木とか建築とか、そういう知識を、そういう学部とかですね、学科を卒業された方で、希望する部署があれば、そこに人事異動させて、具体的にいうと建設部と水道ですね、そういうところに配置しながらですね、技師の確保にも努めているところでございます。

**○14番議員（新川床金春）** 設計・監理業務委託で2億円。そして、事務事業で何10億という費用を出しております。それをですね、職員が適正な指導ができるようにレベルアップされると、莫大な費用の削減ができるんじゃないかと私は思います。職員のレベルを上げることが、財政改革につながりますが、取り組む考えはないのか、再度、答弁をお願いします。

**○総務部長（下吹越寿）** もう、おっしゃるとおりだと思います。技師の確保についてはですね、指宿市だけじゃなくて、どこも、今、技師不足ということで、もう繰り返しになりますけれども、職員のOBの活用だとかですね、技師の採用の枠を広げたりとか、技師の確保に努めているところでございます。だからといって、自前で設計監理したほうが安くつくのか、委託したほうがいいのか、どこが効率的なのか、それは総合的に多分判断しないですね、難しいんじゃないかと思っておりますので、ただ、今、言われたことにつきましては、今、質問されたからというわけじゃないですけれども、これまででもできる手段については活用していると思っております。

**○14番議員（新川床金春）** 職員OBの方々の力を借りて、足りないところを補うことで、年間数億円、もし削減できたら、10年間で何10億円なんですよ。人件費として出すものは何1,000万かもしれません。億円というお金が削減できるんですよ。しっかりと取り組んでいただきたいと私はお願いしておきます。

次に、2番目のラスパイレス指数と職員人件費の状況について。市のラスパイレス指数は県内でどのような状況になっているのか、答弁を求めます。

**○総務部長（下吹越寿）** このラスパイレスについても、これまでも幾つか質問をもらっているところでございますけれども、指数の中身というのは、国家公務員の給与水準を100とした場合の各自治体の給与水準を表すものと。これは、学歴だとか、勤務年数含めた、そのエリアの話でございまして、本市の、令和4年4月1日時点でのラスパイレス指数は99.2となっており、県内においては、鹿児島市の99.7で、次に2番目に高い水準と、指数となって

いるところで、これは指宿じゃなくて、始良市も99.2、指宿市も99.2ということで、順番からいうと鹿児島市に次いで2位となっている指数でございます。

**○14番議員（新川床金春）** 市の財政状況は火の車であると市長は言っています。財政状況を改善するため、ラスパイレス指数を低下する必要があります。財政再建をするために、取り組む考えはないか、答弁を求めます。

**○総務部長（下吹越寿）** 勘違いというかですね、考えてもらいたいののが、人件費総額とラスパイレスというのは、ちょっと違うと。関連する部分は関連するんですけども、そこを前提に答弁させていただきますけれども、ラスパイレス指数を下げるということにつきましては、やはり事務事業の見直し、一番はやはり組織体制の見直しを行って、部署の統合によって、いかに管理職を削るか。今回、市が昨年の4月についても、参与職、参事職を6名ほど削減していると。そういうこともありますし、管理職の数を見直しすることが、一番下げる要因になるのではないかと考えているところでございます。

**○14番議員（新川床金春）** ありがとうございます。次に、3番目の県内における職員人件費の状況について。鹿児島市を除いた県内18市で、職員人件費はどのような位置にあるのか、答弁を求めます。

**○総務部長（下吹越寿）** 県内における人件費の件でございますが、例年、各地方公共団体において、給与・定員管理等の状況を公表しており、現在、令和2年度決算が公表されておりますので、これで比較にしますと、人件費が歳出額に占める割合を比較しますと、本市は11%となっており、県内では、鹿児島市を含めて19市中15番目となっているところでございます。市民人口一人当たりの人件費負担額を比較しますと、本市は8万9,130円となっており、県内では19市中13番目となっているところでございます。

**○14番議員（新川床金春）** 県は財政状況が大変厳しいとき、財政改革としてどのような対応したのか、答弁を求めます。

**○総務部長（下吹越寿）** 県の取組についてだったですかね。申し訳ございません、県の取組を具体的にここで答弁はできません。申し訳ございません。

**○14番議員（新川床金春）** 県は職員人件費に手をつけました。理解してください。お願いします。職員人件費を適正にもっていくため、部長制を廃止し、課長の下に五つの係を配置するなど、できないのか、答弁を求めます。

**○総務部長（下吹越寿）** 先ほどの答弁とも重なりますけれども、やはり管理職の職員を削減するという、一つの手段としては、部長制の廃止というのも考えられるのではないかと思います。県内の状況や類似団体の状況を把握し、これはまた、職員団体との協議、調整も必要となりますから、今後、調査研究していきたいと。これにつきましては、これまでも施政方針でも言っておりますが、財政健全化計画を9月に策定予定ですので、その中に組織再編の計画だとか、職員適正化の計画だとか、あと歳出だとかということも含まれてくると思います

ので、それがあがる程度、具体的になっていくと、見えてくるものもあるのかなと考えているところでございます。

○14番議員（新川床金春） 部長制を廃止する考えはないのか、答弁を求めます。

○総務部長（下吹越寿） 先ほども申しましたように、今時点で、部長制の廃止を述べることはできかねるところでございます。先ほども答弁しましたように、今度の9月における経営改善計画の中で、さっき言いましたように、組織の在り方の中で部制の廃止というのも、一つの検討材料だと考えているところでございます。

○14番議員（新川床金春） これまで各係で実施した庶務事務を担当課で一元化することで、職員の手間を省くことができます。取り組むことはできないのか、答弁を求めます。

○総務部長（下吹越寿） 庶務の一元化につきましては、農政部のほうで試行したところございますが、これにつきましては、その庶務を統合するとなると、そこにまた、新たな部署も必要になりますので、それが効率的なのか。前の議会でしたか、これから自治体DXも進む中で、それとの整合性というのもありますし、どちらが効率的なのかということは検討した結果としては、そういう電算化ですね、自治体のDXを進めていく中で、庶務の事務の軽減が図れないかということに進んでいるところでございます。

○14番議員（新川床金春） 前向きにお願いします。令和4年第4回定例会で、市長は自身の給与を削減しても微々たるものと答弁しました。市長の給与を10%削減したら幾らになるのか、答弁を求めます。

○総務課長（山下浩二） 市長の給与を1割カットしますと、年額で97万4千円程度となるところでございます。

○14番議員（新川床金春） 市長の給与を2割カットした場合は幾らになるのか、答弁をお願いします。

○総務課長（山下浩二） 年額で申しますと、195万円程度となるところでございます。

○14番議員（新川床金春） 5割で幾らになりますか。

○総務課長（山下浩二） 5割になりますと、482万円程度となるところでございます。

○14番議員（新川床金春） 多くの市民は大胆な財政改革を市長に望んでいます。その結果が、1万1,618票という結果だったと思います。市長、市民の声に応える考えはないですか、答弁を求めます。

○市長（打越明司） それだけの期待であったかどうかは別にしても、指宿市の財政を安定的な状況にもっていくことは至上命題であるというふうに考えておりました、前も答弁しましたけれども、私は微々たるものと言ったことは一度もありませんが、それだけでは済まない。全体的に計画を作って、しっかりと進行管理をしながらやっていく必要があるよねということを申し上げたところでありました。今、いろいろなやり取りを聞いておりましたが、提案の中には、選択肢として加わっていけるものはたくさんあると思います。部長制廃止も当

然ながら一つの選択肢として、十分に検討に値するというふうに思っておりますけれども、そのことも含めて、組織、人、人というのは定数でありますけれども、あるいはお金の問題。この人と金と組織というのは、一体的にやっぱり進んでいく必要があるということも、前回、申し上げました。それをきちんとした形で、市民の方々にも、議会の方々にも、分かりやすく明快な数字で示す必要がある。その計画を、また、皆さんにお伝えする必要があるということで、今回の施政方針演説の中でも、そのことをお話させてもらった。できれば9月の早い段階で、間に合えば議会でお示ししたいというふうに伝えてあるところであります。どこか一つを特に変えるというよりは、全体として、どのように取り組んでいくかということを徹底することが大事だと。そのことによって、指宿市役所の職員みんながですね、財政に対する感覚、指宿市は、今、どういうところにいるのかということ、十分に理解してくれるのではないかなと思います。そのためには、やっぱり鹿児島県内の状況だけでも足りない。やっぱり全国で様々な、指宿市と同じような課題を抱えているまちもあります。ちょうど財政的な規模、あるいは、人数、そういったものも含めて、できるだけ皆さんの情報を集めて、今回は議論をしていきたいと。6か月はもうないんですね。非常に短い時間でありましてけれども、この1年間の試行錯誤も含めて、いい計画を作っていきたいなというふうに思っております。そのときには、また、皆さんのほうでいろいろと御意見をいただきたいと思っております。

**○14番議員（新川床金春）** 次に、5番目の財政改善計画と進捗状況について。市の財政状況は火の車です。10年、20年先の指宿に希望を与えるのであれば、今すぐ大胆な財政改革が必要です。最少の経費で最大の効果を出す事業をしながら、借金である起債残高を削減することが急務です。人件費の削減しないと、そのしわ寄せは主権者である、納税者である市民に税金として重くのし掛かってきます。市民の税負担を増やさないため、職員人件費の削減に取り組む考えはないか、答弁を求めます。

**○総務部長（下吹越寿）** 一般会計の予算に占めるその人件費というのは、かなりのものがありますので、議員がおっしゃるように、人件費の削減というものについては、大きくその予算の有効化、有効的に使う中で、歳出抑制の中で一番こう目玉になるのではないかなと、大きい効果というのは出るのではないかなと思っておりますけれども、先ほど来、市長も私も答弁していますように、このことにつきましては、繰り返しになりますけれども、今年9月を目途にですね、今、計画している経営改善計画の中でですね、やはり計画を立てて、短期にできるもの、中期的なもの、長期的なものということで、歳出抑制、人件費も含んでですね、そういうことも含めて検討が必要だろうと思っておりますので、何らかの形で、そういう計画をお示しできればなと思っております。

**○14番議員（新川床金春）** 最後になります。市民は市長の政治手腕に期待しています。財政状況が火の車であるのであれば、事務事業の大胆な見直しを実行しながら、職員の適正化と

会計年度任用職員の見直しが必要です。取り組む考えはないか、最後に市長に答弁を求めます。

**○市長（打越明司）** 先ほど申し上げたとおり、その決意は強く持っておりますが、今、この1年間でできることは、取り敢えず取り組んできたというふうには思いますが、やはり時間を掛けてしっかりと計画が必要だということを改めてしみじみと感じましたので、今、その計画づくりを指示しているというところでもあります。人件費もですね、一人ひとりが幾ら貰っているか、いうことも大事ですけれども、この総人件費というのは、やはり給与掛ける人間ですから、卑近な例で言えばですね、ちょうど今回、質問通告でも随分いただいています。議員の皆さんが小野市であるとか相生市にね、訪れているというふうに聞きましたが、そういうところと例えば比較しても、小野市はうちよりちょうど1万人人口が多い。相生市はうちより人口が1万人少ない。しかし、小野市はうちよりも職員が100人少ない。相生市は200人少ない。つまり、うちはどうもその位置付けとしては、職員の数が多いのではないかな。あるいは、会計年度等の任用職員の数、県下では非常に大きいところにあるのではないかな。そういったところを、感じてはいますけれども、数字上、しっかりとつかんで、平均化して、我々指宿市が本当に適正な規模で、しかも、効率よく市民のサービスを行っていくためには、一番いいあるべき姿は、一体どれぐらいの規模であり、財政規模としてはどれぐらいが一番いいんだろうね。こういったことを、やっぱりしっかりと議論し、それを皆さんに提示して、目標として、ともに共有することが大事だというふうに思います。市民の方々の中にもですね、あまりケチになっちゃ駄目だよという方々もおられる。前、答弁したように、ケチと節約は違うんですという話をさせてもらいましたけれども、そういう方々もおれば、一方で、どんどんどんどんですね、思い切ったことをやってほしいという言葉もあります。一番大切なことは、あるべき姿というのをみんなが答えをある程度持っていて、その目標を示して、それが一番いいねということで進んでいくことが、みんなでするだけ足を速めながら実現していくきっかけになるんだろうということだと思います。そのような方向で、改めて、皆さんの前でしっかりと進めていきたい、いうことを申し上げておきたいと思えます。

**○14番議員（新川床金春）** ありがとうございます。節約しながら、市民に税負担がないように取り組んでいただきたいと思います。お願いして、一般質問を終わります。ありがとうございます。

**○議長（下川床泉）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時42分

再開 午後0時57分

**○議長（下川床泉）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、新宮領實議員。

**○7番議員（新宮領實）** 皆さん、こんにちは。7番、新宮領實です。私に与えられる質問の時

間が30分という限られた時間しかありませんので、本日は前段の挨拶を省かせていただきます。

今回は四つの項目について順次お尋ねさせていただきます。

1番目に、令和5年度の施策についてのうち、目新しい政策はどんなものがあるか。

2番目に、火葬場についてのうち、運営状況はどうなっているか。

3番目に、自治会についてのうち、これからの自治公民館の在り方と公民館長の位置付けをどう考えているか。

4番目に、JR二月田駅についてのうち、トイレが廃止され、指宿高校の生徒や通勤通学の利用者、市庁舎利用の市民や一般利用者が非常に困っている。また、周辺の住民にも弊害が出ているが、市として対応をどう考えるか。

1回目とし、答弁を求めます。

以下、関連質問を交えながら、お尋ねしてまいります。

**○市長（打越明司）** 新宮領議員から、目新しい施策についての質問をいただきました。ちょうど、本定例会の初日の施政方針の中でも御紹介いたしましたけれども、まずは人口減少に少しでも歯止めを掛けるために、結婚や出産、子育てを願う方々への支援として、出会いの場を創出していく取組。一人でも多く指宿に住み、働けるよう、移住者を含め、働きたいと思っている方と、働き手がほしいと希望している両者との仕事のマッチング支援。移住・定住の更なる促進のため、Iターンに加え、新たにUターン者をターゲットにした支援。移住・定住の促進に合わせて、空き家の有効活用につながる施策の実施。これらに関わるきめ細やかな情報を、ニーズがある方々への的確に、かつ、効果的に届けるための強化。この人をメインとした施策をワンパッケージで展開をしていきたいというふうに考えております。

次に、一般社団法人いぶすき観光デザインと連携し、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用したALPHAなまち指宿再生プロジェクト事業に取り組み、食と体験を中心とした素材の磨き上げとインバウンドの受入準備も含めた、誘客推進等に取り組んでいきたいと思えます。稼げる市役所としての取組として、個人版ふるさと納税に加えて、企業版ふるさと納税を活用し、各界で活躍する本市ゆかりのトップランナーを支援するとともに、トップランナーとのコラボレーションを通じて、指宿の魅力を国内外に発信し、本市の知名度アップを図り、併せて地域活性化を促進することで、住みやすいまち、選ばれるまちを目指す、トップランナーとコラボしたIBUSUKIシティプロモーション事業等に取り組んでまいりたいと思えます。

それから、これからの自治公民館の在り方について、その館長と公民館の位置付け等々についてどう考えるかという御質問であります。自治会は住民にとって最も身近なコミュニティ組織であるとともに、行政にとっても、まちづくりをともに進める重要なパートナーの一つであると考えております。特に高齢化が進んだ昨今では、住民の孤立化であったり、あ



るいは地域活動が、いろいろなものが困難になっていくという時代にあって、ますます自治会は大切な存在になってくるというふうに思っています。防災や防犯、福祉、教育など、市の施策の展開は自治会の協力なくしては成り立たないものがあります。また、災害時や単身高齢世帯が増加する中で、住民共助の基盤となる組織であり、誰もが安心して暮らすことができる地域社会を形成する上で、自治会が果たす役割は極めて重要だと考えております。その代表を担う自治会長は、住民意見の取りまとめ、行政との連携役を担っていただいていると考えているところであります。

残余の質問については、関係部長に答えさせます。

**○市民生活部長（増永智美）** 火葬場の運営につきましては、昨年9月以降、委託業者が地元雇用を進めながら管理運営に取り組んでいるところです。現在の状況を申し上げますと、市内から雇用した5名を中心としたシフトが生まれ、計画的に火葬業務が行われているところでございます。

**○総務部長（下吹越寿）** J R 二月田駅のトイレの件についてですが、J R 九州からは経費削減のため、九州管内全域における様々な見直しの一環で、二月田駅のトイレの閉鎖を会社として決定したとお話を受けております。トイレの閉鎖時には、J R 九州が指宿高校に説明を行い、一定の理解を得られたとの報告を受けているところです。一方、周辺の店舗におきましては、現状として一部の観光客等が訪れ、トイレを使わせてほしいとお願いをされるケースもあるようです。このような状況も踏まえ、地域の現状をJ R 九州にお伝えし、対策をお願いしているところでございます。

**○7番議員（新宮領實）** 市長の言うワンパッケージのまちづくりが強く推進されることを見守りさせていただきます。まずはお手並みを拝見いたしたいと思っております。トップランナー制はいいことだと思います。私の思うに、野球の田之上さん、サッカーの福元さん、ダンサーの吉村さん、吉本の久保さん、多種多彩の方がおられます。今は正式に公表できないかもしれませんが、そういった方々を介して、指宿のPRができることを期待いたします。読むところを見ちゃ忘れる。早速、アロハ宣言では、ハワイアンダンサーの吉村さんをお招きして、賑やかに、盛大にセレモニーをされたらいかがですか。指宿には、今、明るい話題が必要だと思いますが、どうされますか、市長。

**○市長（打越明司）** 吉村めいさんのお話が出ましたけれども、ちょうど昨年のIKEDAKO PAXを開くときに、吉村さんには非常にすばらしい踊りも披露してもらいました。彼女だけではなく、指宿では、本当に指宿のためにプロモーションをしてくれる、その力を持った方々が、各分野でどんどん大きくなっていると思います。昨年、議員が応援をしていた方も含めてですね、いろんな形で、お互いに彼らや彼女たちが活躍する舞台をサポートする。すると逆に、彼女や彼らが成長しながら、ふるさと指宿のことをいろんな形でプロモーションしていただける。そういう関係を大事に育てていきたいと、そう思っております。

す。

**○7番議員（新宮領實）** やはり、そのほかにもですね、昨日、てげてげを見ていましたら、長渕剛さんが出ていましたけれども、非常にですね、子供たちに対するインパクトというんですか、非常に強いものを、昨日、感じたんですけれども。この長渕剛さんもこの指宿に縁浅からずと聞いております。宮ヶ浜でそのイベントもなんか企画されているようなんですけれども、私はそれは定かじゃないんですが、そういうお話を聞いたような気がします。そういう方にもですね、なっただけ、なっただけでないか分かりませんが、打診されてはいかがでしょうか。非常にいいことじゃないかと思えます。彼は非常にですね、なんか心厚い方ですし、そういうものには結構協力してくれると思うんですが、その点はどう考えますでしょうか。

**○総務部長（下吹越寿）** 議員がおっしゃるように、指宿の地にゆかりのある、各スポーツだったり、文化だったり、いろいろな中で、その、やはりトップランナー的な方もいらっしゃいますので、私もてげてげを昨日、見ていましたけれども、やはりああいう、こう盛り上がる、子供たちに夢を与えるのはいいことだろうと思えますので、冒頭、市長が申しましたように、そういうトップランナーとコラボして、指宿のそういうトップセールスというか、コマース化していただくと。こちらでは、そういう企業版のふるさと納税を活用したりとか、そういうコラボができればと思っていますので、今度は新たな施策として打ち出したところでございます。

**○7番議員（新宮領實）** 新しい施策に対する質問はすぐ終わるんじゃないかなと思えたので、想定して定住促進について通告してありましたので、そちらのほうにまいりたいと思います。地方創生、人口減少対策といえば、仕事づくり、人づくり、まちづくりといわれています。このことを頭においてください。このあと、給食費無償化についてもお尋ねをしますので、それと連動されるかと思えますので、お願いいたします。

人口減少対策と定住促進事業はセットと認識しています。人口が増えることによるメリットは非常に大きいと思えますが、どう捉えていらっしゃるでしょうか。

**○総務部長（下吹越寿）** 市としまして、人口が増えるメリットというのは非常に大きいものと捉えております。一般的にですが、人が増えることで、人手不足の解消や地域における消費の拡大、地域コミュニティなどの拡充ですね。まちがやはり活気づくということになりますので、それによって、税収も増えますので、財政的な安定、充実、それに伴う行政サービスの向上というのが挙げられるところでございます。

**○7番議員（新宮領實）** 定住促進事業のうち、住宅を購入した時などの助成があると思いますが、どんなものがあるんでしょうか。

**○総務部長（下吹越寿）** 住宅購入の助成についてでございますが、定住促進助成金の助成額は、新築の場合、50歳以下の方が100万円、50歳を超えて65歳以下の方が50万円、建築年数

が10年以内の住宅を購入した場合は、50歳以下が80万円、50歳を超えて65歳以下が40万円、建築年数が10年を越えた住宅を購入した場合は、50歳以下の方が50万円、50歳を超えて65歳以下の方が25万円となっているところでございます。

**○7番議員（新宮領實）** はい、ありがとうございます。年齢により助成額が違うようなんですが、どうしてでしょうか。その根拠も併せて教えていただければありがたいんですが。

**○総務部長（下吹越寿）** 今申しました定住促進助成金につきましては、主に子育て世帯や働き世帯などの、いわゆる現役世帯の住宅取得に係る負担軽減を図り、移住・定住を促すことを想定しておりますので、一定の年齢制限を設けているということでございます。

**○7番議員（新宮領實）** 65歳以上になると、助成がございません。私も69歳になりますけれども、高齢者は移住しても、移住してもらわなくていいということになるんでしょうかね。どうなんでしょうか。

**○市長公室長（渡部徹也）** 年齢に関わらず、本市を選んでいただき、移住してくださる方々につきましては、大変ありがたく思っておりますし、温かくお迎えをしたいと思っております。年齢要件につきましては、ちょっと、随分前の話になりますが、平成20年度以前は年齢の上限が50歳でございました。平成21年度にですね、60歳に引上げをさせていただきました。平成27年度には65歳にまで、段階的に引上げをさせていただいております。令和2年度の人事院の調べによりますと、民間企業の約80%が60歳で定年を迎えられると。うちの制度ですと、そのあと5年間という期間ではありますが、現役世代を終えた人も支援の対象になってくるというところがございます。今後、官民間問わず、定年延長も言われているところではありますけれども、他市の状況を見ましても、ある程度、一定の年齢制限というのを、財源の問題もあって設けているところもあるようですので、今後、その財源確保も含めてですね、そこが柔軟に検討していく必要があれば、調査研究をしっかりとさせていただきたいと思っております。

**○7番議員（新宮領實）** だから、そのね、年齢の見直しなんですけど、公務員もね、65歳定年制度をね、取り入れてきているわけですよ。企業においても然りだと思います。Iターン、Uターンがですね、高齢化してくると思いますが、そのところをお考えになったことございますか。

**○総務部長（下吹越寿）** 社会の流れ的にと、今、議員がおっしゃるように、公務員も来年度から伸びて、最終的には65歳定年ということになりますけれども、先ほど、市長が言いましたように、大体民間の80%がまだ60歳定年ということで、この定住助成金につきましては、一概には言えないんですけども、子育て期の50歳以下の住宅取得だとか、そこをちょっと手厚くしようということでございますので、幅を広げるよりも、ある程度、その負担軽減ということで、今、その年齢制限を設けているということになりますけど、ただし、今後、定年が伸びていって、社会の情勢がそのようになってくるようであれば、そこはやはり、考え直す

必要性が出てくるかなと感じているところでございます。

**○7番議員（新宮領實）** 部長はそうおっしゃるかもしれませんが、やっぱり幅を広げてね、それなりに何て言うか、移住者を受け入れる、そういう仕組みづくりというのが大事じゃないかなんと私は思います。確かに子育て世帯もね、子育て世代は子育て世帯でいいんだよ。だけれども、いけば高齢者の方もね、やはりそれなりの投資をされるわけですから。こちらのほうに家を造ろうかなと思ったら、最低でも2,500万ぐらい掛かるじゃないですか。そのための投資というのは、非常に大きいと思いますよ。若い人だから、5,000万投資するというわけじゃないですから。同じ家を買うとしたら、一緒のところなんです、そのところは、私はね、ちょっとお考えになられたほうがよろしんじゃないかなと思います。

コロナ禍で実績を望むのは酷だと思うんですけども、ここ5年ほどの実績はどうなんでしょう。何世帯ぐらいで、そのうち、50歳以下は何世帯ぐらいなんでしょう。

**○市長公室長（渡部徹也）** 平成29年度から令和4年度までの間で、45世帯がこの住宅の新築、あるいは、購入の支援を受けておられまして、そのうちですね、7世帯が66歳以上の世帯という実績になっております。

**○7番議員（新宮領實）** そしたら、あと、38世帯は50歳以下ということなんですかね。それでよろしいんですか。

**○市長公室長（渡部徹也）** 申し訳ございません。50歳以下につきましてはですね、今、手元に過去5年はちょっとデータがないところですけども、令和3年度につきましては、2世帯が移住をされたんですけども、これは50歳以下の世帯ではございませんでした。令和4年度は、2月末現在で6世帯の方が、移住をされておられまして、50歳以下の世帯はそのうち4世帯という状況になっております。

**○7番議員（新宮領實）** 今、室長ね、その45世帯って、最初、言われましたんでね。45世帯あって、それがなんで、少しずつ世帯数が下がってくるんですか。だから、45世帯であったら、45世帯のうちの50歳以下は何世帯かということ、私はお尋ねしているわけですよ。

**○市長公室長（渡部徹也）** 少し確認をしまして、お答えをさせていただきたいと思うんですけども、すいません、今、手元にデータがないところでございます。申し訳ございません。

**○議長（下川床泉）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時18分

再開 午後 1時23分

**○議長（下川床泉）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**○市長公室長（渡部徹也）** 過去5年間で、50歳以下の世帯については、24世帯の方が移住をされております。

**○7番議員（新宮領實）** 半分の方が、50歳以下ということなんですよ。実際いって、なかなか若い世代を呼ぶというのはですね、特にUターンの方はね、こう帰ってきやすいかもしれ

ん、Iターンの方がね、来るかって言ったら、なかなか難しいところがあるんじゃないかなと私は思うんです。温暖で災害が少ない、そして、何よりも温泉のある指宿で老後を考える方がね、多くなってくるんじゃないかなと思うんです。そういった方々を対象に移住者支援というのは考えていかないですか。

**○市長公室長（渡部徹也）** 現在、お試し滞在サポート、この事業については年齢制限を設けていないところですので、御利用がいただけるところでございます。

**○7番議員（新宮領實）** そういうのは期待していないんですけども、答弁としてですね。親が住むまちにね、子供が近くに住もうかと思うのは必然だと思いますし、親だけこっちのほうに住ますのはどうかなということですね、介護のために親の近くに住もうかとか、また、帰ろうかとか選択される方もおられるでしょうし、また、近しい知人、友人をですね、呼びよせることもあるかもしれません。そこには年齢は関係ないと思います。定住促進事業はいかに移住者を呼び寄せるかが大事であって、年齢制限が足かせになってはせっかくの事業が発展しません。ここは年齢制限を撤廃して、一律、現在の50歳以下と同じ助成にしたらいかがでしょうか、どうでしょうか。

**○総務部長（下吹越寿）** 先ほども答弁させていただいたように、制度でございますので、今の制度については、そういう年齢制限をかけていると。また議員から提案がございました、そういう年齢制限の撤廃につきましても、先ほど申しましたように、その社会の情勢というのは変わってきますので、当然、それに合わせて制度の改正も必要になれば、改正も必要ではないかなと思います。それにつきましては、やはり県内の他市の状況なども見ながら、研究してまいりたいと思います。

**○7番議員（新宮領實）** 是非ですね、お考えになっていただきまして、お願いしたいと思うんですけども。他市は関係ないですよ。いかにね、指宿市でね、これをやりましたって、先駆けてやるというのがね、部長、大事だと思いませんか。その分、特にね、首都圏からの移住者というのですね、裕福な方が多いです。実際言って、いまどき。高額納税を期待できるかもしれません。今、私の知人が、正にですね、Iターンしようとしているんですけども、職員の方には耳が痛いかもしれませんが、その対応がね、どうぞ来てくださいという熱意が全く感じられなかったってこぼしていました。考えが変わられたら全く残念な話であります。ましてや、工場移転も考えておられればなおさらのことです。これらのことを踏まえて、定住促進に取り組む、市長、あなたが言うワンチームですよ。移住、企業誘致対策課を創設するお考えはございませんか。

**○市長（打越明司）** お名前まで付けていただきましたが、今年、その一連の関連をワンパッケージで、一つの窓口でワンストップでできるようにしたほうがいいですので、それを地域創造係と名を付けて、今年から、4月1日にはそれを開くと。新しく、その窓口を作っていくと。そこで、様々な分野に対して、対応に乗れるようにやっていきたいというふうに思っ

おります。

**○7番議員（新宮領實）** そのこのところはですね、しっかりと、しっかりと、窓口に来たら、すぐその部署をですね、呼び寄せることができる、そういう体制づくりをつくっておいていただきたいなと思いますので、それはお願いをしておきます。

給食費無料化についてお尋ねをしてまいります。人口減少対策では人づくりが大事だと言いましたが、その中で結婚して子供を産み育てられる環境の整備は特に重要で、その中に待機児童の解消の事業、子ども子育て支援事業、妊娠、出産包括支援事業などがあります。この中でも、子育て支援事業は、私にとって取り組む最重要事項で、自分自身としては思っております。その中で、給食費の無償化は保護者が一番望んでいることだと思います。お尋ねをします。小中給食費が上がるということだが、それぞれ幾らになりますでしょうか。

**○教育部長（紺屋聖一）** 令和5年度の学校給食費につきましては、原油価格の高騰、円安等の影響により、食品等の記録的な値上げが行われ、現行の学校給食費では適正な給食の提供が困難と見込まれることから、小中学生ともに学校給食費を月額400円値上げする予定でございます。そのため、子育て支援を推進し、学校給食費に係る保護者の負担を軽減することを目的として、令和元年度から実施している学校給食費等補助金を、学校給食費の急激な値上げ分の支援策といたしまして、令和5年度につきましては、月額200円増額する予定でございます。これに伴いまして、保護者負担額が月額200円の増額となり、小学生が月額2,900円から3,100円、中学生が月額3,500円から3,700円となる予定でございます。

**○7番議員（新宮領實）** 至極残念なんですけど、給食費の完全無償化を図るためには、幾らの財政負担になるんですか。

**○教育部長（紺屋聖一）** 学校給食費の完全無償化をするのに、財政負担は幾らになるかということでございますが、令和4年5月1日時点の児童生徒数2,864名で試算いたしますと、約1億3,250万円の費用が必要になるところでございます。

**○7番議員（新宮領實）** 年間600万円の共働き世帯が子供の塾に掛けられる費用が1.8%ぐらいまでと聞きます。さしづめ、月々9千円、年間10万8千円ぐらいといったところです。本市の当初予算約260億円の1.8%は4億6,800万円になります。十分捻出できる金額になるんじゃないでしょうか、どうでしょうか。

**○教育部長（紺屋聖一）** 学校給食費の完全無償化につきましては、子供を産み育てやすいまちを目指していく上で大事なことであると認識しておりますが、一方で継続的な財源の確保が課題となるところでございます。当面は学校給食費の保護者負担に対する一部補助を継続して実施していく予定でございます。

**○7番議員（新宮領實）** 前向きの答弁が何にもないですね。指宿市もですよ、各事業費というのは、一般会計が約260億円ということですね。それぞれに振り分けて、それぞれのところに振り分けていくと思うんですけども、子ども子育て支援及び定住促進辺りにですね、年

間何%ぐらいを振り分ける計画でいらっしゃるですか。こういうのはすぐ出ませんか。ざっくりでいいですよ。

(発言する者あり)

**○議長（下川床泉）** 子育ての意味というのは、どういうことになりますかね。子育てに特化して。

**○7番議員（新宮領實）** 一般的に子育て支援というのは、給食費なんかの支援に入ってくるんじゃないですかということですよ。全然別ですか、ここの指宿市の場合は。どうなんでしょう。

**○総務部長（下吹越寿）** 今、議員がおっしゃったように、一般会計でいうと259億円、260億円ぐらいの予算でございますけれども、子育て支援といっても、給食費もあれば、福祉分野でもやったりしますので、だから、そこをこう取りまとめて、このそういうカテゴリー的に抽出というのは、すぐ答弁はできないところでございます。御理解いただければと思います。

**○7番議員（新宮領實）** はい、分かりました。ちなみに、1月に文教厚生委員会の所管事務調査で訪れた兵庫県相生市は、定住促進事業、子育て支援事業を11の鍵として、それぞれに関わる事業を推進しております。これらに当初予算136億円から約2%、2億7,000万円を計上しておりました。人口約2万8千人、市長も御存じだと思います、本市と約1万人しか変わらない中で、緊縮財政をしながら、小中給食費の完全無料化を、無償化を5年前から実施しています。市長、やろうと思えばね、できないことはないと思うんですよ。ここはね、市長のやる気があるかないかの覚悟だと思うんですけども、市長、そのところはないですか。

**○市長（打越明司）** この議場で何度もお話をしておりますが、現在、指宿市は17億円以上の財源不足を生じています。今回、予算編成をするのに、どれだけそのお金を捻出するのにいろんな工夫を重ねたことかと考えますと、まずやるべきことは、掛かりすぎているものを見直していくということであろうと思います。今、議員がですね、お話をいただいた、相生市ですね、相生市は、昨年、私はこの議場で一度お話をしたことがあります。その最新値で言う、この地方債残高と標準財政規模の比率でいうと、全国のですね、792のまちの中で234位です。指宿は、792の中で、残念ながら、また1年後に下降いたしまして、現在、746位です。これは、体力と借金との関係であります。先ほど申し上げたように、相生市と比較すると申し訳ないですけども、私たちよりも1万人ぐらい小さい規模の町の借金が、概ね120億円ぐらいです。うちの3分の1強というところであります。財政力はそれほど小さくありません。そういう中で、一番大事なことは、今年おもいきってやろうかなと思うことはですね、できます。今年だけやることはできる。しかし、来年も再来年も、これからずっと持続的にそれをやっていくためには、やっぱり安定したですね、このお金をここに使うんだという安定財源が必要であることは間違いありません。そのことをやらないと、持続的な安定したサービスをですね、続けることができなくなってしまうということでもあります。やりたい思い

は、ひょっとしたら皆さん、新宮領議員よりも僕のほうが強いかもしれません。それは、非常に我々にとってはそういうまちにしていきたいと、そういうふうに願っているのは間違いありませんが、その準備というか、これだけの条件が整ったら踏み切っていこう。それは、市のほうもですね、みんな同じ思いだと思います。是非、気持ちは受け止めてもらいたいと思います。

**○7番議員（新宮領實）** 市長の気持ちは分からないわけでもないんですけども、私も一議員としてですね、やっぱり市民のために、市民の、今、子育ての人たちが、今、一番困っているのは何かということを考えてですね、そういうところになってくるんですよ。確かに厳しいところはあるかもしれませんが、これを何とかしてお願いして、あとは市長の判断に任せよう、任せていただくというのが、もう僕らの議員としての務めだと思います。そこは致し方ないところはあると思います。できるだけですね、緊縮財政をしながらですね、いろんなところに手厚くというのは難しいかもしれませんが、そのところで、なんか、言えば、税制、あれ、何ですっけ、あの、先ほど、定住促進みたいだね、そこで何か生まれるようなところがありましたら、そちらのほうには惜しみなくね、財源をつぎ込んでいただいて、いろんな移住に関してはですね、取り組んでいただきたいなと思っています。

次の高校生医療費無償化は執行部の取材時において同僚議員が質問するということでしたので、同じ質問はしない旨、伝えてありますので、次にまいります。

火葬場について、お尋ねをしております。火葬場についてのお尋ねは、平成30年の12月以来の質問になります。市長が変わり、担当者も変わりで、検討倒れで終わったようです。火葬場は葬送の場として、誰にも避けて通れない場所です。焼骨を見て、ああ本当に亡くなったって、大切な人の死を受け入れられる、崇高な場所でなければなりません。それらを御理解いただいた中で、お答えください。

火葬場の管理業者の変更がありました。その経緯を教えてください。

**○市民生活部長（増永智美）** 令和4年7月28日付で、当時の委託業務受託者のほうから、8月31日までの間に契約を解除したい旨の契約解除申出書が提出されました。その理由は、火葬業務従事者の体調不良等により、業務の継続が困難な状況になってきているというものであったため、9月以降の委託業者変更に係る補正予算を議会でお認めいただいた上で、委託業者を変更したものでございます。

**○7番議員（新宮領實）** 辞めるに当たり、後継者の育成はお願いはしなかったのですか。半年間の猶予があったように私は思うんですが、7月の28日付ということなんですが、それ以前から打診はあったんじゃないですか。もう辞めようかなって。そういうのはなかったんですか。

**○市民生活部長（増永智美）** 委託業務を遂行するための体制整備は、本来、業務を受託した者



が取り組むことではありますが、安定した市民サービスを継続していくために、市の担当者が随時、話を聞き、課題を共有しながら協力してまいりました。後継者となる人材の育成については、受託者が直接、又はハローワークを通じて募集しておりましたが、採用につなげられなかったことなどから、最終的に契約解除申出書の提出に至ったものと認識しております。

**○7番議員（新宮領實）** 今、5名で運用しているということだったんですけども、常時5名、常駐しているんですか。

**○環境政策課長（富永敏尚）** 本市から5名雇用して、その方々を中心にシフトを組んでいるということですが、この指宿・山川の火葬場のほうに従事をしている者は全体で11名おります。11名でシフトを組みながらやっておりまして、1人がそこに常駐するとかいう形ではございませんで、できるだけ本市からの雇用者をそこに置きながら、シフトが組まれているということでございます。

**○7番議員（新宮領實）** この話、あまり長くしたくないんですけども、今までは3名が常駐しとったじゃないですか、指宿の場合は。その常駐はしていないってことですか、3名でも、最低でもですよ。こんな、別なのを聞かなきゃいけなくなってしまいますんで、そのところ、しっかりお答えください。

**○環境政策課長（富永敏尚）** 火葬場のほうには、火葬の際はその担当者がいるということでございます。

**○7番議員（新宮領實）** だから、何名が常駐しているんですかということですよ。だって、休みのところは来るわけがないじゃないですか。そこは私も分かりますよ。山川と指宿で何名いらっしゃいますかということ、私がいうのは。

**○環境政策課長（富永敏尚）** 火葬の数に応じて配置をしております。常駐というのは、そこに必ずいる者というのは、シフトを組んでおりますので、順繰り順繰り、シフトを組んでいるところでございますので、常駐はしておりませんが、必ずそこに担当者がいると、対応しているということでございます。

**○7番議員（新宮領實）** この件に関しては、新たにまた聞く点もあると思います。

次、行きます。私は聞き取り調査した中では、職員の評判がすこぶる悪い。機械の操作も素人並みと聞く。骨あげ、収骨の際に聞くに堪えない事案もあったと聞いております。事実関係を確認して、早急の指導、監督をすべきと思うが、どうしますか。

**○市民生活部長（増永智美）** 委託先職員の業務中の対応について、市に意見が寄せられた際には、必要に応じ、火葬場へ出向いて状況を把握したり、委託業者へ直接指導したりしております。委託業者もこれに真摯に対応し、熟練職員によるマンツーマンでの新人研修により、機械操作や収骨作業時の注意点などについて指導がなされているようです。市内の二つの火葬場に従事する職員で、新たに地元雇用された方々は、未だ火葬業務の経験が浅いところで

すので、市といたしましても、委託先職員の誰もが適切な、適正な火葬業務が行えるよう、引き続き指導・助言に努めてまいりたいと考えております。

**○7番議員（新宮領實）** 是非、そうしてください。これね、こういうのはね、葬祭業者さんが一番よく分かっています。葬祭業者さんはね、送り出して、また、葬祭場に帰って来て、四十九日をしたりするから、その対応なんかをね、焼き場の対応なんかをね、よくね、その話の中で出てくるそうでございますので、葬祭業者と定期会合開き、火葬場全般について提言をいただくようにしたらいかがですか。

**○市民生活部長（増永智美）** 議員の御指摘のとおりでございます。9月の委託先変更後、10月と1月の2回、関係する全葬祭業者にお声掛けしまして、会合を開き、御意見をいただきました。その御意見を踏まえ、火葬開始時刻の統一を図り、効率的な電話による予約を開始するなど、できるものから改善策に取り組んでいるところでございます。

**○7番議員（新宮領實）** 火葬予約の取り方が煩雑と聞いているんですが、簡素化、それ、できることはできませんか。

**○市民生活部長（増永智美）** 火葬の予約は、これまで、死亡届の提出と同時に市役所窓口でしかできませんでしたが、葬祭業者からの意見を踏まえまして、本年2月からは死亡届提出前の電話による予約を受け付けております。御指摘の手続きは電話予約時の聞き取り事項であると認識しますが、お亡くなりになった方を正確に特定できるよう、聞き取り項目を設定しているところでございます。今後も引き続き、聞き取り項目の簡略化を含め、電話予約の在り方について検討してまいりたいと考えております。

**○7番議員（新宮領實）** 火葬場に近頃行く機会がございませんので、中身がどうか分かりませんけれども、市民からやっぱり火葬場について意見を聞くための目安箱みたいなのは設置するお考えはございませんか。

**○市民生活部長（増永智美）** 両火葬場とも、山川、指宿の火葬場とも、アンケート調査様式を設置しておりまして、職員の対応や施設、設備の状況、その他、要望などについて、業者の意見を聞いているところでございます。

**○7番議員（新宮領實）** 冒頭、申し上げましたとおり、火葬場は全ての指宿市民がいずれお世話になるところであります。そういう大事な業務を市外の業者に任せてよいのか。今からでも後継者育成をして、早い段階に直営体制にする考えはないかということと、今後の運営方針をお聞かせください。

**○市民生活部長（増永智美）** 現在、市外の火葬業者と委託契約を締結して運営しており、これまでの個人との委託契約と比較すると委託契約費が増加しておりますが、火葬業者の参入により、新たな雇用機会が創出されております。市内の人材が確実に育成されてきていること。日々の火葬件数に応じた適正な人員配置により、火葬業務が滞りなく行われていること。緊急事態に迅速に対応できる体制が整っていることなどのメリットがございます。市が

独自に人材育成に取り組む、直営による運営方法があることは認識しておりますが、人材発掘、育成の方法や経費などを総合的に考えますと、より継続的、安定的な市民サービスを提供していくためには、火葬業者への委託が適当であるものと考えております。

**○7番議員（新宮領實）** 市長。火葬場のところですよ、市長も何回か行ったことあると思うんですけども、あの裏山ですよ、もうとつがやぼですよ、俗に言う。あそこをですよ、公園化してですよ、まあいえばこういう、気候がよくなると、外に出て、気分的にお亡くなりになった方々を偲びながらですよ、あその裏山にこう上がってですよ、登りゆく煙を見ながら手を合わせる。そういう施設づくりというのは、お考えになりませんか。

**○市長（打越明司）** 火葬場の周辺の公園化ということで、以前、議員から提案があったということもお聞きをしておりますけれども、実は火葬場のすぐ横に、私はお墓がある、自分のお墓があるんですが、なかなか皆さん、あの周辺で散策をするかなと、いろいろ考えるところもあります。確かに、ちょっと窮屈なね、場所につくってありますけれども、新宮領議員の一つの提案として、今日は受け止めさせていただくということで、御理解いただきたいと思えます。

**○7番議員（新宮領實）** あそこはね、是非ね、市長、考えとってください。きっとね、いいところになると思う。やっぱり打越さんだっておっしゃってくれると思います。是非、お考えになっってください。

これからの自治会について、お尋ねしておきます。これからの自治公民館の在り方と、公民館長の位置付けをですね、市長からお聞きしました。しっかりした御答弁をいただきまして、ありがとうございます。地域ですね、代表する自治会長からの要望に対してはですね、どのように対応していらっしゃるのでしょうか。

**○総務部長（下吹越寿）** 自治会長からの御要望ですけれども、自治会は誰もが安心して暮らすことができる地域づくりを基盤として、重要な役割を担っております。要望につきましては、住民の総意と受け止めて、個人ができることは個人がと、それができない場合は地域が、これは共助ですけれども、それでもできないときには行政が公助という、そのようにお互いが補完し合いながら進んでいくと。そういうふうに対応していきたいと思っております。健幸・協働のまちづくり課に対して、自治会長から具体的な要望をいただいた場合は、市の補助制度、集落支援員を活用し、自治会、自治公民館連絡協議会と連携しながら、可能な限り支援させていただいております。

**○7番議員（新宮領實）** 館長はですね、もう苦情ばかりと思っいらっしゃる方もなかにはいらっしゃるんです、実際言ってね。現実の話。苦情係だと思っいらっしゃる方もいらっしゃる。ですから、もう全面的にね、公民館長がね、お願いをしたらですよ、全面的に支援するというお考えで、私たちは捉えてよろしいでしょうか。

**○総務部長（下吹越寿）** 要望があつて、全面的にということですが、その要望の内容に

もよると思いますし、それがあつ程度、その自治会という、その、独立したというか、件もあつりますので、全部要望を受け止めるというのはなかなか厳しいのかなと思います。

**○7番議員（新宮領實）** それぐらゐの気持ちでね、いてくれなきゃね、公民館長なんてやつてられないんですよ、実際言つて。そこのところはね、総務部長もね、多分、公民館長やつてくれるんだろうと思つていますがけれども、そのときにね、初めて、公民館長つてやつぱり厳しいなつて思つてくれると思つますので、お辞めになつれたら、是非ね、公民館長やつてくださいよ、お願いします。

支援策にはどんなものがあるんでしょうか。

**○総務部長（下吹越寿）** 私も退職したら、要望があれば頑張つてまいりたいと思つます。

自治会への支援策の内容ですけれども、市の補助金としましては、主に4種類あつります。一つ目に、公道や自治会等が維持管理を行う公園等の、安全灯の電気料に対し補助する、安全灯維持費補助金があつります。二つ目に、安全灯の新設、補修、移設に要した費用に対する補助として、安全灯施設補助金があつります。三つ目に、公民館の建物等の新築、増改築、移転、修繕等や電気、ガス、給排水、空調及び衛生設備等の付帯設備の整備に対する補助として、公民館建設等補助金があつります。四つ目に、自治広報の用に供する放送施設の新設、補修、改修及び増設を行つた場合の補助として、広報用放送施設補助金があつります。このほか、宝くじの社会貢献広報事業等がござつます。

**○7番議員（新宮領實）** ちょっと公民館の浄化槽の設置に対する補助金について、お尋ねします。大体、およそ幾らぐらゐになるんでしょうか。お答えできる範囲で結構でござつます。ちなみに、個人の場合は50数万円の助成金があるんですよ、合併浄化槽にした場合に。市として公民館に対する補助としたら幾らぐらゐになるか、お答えできますか。

**○総務部長（下吹越寿）** 公民館への浄化槽設置は通常、個人の住宅が設置する場合の補助金は公民館には適応できないということでしたので、公民館への浄化槽設置の費用については、浄化槽の規模や設置場所、施工業者等によつて金額が異なつますが、公民館浄化槽施設設置に対して、平成30年度に、市公民館建設等補助を行つた事例があつりますので、御紹介しておきます。この集落の世帯数は160世帯で、浄化槽は5人槽であり、工事費は78万3千円でした。補助額を算定する際の控除額は、世帯数、さっき言つた160世帯ですけれども、それに0.9及び2千円を乗じて得た額が28万8千円となります。また、補助率につきましては、他の補助を受けた場合は15%となりますが、この事例ではほかの補助を受けていないことから、30%が適用されます。補助額につきましては、工事費の78万3千円から、さきほど言つた控除額の28万8千円を引いた金額の30%で、1,000未満を切り捨てた額の14万8千円となり、工事費に対しては約19%となるござつます。

**○7番議員（新宮領實）** 公共の福祉に供する設備がね、個人に50数万円でね、公民館には14万8千円。ちょっとおかしくあつませんか。

○**総務部長（下吹越寿）** 個人住宅への浄化槽の設置というのは、目的がまた別にあると思うんですけども。そういう水質浄化の問題とかですね。なぜ除外しているかというのは、ちょっと理由は分かりませんが。議員がおっしゃるように、公民館のその浄化槽の補助金と、公民館、この施設の健幸・協働のまちづくり課が行っているこの19%になる補助金については、かなり差があるなと思うところです。その是非はいろいろ、こうそれがいいか悪いかというのは、いろいろな検討された上でそういう補助制度になっているところでございますので、それがいいか悪いかというのは、なかなか答弁しにくいところでございます。

○**7番議員（新宮領實）** それは悪いんじゃないかなと私は思います。やっぱりね、皆さんが使うわけだから、個人が何で50万でね、公民館がね、なんで14万だって、これ、ちょっとおかしいと思いますんで、是非、そこの見直しというのは、考えてみてください。答弁はいいません。

自治会への人的支援として、500世帯程度を目途にしてですね、地域担当職員等をですね、行政から選任のアドバイザーとして配置できないでしょうか。

○**総務部長（下吹越寿）** 現在でも職員は、居住する地域、地区において、自主的に、自発的に地域活動への参加、又は参画し、中には、役員の任を担っている人もおります。職員が自治会と行政をつなぐ役割や、課題解決を支援するなどの役割を、業務として行う、いわゆる地域担当員制度については、人口減少や高齢化が加速する今日において、議論する時期であると認識しているところでございます。

○**7番議員（新宮領實）** これで、すいません、そしたら。

○**議長（下川床泉）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時08分

○**議長（下川床泉）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○**7番議員（新宮領實）** 職員がうんぬんって、全部が全部ね、職員がいるわけじゃないんだから、実際言って。僕らとしてはですね、行政と自治会とのね、パイプ役というのがほしいわけですよ。そこのところで市長、市長はどういうお考えになっていらっしゃいますか。

○**市長（打越明司）** 実は20代の頃から、もし市長になったらというメモを書いてましてね、そのメモの一番最初に書いてあるのが、職員を育てるため、あるいは一定の年齢に達した職員の住民の信頼度を見るために、地域を担当させるのがいいのではないかというアイデアをですね、まだ23・4歳の頃でしたけれども、メモを残してまして、今、お話を聞いて、そのときのお話と一緒にだというふうに思いました。今は、それからもう42年近く経って、地域の状況ももっともっと難しくなっている。既に指宿市では、高齢化、又は病気になったり、体がもう動かないということで、なかなかこのやりたくても、館長役がですね、ほとんどいなくなりつつあるような地域もあるのは事実です。そういう中で、なかなかこの地域

の、例えば公民館の合併とかいうとですね、かなり大きなやっぱり抵抗があるのも事実です。幾ら小さくなくても、自分たちはこの地域だ、宮は宮なんだというですね、思いもあります。そこで、やはり職員の方々が、正にその地域の様々な活動の、こう一定のお手伝いのできる存在としていることは、僕は、今後、必ず必要になってくる時代が来るだろうと。そしてまた、地域でのいろんな行政課題を、やっぱり役所に持ち帰って、役所で検討すると。できるだけそれに応えられるようにしていくということも必要になるでしょう。そして、又はそういったことを経験をすることで、職員の方々が、やっぱり問題発見をして、その解決方法を探って、そして、現地で解決をしていくと、そういった仕事をですね、覚えるためのいい材料にもなると思います。確かに、職員の方々が住んでいる地域というのが、若干偏在をしています。たくさん職員がいるところもあれば、ほとんどいないところもあります。そういう意味では、こう、今の集落単位で拘るのではなくて、一定の広さとか、一定の世帯とか、一定の地域ということで、その3人の公民館長と連動する、5人の公民館長と連動するということも必要でしょうし、あくまでも地域の主体者は地域を担う方々。そのお手伝いとして、少しでも若い人たちが走り回ること、活動がスムーズにいくのであれば、それは非常によいことではないかというふうに思いますので、今の御提案はですね、もう既に部長会議等々でもですね、同じようなテーマを議論したところでありまして、今後、実行できるように、あるいは部分的でもいいから、必要な地域には職員の皆さんの、これをその業務とするのか、いろんな扱いがあるので、そのいろいろ給与だとかも含めて、時間外とかですね、こんなのも含めて、どう対応するのかと、いろんな課題がありますから、そういったことを整理をしてですね、前に進めていこうというふうに思っております。

**○7番議員（新宮領實）** 市長、私としては、早急に取り組んでいくからということで、僕は理解しとっていいでしょうか。この件に関してですよ。この件に関して、早急に取り組んでいくという形で、私は思とっていいでしょうか。

**○市長（打越明司）** 新宮領議員は気が短い方ですので、早急にが相当な早急にかもしれませんが、やっぱり、今、申し上げたような、いろいろな課題もありますし、体制作りもありますので、急ぐけれども堅実に、しっかりと議論をした上で、その制度を作り上げていきたいと。できる限り急いでやるということで受け止めていただきたいと思います。

**○7番議員（新宮領實）** 私、別に気が短いわけじゃないんですけども、やはりこの行政のこの取組というのは、やっぱりスピード感が何と言っても必要だと思いますんで、そのところをお願いしているところでございます。よろしくお願いします。

支援策を大幅に見直す考えはございませんか、部長。

**○総務部長（下吹越寿）** 自治会に対する補助金等の見直しについてですが、公民館建設や付帯設備整備に係る補助金・補助率の見直しにつきましては、自治会からの要望があったことや制度の制定以降、二度にわたる消費税率の引き上げに鑑み、令和2年に補助率の見直しを行

ったところでございます。見直し後からまだ間もないことから、他の補助金も含め、しばらくは現状のまま運用しながら、地域の実情の把握に努めたいと思います。補助金だけじゃなくて、今、市長のほうで答弁しましたように、地域へのそういうソフト的な、サポートというのも大事になりますので、そこらと組み合わせた形の見直しはやっていく必要があるかなと思っています。

**○7番議員（新宮領實）** 部長ね、本当ね、現実としてね、2割の補助じゃね、とてもじゃないけれども、公民館としてはやっていけないんですよ。実際言って、高齢化も進んでくる。高齢化して、施設に入ったらですね、お金を払え、公民館費を下さいというのも言えない。うちの場合は、少ないからですね、どうしても元気な人からはですね、80、90であろうが100であろうが、指宿市、宮に住んでらっしゃる方はですね、みんな一律、若い方もお年寄りの方も一緒にいただいているような、そういう形でしなきゃですね、やれないという、これが現実的な話なんですよ。公民館を預かる者とすればですね、何かして、地域のために何かをしようと思ったら、それなりのお金がある。そのためには、こういう施設とか、そういうのに関してはですね、是非、お考えいただいて、せめて半分ぐらいにですね、上げていただくぐらいにお考えいただきたいなと思います。これについては答弁ありません。

現在、安全灯はどの地域にも整備されている。今後は防犯灯と同様、市が管理していく考え、ございませんか。

**○総務部長（下吹越寿）** 安全灯は公道や自治会等が維持管理を行う公園等を照らすために、自治会等が自ら設置し、維持管理を行っていただいているものです。安全灯を防犯灯と同様に市で管理していくことは、現在、考えておりませんが、今後も新設や補修等の費用及び電気料金について、補助金を交付し、維持管理費の支援を続けてまいりたいと考えております。

**○7番議員（新宮領實）** よろしくをお願いします。

公民館長の成り手がいないが、解決策はあるか。

**○総務部長（下吹越寿）** 1回目に答弁したものと一緒になりますが、今も自治会長が決まらないというのも、相談も受けております。自治会の合併も視野に入れておりますが、そういう相談があったところでは、話し合いの結果、その場で後任の自治会長が決まったということもあります。自治会長は地域住民の総意によって選任されるもので、まずは話し合い活動の支援を行いたいと考えております。今後も、市自治公民館連絡協議会とも連携し、自治会からの要請を受けて、外部人材のファシリテーターや有識者を話し合い活動へ派遣する事業も計画しているところでございます。

**○7番議員（新宮領實）** 資源ごみの立ち合いや地区内放送など、自治会長の仕事は結構多いんですね。会議などそういうものというのは、書面で対応してはどうなんでしょうか。

**○総務部長（下吹越寿）** 先日、開催された、市パートナーシップ推進市民会議においても、自治会長の負担が大きいことが担い手不足の一因であり、自治会長業務の見える化、標準化、

軽減化に取り組むようにと。そして、自治会長が楽しいと思えるような環境整備や啓発活動を行うようにと意見が出されました。市としましては、行政が協力をお願いしている業務や会議の見直し、LINEアプリ活用など、地域のデジタル化の推進、集落支援員による支援などを行いたいと考えております。

**○7番議員（新宮領實）** この件は最後ですけれども、自治公民館の運営はですね、未加入問題が永遠の課題なんですね。行政にあつてはですね、この件が解消できるようにですね、何か手立てを考えるお気持ちはあるでしょうか。

**○総務部長（下吹越寿）** 議員がおっしゃるように、自治会の加入というのは非常にこう大きな問題になっていることも認識しております。転入者に対しては、市役所の窓口で自治会加入案内リーフレットの配布を行い、加入を促しております。転入届の多い3月末から4月初旬にかけて、市自治公民館連絡協議会で市役所、指宿庁舎ロビーに自治会加入促進ブースを設けて、自治会の説明と加入促進に取り組んでいるところです。また、同協議会の事業として、自治会に新規加入された方へごみ袋を提供しているところでございます。今後の取組については、自治会加入率は地域差がある問題ですので、モデル校区を定め、自治会未加入者の把握と対象者を想定した加入案内等に、市自治公民館連絡協議会とともに連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

**○7番議員（新宮領實）** 是非、お願いをいたします。

JRの二月田駅のことについて、お尋ねをします。この質問をするに当たり、質問をする前にですね、JRのですね、ディーゼル車両というんですか、に乗車してトイレを使用してみました。動いているときにはですね、揺れが酷くてですね、トイレをですね、使用することというのはですね、私としては非常に難しいでした。停車時にですね、1人使用するのが精一杯という状況。また、便によってはですね、トイレが付いていないという車両もあるようですので、それを頭に入れた中でお答えいただきたいと思います。

一番最初にですね、一部の観光客が訪れ、トイレを使わせてほしいとかいう話をですね、聞き取りの中で聞いた中で対応されたんじゃないかなと思うんですけども、現状調査、店舗だけされたんですか。駅前ピアノの家にはいかなかったんですか。

**○市長公室長（渡部徹也）** 1件の店舗をお尋ねしまして、状況をお聞きしたところでございました。

**○7番議員（新宮領實）** あのね、店舗は1店舗じゃないです、あそこの通り会のところ。皆さん方から聞かなきゃ、どれだけの人が困って、お願いしているかというのは分からないじゃないですか。そこのところはちょっと室長、怠慢じゃないですか。

**○議長（下川床泉）** 質問をしてください。質問ですね。

**○7番議員（新宮領實）** 怠慢じゃないですか。それはどう思っていますかということです。

**○市長公室長（渡部徹也）** 本来であれば、あの通りの全員の皆さんにお聞きすべきであろうと



思っております。反省をいたしております。

**○7番議員（新宮領實）** もう実際言ってますね、あの界限の方々というのはですね、非常にですね、困っているんですよ。指宿高校の生徒なんかはですね、無いものだろうと思ってしているから、そんなに苦にはならないかもしれませんが、中には生理的に、あつと思う人がおって、普通は学校で済ましてくるけれども、我慢できなくてという形の中で、皆さん方をお願いしてね、行っているというところもあるんです。そこをですね、是非、お考えになっていただいた中で、お答えいただきたいと思います。

市長、二月田駅のトイレが廃止されていることを、市長自身は知っていましたよね。

**○市長（打越明司）** はい。JRがその方針を固めて、そのようにしたいと思うがと。そして、そのトイレを壊すお金ももったいないとか、そのままにして、出入りできなくするので、それまでにもし市が使うならば、市のほうで工事をしてくれと。もう閉めるんだっただという事で、そういうお話は、ちょうど去年の今頃だったと思いますが、市長になってすぐに聞きました。今、この通り会のことがありましたけれども、そのことについては、そのとき、私は具体的ないろんなヒアリングをしろという指示は出しておりませんでしたので、私の手落ちもあるかと思いますが、当時、一番よく利用するのは高校生たちだろうということで、閉めてから少なくとも1か月か2か月間はですね、ちゃんとモニタリングとか、見守ってほしいということで、指宿高校のですね、教頭先生に直接お願いに行きまして、駅を利用する子供たちから、何か不便な声があったときには、すぐに伝えてほしいということで、お話をしておったところでありましたが、大分、経過してからですね、今のところ、子供たちはそれを織り込み済みで行動しているので、特段の苦情はないところだということで、実は安心しておったところでありましたが、今回、そのようなお話を聞いてですね、ちょっとそのときの対応は不十分ではあったなというふうには思ったところです。あわせて、あそこは下水道区域ではないもんですから、もし、あそこをきちっとやるとすれば、相当古いトイレなんで、新たに造るとなったときのいろんな想定をした、どのぐらい費用が掛かるだろうかといったこともですね、その当時、シミュレーションしたことでありました。

**○7番議員（新宮領實）** JR九州が二月田駅のトイレを廃止する際に、市には相談がなかったんですか。それは、市長が現職になったときじゃないですか。その前ではなかったんですか。この件についてはですよ、副市長が一番よく御存じじゃないですか。

**○副市長（有留茂人）** 私もですね、この二月田駅のトイレの廃止については、市長同様ですね、去年の今頃聞いております。

**○7番議員（新宮領實）** 去年、JRのほうからトイレを閉めますのでねって、指宿市に、なんていうんですか、相談があったということによろしいですか。報告というんですか。

**○市長公室長（渡部徹也）** 最初にJR九州からお話をいただきましたのが、令和3年の10月のことでございました。JR九州の経費削減の一環として、二月田駅と平川駅のトイレをもう

閉じるということ、もう会社として決定をしましたということでお話がありまして、市で使うのであれば、無償譲渡をしますと。無償譲渡が条件ですということ、お話は、最初、あったところでございます。

**○7番議員（新宮領實）** ちょっと質問、一つ飛ばしていきます。

二月田駅は市役所ですね、指宿庁舎、最寄り駅なんです。ここはトイレが閉鎖されたことについて、どうお考えになっていらっしゃるんですか。

**○総務部長（下吹越寿）** 先ほども答弁しましたが、経費節減、削減などでJR九州管内全域での様々な見直しを行った結果であるとの報告があったことから、市としましては受け入れざるを得ない状況だったところ。しかしながら、議員もおっしゃいますように、住民からの様々な問題等もありますので、市としましては、引き続きそのような地域の声などをJR九州に届けてまいりたいと考えているところでございます。

**○7番議員（新宮領實）** 受け入れざるを得なかったということなんですけれども、指宿市としてね、皆さん、プライドがあるんですか。指宿市の沽券に関わる問題じゃないんですかね。私は大きな憤りを感じている。これまで要望書を出したことはあるんですか。

**○市長公室長（渡部徹也）** 令和4年度につきましては、指宿枕崎線輸送強化促進期成会におきまして、JR九州鹿児島支社に対してですね、沿線市と足並みを揃えて、要望をさせていただいております。

**○7番議員（新宮領實）** それは、相手は誰が対応したんですか。

**○市長公室長（渡部徹也）** JR九州鹿児島支社で御対応をいただいております。

**○7番議員（新宮領實）** JR九州にはいかなかったんですか、本社には。

**○市長公室長（渡部徹也）** 期成会におきまして、JR九州の本社においても、指宿枕崎線の路線の維持と、あるいは環境の整備といった幾つかの要望項目をもって、御要望にあがっております。

**○7番議員（新宮領實）** 現実の話、二月田駅ですね、現状について、二月田駅はですね、指高生ばかりじゃなくて、指商生もおる、山高生もいる、こっから通学として使う人たちがいっぱいおるんですよ。市民やね、市外からの来訪者もいる。あの駅の周辺にですよ、もう大をしたり小をしたりというのはですね、いっぱいある。あるんです、実際言って。それを片付けてくれているのが、あの通り会の方々なんです。言えはですよ、知らない人が来てね、トイレを貸すのは防犯に良くないし、気分も良くないんですよ。この弊害を受けていることについて、どう考えていらっしゃるんですか。

**○教育部長（紺屋聖一）** 議員がおっしゃるように、見ず知らずの方にトイレを貸すということにつきましては、やはり不安を覚えていただかれることであるかと思っております。このように、JR利用者や周辺住民が不安や不便さを感じている現状を、引き続き、JR九州に届けていきたいと考えているところです。

○7番議員（新宮領實） もう1回聞きますよ。執行部の皆さんね、他人がね、トイレを借りに来てね、はいどうぞって皆さん言います。言わないですよ、誰も言わないと思うんですよ。それは自分に関わる問題じゃないからですよ。それをね、駅の周辺の人たちはね、快く指宿市のためにとあってね、お貸ししているんですよ。そこのところをですね、是非、その負担やですね、御苦勞をですね、お分かりになっていただきたいと思うんですけども、これからこの問題はですね、どう対処しようと思ってらっしゃるんですか。

○総務部長（下吹越寿） 今の現段階では、これまでの答弁のとおり、JR九州に申し入れをしていくということになるかと思えます。

○7番議員（新宮領實） 申し入れして、しなかったらどうするんですか。

○総務部長（下吹越寿） そこは、先ほども言いましたように、地域の実態だとか、そういう不便を感じている利用者の方がいらっしゃるのであれば、そこは強くやはりJR九州に届けていくと。そういう手法を取っていくしかないかなと、今のところ思っています。

○7番議員（新宮領實） どういう形で、あのね、届けていくかは知らないですけども、御自身たちが行ったって、JR九州が相手してくれるわけがないのよ、実際言って。もし、行ってください。誰も相手しない。指宿市にはね、地元出身の国会議員もいるんですよ。そして、県議会議員もいる。早急にね、お集まりいただいて、協議し、JR九州本社に陳情に行くべきと思いますが、どうでしょうかね、市長。そこのところはお考えになりませんか。

○市長（打越明司） 今、JRのですね、JR九州の状態というのは、この3年間のコロナでかなり疲弊していると、財政が悪くなっているということは、私も承知しております、JR九州に対して要望している路線の期成会の要望としては、何よりもまず、この路線の存続ということが、もうとにかく第一にあります。これが今、存続そのものもですね、含めて、今、危なくなってきたという状況でありますし、一方で、この沿線上でもですね、これまでずっとトイレの廃止はもう続いてまいりました。その都度に、市のほうで対応できることについては対応する。一番近いところでは、宮ヶ浜駅がなくなりましたけれども、宮ヶ浜駅についてはそのまま廃止になりました。そしてまた、薩摩今和泉駅であるとか、開聞駅では、身近に利用される方々も多い、特に薩摩今和泉駅は指宿商業も子供たちもいるということで、清掃費等々は市が持つという形で存続をお願いをして、今、残していると、利活用しているという状況であります。確かにJR九州としては、もう九州全体の見直しということで、今、進めている最中でありまして。今後、今、一番のドル箱である九州新幹線を含めて、少しずつ、今、コロナ以前に戻りつつある状況でありますので、そのJR九州の、また、位置付けも少しずつ財政状況も変わってくるというふうに思いますので、そのことについては、トイレのことで、その国会議員、県議会議員と一緒に九州本社に行くということは、なかなかかなというふうには私は思いますが、その路線存続を含めた路線の活用について、その中の一つとしてですね、実情をお話をして、善処をお願いするということは考えていかな

ければいけないというふうに思います。

**○7番議員（新宮領實）** 市長ね、別なところはいいんですよ。どこがこの対象になっているとか、そういうのは関係ない。だから、皆、議員というのは市民のためにね、市民の声を聴きますってよく言っているじゃないですか。多分ね、国会議員の三反園さん、もしね、この話をしたらですね、快く引き受けてくれると思いますので、お話だけはしてみてください。よろしくをお願いします。

最後になります。本年度で定年を迎えられる方々に御礼とお願いをします。これまで皆さんには大変御苦勞様でした。これからは要職を離れ、引き続き雇用されると思いますが、これまで培われた知見を活かし、市の発展に御尽力いただくとともに、地域住民に望まれたら、是非、公民館長をお引き受けくださり、地域のために遺憾なく知力を発揮してお働きますよう、お願いをいたします。終わります。

**○議長（下川床泉）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時36分  
再開 午後 2時44分

**○議長（下川床泉）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、松下知恵議員。

**○2番議員（松下知恵）** こんにちは。2番、幸福実現党、松下知恵です。さっそく質問に入らせていただきます。今回は人口減少問題について、質問させていただきます。

2022年の出生数は79.7万人ということで、7年連続で過去最少を記録し、これは政府の見通しより11年早いペースで進んでいるそうです。また、2月28日に厚生労働省が発表した2022年の自然増減数は78万人のマイナス、過去最大の減少で、これは佐賀県の人口が80万人弱だから、これと同規模の人口が1年で消失したことになります。我が国は社会機能を維持できるかどうかの瀬戸際と呼ぶべき状況に置かれていると岸田首相が施政方針演説で語られたように、このまま少子化とともに高齢化が進めば、年金、医療制度を揺るがし地方経済を衰退させます。本市においてもあらゆる分野で人材不足が加速し、経営環境が厳しくなり、既に人手不足、後継者不足による倒産が増加しています。実際に市民の方々からも児童数が減って子ども会などの活動ができにくくなった。人通りが少なくなり、売上も厳しい。後継者がいなくて、店を閉めざるを得ない。老後の福祉や年金は大丈夫だろうか。年々生活が苦しくなっている。若い人たちが大学卒業後にUターンするにも良い雇用先が少ないなど、地域が停滞している声や、今後を不安視する声が多く聞こえてきます。このままでは、公的な機関においても、消防署や警察などの若者を必要とする分野の人員確保が難しくなり、そうすると地域の防災や治安の維持機能が低下し、安心・安全な暮らしが難しくなっていくことも考えられます。このように、本市におきましても、人口減少に対する取組は待ったなしの状況であり、早急に効果的な対策を打ち出すことが求められているのではないで

しょうか。一口に人口減少対策といいましても、様々な要因が複合的に関連しています。そこで、第二期指宿市まち・ひと・しごと創生総合戦略に沿って質問をさせていただきます。

1回目の質問は、人口と出生数の推移についてです。本市の人口推移について、合併時の人口及び出生数。第一期及び第二期総合戦略策定時の人口について、教えていただきたいと思います。また、今後、どのように推移していくのか、その予想をお聞きいたします。

以上が、1回目の質問となります。

**○市長（打越明司）** 松下議員から、人口と出生数の推移についてのお尋ねがありました。合併して新指宿市となった平成18年1月1日現在の本市の推計人口は4万6,783人であり、平成17年1月1日から12月31日までの年間の出生数は341人でありました。なお、直近の数字で見ますと、令和5年3月1日現在の本市の推計人口は3万7,594人であり、令和4年1月1日から12月31日までの年間の日本人だけの出生数は、速報値で179人でありました。また、第一期及び第二期総合戦略策定時である平成27年の国勢調査による本市の人口は4万1,831人、令和2年の国勢調査によると、本市の人口は3万9,011人でありました。今後の人口推移につきましては、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、今から42年後の令和47年には1万7,200人にまで減少するとの推計結果が出ております。この急激な人口減少を抑制し、推計を上回る人口を維持していくために、子供を産み、育てやすいまちづくりや移住・定住促進、地域産業の活性化など、人口減少抑制に向けた取組を行うことで、令和47年の推計人口を約1万9,700人にまで押し上げる試算を行っているところであります。

**○2番議員（松下知恵）** ただいまの答弁から、本市におきましても、なかなか人口減少に歯止めを掛けることのできない状況だと思われれます。答弁にもありました、子供を産み、育てやすいまちづくりや移住・定住促進、地域産業の活性化など、人口減少抑制に向けた取組を順に質問いたします。

政府は異次元の少子化対策なるものを打ち出して、莫大な予算を投じて子育て支援を行おうとしています。まずその前に、結婚する人を増やす。この指宿で結婚し定住して、子供を産んで育てる人を増やすことが、人口減少に歯止めをかける鍵なのではないでしょうか。

2回目の質問として、第二期指宿市まち・ひと・しごと創生総合戦略の三つ目の目標である結婚、出産、子育て支援の現状と、今後の対応について、お聞きいたします。

まず、結婚支援について。現在の取組、実績について、教えていただきたいと思います。今後、どのように推移していくのか、その予想も併せてお聞きいたします。

**○総務部長（下吹越寿）** 結婚支援についての現在の取組実績についてでございます。現在、本市の結婚支援の取組として、指宿市出会いサポート事業を行っております。市内で委託事業として婚活イベントを実施する民間団体を募集し、毎年2件ほどの応募がありますが、令和4年度については、菜の花商工会青年部と指宿市消防団の2団体の応募がありました。実績といたしましては、菜の花商工会青年部のイベントは男性30名、女性29名の参加があり、12組

のマッチングが。指宿市消防団のイベントでは、男性37名、女性37名の参加があり、9組がマッチング、それぞれ成立しております。令和5年度以降につきましても、事業を引き続き実施するとともに、より多くの出会いの場を創出するため、市内の飲食店が婚活イベントを実施する際、参加者の人数に応じて費用の一部を助成する出会い応援飲食店支援事業も新たに実施したいと考えております。

**○2番議員（松下知恵）** はい、ありがとうございます。ただいまの答弁をお聞きして、大変わくわくいたしました。今後是非、多少おせっかいなくらい、結婚を望む方々の出会いのサポートをしていただきたいと思います。

次に、出産、子育て支援の現状と今後の対応について。第二期指宿市まち・ひと・しごと創生総合戦略の中の未来の宝応援プロジェクトで、産前産後の支援を掲げていますが、どのような事業を行っているのか、お聞きいたします。

**○健康福祉部長（山元成之）** 未来の宝応援プロジェクトは、産婦人科医師の確保及び医療体制を整えるとともに、子供の医療費助成制度の充実に努めることで、子育てに係る経済的、精神的な負担の軽減を図る。また、母親と新生児の心身の健康を守るため、社会全体で産前産後の支援体制の充実に図ることを目的として、五つの事業を実施しております。一つ目は、産科医確保のための地域医療支援講座設置寄附事業。二つ目は、不妊治療費助成事業。三つ目は、子ども医療費助成事業。四つ目は、産後の育児に対して、負担が強い方のための、産後ケア事業。五つ目は、母子の健康保持を図るための母子保健推進事業。以上、五つの事業を柱に、産前産後の支援を行っております。

**○2番議員（松下知恵）** はい、ありがとうございます。それでは、それぞれの事業の取組状況はどうなっているのか、お聞きいたします。

**○健康福祉部長（山元成之）** 産婦人科医師の確保につきましては、令和2年度から4年度の3か年間、鹿児島大学に地域医療支援講座設置寄附事業を実施し、指宿医療センターに産婦人科医師の派遣を受けておりますが、令和5年度から令和7年度までの3か年度も、引き続き、事業を継続する予定としており、指宿市で安心して出産できる産科体制確保の目途が立っているところでございます。不妊治療費助成事業につきましては、不妊治療が令和4年4月より健康保険の適用となり、不妊治療を行う方への経済的支援という役割は果たしましたので、健康保険適用前の令和3年度中に治療を開始した方のみを助成対象とし、今年度をもって事業を終了する予定としております。子ども医療費助成事業につきましては、住民税非課税世帯は18歳の年度末まで、住民税課税世帯につきましては、中学校卒業年度末までの子供を対象に、健康保険適用となる医療費の全額助成を行い、子育てに係る経済的負担の軽減を図っております。産後ケア事業につきましては、産後1年の期間中、家族などから育児の支援が受けられない方や、育児に対して不安が強い方で、特に支援が必要である方に、産科医院や助産院に宿泊したり、通所したりして、育児に関する必要な支援を提供しております。母子

保健推進事業につきましては、各年齢段階で行う乳幼児健診や妊産婦検診、未熟児養育医療給付事業、発達相談、心理相談、発達段階に応じた親子教室などによりまして、妊産婦と乳幼児の健康の保持を図っております。また、希望される方や、養育上、特に支援が必要であると判断した方につきましては、産前産後の訪問等も行っているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** 今、母子保健推進事業で家庭訪問を行っているということですが、乳幼児世帯に対する家庭訪問は虐待の確認や予防に有効であると考えています。全ての家庭への訪問を行うべきだと思いますが、実施状況はどのようなのでしょうか、お伺いいたします。

**○健康福祉部長（山元成之）** 支援や見守りが必要な世帯の把握につきましては、妊娠届出時から開始しております。妊娠届出に來られた妊婦全員に、保健師や助産師が個別面談を行い、特に支援が必要な方を抽出し、その方に対して出産までの個別計画を作成、訪問や電話などで支援を行い、出産後も積極的にアプローチを行うよう心掛けております。また、医療機関とも連携し、安心して出産、育児に望めるような環境づくりを図っているところです。出産後は、乳幼児健診や新生児訪問、育児相談等で、全ての産婦と新生児の状況確認に努めております。特に乳幼児健診を受診されなかった方へは、郵送や電話で、再度、案内を行い、受診を促しております。それでも受診されない場合は、直接訪問をしたり、保育所等に入所している方は、その保育所等に確認するなど、全ての世帯の状況把握を行っております。また、民生委員や母子保健推進員をはじめとする地域の方から、支援が必要と思われる世帯についての情報をいただいたり、医療機関での産後1か月検診等でも、何かしらのフォローが必要であると判断された産婦や新生児についての情報を医療機関から提供をいただく場合もございます。このように、乳幼児健診をはじめ、医療機関や民生委員、母子保健推進員等の協力をいただき、全ての乳幼児の状況把握に努め、見守りを行っているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。本市も妊娠届け時から、様々に努力をされていることが分かりました。

ここで、兵庫県明石市が0歳児見守り訪問、おむつ定期便を生協に委託して実施しているということです。保健師等の行政職員による訪問だけでなく、民間事業などと連携して、例えばコンビニとか、大手スーパーなど、廃棄されるお弁当やパン、農家さんの出荷できない野菜などを回収して、宅配しながら、ドアを開けてもらい、悩みを聞くなど、そういう一つ一つの家庭をフォローする事業もよいのではないかと考えています。予算が必要なことなので、指宿では難しいとは思いますが、丁寧なフォローをすることで、虐待の早期発見につながると思いますが、一つ一つの家庭をフォローする取組は行っていないのか、お伺いいたします。

**○健康増進課長（廣森政宏）** 市内各地域に母子保健推進員を配置し、母子検診受診券等の戸別

配布をお願いしておりますが、子育ての悩みや困り事がないかなどの声掛けも行っていただき、気になる家庭があった場合は保健センターに報告をいただいております。その中で、早急な支援が必要と思われる家庭には、保健師が訪問などを行い、丁寧なフォローなどを実施し、問題の早期発見を心掛けているところです。なお、他市が行っている様々な取組状況につきましても、調査研究を行い、今後の参考にしたいと考えているところです。

**○2番議員（松下知恵）** どうぞよろしくお願いいたします。

次に、指宿市まち・ひと・しごと創生総合戦略に記載されているファミリー・サポート・センターの現状や内容、目標値の達成状況について、お伺いいたします。

**○健康福祉部長（山元成之）** ファミリー・サポート・センターとは、育児の援助を受けたい依頼会員と、育児を援助したい提供会員がセンターに会員登録をし、地域の中で支え合いながら子育てを行う会員組織で、有償のボランティア活動でございます。生後3か月から小学校6年生までの子供を対象として、主に保育所等への子供の送迎や保育時間終了後の子供の預かり、冠婚葬祭、又は学校行事などの際の子供の預かりなど、このようなことが主な活動内容となっております。第二期指宿市まち・ひと・しごと創生総合戦略にある、地域・職場における子育て支援の重要業績評価指数に掲げるファミリー・サポート・センターの会員登録者は50人以上ですが、令和5年1月末現在、依頼会員が77名、提供会員が18名、両方の会員が4名の計99名となっております、目標の50人を達成しているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** ファミリー・サポート・センターの会員登録数は目標達成しているとのことでしたが、実際の利用実績はどうなっているのでしょうか。

**○地域福祉課長（内村喜代志）** 令和4年度の利用実績としましては、令和5年1月末現在、習い事などへの送迎が78件、一時預かりが12件の計90件の支援活動が行われているところであります。

**○2番議員（松下知恵）** 登録者数や利用実績等をお聞きいたしましたが、ファミリー・サポート・センターの今後の課題はどのようなものがあるとお考えでしょうか、お伺いいたします。

**○地域福祉課長（内村喜代志）** ファミリー・サポート・センターの設置から5年を経過し、依頼会員、提供会員ともに登録者数は増えているところですが、ファミリー・サポート・センターの活動を広く周知することにより、会員数の増加を図ることが最大の課題として捉えております。この課題解決に向けた取組としまして、今年度は子育てサポーター養成講座の中で、センター活動の紹介及び会員募集などを行ったほか、ファミリー・サポート・センター及び子育て支援に携わる方々からの意見等を踏まえ、提供会員の登録要件を緩和する見直しを行ったところでございます。今後もファミリー・サポート・センターの活動を必要としている方に情報が届くよう、広報紙やホームページ、公式LINEなどを活用した情報発信を行っていくほか、子供の健診時などの保護者と接する機会を捉え、直接チラシを配布するな



ど、周知を図ってまいりたいと考えております。

**○2番議員（松下知恵）** 今、核家族化が進んでいます。また、おじいちゃん、おばあちゃんが近くにいても、まだまだ現役で働いている方も多いです。子育て中はちょっとした手助けがととてもありがたいものです。ファミリー・サポート・センターのような取組をより多くの子育て世帯の方に知っていただき、利用していただけるよう努力してください。

では、子育て支援の最後の質問です。第二期指宿市まち・ひと・しごと創生総合戦略に記載されている放課後子ども教室について、支援の現状と今後の対応はどのようになっているのか、お聞きいたします。

**○教育部長（紺屋聖一）** 放課後子ども教室の現状と今後の対応についてでございますが、放課後子ども教室は、放課後において学校の余裕教室などを活用し、地域住民等の協力を得ながら、子供たちが一緒に学習活動や体験活動、交流活動などを行う場を提供し、子供たちの居場所づくり、健全育成を図る事業で、平成30年度から取り組んでいるところでございます。今年度までに計7校区で実施しており、総合戦略の中で、重要業績評価指標として設定している5校区を上回っているところでございます。一方、放課後子ども教室は市内9小学校の全てで実施することを目指しており、未実施の2校においても、各学校応援団協議会での協議が進められているところでございます。実施に向けて課題となるのが、学習ボランティア及び見守りボランティアの確保であり、今後も引き続き、地域の理解を得ながら、ボランティアの拡充を進めていく必要があると考えております。

**○2番議員（松下知恵）** 私たちが子供の頃は、地域の大人の方々に育てていただきました。子供の数も少なくなり、人と人とのつながりも希薄になりつつある今、このような取組は貴重だと思えます。地域の方々の温かい愛情を受け、成長する子供たち、楽しみです。これも安心して子育てできる環境の一つだと思います。ボランティアの方々も子供たちから元気をもらい、新たな生きがいにもつながるのではないかと思います。是非、たくさんの方がボランティアに手を挙げてくださることを願います。

では、第二期指宿市まち・ひと・しごと創生総合戦略の一つ目の目標、稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにするに関連して、指宿市の産業の強みを生かした地域経済の活性化による人口減少対策について、お伺いいたします。

まず、農業について。指宿市は農業で収入をあげるには、全国でもトップクラスの場所だと聞いています。指宿市の農業生産額はどれぐらいですか。また、指宿市の農業の強みは何だと思われますか、お聞きいたします。

**○農政部長（寺田昭宏）** 指宿市の農業生産額及び農業の強みは何かという御質問ですが、令和3年度の農業生産額につきましては、約329億円で、畜産が約171億円、耕種作物が約158億円と、大体半々となっているようであります。主なものとしましては、畜産は肉用牛が約126億円、豚が約33億円。耕種作物はオクラが約38億円、スナップえんどうが約34億円、観葉植

物が約20億円などとなっており、夏のオクラと冬のマメ類で耕種作物の約5割を占めているような状況になっております。年間を通じ温暖な気候条件に恵まれ、畑地かんがいの整備面積も広く、施設がなくても露地栽培でオクラやマメ類など収益性の高い作物の作付が可能であることから、新規就農にも取り組みやすいといった強みがございます。

**○2 番議員（松下知恵）** 人口減少対策として、指宿の農業の強みを生かし、定住や移住を進めていくことが有効だと考えています。例えば、移住者や若者の働き口の一つとして、農業分野ではどのようなことに取り組んでいますか、お聞きいたします。

**○農政部長（寺田昭宏）** 本市の移住者や若者が新たに農業を始める場合の支援策としましては、随時、いぶすき農業支援センターにて就農相談に応じているほか、例年1月頃に鹿児島市で開催されますかごしま就農・就業相談会に参加し、就農希望者から相談を受け付けております。また、令和2年度からは、指宿市担い手育成総合支援協議会の取組として、鹿児島県農業・農村振興協会と連携し、農業分野における労働力不足の解消を目的とする、1日農業バイトアプリ、デイワークの推進に取り組んでいるところでございます。この取組により、労働力を求めてアプリを利用する市内の生産者も増えてきており、農業を始めたい移住者や若者にとっても、農家との人脈づくりや農作業の経験を積むために、大変有効な手段の一つであると期待しているところでございます。また、就農後の支援策としましては、営農指導活動員による巡回指導をはじめ、オクラやマメ類のニューファーマー講座など各種講習会等を実施しているほか、国の補助事業の活用や有利な制度資金の紹介を行うなど、関係機関、団体と連携し、農業への定着支援と早期の経営安定に向けた取組を行っているところでございます。

**○2 番議員（松下知恵）** 先日の雪害により、農家はマメ類を中心に大きな被害を受けています。就農して数年目の若い農家などの芽を摘んでしまわないように、災害に強い作物の提案や指導の充実ができないものでしょうか、お聞きいたします。

**○農政部長（寺田昭宏）** 雪害でマメ類が被害を受けましたので、それに強いモデル的な作付体系はできないかということの御質問ですが、市内におきましても、かつては冬作といたしまして、キャベツや大根、人参、ジャガイモ、かぼちゃなどを主体とした作付体系の農業者が多かったところですが、温暖な気候を生かしたオクラやマメ類の栽培が他作物に比べて収益性が高いということで広まったという経緯があり、これらの作物に代替できるような収益性があり、かつ、台風や寒さに強い作物というのはなかなかないのが現状であります。このため、災害対策といたしましては、単一作物の作付だけではなく、台風に強いサツマイモ、寒さに強いキャベツや根菜類、ジャガイモやかぼちゃなどと組み合わせた栽培体系や、植え付け時期の分散によるリスク軽減、あわせて、施設化や収入保険の加入によって、災害に備えることが大切であるというふうに考えております。

**○2 番議員（松下知恵）** 次世代を担う若い人たちに、指宿や農業に興味をもってもらうための

取組も大切だと思いますが、どのようにお考えか、お聞きいたします。

**○農政部長（寺田昭宏）** 市内の教育分野では、全ての小中学校において、生活科や総合的な学習の時間の中で、例えばオクラやミニトマト、サツマイモ等を育てる活動が行われており、地域の農家と連携して校外での農業体験を行っているところもあります。農業分野では、令和2年度から池田湖畔の棚田において、次世代を担う地元の子供たちへの農業・食育体験の一環といたしまして、稲刈り体験等を実施しているところでございます。本年度は尾下の棚田において、地元の小学生とその保護者を対象に、稲刈り体験を実施し、稲刈り後は薪で炊いたご飯と一緒に食べるという体験をしていただきました。参加した子供たちには、池田湖から開聞岳を望む棚田での農作業を通して、農業の楽しさや大変さ、食べることのありがたさなどを感じていただけたのではないかと考えております。また、若い人の興味を引くような栽培品目、労力の軽減化を図る栽培品目としまして、パッションフルーツの栽培と首都圏の流通の試行にも取り組んでいるところでございます。店頭販売やギフト向けの商品として出荷されているほか、傷や大きさのばらつき等の理由で出荷できない規格外品につきましては、地元農家や山川高校と連携しパッションフルーツジャムとして商品化を行い、販売が始まったところでもございます。パッションフルーツは指宿の気候に適した熱帯果樹で、もともと指宿で栽培されている品目であることから、農家の新たな収入確保策として期待しているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** はい、ありがとうございました。

続きまして、水産業について、お聞きいたします。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 水産業の振興ということで答弁させていただきますが、本市は生産量全国3位の高品質な指宿かつおぶしの産地として、山川漁港は冷凍カツオの全国有数の水揚げ港として知られているところです。また、温泉や地下水を利用した養鰻も盛んに行われております。しかしながら、漁業就業者数やかつおぶしに代表される水産加工業者数は減少しており、後継者の確保が課題となっているところでもあります。水産業・水産加工業の活性化のためには、生産現場に対する後継者確保や技術承継への支援はもとより、販路拡大・消費拡大等への支援まで、一体的な支援が必要であると考え、様々な取組を行っているところです。生産現場への支援といたしましては、県のかごんま漁師育成推進事業による漁業後継者確保への支援、市のかつおぶし製造技術者養成事業による後継者確保と、技術承継等に対する支援に取り組んでおります。販売の支援に対しましては、本市の基幹産業であるかつおぶし製造業に対する支援として、市内小中学校の児童生徒に対して、かつおぶしのおいしさや伝統を知ってもらうための食育事業の実施や、給食での利用機会を増やすための購入助成などを実施しております。また、大消費地である都市部において、指宿鰹節のブランド展開として、高品質のかつおぶしを作る産地であることを認知してもらうため、かつおぶしや出汁をテーマとするレストランフェアを、有名シェフと連携して実施したり、かつおぶ

しの産地や製法を紹介し、素材の良さを体験してもらう料理教室や販売イベントを開催したりしております。市内の水産業、水産加工業への支援は、今後も引き続き、内容や実施する時期、規模などを精査しながら、一步先を見て、継続的で、かつ、効果的なものとなるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** かつおぶしの文化は世界に誇れるすばらしい文化です。これからは国内だけではなく、是非、海外への進出も考えていただきたいと願っております。

次に、商工業について、お聞きいたします。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 商工業につきましては、製造業を中心に、生産性向上と人手不足が課題であったことから、令和3年12月議会において、指宿市工場等設置奨励条例を大幅な拡充を図ることを目的に改正し、設備投資の促進や市民の雇用機会の確保を図る取組を推進しております。また、指宿の将来を担う若者が、地元に着定していただくための取組として、3月に養護学校を含む市内3高校に在籍する主に高校2年生を一堂に集め、市内の様々な業種の事業所が会社の特徴や求める人材、市内で働くことのメリットなどを説明する高校生向け地元企業ガイダンス事業を。6月には主に高校3年生を対象として、実際に事業所を訪れ、施設や職場の雰囲気を見て感じ取ることにより、生徒が本市内の事業所で働くことをイメージしてもらう、いぶすき魅力発見J o b ツアー事業を実施しております。このような機会を設けることで、市内企業の人材確保の促進、若者の地元定着につながることを期待できるところでございます。また、高校卒業後に市外への進学や就職を希望している生徒にとっても、将来、Uターンしようとする場合の手助けになるのではないかと考えているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** 一昨日、私も高校生向け地元企業ガイダンス事業を見学させていただきました。参加していた生徒たちが、目を輝かせて、真剣に企業の説明を受けている姿に感動しました。指宿の企業を知って興味をもってもらうためにも、是非、今後とも続けていていただきたいと思えます。

最後に、観光業について。人口減少が進む中、観光は人を呼び込むという役割があると思います。観光として、どのように産業を活性化していくおつもりか、お聞きいたします。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 観光業についてでございますが、宿泊業を中心とする本市の観光産業の裾野は広く、その経済波及効果は市内の全ての産業に影響を与えます。そこで、事業の実施に当たっては、観光関係者をはじめ、飲食業、農業、漁業、製造業、Uターン、Iターン、Jターン者など、様々な方々の御意見を伺いながら、観光と他産業との連携を強化し、域内調達を可能としていくことで、地域経済全体における稼ぐ力を高め、魅力ある観光地を形成し、交流人口、関係人口の拡大につなげてまいりたいと考えております。そのため、市では観光客を呼び込むために、県全体の観光をリードする鹿児島県や県観光連盟と連携しながら、教育旅行の誘致やインバウンドの回復を見据えた情報発信、旅行商品の造成等

を行っております。そのほか、近隣市町・観光協会等との広域連携による観光イベントへの出展や、SNSを活用した周遊施策の展開、JRや航空各社といった輸送キャリアと連携した誘客キャンペーン等も実施しているところであります。あわせて、旅行エージェント向けの相談会や説明会にも積極的に参加し、提案や要望等を直接伺い、コンテンツの磨き上げ等に反映することで、指宿ファンやリピーターの増加に努めているところでもございます。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。様々な分野にわたり、質問させていただきました。丁寧に答弁いただき、ありがとうございます。答弁にもありましたように、人口減少問題に対し、それぞれ多くの施策を精力的に取り組まれていることがよく分かりました。今後もそれらの計画が進んでいるかどうかを確認し、その都度、改善を加え、是非、反省からの発展を目指して行ってください。

人口減少対策について、教育を通じた取組として、山村留学は考えられないのでしょうか。他自治体において、山村留学を通して、その地域の郷土芸能や人々の温かさに触れ、お世話になったその地域に恩返しをしたいと、市役所職員や介護施設職員になって戻って来る例もあると知り、それは100人に、200人に一人かもしれないけれども、本市でも小中学校での山村留学のような取組はできないのでしょうか、お聞きいたします。

**○教育部長（紺屋聖一）** 山村留学制度とは、過疎化が進んでいる地域の学校などが、留学生を受け入れ、学校教育の振興や地域の活性化を図ることを目的として、市町村、学校及び地域が主体となって実施する制度となっております。鹿児島県内においても、離島地域を中心に、小規模な小中学校で山村留学が実施されているようでございます。また、留学する際は、対象の学校へ転校するため、対象地域に家庭で転居する家族留学方式や、児童生徒だけが里親となる家庭へ住所を移すホームステイ留学方式などが多くなっているようでございます。そのため、学校の受入だけでなく、家族で住める住宅や、里親となる家庭の確保、また、地域の伝統芸能や自然活動を体験するための受け入れ、地域の方々の協力、留学に対する親の負担や補助金制度など、生活面をどう支援していくのかという総合的な受入体制の整備が重要であると考えております。今後、教育委員会として、市の人口減少対策を含め、どのような取組ができるのか、調査研究を進めていきたいと考えております。

**○2番議員（松下知恵）** それでは、例えばショートステイなどを通じた、県外児童との交流のような活動により、指宿市の魅力を体験することで、興味、関心を持ってもらい、将来、指宿に関わってもらえることができるような取組というものはないのでしょうか、お聞きいたします。

**○教育部長（紺屋聖一）** 児童のショートステイの実績といたしましては、現在、姉妹都市である千歳市との間で、平成7年度から指宿市・千歳市青少年相互交流事業を実施しております。令和2年度から4年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、オンラインでの交流となっているところでございますが、これまで、夏は千歳市の児童が本市に、

また、冬は本市の児童が千歳市に赴き、ホームステイを行い、それぞれの家庭様式を体験し、相互の友情を深める取組を行っております。活動を通して、それぞれのまちの良さや特徴を認識し、改めて郷土愛を育むことができるように取り組んでいるところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** それでは、市立の指宿商業高校においては、指宿の魅力発信を進め、指宿市への興味関心を高めていくために、どのような取組が行われているのか、教えてください。また、例えば県外の生徒の受け入れなども含めた、様々な方法を行うことはできないのでしょうか、お聞きいたします。

**○教育部長（紺屋聖一）** 指宿商業高等学校におきましては、県外への指宿の魅力発信について、令和4年7月23日、24日、JR九州博多駅において、指宿のたまたま箱列車の内覧会において、生徒も参加し、見学者を出迎えるなどの活動を行っております。また、令和4年11月18日から11月20日、大阪で行われた秋のさつまつり2022に生徒が参加しております。このイベントは大阪と鹿児島島の学生が、大阪で開催される鹿児島物産展に参加し、PR活動を行うというものでございました。どちらの活動においても、好評をいただいております。県外における指宿の魅力発信の一助となっております。人口減少対策としての県外高校からの生徒受け入れにつきましては、進級、卒業に必要な単位取得の関係から難しい面がございます。しかし、例えば課題研究におけるオンラインでの協働的な学習や、修学旅行を利用した学校訪問による生徒交流など、本市への興味関心を高めていく様々な方法について、学校と連携を図りながら、情報を収集し、調査研究を進めてまいりたいと考えております。

**○2番議員（松下知恵）** はい、ありがとうございます。教育を通じた新しい人の流れを、是非、つくっていただきたいと思っております。

実は、この山村留学については、私が議員になる前から考えていたことでした。それを実現するためには、様々な課題があることが、今回、よく分かりました。しかし、素人だからこそひらめくアイデアもたくさんあると思っております。様々な仕事に従事している人ではないと出てこないアイデアもあると思っております。そういう市民の方々アイデアを取り入れ、話し合う場も設けていただければ、これからの人口減少対策の何かヒントになることがあるのではと思っております。

冒頭でも申し上げましたとおり、人口減少、少子高齢化の問題は本市にとっても最重要な喫緊の課題であり、現在、考えられるあらゆる対策を厳しい財政状況の中ではありますが、積極的に試みる必要があると思っております。先ほど同僚議員も質問されて、提案してりましたが、人口減少や定住促進に対する施策を、組織横断的に取り組むことができる人口減少対策課や定住対策課といったような、専門部署を設けて対策を行っていく考えはないのかを、最後に市長にお伺いしたいと思います。

**○市長（打越明司）** 今年の施政方針の一番に大切な事業として、人に関わる政策ということ、これまでも述べてまいりました。人を得るために、様々な政策や資金を投資してい

く、このことは非常に大事だというふうに思います。先ほどの新宮領議員の質問も、同じような方向での趣旨の質問もありました。今回、課として増設をするというふうには、まだ至りませんが、今年、市内の方々向けに考えれば、やはりその出会いをサポートして、とにかく市内に住んでいるの方々の中で、チャンスがあれば結婚をし、出産をし、子育てをしていただく、そういう機会を広げていくための、そういった施策。あるいは、移住者、定住者を増やすための施策。そして、人が住むときに必要なものは住まいと仕事です。この住いと仕事をしっかりとマッチングさせていけるようなお手伝い。そのために、空き家を活用したり、様々な移住のお手伝いができるようにしていく。そういったものを一つの場所で、ワンストップでしっかりとやっていけるということが大事だろうと思いますので、そういう場所を庁舎内にですね、しっかりと人々が相談をしやすい、訪れやすい場所をきちんと設けて行こうというふうに思っています。今回は、そういったものに、この包括的に取り組むような場所として、この市長公室内に地域創造係という形で設置をしたいと思いますが、これも場所的にはですね、2階の奥まったところに来るといのはなかなかですので、みんながこう訪れやすい場所を窓口にして、そこでこうワンストップで相談ができるという形で進めていきたいというふうに思っております。また、この地域創造係においては、移住・定住とか空き家活用を専門的に担当するようなメンバーとして、地域おこし協力隊も任用するつもりであります。現在、その募集をしている最中であります。また、指宿温泉まちづくり公社とも連携を図りながら、移住・定住促進の取組に加えて、天然砂むし温泉のまちとして、様々な魅力の発信にも取り組んでいきたい。やっぱり、市内でもそうですけれども、特にこの市外から来られる、関心を持っているの方々に対しては、一番聞きたいところ、一番手伝ってもらいたいところが、その情報としてしっかりと提供されなければ意味がありませんので、今、そういったサイトについては、関心を持っている方々は必ずこう訪れてくれるというところもありますので、是非、情報発信の強化も図っていききたいなというように思います。いずれにしても、今後、指宿市が取り組んでいく大きな手段の一つであるというふうに自覚をして、これからも力強く進めて行きたいというふうに思います。

**○2番議員（松下知恵）** はい、ありがとうございます。人口減少問題は一朝一夕に解決できるものではありません。大切なのは、地域経済の活性化を図るとともに、市民だけでなく、市外の方々から見ても住みよい、魅力あるまちになれるかどうかだと思われま。市長におかれましても、数10年後の本市の状況を見据えた未来に希望が持てるまちづくりを進めていただきたいと思います。私も議員になり1年が経ちました。市長をはじめ、行政の方々、先輩議員の方々、そして、市民の皆様がたくさん御指導いただいた1年でした。ありがとうございます。これからも将来へ希望が持てる若者も、今、指宿を支えてくださっている現役世代も、高齢者の方も、子育て世代も、みんなが幸福に生活できる指宿を目指して、ここにいらっしゃる皆様とともに努力してまいりたいと思っております。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時40分

再開 午後 3時51分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、恒吉太吾議員。

○8番議員（恒吉太吾） 皆さん、こんにちは。8番、恒吉太吾です。障害を理由とする差別の解消を推進し、全ての人々が分け隔てなく人格と個性を尊重し合いながら共存するために、平成28年4月に施行された障害者差別解消法により、行政機関は社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことが義務付けられました。障害のある人やその家族から、何らかの配慮を求める意思表示があった場合に、負担になり過ぎない範囲で社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行わなければなりません。障害者差別解消法の施行に伴い、本市における認識と、どのような合理的配慮が行われているのか、お尋ねいたします。

次に、フレイル予防の取組について、お尋ねいたします。フレイルとは、日本老年医学会が2014年に提唱した概念であり、健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下がみられる状態を指し、適切な治療や予防を行うことで、要介護状態に進まずに済む可能性があります。第8期高齢者福祉計画介護保険事業計画に介護予防の総合的な推進が明記され、フレイル予防も重要になっています。フレイル予防について、本市における認識と予防の取組が行われているのか、お尋ねします。

これまで、フレイル検診の評価基準にない口腔機能のオーラルフレイルの概念も提唱され、予防にも取り組まれています。オーラルフレイルだけではなく、聴覚に起因するヒアリングフレイルも、今後、予防の必要性が高まっています。東京大学名誉教授秋山弘子先生の協力の下、聴脳科学総合研究所中石真一路氏により提唱された新しい概念であるヒアリングフレイルは、耳の虚弱を意味し、聞き取り機能が衰えた難聴状態を指します。その概念や重要性を認識し、どのような取組が行われているか、お尋ねいたします。

次に、要介護認定調査についてお聞きします。介護保険サービスを利用する場合に必要な介護保険被保険者証交付のため、要介護認定を市から受ける必要があります。第8期高齢者福祉計画介護保険事業計画の中でも、介護認定の適正化は重点項目とされています。その介護認定の申請から認定までの一連の流れについて、お尋ねいたします。

次に、本市における要介護認定調査の年間の申請者数を、新規申請、更新申請をお尋ねいたします。認定調査を行う調査員の数と、一人当たりの月間平均認定調査件数、認定調査1件当たりの所要時間について、お聞きいたします。

最後に、介護保険の財源構成をお聞きしまして、1回目の質問といたします。

○市長（打越明司） 恒吉議員からは、障害者差別解消法について、あるいは、それに基づく合



理的配慮が行われているか、という質問をいただきました。障害者差別解消法は、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互の人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として制定されたものであります。また、本法律で役所や事業所において、合理的配慮の提供が義務化されていますが、この合理的配慮とは、手話を用いて説明してほしい、広報紙を点字で訳してほしいなど、障害のある方から配慮が必要であると伝えられた場合において、その必要な配慮に対して対応することです。本市におきましては、平成10年9月1日から、各庁舎の窓口における手話通訳者の設置や、イベント、各種大会等への手話通訳者、要約筆記者の派遣などを行っております。また、広報いぶすきでは視覚障害者に対し、点字や音声により変換したものを発行し、情報・コミュニケーションの支援に努めているところであります。

他の質問につきましては、関係部長から答弁をさせたいと思います。

**○健康福祉部長（山元成之）** フレイル予防についての認識と、予防のための取組について、お答えいたします。フレイルとは、加齢や疾患により心身の筋力が低下した状態になることで、進行すると要介護になる可能性が高まります。特にコロナ禍におきまして、高齢者の生活が大きく変化し、外出自粛などによりまして、運動量や人との交流が減少したことにより、筋力や認知機能の低下を招く健康二次被害が問題になるなど、フレイル予防の重要性につきましても、十分認識しているところでございます。本市におけるフレイル予防の具体的な取組としまして、公民館で行われているころばん体操時に、体力測定や栄養・オーラルフレイルの講話などを実施しております。また、市主催の脳のトレーニング教室を行うなど、フレイル予防対策に努めております。あわせて、ころばん通信や広報紙などに、各地区の活動紹介やフレイル予防対策の情報を掲載するなど、市民に対して、フレイル予防の周知を図っているところでございます。

続きまして、ヒアリングフレイルの概念や重要性等につきましても、お答えいたします。ヒアリングフレイルとは、聴覚機能が低下することによりまして生じるコミュニケーションの問題や生活の質の低下などを含めた、心身の衰えの一つで、近年提唱された比較的新しい概念でございます。聴力が低下すると会話が消極的になったり、活動範囲が狭まったりすることで、コミュニケーション不足につながり、認知機能の低下やうつ状態のリスクが高まるとも言われており、本市においても、その概念や重要性は理解しております。しかしながら、このヒアリングフレイルにつきましても、比較的新しい概念であることから、現時点ではヒアリングフレイル予防につきましても取組は実施していないところでございます。

続きまして、要介護認定の一連の流れにつきましても、順次、お答えいたします。介護保険における要介護認定につきましても、市の窓口で認定申請を受け付けたあと、市の訪問調査員が被保険者の自宅や介護施設などに出向いて、その方の身体機能や認知機能などを調査する認定調査を行います。その結果及び主治医意見書の内容を基に、コンピューターによる一

次判定を経て、介護認定審査会において介護度の判定を行い、市が認定するものでございます。要介護認定の新規申請及び認定期間満了による更新申請の数につきましては、令和3年度におきまして、新規申請904件、更新申請1,994件、合計2,898件でございます。認定調査を行う調査員数につきましては、現在、10名で認定調査を行っており、一人当たりのひと月の平均件数につきましては、常勤4名が平均39件程度、月12時間程度勤務する非常勤6名が平均18件程度でございます。また、1回の調査に係る所要時間は、基本調査74項目で1時間程度でございます。

最後に、介護保険の財源構成でございます。介護保険の保険給付金の財源としましては、65歳以上の第1号被保険者の保険料が23%、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料が27%、国が25%、県が12.5%、市が12.5%となっております。

**○8番議員（恒吉太吾）** はい、ありがとうございました。フレイル予防、この昨今のコロナの中ですね、大変重要になっておりますので、今後も取組をしていただきたいのと、市の認識としまして、ヒアリングフレイルに対しましては、まだまだこれからなのかなというところがございますので、順次、質問させていただきたいと思います。

先ほども述べましたが、ヒアリングフレイルは耳の虚弱を意味しまして、聞き取り機能が衰えた難聴状態を指しますが、この一般的な難聴と言われるものの種類と特徴について、お尋ねいたします。

**○長寿支援課長（大岩本幸司）** 難聴とは、音が聞こえにくい状態を言います。一般的に難聴の種類は大きく分けると3種類に分類されるようです。一つ目が、外耳や中耳に何らかの障害があることで音が小さく聞こえる伝音性難聴。二つ目が、内耳やその奥の神経に障害が起こり、聞こえの幅が狭くなり、言葉の聞き分けがしにくくなる感音性難聴。三つ目が、伝音性難聴と感音性難聴が同時に起こる混合性難聴であります。難聴の原因は様々ですが、伝音性難聴は、中耳炎などが原因である場合が多く見られるようです。感音性難聴は、加齢による内耳の衰えやメニエール病などの内耳の病気が原因である場合が多く見られるようです。

**○8番議員（恒吉太吾）** 今、説明をいただきまして、3種類、大きく分けてあるという中で、その中でも、今回、取り上げたい難聴、年をとりますと自然と聴力が低下する加齢性変化による難聴。これが、先ほど申された感音性難聴に当たるのかなと思いますが、加齢による聴力の低下というのは、一般的に高音域から始まると言われております。比較的低い周波数で構成される母音成分、あいうえおですね、は聞こえても、2,000ヘルツ以上の高い周波数で構成される子音成分は聞こえにくい状態となります。音がですね、小さく聞こえるだけではなく、音声に歪みが生じる。そして、こもって聞こえるために不明瞭になり、音として聞こえているのに、何を話されているのか、言葉として認識しづらくなる状態になります。ちょっとモニターを使って説明をさせていただきたいと思います。モニターをお願いします。聞こえにくさをですね、可視化するため、イメージ図で説明させていただきますが、どちらも

聞こえるの漢字の一文字なんですけど、左右どちらが認識しやすいでしょうか。パソコンのですね、ドットで表現しましたが、左のほうが16ドット、右が64ドットで例として表しているんですが、左の場合ですね、一つ一つが大きくて、明瞭度が低い状態です。パズルで言えば、大きなところが何個か抜けて分かりにくい状態とでも言いますか、認識しづらい状態です。逆にですね、右側は明瞭度が高いものでありますので、小さなピースが集まっている状態で、欠けているものが少なければ、音を高精細化することで、言葉としての認識率が向上すると思います。つまりですね、この図からも分かるように、ただ単に大きな声で話せば聞こえると勘違いされがちですが、不明瞭なまま、例えば左ぐらいの大きさのままですね、単に大きな声で話して耳に入ってきたとしても、聞こえにくさは変わらないということが、この図からも理解していただけたらと思います。モニターは結構です。日本の想定難聴者数は約1,430万人と言われておまして、これは総人口の11.3%に当たります。また、国立長寿医療研究センターによる疫学調査では、難聴の有病率は65歳以上から急激に増え始め、75歳から79歳では、男性71%、女性では67%、80歳以上になると、男性の84%、女性でも73%が難聴であると言われております。このようにですね、年齢を重ねるごとに聴力の低下は明らかであり、ヒアリングフレイル予防のための対策や取組は喫緊の課題ではないかと思っております。例えば、先ほども説明でありましたが、オーラルフレイル。口腔ケアが意識されはじめ、治療から予防へシフトしたことで、歯の健康の重要性が高まり、予防への意識が高まっております。本市におきましても、ころばん体操の際、ころばん通信も見させていただきましたが、オーラルフレイルの重要さというのは認識されていると思います。このオーラルフレイル同様にですね、今度はヒアリングフレイルや難聴の早期発見、こちらも治療から予防へとシフトし、予防への意識を高めるために、現在、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする、策定中の第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に、ヒアリングフレイル予防の重要性を鑑みまして、施策として盛り込むことができないか、お尋ねいたします。

**○健康福祉部長（山元成之）** 第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、令和6年度から8年度を計画期間とし、令和5年度中に策定予定でございます。介護予防の取組としまして、フレイル対策は重要であると認識しております。そのためには、しっかりと計画を立てて取り組むことも重要であると考えております。ころばん体操などの高齢者が集まる通いの場における運動や栄養、口腔指導などと合わせて、耳の体操などのヒアリングフレイルにつきましても、第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に記載することができないか、検討してまいりたいと考えております。

**○8番議員（恒吉太吾）** 今後、ますます大切なことになってくると思いますので、是非、盛り込んでいただくようお願いいたします。

大阪市の豊中市、埼玉県の入間市といったところではですね、認知症の危険因子でもある

難聴について、普及啓発し、早期発見、また、ヒアリングフレイルや認知症の進行に対する予防の促進を目的として、連携協定を締結しております。本市でもヒアリングフレイル予防の重要性を鑑みまして、このようなですね、連携協定を締結するといった考えがないか、お伺いいたします。

**○健康福祉部長（山元成之）** 県外の自治体、大阪府豊中市では、令和5年2月6日に協定を結んでおります。また、埼玉県入間市では、令和4年11月30日に結んでいるようです。協定の内容は、ヒアリングフレイルや難聴に関する知識の普及啓発、アプリ及び対話支援機器の活用、認知症予防に向けた関係機関との連携というような内容で、その事例も把握しております。ヒアリングフレイルにつきましては、比較的新しい概念であるというふうには、私たちも思っておりますが、本市としましては、連携協定の取組につきましては、第9期高齢者福祉計画、介護保険事業計画への記載と併せまして、他自治体の取組や連携協定の内容等につきまして、調査研究してまいりたいと考えております。

**○8番議員（恒吉太吾）** はい、ありがとうございます。重要性を認識されているということですので、この第9期への盛り込み、そして、連携協定についても、是非ですね、他自治体、相当進んでいますので、調査研究と言いますか、早期に進めていただきたいというふうに思います。

この、今、中ですね、アプリという話が出ましたので、次に、アプリを活用したヒアリングフレイルチェックについて、お尋ねしたいと思います。やはりですね、この聴覚の問題、早期に聴覚機能の低下に気付くことも重要になってまいります。しかしですね、ヒアリングフレイルとか、難聴というものは、目に見えて気付きにくい。見た目で判断することは大変難しいという課題があります。そこで、聞き取る脳の力、聴覚の現在の状況をチェックすることも、課題解決につながるのではないかとこのように思っております。改めて、また、モニターをお願いいたします、御覧ください。九州大学病院耳鼻咽喉科、東京都産業技術研究センター、ユニバーサルサウンドデザインが共同開発いたしました聴能力チェックは、アプリを使い、簡単に聴覚の状態をチェックするものです。タブレット端末などを使用し、音声で流れる単音の言葉をクイズ形式で答えていくゲームアプリで、言語の認識状況を聞こえる、聞こえないといった感覚ではなく、可視化して、聞き取る能力、轟音知覚能力をチェックするものになっております。モニターは結構です。先ほどありました、大阪府の豊中市、東京都豊島区など他の自治体では、ヒアリングフレイルチェックを無料で行い、結果によっては耳鼻咽喉科につなぐという連携も行われております。このようにですね、聴覚ケアであったり、ヒアリングフレイル予防に積極的に取り組んでいる自治体もありますが、本市におきましても、早期の聴覚機能の低下や聴覚の状態を認識するために、先ほどありましたころぼん体操、そういったものと同様にですね、ヒアリングフレイルチェックを行えないか、お尋ねしたいと思います。また、現在はころぼん体操に参加すれば、このポイント事業

とされていると思うんですが、このヒアリングフレイルチェックも受けること、参加することでポイント事業とできないか、お尋ねいたします。

**○長寿支援課長（大岩本幸司）** アプリの活用の件でございます。タブレットやスマートフォンで使用する、聞こえをチェックするアプリがあります。このアプリを定期的を使用すると、聴覚機能の衰えを早期に発見し、フレイル予防や耳鼻咽喉科の受診への気付きにつなげることができる効果があるようです。アプリを活用することで、現在の聞こえの状態を確認する一つのきっかけになることも考えられますので、ころばん体操等で使用することを検討していきたいと考えております。ポイントの関係ですけれども、ころばん体操等に参加しますと、その時点でポイントが付いてきますので、その中でのアプリという形になれば、ポイントは体操自体に付いてくるという形になります。

**○8番議員（恒吉太吾）** はい、ありがとうございます。是非、ポイント事業としてもしていただけのことですので、よろしく申し上げます。

次に、ヒアリングサポーター養成講座、養成について、お聞きしたいと思います。ヒアリングフレイルの取組も、先ほどの答弁を伺いまして、まだまだこれからのことだと思いますが、聞こえに対する理解であったり、取組というのは、本当に多くの課題を抱えております。だからこそ、今、まだ本市では進んでいない中ですので、このヒアリングフレイルに対しての正しい知識を持ち、理解することが重要になってまいります。まだ、一般的には浸透しておりませんが、ヒアリングフレイルへの理解を広める活動として、聞こえにくい人や聴覚障害のある人とのコミュニケーションケアやサポートを行うヒアリングフレイルサポーター制度というものがございます。私もZOOMでですね、この講座を受講して、終了証もいただいておりますが、受講する中で、ヒアリングフレイルそのものであったり、予防について、本当にたくさんの気付きがありました。他の一般的なフレイルと違いまして、聞くことであったり、ヒアリングフレイルについては、なかなか知る機会がない、学ぶ機会が少ないです。知らないのであれば、理解が進むはずもありません。ヒアリングフレイルに対する正しい理解を深め、適切な支援の輪を広げる、普及、啓発のために、まず市職員、又は介護、福祉、医療関係者を対象とした、基本的知識習得のためのヒアリングフレイルサポーター養成講座を行う考えはないか、お尋ねします。本市においては、認知症サポーター制度ですかね、いろいろ他にもあると思いますので、できるのではないかと思いますので、お尋ねいたします。

**○健康福祉部長（山元成之）** ヒアリングフレイルサポーターとは、聞こえにくい高齢者などとのコミュニケーションを行う場合の聴覚の基礎知識や対話支援技術を学び、相手に安心していただきながら対話ができる方のようなようです。ヒアリングフレイルサポーター養成講座の開催につきましては、現在、県外のNPO法人において、オンライン、ZOOMによって行われております。ヒアリングフレイルは市として、現在、取組が遅れております。しかしなが

ら、大切なことだと思っておりますので、まずはサポーター養成講座の概要や実施方法、受講に係る費用、今後の展開を含めて調査してみたいと考えております。

**○8番議員（恒吉太吾）** このサポーター養成講座って言いますか、受けてみると、本当に目からウロコと言いますか、本当に大切なことに気付かされますので、是非、まず受けていただきたいというふうにも思っております。それから、ほかの職員の皆様、そして、医療、福祉、介護の関係者に広げていくように、よろしく願いいたします。

次に、難聴が認知機能や認知機能検査に与える影響について、お伺いします。2017年、国際アルツハイマー病会議、AAICにおいて、難聴を認知症発症のリスクを高める危険因子の一つに挙げており、フレイルに陥る原因となるという研究結果もあります。更には、予防可能な12の要因の中で、難聴は認知症の最も大きな危険因子であると指摘もされております。聴覚機能の低下が認知機能に与える影響について、どのように認識しているか、お尋ねします。併せまして、また、難聴をそのまま放置しておく、認知症をはじめ、どのようなリスクが起り得ると考えられるか、お尋ねいたします。

**○健康福祉部長（山元成之）** まず、認知症に与える影響についての考えでございます。2017年に発表されました論文におきまして、認知症の発症には高血圧や糖尿病、喫煙など、多くの危険因子があり、難聴もその一つとされております。耳から入る情報が減少するとコミュニケーションや社会的活動が少なくなり、脳が委縮して認知機能が低下するという仮説があることから、聴覚機能の低下が認知機能に何らかの影響を与えるのではないかと考えております。難聴を放置することでどのようなリスクが考えられるかということでございます。難聴を放置すると、社会生活におきまして、様々な支障をきたすことが想定されます。例えば、コミュニケーションが取りづらくなることで、社会活動が減少し、社会的孤立や引きこもりなどからフレイルの危険が高まり、要介護状態になることも考えられます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 様々なですね、リスクがあると思います。今は認知機能の面についてお伺いしましたが、次は検査に与える影響について、お伺いしたいと思います。介護認定調査や認知症スクリーニング、調査や検査時に難聴をですね、認知症と勘違いされるケースもあると伺っております。その予防のために、最近では、検査時の過小評価の防止のために、対話支援機器を導入する事例も増えておりますが、この対話支援機器とはどのようなものか、理解していれば答弁をお願いしたいと思います。またですね、あわせて、実際に見たり使ったりしたことがあるのか。あわせて、この対話支援機器の検査への導入事例を把握しているのか、お尋ねいたします。

**○健康福祉部長（山元成之）** 対話支援機器というものは、マイクで入力した話し手の声を、見えるような音に変換し、高性能スピーカーから出力することで、発言の内容が聞き手に伝わりやすくなる機器であります。医療機関、介護施設、企業、自治体等で導入している事例があるようでございます。知っているかということですが、今回の御質問をいただきまして、

対話支援機器を調べる中で、県内の介護関係の事業者が、県内の介護関係のセミナー等で対話支援機器の紹介のデモを行っていることを調べました。その事業者に、是非、見せていただけないかと御相談したところ、先日、3月14日、火曜日に市役所にその対話支援機器を御持参いただき、説明してもらいました。当日は長寿支援課や国保介護課、地域福祉課、総務課の職員のほか、実際に訪問調査を行う認定調査員も参加し、総勢20名程度、対話支援機器を実際に試してみました。参加した職員などからは、クリアな音質でよく聞こえるとか、聞こえにくい人にはいいのではないかと、という高評価の感想が出されました。

続きまして、他自治体における対話支援機器の導入事例でございます。要介護認定調査時に使用する対話支援機器の導入につきましては、現在、県内の市においては導入している実績はないようですが、県外の自治体におきましては、導入事例があるというふうに認識しております。

**○8番議員（恒吉太吾）** 先ほど、1回目の答弁でいただいたんですが、介護認定調査の人数であつたり時間。調査員は10人いらっちゃって、その中でも約2,900件ですかね、1年間に。これ以外にも区分変更であつたりとかあるので、多分3,000件を超えると思うんですが、その認識でよかったですでしょうか。

**○国保介護課長（湯ノ口繁生）** はい、そのとおりでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 年間3,000件。すごい数字だなと思います。これを10の方がされている。その中でも、常勤の方、1か月当たり39件、すごい数ですよ。本当、大変だと思います。そして、調査時間も大体1時間を超えるというふうにお伺いしましたが、私も仕事の関係上、認定調査に同席することが、以前、ありました。調査員の方々がですね、先ほど74項目あるとおっしゃいましたが、この質問の受け答えがスムーズにできずにですね、多くの時間を要し、本当に苦慮されているのを間近で見まいりました。これはですね、先ほどありましたように、やはり聞こえにくいといったことがですね、この調査の時間に大きな影響を与えているのではないかとこのように考えております。そこでですね、この介護認定調査の際に、調査員の方々というのは、認知症なのか、難聴なのか、どのような基準に基づいて判断しているのか、お尋ねいたします。

**○健康福祉部長（山元成之）** 訪問調査の基本調査におきまして、身体機能を評価するための13の項目の中に、聴力の項目があります。その13の項目を、認定調査員が実際に確認して評価をしております。一方、認知機能を評価する際には、生年月日、今の季節など、9つの項目によりまして、総合的に評価するものでございます。また、認知症高齢者の日常生活自立度の判定につきましては、訪問調査時の様子から、日常生活に支障を来していないかを判断しております。筆談等で意思疎通が図られ、日常生活に支障を来していなければ、聴力の程度によりまして、認知症と判断するものではないというふうに聞いております。

**○8番議員（恒吉太吾）** 調査項目でですね、聴力、これが普通の声がやっとな聞き取れる、かな

り大きな声なら何とか聞き取れる、といった設問も、この聞こえ方というのは、調査員の方によってばらつきがあるんじゃないかなというふうに思います。それは、人がすることですので。またですね、家が静かであるか、沿線沿いで賑やかであるか、そういったところであったり、調査員の声の大きさ、検査を受ける環境によっても変わってくるのではないかなというふうに思っております。先ほど、いろいろ認知的なところで、季節とか誕生日とか聞くというものもありましたけれども、認知機能の低下により、受け答えが難しいのか、聴力の低下で正しい受け答えができないのか、判断に迷うケースというのも多々あるのではないかなというふうに思っております。聞こえづらい人は、自分から聞こえにくい状態を相手に伝えることを避ける傾向にあります。そのため、自ら相手が言っている言葉を推測し、聞こえるふりをしてしまうこともあり、結果としてですね、本来とは異なる認定、過小評価が出ていることも予想されるのではないのでしょうか。鹿児島県内の病院の話なんですけど、対話支援機器を使用して検査が行われました。HDSR、認知症を調べる長谷川式簡易知能評価スケールといわれるものですが、この対話支援機器を使用することで、聞き直す回数や聞き返し回数の減少、検査時間の短縮、検査結果の得点の向上が見られました。具体的に申しますと、被験者の聞き直し回数が10回から2回に減少。質問者の言い直し回数が18回から2回に大幅に減少しております。また、検査時間が2分30秒短縮し、更には検査点数も9点向上いたしました。このHDSRにおいて9点向上というのは、相当の向上になるわけですが、このようにですね、対話支援機器利用により、今まで聴覚低下のある方で、認知症として判断されていた方の中には、聴覚の影響で質問が正しく認識できていなかったために、聞こえるふりをしていました。聞こえるふりをして答えて、得点が低値に判断されていた可能性が認められたわけです。この対話支援機器を導入することでですね、検査をする側、される側、両方ともですね、ストレスが大幅に減り、負担軽減にもなります。認定調査や認知症スクリーニング検査の過小評価を防止し、第8期計画の中でもありました、介護認定の適正化にもつながります。このようなメリットが多いんですが、対話支援機器を、まず、介護認定調査に導入する考えがないか、お尋ねいたします。

**○健康福祉部長（山元成之）** 先ほど、対話支援機器のデモを見ましたという説明をさせていただきました。介護認定に実際に行く方々も、耳の聞こえづらい方につきましては、結構苦戦している場合もあるようで、ホワイトボードを使ったり、あるいは、手ぶりをしたりということもあるようです。そのために、時間もかかることもあるかもしれません。また、今、議員がおっしゃったように、質問が全て正確に理解できればいいんですが、聞こえにくいことで、理解が薄かったりとか、あるいは重い判断をするってこともあるかもしれません。そのようなことを踏まえた人たちが、対話支援機器を見まして、これはいいよねと、非常に分かりやすいよねということで、評価は高かったと思っております。要介護認定調査におきまして、対話支援機器を導入することにより、訪問調査に要する時間が短縮され、その時間を認



定調査員が訪問調査後に作成する認定調査票の作成時間にも割り当てることで、申請から認定までの期間を短縮できると思っております。認定調査におきましては、認定調査員が被保険者の自宅、介護施設等に向いてその方の身体機能、認知機能等を聞き取りによりまして調査するものでございます。現在、先ほど申しましたように、訪問調査の際、調査員の声が聞き取りにくい方に対しまして、立ち会っていただいている家族、あるいは、介護職員等がその方に聞き取りやすい単語や口調等で代わりにお伝えいただくことによりまして、その方の身体機能等を可能な限り適切に判断できるように努めております。対話支援機器につきましては、要介護認定調査時における訪問調査員との意思疎通をより確実、よりスムーズに行うことができる手段の一つであると考えられておりますので、他市町村の使用状況等を調査し、今後、研究してまいりたいと考えております。

**〇8番議員（恒吉太吾）** 他市町村の導入状況、まだ鹿児島県ではないということであれば、指宿が一番最初に始めるチャンスでもあります。なんでもかんでもお金が掛かるから入れるなと言われるかもしれませんが、とても必要だと思っておりますので、ちょっとお金の話をさせてください。認定調査ですね、聴力が一次判定結果にどのような影響を及ぼすかシミュレーションし、結果として、一次判定の要介護度が軽度、要支援1・2、要介護の1の場合ですね、聴力に要介護認定等基準時間の影響から、要介護度が変わる可能性があることが示唆されております。要支援2とですね、要介護1で大きく異なる、認知症の疑いの有無になるんですが、個別のケースでももちろん判断は変わってまいります。要支援2に比べて、認知症が疑われる場合は要介護1となる可能性が高くなります。これ、対話支援機器を入れることで、もしかしたらこういったことを防げるかもしれません。要介護1の場合、区分支給限度基準額は1万6,765単位、16万7,650円ですが、例えば過小評価されて、要支援2になった場合、1万531単位、10万5,310円になります。この差額は、月額で6,234単位ですので、6万2,340円になり、年間にしますと7万4,808単位、74万8,080円になります。先ほど、年間3,000人の方の認定調査を行っている、この中ですね、たった1件だけ、一人の方が過小評価を予防されたとして、適正なですね、介護度が判定されただけでも、年間74万円の介護給付費の抑制につながる可能性があります。第8期の中でもアンケートがありましたが、この要介護1の方の28.2%は介護サービスを支給限度基準額いっぱいまで使っている。これ、書いてありますよね。対話支援機器は1台10数万だと思っておりますが、その導入金額を上回る効果があるのではないかとこのように思っています。3,000人の中のたった一人、適正な判断ができるだけで74万の削減になります。再度になりますが、対話支援機器の導入ができないでしょうか。導入に際してはですね、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用もできるのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。

**〇健康福祉部長（山元成之）** 繰り返しになります。対話支援機器につきましては、非常に正しい介護調査ができるというふうには思っております。我々も実際、試してみても、非常に効果

があったというふうには思っております。今、議員から、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用という御提案がございましたが、対話支援機器の財源としまして、この臨時交付金の活用につきまして、令和5年度におきましては、エネルギーや物価の高騰などへの使用となりますので、活用は難しいというふうには聞いております。ただ、介護保険制度としまして、ほかの事業等組み合わせて、ちょっと検討してみたいと思います。

**○8番議員（恒吉太吾）** 是非、使えるものを探していただいて、導入に向けて進んでいただきたいと思います。

次は、市役所窓口への対話支援機器導入について、お尋ねいたします。モニターを御覧ください。これはですね、指宿庁舎1階の窓口の様子になります。新型コロナウイルス感染症の感染リスク低減のため、窓口には飛沫防止の亚克力パネルが設置され、職員もマスクを着用しております。モニターは結構です。来庁者に対応する職員は、どのような点に留意して対応を行っているのか、お尋ねいたします。

**○総務部長（下吹越寿）** 窓口の対応につきましては、現在、今、モニターにありましたように、パーテーションがありまして、職員、マスクを着けているという状況になります。中にはやっぱりそのパーテーション越しですので、職員が市民の方からの要望等、お話について聞こえづらいという場合があるそうです。それにつきましては、近くに回って行って、お話を聞いているということでございます。そういう対応をとっているということでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 聞こえにくいから回って聞くというのは、また、リスク管理のところからどうなのかなという気もいたします。

3月13日以降の話なんですけど、厚生労働省はマスク着用の考え方について、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねるとなっております。本市におきましては、この3月13日以降、庁舎窓口において、マスク着用は職員各々の個人の判断で行っているのか、お尋ねします。あわせて、亚克力パネルの設置は、今後、どうするのか、お尋ねいたします。

**○総務部長（下吹越寿）** まず、職員のマスクの着用についてですが、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部において、マスクの着用の考え方を見直し等についてが決定されたことに伴い、本市職員の勤務中のマスクの着用については、個人の判断に委ねることを基本とするが、窓口等において、市民等と接する場合はマスクの着用を推奨するという取り扱いにしています。それと、窓口に設置されているパーテーションについてですが、現時点では撤去の方針は定めていないところでございます。まだ新型コロナウイルス感染症を心配されている市民の方もいらっしゃるかと思いますので、暫くの間は設置を継続することになるかと考えております。なお、5月に新型コロナウイルス感染症の法律上の位置付けが2類相当から季節性インフルエンザと同じ5類へ移行されますことから、その際に、撤去についても検

討していきたいと考えております。

**○8番議員（恒吉太吾）** であるならば、当分の間はマスク着用も推奨され、アクリルパネルも設置されたままということだと思っておりますが、であればですね、これまでと同じく、高齢者や難聴の方にとっては、マスクで口元の動きが見えず、視覚情報が限定され、マスク越しの声がゆがんで聞こえることが考えられます。またですね、大声で話されるということは、その方へのプライバシーも守られず、心理的負担も大変大きくなると思います。更にですね、必要以上に大きな声で話すという行為は、難聴の特性を全く理解していない行為であり、これはヒアリングハラスメントにつながる可能性もはらんでおります。先ほど、合理的配慮について触れましたが、行政として絶対にあってはならない行為だと思っております。是非、気を付けていただきたいと思います。窓口でもですね、会話支援機器を導入すれば、プライバシーが保たれ、聞き取りやすく、職員側も言い直しや聞き直しも大幅に減り、意思疎通がしやすくなり、対応時間も短縮されるといったメリットが生まれます。感染症対策と、スムーズで負担の少ないコミュニケーションの両立が実現可能の会話支援機器を窓口を設置できないか、お尋ねいたします。

**○総務部長（下吹越寿）** 市役所の窓口への設置でございますが、答弁、繰り返しになりますけれども、先ほど言いましたように、現在、新型コロナウイルス感染症の対策としまして、窓口にはパーテーションを設置しておりますが、職員の話が聞こえづらいというお客様に対しては、先ほども申しましたように、職員がお客様に、市民の方に近づいて、ゆっくりと丁寧に説明するなどしており、現在のところ、大きなトラブルはないようでございます。また、パーテーションの有無に関わらず、職員の話し声が聞き取りにくいという方への支援の一つといたしまして、対話支援機器を窓口を設置するという方法もございますが、話す内容が周囲に聞こえるなどの弊害もあるようございます。どのような支援が望ましいのか、担当部署とも一緒に検討してまいりたいと思います。

**○8番議員（恒吉太吾）** 対話支援機器、そういったデメリットありますか。指向性が高いので、周りの方が聞こえるというのは少ないと思うのですが、その点、もう一度、どうでしょうか。

**○総務課長（山下浩二）** 私もデモに参加して聞かせていただきました。確かにクリアに聞こえるんですが、その分、結構広い範囲に声が聞こえておりましたので、今、部長が申し上げましたように、どのような使い方がいいのか、担当部署ともう1回検討してまいりたいということでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** やり方ですね、そうしたプライバシーの問題はクリアできますので、是非、検討に向けて進んでいただきたいと思います。

最後に、市長、よろしいでしょうか。時間がありますので。障害者差別解消法が施行され、自治体は合理的配慮を行わなければならない法的義務がある中、市民の福祉向上のため

に環境整備を行うことは喫緊の課題となっております。聞こえづらさを抱える方の負担を増やすことなく、話す側からですね、是非、支援であったりとか、対策を行っていくことが求められております。先日、厚生労働省が40歳から64歳の方が負担する第2号被保険者の介護保険料の推計が、2023年度は平均で一人6,216円になると発表しました。2000年の制度開始時には、月2,075円でしたので、実に3倍になっております。対策をしっかりと行うことが、介護保険の削減にもなり、指宿に住む子育て世代や若い世代の負担軽減にもつながります。ひいてはですね、先ほど市長からもございましたが、子どもを産み育てやすいまちにもなっています。窓口であったり、調査の際に、数台の会話支援機器を導入することで、まず、適正な認定が行われます。そして、増加し続ける介護保険給付費の抑制に効果があるだけではなく、若い世代の負担軽減や認定調査員、そして、窓口業務の効率化といった、市長の言われる財政再建、財政改革にも直結するのではないかと考えております。このようにメリットの多い会話支援機器の導入ができないか、最後に市長にお答えいただきたいと思えます。

**○市長（打越明司）** 先ほど来、様々なフレイル対策についてのお話を伺いながら、明日は我が身だなどと思いながら、身につまされる思いで聞いているところでありました。ちょうど、この介護保険の第2号被保険者、今月まででございまして、来月から、私、1号のほうに進むこととなります。いずれにいたしましても、様々な分野で、そうしたことが少しずつ進歩が見られて、それが指宿の市民サービスにとってですね、向上につながる、あるいは職員の皆さんの負担軽減になったり、あるいは正確な介護の審査ができる。利点については様々な伺いましたので、ここについては、職員の答弁と一緒にありますけれども、できるだけいい活用ができるかどうかという方向で、しっかりと検討したいというふうに思います。

**○議長（下川床泉）** お知らせいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、予め延長いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時48分

再開 午後 4時58分

**○議長（下川床泉）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、井元伸明議員。

**○13番議員（井元伸明）** 質問の一番最後となりましたが、元気よくお尋ねいたしますので、一つ、簡潔な答弁と求めたいと思えます。

13番、井元でございます。まず、本年3月をもって退職される皆様方に、長年、指宿市発展のために御尽力をいただき、誠にありがとうございました。退職後も健康に気を付けて、指宿市発展のために御指導くださいますようお願いいたします。本当に御苦労様でございました。

それでは、通告してあります4項目について、お尋ねをいたします。打越市政も2年目を迎えられました。これまでの1年間は前市政を引き継ぎながらの様々な財政再建に取り組んでこられてまいりました。これからの新市政に向けて、新しい施策に進んでいただけることを期待しまして、質問をさせていただきたいと思えます。

ここに、指宿市民の意識調査をされたものがございませう。それによりますと、市政の課題は何かとのアンケートについて、指宿市民の望んでいることの中で、福祉と教育に期待していることが大方の方でございませう。また、市長に何を求めるかについては、一番多かったのは政策でございませう。全体の43.15%という数字が出ております。特に高齢者問題や教育問題を含めた子育て支援に期待をしていることがございませう。市長は将来が楽しみになるまちを目標に、五つのキーワードを、まず1番目にワンチーム、2番目に財政再建、3番目に住みやすい町、4番目に稼げる町、5番目にIT化と情報発信を掲げて、今年には子育て支援と経済対策を合わせての子育てどんどん応援事業をスタートするとのこととございませうので、これらのことを念頭にいたしまして、お尋ねをいたします。

まず第1点目は、1月の24日から25日において、指宿市の基幹作物でもございませう、ソラマメ、スナップなどによる凍結被害が発生をいたしてございませう。これらの被害状況について、多くの同僚議員からもお尋ねがございませうけれども、重複しないようにお尋ねをさせていただきますが、敢えてお尋ねをいたします。これらによる被害状況について、どれぐらいの被害が発生したのか、再度、お尋ねをしたいと思います。

次に、子育て支援についてでございませうが、先月、兵庫県相生市に子育て支援について、最も先進的な取組をされているということで、調査に行つてまいりました。このことについても、同僚議員の何名かの方々より質問がございませうが、敢えて人口減少対策の中でも、とりわけ大切な問題であると思ふことから、お尋ねをさせていただきます。我々文教厚生委員会は1月の25日、指宿市でも大雪被害が発生した日とございませうけれども、兵庫県相生市に調査に行つてまいりましたので、お尋ねをいたします。ここでは、子育て支援事業に11の鍵として幅広く事業展開を充実させておられました。特に幼稚園から小中学校給食費無償化については、1億6,100万円を支援して、子育てしやすい環境をつくつておられました。親御さんの負担軽減策として、早い時期から取り組まれておられました。これらを踏まえて、指宿市も給食費の無償化に努力すべきではないかと思われませう。そこで、伺います。現在、指宿市の給食費の助成費はいつ頃からどれぐらいの支援をされてきているのか、お尋ねをいたします。

第3点目に、今、全国どこでも人口減少社会に悩まされてございませう。指宿市においても、定住促進支援制度を制定し、様々な施策に取り組んでおられますが、これらの成果はどのようなものがあつたのか、お尋ねをいたします。

次、4点目に、学校跡地利用についてでございませうが、地域活性化に利活用するとしてお

りましたが、未だに活用されておられません。その活用するための前段階として、今回、サウンディング型調査、対話型市場調査を実施され、先月より公募も行っておられるようでございますが、この調査の方法と内容と、その結果はどうであったのか、詳しく説明を求めて、第1回目の質問といたします。

**○市長（打越明司）** 井元議員から人口減少対策についてのお尋ねがありました。今般、この議会において、人口減少対策、指宿市の取組については、今年の最大の注力すべき課題として、これまでも述べてきたとおりであります。これからの指宿市の人口推移を見ますと、国立社会保障人口問題研究所の推計によれば、今の42年後、令和47年には1万7,200人にまで減少するとの推計結果が出ています。この急激な人口減少を少しでも抑制をし、推計を上回る人口を維持していくために、第二期指宿市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、四つの基本目標を掲げております。一つ目は、稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする。二つ目は、多彩なつながりを築き、指宿への新しい人の流れをつくる。三つ目は、結婚、出産、子育ての希望を叶える。そして、四つ目は、人が集う、安心して暮らすことができる、魅力的な地域をつくと、この四つの柱であります。この四つの基本目標を軸にしながら、自然増につながる出生率の向上に資する取組はもちろんのこと、移住・定住者の増加を促進できるよう、地域おこし協力隊員を任用しながら、移住相談窓口のワンストップ化やお試し滞在サポート事業、移住者への新築住宅購入の補助事業などに取り組んできたところでもあります。

残余の質問については、関係部長等から答えさせたいと思います。

**○総務部長（下吹越寿）** 1回目の市長の答弁の中で、成果もということだったので、成果だけを答弁させていただきます。移住・定住に係る事業の令和5年2月までの現在までの実績としましては、45世帯85人が移住をされております。

**○教育長（吉元鈴代）** 小中学校の給食費助成についてでございますが、いつ頃から始まり、どのように拡充したのかの御質問をいただきました。本市では子育ての支援を推進し、学校給食費に係る保護者の負担を軽減することを目的にして、令和元年度から学校給食費の一部補助を実施しております。補助額につきましては、令和元年度が月額900円。令和2年度と令和3年度が1千円。令和4年度が1,100円の補助を行っております。令和5年度につきましては、学校給食費を月額400円値上げする予定でありますので、急激な値上げ分の支援策としまして、学校給食費等の補助金も月額200円増額し、月額1,100円を1,300円にする予定でございます。

**○農政部長（寺田昭宏）** 1月24日から25日の積雪による農作物の被害状況についてであります。市や県、JAいぶすきで状況を調査したところ、本市の基幹作物であるスナップえんどうやソラマメをはじめ、花き類などが大きな被害を受けていることが確認されており、現在のところ、被害面積は約510haで、被害総額は約18億7,000万円と見込んでおります。

います。主なものとしたしましては、野菜類ではスナップえんどうが被害面積292haの被害額11億2,551万円。ソラマメが被害面積168haの被害額6億2,277万円。実えんどうが被害面積22haの被害額6,690万円となっております。また、花き類ではグラジオラスが被害面積1.5haの被害額864万円。観葉植物が被害面積1.3haの被害額2,027万円。果樹類ではびわが被害面積3.2haの被害額543万円となっているところでございます。

**○総務部長（下吹越寿）** 学校跡地利活用に関するサウンディング調査の説明と、その結果についてでございます。サウンディング型市場調査は、民間事業者のアイデアや考えなどについて、直接、対話を通じて意見交換を行うものです。今回の調査で例えますと、学校跡地はどのような活用ができるのか。また、どのような条件であれば、民間に活用してもらえるかなど、一定の目安を掴むために実施したもので、多くの自治体でも取り組まれている手法でございます。事業内容や事業実施の方法などに関して、直接、対話することで、民間事業者の意向を事前に把握することができ、その後の進め方を検討する際の情報収集ができるというメリットがあります。また、事業に対する民間事業者の理解促進や、参入意欲の向上にもつながることが期待できるものと考えております。

続きまして、旧山川、徳光、利永3校の学校跡地のサウンディング結果ですけれども、市内2業者、市外2事業者の計4事業者からの提案があり、意見交換や現地見学を実施いたしました。徳光小学校跡地につきましては、IT交流施設やクラフトビールの醸造所として活用する案。また、私立の通信制の農業高校として活用する提案がございました。山川小学校跡地につきましては、農産・畜産・水産品の規格外品などを活用した加工品生産工場として活用する提案があったところです。なお、利永小学校跡地については、提案がありませんでした。

**○13番議員（井元伸明）** それじゃ、2問目にまいりたいと思います。まず、上から順番に、農業問題について、お尋ねをさせていただきたいと思うんですが、今、重ねてお伺いしましたようにですね、この大寒波による被害額は相当、県内でも幅広くございましたけれども、県内全体によりますと、全体で被害額がですね、県の約7割程度、約18億7,000万円という被害状況でございましたけれども、そのうちの7割という、大方は指宿市の被害になっているようでございます。本当に、こういう状況の中ですね、基幹産業でもある、この農業のですね、被害額が大きいことから、農家の中ではですね、即、資金繰りというかですね、今、肥料高騰やいろいろな上がっている状況の中でもですね、いろいろ、マメ類、ソラマメについても、今、収穫の真っ最中でございましたので、そういう方々は即資金繰りに困っている方も非常に多いと聞いておりますが、この方々へは、いろいろな支援が、国・県からの支援があると説明を受けましたけれども、この中でですね、どのような支援をされておられるのか。また、あるいはですね、被害保険と、収入保険ですかね、これに入っている方もいらっしゃるようにお聞きしましたけれども、この収入保険に加入されている割合というのは、全

体の中ではどれぐらいの割合でおられるのか、お尋ねをしたいと思います。

**○農政部長（寺田昭宏）** 収入保険に加入している割合を、まず、御説明させていただきます。

2020年の農林業センサス農家数が1,519戸ということですね、その約10%が加入されているというふうに把握しておるところでございます。

**○13番議員（井元伸明）** この、せっかくいい制度があるにも関わらず、大方、それに加入されていないという方が多いようでございますので、これもですね、もう説明はあったと思いますけれども、やっぱりこれ、市独自としてですね、いろんな形で支援策を考えておられるということでありましたけれども、お金の貸出というかですね、融資をして、利息を補填してあげるというようなことでもございましたけれども、これらについては、実績としては、今、どれぐらいあるのか、お尋ねをしたいと思います。

**○農政課長（鴨崎一郎）** まず、今、御指摘のありました、指宿市雪害緊急対策の資金の貸付。これが、基本的に農業振興促進基金の貸付ということで、認定農家、認定新規就農者に関しましては、上限50万円。それから、販売農家に関しましては、上限25万円ということで、いずれも1年据え置き均等償還、5年償還という支援でございますが、現在、この申し込みに関しては、昨日もちょっとお話をしましたけれども、現在のところ、20件ほど相談、それから、窓口対応ということで、うち、昨日は1件と申し上げましたが、本日現在で2件、明日、この審査会を開催する予定ですが、そういった状況でございます。なお、今後、利子補給というところに関しましては、また、議会にもお諮りしながらですね、しっかりとした予算をお示しをして、関係の金融機関と契約をしていくというようなことになろうかと思っておりますので、そのときに、また、皆様方にもお諮りをし、御了解いただきたいというふうに思っています。

**○13番議員（井元伸明）** 指宿の基幹産業としてですね、ソラマメとか、ブランド品でございますスナップエンドウ類ですね、そういうのが、非常に大きな被害を受けての支援策ということではございますけれども、天候の状況によって、いろいろ被害はあろうかとは思いますが、これもですね、これらの農家の方々のために、速やかなるですね、一つ、支援策を講じていただいてですね、これからもまた、応援をしていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

次に、2番目ですね、後継者育成というか、今、指宿市ではですね、農業後継者の育成についてとありますけれども、農家全体の後継者不足は深刻な問題でもございます。国内ではですね、自給率を上げようということで、現在の約37%を上げようと努力はしているようではございますけれども、なかなか上手く行かない状況でもございますけれども、その中で、とりわけ農業者の方々もですね、一生懸命頑張っておられますので、この後継者不足、あるいは農家の後継者の育成というのが、非常に急務ではないかと思われまので、この後継者不足についてですね、現在、指宿市内の後継者の育成状況というのはどのような推移で



動いていらっしゃるのかですね。ちょっと、先日もあったと思うんですけども、幾らか横ばいの状態のようでありますけれども、もう1回、お願いをしたいと思います。

**○農政部長（寺田昭宏）** 本市の新規就農者や後継者の過去5年間の状況について、御説明させていただきます。45歳未満の新規就農者が経営開始から5年間の就農計画を作成し、市に認定された場合、認定新規就農者となります。この認定新規就農者の過去5年間の状況につきましては、平成29年が5名、30年度が11名、令和元年度が8名、2年度が6名、3年度が12名となっており、令和3年度までの市町村の認定者数の中では、県内1位となっているところでございます。また、認定新規就農者以外にも、45歳を超えて就農する方や、後継者として親元就農する方などもいることから、実態としては、これよりも多い方々が新規に就農しているというふうに考えているところでございます。

**○13番議員（井元伸明）** ありがとうございます。この農業の後継者の育成というのが、非常にですね、やっぱり肝心じゃないかと思われまますのでですね、これからも、今、ありましたように、部長からの答弁では、県内では一番であるということでありましたけれども、これに驕らずにですね、一つ、本腰入れて、支援のほう、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それとですね、農業問題についてはですね、もう1点、鳥獣被害というのがございますけれども、この鳥獣被害、今、キャベツを採っている方々に聞きますと、ヒヨドリがもう集団で押し寄せてきましてですね、もう農作物に、やっぱり脂落として青い野菜を食べるといことらしいですけれども、こういうのを捕って、イノシシについても、昨日、あったように、年間で400頭ぐらい捕っているというときにですね、この猟友会の方々が、今、少なくなってきたいて、免許を取る方もなかなか難しい状況にもあるということでしたけれども、こういうときにですね、捕獲した、このイノシシ類でですね、こういうの処理できるというか、できる方も何人かはいるみたいですが、今、県外においても、佐賀県とか大分県辺り、県内でもですね、この処理場の施設の問題がいろいろと聞くことが多いんですけども。先日も、この猟友会の方からお聞きしたときにですね、是非、指宿市の施設を活用してですね、解体して販売までできるような方法がとれればということ、ちょっとお聞きしたんですけども、これについてはですね、市の施設を利用して、こういう解体をしたり、販売できるようなことができるというか、そのようなこと、聞いたりなんかしたことがありますでしょうか。

**○農政部長（寺田昭宏）** ジビエの件について、御説明いたします。本市と有害鳥獣処理施設を設置しているほかの地域との比較をいたしますと、本市は捕獲頭数が少なく、また、以前の調査では、ほとんどの猟友会会員の方が、捕獲鳥獣を食料として自分で利用しているということだったことから、ジビエとして利用できるものはかなり少なくなるのではないかとこのように考えているところでございます。このことから、販売目的での食肉加工施設の整備及

びその後の運用は、現状では困難であるというふうに考えております。ですが、今後、猟友会の皆様の意見も参考にしながら、費用対効果等も考えながら、必要に応じて検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○13番議員（井元伸明）** イノシシ類は年々、捕獲頭数が増えている状況でもありますので、私が、ちょっと一部の猟友会の方から聞いただけでございますけれども、今後、やっぱり増えてくる可能性もいっぱいありますので、何かと検討できるようにですね、よろしくお尋ねしたいと思います。

続いて、時間の関係で、子育て支援についてまいりますけれども、これも何人かの方がお尋ねしておりますけれども、冒頭に申し上げましたようにですね、子育て支援、このあとお尋ねしますけれども、人口減少問題についてもですね、やっぱり鹿児島県指宿市だけじゃなくして、人口はどんどん減ってきておりますけれども、いかにこれからですね、指宿市が一人でも人口を増やししながら、あるいは、児童生徒を増やすためにはですね、何らかのやっぱり手立てを、行政としてやるべきじゃないかと思う観点からですね、あえてお尋ねをいたします。先ほど答弁があったようにですね、今まで1,100円助成されていたものをですね、本年は、今、原価の高騰というか、電気代、油代諸々が高騰している状況でもある中でですね、それは理解できますけれども、子育てを一生懸命やりましようと言っている中でですね、この値上げというのは非常にですね、400円上げても200円は助成をしていただくということらしいですけれども、そういう中でもですね、保護者が、コロナ禍で仕事も減ってきて、いろんな収入も下がっている状況の中でですね、指宿市がこういう状況で値上げに踏み切るといのはですね、非常に、私もどういうことなんだろうかと。お隣の南九州市や南さつま市ではですね、給食費の完全無償化に踏み込んでおられます。そういうのを受けてもですね、指宿市が幾らかは助成があったにしてもですね、今、こういう時期に上げると、子育て中のお父さん、お母さん方はですね、どういうふうに受け取られるのか、非常に心配をします。あとでお聞きしますけれども、この定住促進もやっておりますけれども、こういう方々がですね、幾ら入って来ても、子供さん方がいる方が、今、小中学生を持っている方々が、この上がるのが、たかが400円と思われていらっしゃるかもしれませんが、本当にこれは大きいものがあると思うんですよ。幾ら定住促進の施策をいろいろ講じてもですね、なかなか本当に、定住、移住される方が増えてこないのは、そこら辺りにもあるのじゃないかと思っておりますので、どういう意味でですね、この400円値上げに踏み切られたのかですね、そこ辺りの内容について、一つ、お尋ねをしたいと思います。

**○教育部長（紺屋聖一）** 令和5年度の学校給食費につきましては、原油価格の高騰、円安等の影響により、食品等の記録的な値上げが行われ、現行の学校給食費では適正な給食の提供が困難と見込まれたことから、小中学生ともに学校給食費を月額400円値上げする予定でございます。そのため、学校給食費等補助金につきましても、学校給食費の急激な値上げ分の支

援策として、月額200円増額して、小中学生ともに月額1,100円から1,300円にする予定でございます。それに伴いまして、保護者負担額も月額200円の増額となり、小学生が月額2,900円から3,100円、中学生が月額3,500円から3,700円となる予定でございます。

**○13番議員（井元伸明）** 4月から小学生が3,100円になると、2,900円が3,100円ですね。中学生が3,500円から3,700円ということですね。本当に子育てで一生懸命頑張っているお父さん、お母さん方にですね、どういう気持ちでこれをお伝えするのかなと、私は本当に、どこの市町村においてもですね、全国、今、この物価の高騰というのは、もう朝夕晩のテレビのニュースでも、今月は何品上がるとか、1品、2品じゃなくて、200、300、桁が全然違いますけれども、それは分かります、本当に、上がるのはですね。ですけれども、これに对应していくのが行政じゃないかなと思うんですけれども。そこで、ちょっとお尋ねいたしますけれどもですね、今年度、子育て支援と経済対策を合わせての子育てどんどん応援事業というのをスタートさせるということでございますけれども、この事業というのは、まず、何をどういうふうにする事業なのかですね、ちょっと御説明いただけますでしょうか。

**○健康福祉部長（山元成之）** 指宿市子育てどんどん応援事業につきまして、お答えいたします。子育て支援の一つとしまして、今週日曜日の3月12日から8月31日までを実施期間とする、物価高騰に伴う子育て世帯支援事業の指宿市子育てどんどん応援事業を開始いたしました。この事業は、平成16年4月2日から令和4年12月31日までに生まれた高校生相当までの子供5,492名に、一人当たり1万円を給付する事業で、予算規模としましては、約6,100万円となる事業でございます。事業の内容は、指宿市内の登録店舗で使用できる鹿児島銀行のデジタル地域振興券、又は指宿商工会議所及び菜の花商工会の共通商品券のいずれかを選んでいただき、物価高騰等に直面している子育て世帯に御活用いただこうとするものでございます。市ではこの事業を実施することによりまして、子育て支援と地域経済の活性化の両面に大きく寄与できるものと考えております。

**○13番議員（井元伸明）** これが、今、私が言っています、給食費のですね、いろんな無償化につながるのかなと思ったから、ちょっとお尋ねしたんですけれども、物価対策ということには変わりがないということでありまして、それはそれとしてですね、今まで給食費の完全無償化についてですね、同僚議員もいろいろお尋ねした中では、今まで、給食費の完全無償化については慎重に検討していきたいと、これまで何回か述べられているようなんですけれども、これが、無償化するためのですね、議論というのはどのようなことをされているのか。こういうのはもう、検討も何もしていなかったのかですね。そういうことで、この400円の値上げとなってきたのか、ここら辺りはどうなんですか。真剣に検討されたんですか。

**○教育長（吉元鈴代）** これまでも全体で検討してまいりましたけれども、学校給食費の完全無償化につきましては、子供を産み、育てやすいまちを目指していく上では大事なことだと考えております。認識しておりますが、一方で、継続的な財源の確保が課題となっているとこ

ろでございます。当面は、学校給食費の保護者負担に対する一部補助を継続して実施していきたいというふうに考えております。

**○13番議員（井元伸明）** 本当に、我々が行きました相生市のほうでもですね、この完全無償化については、最初、取り入れたときに、一般市民からもですね、なんで子供だけの給食費を無料にせんないけないのかということの、反対とまではいかないけれども、そういう声もあったらしいけれども、徐々に、いまではやって良かったねという声でですね、皆さん喜んでおられるという話を聞きましたけれども。やっぱし、子育てのお父さん、お母さんが元気にならないとですね、幾ら人口を増やしましょうととっても、なかなか前には進まないのが現状じゃないかと思うんですよ。だから、そういうことですね、これからいろんな方にしてもですね、お父さん、お母さんが経済的に安心して子供を産み、育てられるような環境をつくるためにはですね、一步ずつ、そういう子育て環境という意味から、是非、今後の給食費についても、完全無償化について、検討をしていただきたいんですが、いかがですか、それについては。

**○教育部長（紺屋聖一）** 学校給食費の完全無償化につきましては、子供を産み育てやすいまちを目指していく上で大事なことであると認識しているところでございます。これまで慎重に検討してまいりましたが、当面は現在の学校給食費の一部補助を継続し、保護者の皆様には学校給食費の一定負担をお願いしたいと考えているところでございます。

**○13番議員（井元伸明）** 次にですね、やっぱり子供の医療費助成についてでございますけれども、これらについても、高校生まで完全無償化というのが、今、叫ばれております。皆さん、どこの自治体も取り組んでおられるのが実情のようでございますけれども、指宿市で完全無償化にすると、財源として1,500万円ほど掛かるという答弁を聞いておりましたけれども、今後ですね、この人口減少対策や子育て支援を本気で取り組む姿勢があるならばですね、これらに対してはですね、本当に真正面から真剣に取り組んでいただきたいんですが、これらについてのお考えはいかがでございましょうか。

**○健康福祉部長（山元成之）** いわゆる高校生世代まで子ども医療費を無償化すると、約1,500万円、市のほうで増額するというふうには考えております。そのようなことから、高校卒業までの無料化につきましては、子供の保健の向上と子育て世帯の経済的負担の軽減を図るなど、少子化対策の重要な施策の一つであると認識しております。しかしながら、一方で、継続的な財政面の問題も検討が必要であり、実施につきましては慎重に検討しているところでございます。現在、国は子ども・子育て支援に重点をおくことを最重要課題の一つとして掲げておりますので、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

**○13番議員（井元伸明）** 今ありましたようにですね、国のほうでも6月にはこども家庭庁が発足するというに合わせて、この子育て支援を一生懸命したいということで、給食費にしろ、この医療費にしてもですね、助成をしていきたいということで、まだ検討の段階では

あるようではございますので、是非、そういうのですよね、給食費についても、医療費についても、今後とも真剣に取り組んでいただけるようお願いしたいと思います。

時間の関係上、人口減少対策について、お尋ねをいたします。この人口減少対策については、もう全国でどこでもやっていることでもございますけれども、指宿市の人口の推移を見てみますとですね、昭和25年、ここ辺り、一番多いときで6万7,977人ということでもございました。合併時、平成18年ですね、この時期が4万6,822人という状況で、もう年々、どこでもこれはもう一緒だろうとは思いますが、出生数にしても、平成25年まではですね、年間300人以上の出生があった状況でありましたけれども、もう平成16年辺りから、だんだん亡くられる方が多くなりまして、もう600人を超えている状況でもございます。転入、転出数を見てもですね、過去5年平均ということでもありますけれども、転入者が約1,391人、転出者が1,550人と、マイナスの158人という減少社会の状況が、今の指宿市であろうかと思われまます。こういう状況の中でですね、いろんな形でお試しサポート事業とかですね、いろんなことをやられて、施策の中ではございますけれども、やっぱりどこに、さっきも議論がありましたように、50歳以下であるとか、65歳までとかありましたけれども、やっぱり子育ての最中の方々がですね、これから新婚で指宿に来られて、住みたいと思われたいと思いますか、この給食費が上がったりとかですね、こういう状況を聞いたりなんかしたときですね。もちろん、高齢者の方であれ、誰でも指宿に住んでいただきたいというのは、もう本当に切なる思いでもございますけれどもですね、本当にこの、東京一極集中が、一時、コロナ禍で緩んで、地方にずっと出ているようではございましたけれどもですね、この状況の中でですね、私がちょっと調べた中でですが、全国で一番この人口の上昇率というか、千葉県の流山市は、6年連続人口増加率が1位ということでもございます。全国792市の中での第1位という、6年連続という、これはどういうことをやっているかという、ほかでやらないことを一生懸命やられたりですね、外部からの課長さんを招き入れてですね、思い切った施策に取り組んでおられるようでもございます。やっぱりそのようなことをやらないと、指宿市もですね、ただ他市がやっているような、お試しサポートとかいろんな事業もやっておられることは、もうありがたいことではありますけれどもですね、本年度についても、この地域創造係を新設されるということでもございますけれども、市長、どうですか、こういう形で、もうちょっとこの窓口についてもですね、今、あっちこっち分かれておりますよね、支援の仕方が。これを窓口を一本化してですね、今度の地域創造係というのを、2階じゃなく、市長公室に新規設置ということになっておりましたけれども、こちら辺りも、一番お客さんが来て分かりやすい場所、1階のですね、そこ辺りに窓口を一つにまとめてですね、そういうのをつくったほうが、本当にいいんじゃないかと思われまますけれども、市長はこの点については、今、子育てには一生懸命取り組んでやっておられるということで、これからもやるということでもございますので、これについて、ちょっと、市長としてのお考えを、どのようなも

のがあるのか、お尋ねしたいと思います。

**○市長（打越明司）** 今の井元議員の質問については、移住・定住も含めて、子育て世帯、子育てをする若い人たちへのアピールについてのお話だったというふうに思いますけれども、無償化、あるいは医療の無料化というものについては、先ほど新宮領議員にも申し上げたように、環境をしっかりと整えながら、必ずやるという思いです。取り組んでいくということは申し上げたとおりでございますが、一番大事なことは、毎年必ずやる。一度始めたら最後までやり続けるということが大事だと思っていますので、例えば、子育てのどんどん支援というのはですね、物価の高騰に対しての対応は、様々な商品券事業を年末年始にかけて、3割増し増しでやっているわけです。それで、いろんな物価高騰に対しては、みんなで対応してくださいということで、全市民を対象にやりました。そして、その中で、とはいえ、やっぱり一番、この年度末の子供たちが卒業したり、あるいは入学をしたり、学年が上がったり、そういった、いろんな動きの中で、子供を持つ世帯が一番大変だろうということで、指宿市でこのどんどん支援をやり始めた。もう既に始まっています。そして、一応、3月から8月までということをやっていますが、これは他のまちではやっていません。指宿市が自分たちで、我々で考えて、やっぱり子供を持つ世帯は応援せんといかんよねと。例えば、先ほどの給食費の問題と比較すれば、400円上がったというのは、材料費がそれだけ上がったという単純な計算です。これはもう、給食係の皆さんが計算をすると、今年は材料費が400円上がりそうだと。それは、野菜だったり、肉であったり、少しずつ全部上がったわけですから、そういう状態だと。それをどういうふうに負担しようかという議論を一方でやりました。教育委員会の皆さんは、もう是非、今回はそれを市のほうで負担してくれという意見を随分言いました。子供たちを直接見ているところですから。値上げが始まってから、後半戦のこの半年間をですね、今まではその値上げ分は全部市が負担してきたわけです。そのための補正予算も組んで、皆さんに了解をしてもらっているわけです。その上で、今年からどうしていくかという相談の中で、この全額を市が払うのであれば、これからもう、どんどん無償化へいくための状態ができてなければいけないので、やっぱり急激に上がっていくことを防ぐために、一旦、400円の部分を半年間近く市が負担をした。次は、200円は今度は負担してもらおう。急激に上がらないように、少しずつですむようにやりながら、実は一人一人の負担で考えますと、小学生であっても中学生であっても、大体、皆さんの上がった負担というのは11か月分ですから、2,200円ずつですよ。子供が1人いれば2,200円、2人いれば4,400円上がるわけですが、その分も含めて、子供1人について、1万ポイント、あるいは1万円という給付をしたわけです。そのことも含めて、この物価高の対応に使ってくださいねということで、我々は小中学校の給食を払っている子供たちだけではなくて、0歳から18歳まで、全てそれを対応していこうということで、行ったわけです。政策というのは、その何か一つだけのことではなくて、様々な分野でいろんな応援をしていくと。いろん

なところでいろんな応援をしていくというのが、非常に大切だというふうに思います。是非、そのことについては、御理解をいただきたいと思います。県内のいろんなところを調べてもですね、なかなかやっていない応援だというふうに思います。例えば、飼料なんかが上がりました。よくよく畜産のことは御存じだと思いますが、そういったものに対する支援も、指宿とか、南九州が県内では一番力を入れて取り組んでいるわけでありまして。そういう独自の政策はやっています。今、無償化の問題も含めて、例えば県内で、今、無償化を実現したのは19市のうちで、南さつま市だけだったわけですね。今回、南九州市が2番目に名乗りをあげたという状態でありまして、私も南九州市の市長ともいろいろ意見交換をしました。財政力で言えばですね、やっぱりまだまだ向こうが上です。借金は、向こうが130億円少ないです。貯金は向こうが40億円たくさん持っています。合わせて170億円分の財力を向こうは持っている。1万円ちょっとの無償化を実現すると、1億1,000万ぐらいだと言っていましたけれどもね。それで考えても、100年以上分の貯えがうちよりはあるわけです。そういう中で、羨ましいねと、だけど指宿も頑張るね、というようなお話をすることでありました。各県内の自治体の皆さんもですね、この値上がりの中で、どういうふうに何を支援するかということは、随分、それぞれの自治体で悩んでいます。段階的にやっっていこうとすると、ころもあれば、やっぱりうちと同じように、財政状況をしっかりやってから、思い切ってやっっていこうねという道を選ぶところもあります。そこところは、是非、一つ理解をいただいて、そして、この移住・定住についてもですね、人口減対策については、先ほども申し上げましたが、あの2階の奥まった場所では人は来ません。あそこに来る人は、市長に会ってですね、いかんぞってこう言いに来る方が多いわけですから、1階にですね、席をとって、ワンストップでできるところ。ここに来れば、そのいろんな案内をしてくれる。あるいはつないでくれる、紹介をしてくれるというような形で、そこでやっぱりいろんなことが解決できるように。特に若い人たちは、やっぱり住いのことと仕事のことを一番聞いてきますので、特にこの二つについては、できるだけデータを収集をして、お役に立ちたいというふうに思っております。頑張ってます。

**○13番議員（井元伸明）** 市長の思いはよく分かりましたけれども、なるべく早くですね、全部じゃなくしても、いろんな形で、ここに少子化対策は将来の不安解消が第一というのがありましたけれども、人口減少は労働力の確保と経済の循環に大きな影響を与えるということでございます。少子化の要因の一つには、高額な子育て費用というのが考えられるということで、これは2021年文科省の試算でございますけれども、幼稚園から高校までの学費がですね、公立の場合が574万円、私立の場合は1,838万円掛かると試算をされておられます。将来の不安が解消されないと、少子化の流れは食い止められないでしょうということで、書いてございましたけれども、そういう意味でもですね、一つ、財政のことを一生懸命言われておりますので、立て直しをしながらですね、一つ、子供たちには、手厚い、いろんな形ができ

るようになりますね。やっぱり子供たちがいないと明るい未来はないと思うんです、指宿のですね。そういうこともございますので、一つ、これからも頑張っていたきたいと思います。

最後のほうで、学校跡地のことについてお尋ねをいたします。先ほどの答弁の中でもありましたように、徳光小学校に交流施設の設置とかですね、クラフトビール、醸造酒やレストランの設置とか、私立通信制の農業高等学校の設置というのもございましたけれども、これらについてはですね、以前から話があったように、学校の跡地は地域の方、地域のためになるように。地域の方々に聞きますと、子供たちの声が聞こえない、いないとなれば、非常に寂しいという声を多く聞きますので、こういう形でもですね、地元でもちょっと聞こうと思ったんですけども、もう地元の方々もですね、こういう形で使いたいとお尋ねをしたら、ちょっとそれでは合わないということで、相談されたということでもありますので、27日からですか、公募をされているようでございますけれども、これらもしっかり取り組んでいただきたいと思います。

時間がありませんので、池田小学校の校舎の現状についてと対策について、最後にお尋ねいたしますけれども、小学校のですね、入り口の職員室のところの廊下が、もうぼこぼこになって歩きにくい。我々が歩くと破れるんじゃないかというぐらい、びっくりしましたけれども、これらの対策はですね、もう、今日、昨日に始まった話ではありません。入り口だけは1m四方で補修してありましたけれども、何箇所かあります。給食の材料が来ても、出すにしても、迂回して運ばないと運びにくいというのも聞きましたので、できるだけ早く、対策を講じてほしいんですけれども、いかがでしょうか、これについては。

**○教育部長（紺屋聖一）** 学校施設の修繕につきましては、限られた予算の中で、小中学校施設の修繕を行うため、緊急性等を考慮しながら、順次実施しているところでございます。池田小学校の修繕につきましても、他の学校での必要な修繕も考慮しながら実施してまいりたいと考えているところでございます。

**○13番議員（井元伸明）** 幾らですね、小規模校とはいえですね、一生懸命、子供たちが頑張っておられます、先生方もですね。一日も早い補修ができて、安全な状況にしていきたいと思います。

以上で、質問を終わらせていただきます。

**○議長（下川床泉）** これにて、一般質問を終結いたします。

#### △ 議案第34号上程

**○議長（下川床泉）** 次は、日程第3、議案第34号、令和4年度指宿市一般会計補正予算（第17号）について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。



### △ 提案理由説明

○市長（打越明司） 今回、追加して提出いたしました案件は、補正予算に関する案件1件であります。

議案第34号、令和4年度指宿市一般会計補正予算（第17号）について。

主なものは、自治公民館における空調設備の追加工事分に関わる補助金について、計上するものであります。

その他、補正予算額など詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（下吹越寿） それでは、命によりまして、追加議案について、御説明申し上げます。提出議案の1ページを御覧ください。

議案第34号、令和4年度指宿市一般会計補正予算（第17号）について、であります。

補正予算書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ41万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を276億6,375万6千円にしようとするものであります。

第2条で、繰越明許費を補正するものであります。内容につきましては、7ページの第2表、繰越明許費補正でお示しの事業について、繰越明許費の変更をするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出から御説明させていただきますので、15ページを御覧ください。

款2総務費、項1総務管理費、目11共生協働推進費、節18負担金補助及び交付金41万8千円の補正につきましては、久保自治公民館が一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用して整備した空調設備の追加工事分に係る補助金を計上するものです。

次は、歳入について御説明いたしますので、14ページを御覧ください。

款19繰入金41万8千円の補正につきましては、今回、補正の財源調整として、財政調整基金からの繰入金であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 5時58分

再開 午後 5時58分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

### △ 議案第34号（質疑、委員会付託）

○議長（下川床泉） これより、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下川床泉) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、議案第34号については、各常任委員会の所管に従い、分割付託といたします。

いずれも、休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

#### △ 新たに受理した請願上程(委員会付託)

○議長(下川床泉) 次は、日程第4、新たに受理した請願を議題といたします。

新たに受理した請願1件については、お手元に配布の請願文書表のとおり、総務水道委員会に付託いたします。

休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

#### △ 散 会

○議長(下川床泉) お諮りいたします。

3月17日は本会議の日でありましたが、一般質問の終結により、休会といたしたいと思っております。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下川床泉) 御異議なしと認めます。

よって、3月17日は休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 6時00分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 下川床 泉

議 員 東 伸 行

議 員 西 森 三 義

# 第 1 回 定 例 会

令和 5 年 3 月 24 日

(第 5 日)

## 第1回指宿市議会定例会会議録

令和5年3月24日 午前10時00分 開議

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第9号 指宿市過疎地域持続的発展計画の一部変更について
- 日程第3 議案第10号 指宿市過疎地域持続的発展特別事業基金条例の制定について
- 日程第4 議案第11号 指宿市定住促進条例の一部改正について
- 日程第5 議案第12号 指宿市個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第6 議案第13号 指宿市個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第7 議案第14号 指宿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第21号 指宿市議会議員又は指宿市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第22号 指宿市温泉供給事業審議会条例の制定について
- 日程第10 議案第15号 指宿市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第11 議案第16号 指宿市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第12 議案第17号 指宿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第13 議案第18号 指宿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第14 議案第19号 指宿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第15 議案第20号 指宿市子ども・子育て会議条例の一部改正について
- 日程第16 議案第23号 市道の認定について
- 日程第17 議案第24号 令和4年度指宿市一般会計補正予算（第16号）について
- 日程第18 議案第34号 令和4年度指宿市一般会計補正予算（第17号）について
- 日程第19 議案第25号 令和5年度指宿市一般会計予算について
- 日程第20 議案第30号 令和5年度指宿市水道事業会計予算について
- 日程第21 議案第31号 令和5年度指宿市公共下水道事業会計予算について

- 日程第22 議案第32号 令和5年度指宿市温泉供給事業会計予算について
- 日程第23 議案第26号 令和5年度指宿市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第24 議案第27号 令和5年度指宿市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第25 議案第28号 令和5年度指宿市介護保険特別会計予算について
- 日程第26 議案第29号 令和5年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計予算について
- 日程第27 審査を終了した請願  
請願第1号 尾掛地区内の防火水槽（旧ホテル香港敷地内）の取り壊しに伴う代替の防火水槽の緊急設置についての請願書
- 日程第28 議案第35号 指宿市議会の個人情報保護に関する条例の制定について
- 日程第29 閉会中の継続調査について

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員

|          |         |          |         |
|----------|---------|----------|---------|
| 2 番 議 員  | 松 下 知 恵 | 3 番 議 員  | 山 本 敏 勝 |
| 4 番 議 員  | 前 原 五 男 | 5 番 議 員  | 東 勝 義   |
| 6 番 議 員  | 西 田 義 哲 | 7 番 議 員  | 新宮領 實   |
| 8 番 議 員  | 恒 吉 太 吾 | 9 番 議 員  | 田 中 健 一 |
| 11 番 議 員 | 東 伸 行   | 12 番 議 員 | 西 森 三 義 |
| 13 番 議 員 | 井 元 伸 明 | 14 番 議 員 | 新川床 金 春 |
| 15 番 議 員 | 福 永 徳 郎 | 16 番 議 員 | 高 田 チヨ子 |
| 17 番 議 員 | 前之園 正 和 | 18 番 議 員 | 下川床 泉   |

1. 欠席議員

|         |         |          |         |
|---------|---------|----------|---------|
| 1 番 議 員 | 中 村 昭 二 | 10 番 議 員 | 吉 村 重 則 |
|---------|---------|----------|---------|

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|        |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 市 長    | 打 越 明 司 | 副 市 長   | 有 留 茂 人 |
| 教 育 長  | 吉 元 鈴 代 | 総 務 部 長 | 下吹越 寿   |
| 市民生活部長 | 増 永 智 美 | 健康福祉部長  | 山 元 成 之 |
| 産業振興部長 | 野 元 伸 浩 | 農 政 部 長 | 寺 田 昭 宏 |

|        |         |          |         |
|--------|---------|----------|---------|
| 建設部長   | 星 倉 淳 一 | 教育部長     | 紺 屋 聖 一 |
| 水道事業部長 | 坂 元 一 博 | 山川支所長    | 中 島 裕 一 |
| 開聞支所長  | 山 下 秀 一 | 市長公室長    | 渡 部 徹 也 |
| 総務課長   | 山 下 浩 二 | 経営改善推進室長 | 木 下 英 城 |
| 財政課長   | 東 忠 孝   |          |         |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |         |         |         |
|-----------|---------|---------|---------|
| 事務局長      | 鮎 川 富 男 | 次長兼議事係長 | 池 水 拓 也 |
| 主幹兼調査管理係長 | 川 畑 裕 二 | 議事係主査   | 古 川 浩 仁 |

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（下川床泉） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（下川床泉） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、井元伸明議員及び新川床金春議員を指名いたします。

## △ 議案第9号～議案第14号、議案第21号及び議案第22号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（下川床泉） 次は、日程第2、議案第9号、指宿市過疎地域持続的発展計画の一部変更について、から、日程第9、議案第22号、指宿市温泉供給事業審議会条例の制定について、までの8議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

8議案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（東勝義） おはようございます。総務水道委員会へ付託されました、議案第9号から議案第14号、議案第21号及び議案第22号の8議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る2月27日及び3月1日、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、8議案ともに全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第10号について。条例を制定して基金を設置するということが、どのような利用があるのかとの質疑に対し、合併特例債で創設した基金が、令和7年度には底をつく見込みであるということや、今後、公共施設等の解体が多数見込まれることから、計画的な財源確保が必要であるということ、また、会計実地検査の際に、ソフト事業分と特別交付税の二重取りが指摘されているということから、計画的かつ効果的に、過疎債のソフト事業分を有効に活用するためには、基金の設置が必要だろうということで、今回、条例を提案させていただいたとの答弁でした。

第7条に、この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めとなっているが、必要な事項とはどのようなものが考えられるか、現時点で明らかになっているものがあ

るのかとの質疑に対し、現時点では、特に内規を定めていないので、今のところ想定はしていないとの答弁でした。

意見として、ソフト事業で、以前の提案公募型補助事業のような事業にも活用できるということを、広報紙でしっかりと周知していただきたいというものがありました。

次に、議案第11号について。定住促進条例で支援対象者にUターンも加える根本的な理由は何かとの質疑に対し、これまでも議会からUターンを含めるべきだという意見をいただいております。人口減少がいよいよ加速化してきて、これから先、非常に厳しくなるというところを踏まえて、Uターン者もやはり含めるべきであろうという判断に至ったとの答弁でした。

年によって違うとは思いますが、Iターンのみの場合、平均的に何件ぐらいあったものが、枠を広げることによって何件ぐらいになるという見込みを立てているかとの質疑に対し、お試し滞在サポート事業の利用状況で、Iターンのみだと、令和3年度が2世帯2名、令和4年度が2月20日現在、6世帯21名となっている。これにUターンを含めてどのぐらい増えていくのかというのは予測が難しいが、当初予算としてはUターンの部分を2件と想定して予算化している。それ以上に帰ってきていただきたいという思いがあるので、ふるさと回帰支援センターや市のホームページ等を通じたPR、また、市民の方にもUターン者も支援をするということを十分お知らせをし、予算が不足するようであれば、その都度、補正で対応させていただきたいと思っているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第12号について。今回の改正で、特に変更された点は何かとの質疑に対し、以前は開示の期間を15日以内としていたものを、法律に合わせて30日以内としているとの答弁でした。

開示期間の15日を30日にしたのは国に合わせただけだということだが、できるだけ早くするとか、15日以内を目指すということではできないのかとの質疑に対し、条例にできるだけ早くという文言は入れられない。30日という期間はあるが、これまでどおりできる限り早く開示することには変わりはないとの答弁でした。

意見として、開示期間を15日にすることもできるということであれば、市民の知る権利を優先することも必要かと思うので、検討していただきたいというものがありました。

次に、議案第14号について。これまでの費用の支払いは、どのように処理していたのかとの質疑に対し、これまでは報償費として支出していたものを、今後は報酬として支払うことになるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第21号について。選挙運動用ビラについて、公費負担分は上限何枚までで、総額は幾らになるかとの質疑に対し、公職選挙法において、市長選については1万6千枚、市議選については4千枚、これに1枚当たり7円73銭を掛けると、市長選が最大で12万3,680円、市



議選で最大で3万920円となるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第22号について。温泉供給事業審議会の委員は、10名以内とあるが、地域住民の代表とはどのような方かとの質疑に対し、委員としては、自治公民館長や一般家庭及び宿泊施設の温泉利用者の代表、指宿温泉旅館事業協同組合、民間の配湯業者、観光協会、商工会議所、保健所職員などを想定しているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第9号及び議案第13号については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（下川床泉）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第9号から議案第22号までの8議案を一括して採決いたします。

8議案に対する委員長の報告は、可決であります。

8議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第9号から議案第22号までの8議案は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第15号～議案第20号（委員長報告、質疑、討論、表決）

**○議長（下川床泉）** 次は、日程第10、議案第15号、指宿市国民健康保険税条例の一部改正について、から、日程第15、議案第20号、指宿市子ども・子育て会議条例の一部改正について、までの6議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

6議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

**○文教厚生委員長（新宮領實）** 文教厚生委員会へ付託されました、議案第15号から議案第20号までの6議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

ます。

本委員会は、去る3月2日及び3日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、6議案ともに全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第15号について。国民健康保険税条例の一部改正については、市民への周知はどのようにするのかとの質疑に対し、加入者への通知は不可欠と考えている。今後、広報紙による周知や納税通知書を送付する際に、別途チラシを同封し広く周知するとの答弁でした。

意見として、小学校区ごとに、公民館長のもとに市民を集め、詳しく説明をして、御理解いただくようにというものがありました。

次に、議案第17号について。この条例改正については、昨年の保育園児の車中への置き去りが原因だろうと思うが、送迎をする保育園、幼稚園の車の改修は全て終わっているのかとの質疑に対し、この補助事業については、当初予算に計上しているので、新年度で取り組むことになるとの答弁でした。

送迎をしている保育園等は、何箇所あるのかとの質疑に対し、当初予算に組む台数は19台で11園になるとの答弁でした。

どこの園にしても、運行の安全マニュアルがあると思うが、条例改正を受けて、新たな運行マニュアルの改正について、働き掛けをするのかとの質疑に対し、今回の条例改正に、安全計画がある。職員に対して指導をし、保護者に通知することになっているので、その中で作成されるとの答弁でした。

意見として、このブザーを付けたことによって、子供たちの命を確実に守れるように、しっかりと指導するようにというものと、この条例改正により事故がなくなるということではない。条例改正の内容を関係者自体の講習や、研修等も含めて周知徹底するようにというものがありました。

次に、議案第18号について。BCP(事業継続計画)は、放課後児童クラブについても、今後義務化されるような流れになるのかとの質疑に対し、令和6年3月31日までは努力義務であり、そのあと義務化されるかどうかは、通知があるものと思っているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第16号、議案第19号及び議案第20号については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（下川床泉）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

**○17番議員（前之園正和）** 議案第15号、国民健康保険税条例の一部改正について、反対の討論を行います。

国民健康保険はコロナ禍にあつて、さらに物価高騰の中で苦しむ自営業の方や、定まった職を持っていなかったり、非正規雇用の人など、経済的に不安定な立場の人が多く加入している保険制度です。以前は一定の国庫補助があり、財政を支えてきておりましたが、国が責任を放棄するに至り、被保険者を守るために、指宿市を含めて、各自治体は国保特別会計への法定外繰入を行いながら運営をしてきておりました。ところが、新年度は一般会計からの繰入れを行わず、そのこともあつて税率を引き上げようとする内容になっています。所得割額で率を0.26%引上げ、均等割額を1万6,400円引上げ、平等割を2,300円引き上げるものとなっています。その結果、4人家族、所得115万円の場合で、国保税額は17万9,200円から3万2,200円上がって21万1,400円になるとのことです。

自治体は住民の暮らしを守ることを大きな任務の一つにしていることから、このような国保税の引上げを行うべきではありません。よつて、国保税の引上げを内容とする本議案に反対をいたします。

**○議長（下川床泉）** 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第16号から議案第20号までの5議案を一括して採決いたします。

5議案に対する委員長の報告は、可決であります。

5議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 御異議なしと認めます。

よつて、議案第16号から議案第20号までの5議案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号、指宿市国民健康保険税条例の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（下川床泉） 起立多数であります。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第23号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（下川床泉） 次は、日程第16、議案第23号、市道の認定について、を議題といたします。

本案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（田中健一） 産業建設委員会へ付託されました、議案第23号の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月6日及び7日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

地図上の支線となっている部分はこれで行き止まりか。今後、その先に何か計画があるのかとの質疑に対し、支線はこれで行き止まりである。今の段階では、これから先を宅地開発する計画があるように聞いているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（下川床泉） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第23号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

### △ 議案第24号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（下川床泉） 次は、日程第17、議案第24号、令和4年度指宿市一般会計補正予算（第16号）について、を議題といたします。

本案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（田中健一） 産業建設委員会へ付託されました、議案第24号の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月6日及び7日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、農政課所管分について。利子補給を助成するということだが、借入れの対象はJAだけなのか。一般の金融機関も対象になるのかどうかとの質疑に対し、JA以外の金融機関についても、今回は対象にしてあるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、観光施設管理課所管分について。ヘルシーランド及び山川砂むし保養施設の指定管理者に対する新型コロナウイルス感染症の影響に伴う運営維持支援金の補正ということだが、これは令和4年4月から3月までの期間で積算したのかとの質疑に対し、積算については、令和4年4月から令和5年2月までの実績と3月の利用状況等による収支予測を勘案して行ったとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、都市・海岸整備課所管分につきましては、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（下川床泉） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第24号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下川床泉) 御異議なしと認めます。

よって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第34号(委員長報告, 質疑, 討論, 表決)

○議長(下川床泉) 次は、日程第18, 議案第34号, 令和4年度指宿市一般会計補正予算(第17号)について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長(東勝義) 総務水道委員会へ分割付託されました、議案第34号の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月17日、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、今回、補正予算を組む必要が出てきたのは、県に申請をするときの指宿市としてのチェックが甘かったからではないかとの質疑に対し、担当課である我々の確認不足が今回の原因であり猛省しているとの答弁でした。

次に、空調設備としては、埋込型のほうが整然として見栄えもいいし効率的だと思う。今回のことは止むを得ないとしても、建築物と一体として見られる埋込型では、補助対象にならないとなっているが、今後については認めていただきたいと思うので、制度そのものについて、自治総合センターに対し見直すよう要請はできないかとの質疑に対し、他市でも同様な事例が発生しているように聞いているので、自治総合センターには要請をしていきたいと考えているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長(下川床泉) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下川床泉) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

**○産業建設委員長（田中健一）** 産業建設委員会へ分割付託されました，議案第34号の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては，既に提案理由の説明がなされておりますので，省略させていただきます。

本委員会は，去る3月16日，全委員出席のもと，関係課職員の出席を求め審査いたしました結果，全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑，意見について申し上げます。

岩本宮ヶ浜吹越線災害防除事業の期間としては，どれぐらいになる見込みかとの質疑に対し，国の内示次第であるが，あと10年ほどを計画しているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で，報告を終わります。

**○議長（下川床泉）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので，質疑を終結いたします。

これより，討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので，討論を終結いたします。

これより，議案第34号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は，いずれも可決であります。

本案は，委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 御異議なしと認めます。

よって，議案第34号は，原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第25号（委員長報告，質疑，討論，表決）

**○議長（下川床泉）** 次は，日程第19，議案第25号，令和5年度指宿市一般会計予算について，を議題といたします。

本案は，各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので，まず，総務水道委員長の報告を求めます。

**○総務水道委員長（東勝義）** 総務水道委員会へ分割付託されました，議案第25号の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては，既に提案理由の説明がなされておりますので，省略させていただきます。

ます。

本委員会は、去る2月27日及び3月1日、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、反対討論として、市内の街路などを照らす照明は、危機管理課が所管する防犯灯と、健幸・協働のまちづくり課が所管する安全灯に分類されている。本来は、どちらも市の責任において設置し、管理すべきものと思うが、現状において、安全灯は地区が設置し、市は設置や維持に対して補助しているだけである。このこと自体に問題があると考えている。特に、LED照明しか補助されず、その他の照明器具は補助されないというのは、本来の目的に合わない。また、義務がないにも関わらず、自衛隊側からの要請に応える形で、18歳、22歳の住民の4情報を紙ベースで提供しており、その方針に変わりはないということであり、わずかとはいえず、予算の関わる問題であり、看過できない。よって、反対であるというものがあがり、起立採決の結果、起立多数で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、健幸・協働のまちづくり課所管分について。ふれあいプラザなのはな館の維持管理費が、昨年度より約170万円減額となっているがなぜかとの質疑に対し、なのはな館内に昨年市民会館が完成した関係で、市民会館の受電設備を通すことになり、なのはな館の電気料分がそのまま市民会館に移管される。その電気料が約748万9千円の減額となるが、新たに修繕料として、エレベーター乗り場のインジケーター交換や館内の非常放送盤の交換、芝管理用の乗用芝刈機の購入等が増額され、差引約170万円の減額となるとの答弁でした。

安全灯のLED化ということで取り組んでいると思うが、普及率はどうかとの質疑に対し、令和4年8月現在で、安全灯の設置数は4,232灯で、このうちLED化されたのは3,900灯、普及率は92%という状況であるとの答弁でした。

意見として、安全灯のLED化をしてない地区は、コミュニティーが小さいところだと思われるので、地区内の安全を確保するために、しっかりと支援していただきたいというものがありました。

次に、市長公室所管分について。定住対策促進事業費が1,132万6千円とあるが、どのような内容かとの質疑に対し、おためし滞在サポート事業、かごしま移住就業・起業支援事業、さらにUターンの方に対する支援金、移住者の新築又は中古住宅購入補助金等が含まれている。予算を上回る要望があれば補正等で対応させていただきたいと思っているとの答弁でした。

出愛のキューピッド支援事業として30万8千円とあるが、どのような内容かとの質疑に対し、婚活支援事業として2団体に10万円ずつ、また、出会いを支援していただく飲食店3店舗に対する10万8千円の予算であるとの答弁でした。

Welcomeいぶすきコンシェルジュ設置事業とは、どのような内容かとの質疑に対し、地域おこし協力隊員が担当することになっており、事業内容として、市内への移住定住



を考えている方々のワンストップ窓口として相談を受けたり、お試し滞在サポート等を利用して来られた方々の希望があれば、同行して市内を案内するなどの活動をしている。現在、地域おこし協力隊員が欠員となっているので公募しており、近日中に採用する予定であるとの答弁でした。

意見として、Welcomeいぶすきコンシェルジュ設置事業の地域おこし協力隊が、令和5年度はいまだに未定ということなので、早急に選定していただきたいというものがありました。

次に、財政課所管分について。歳入で、地方交付税が7億円程度増額になっているが、その一番大きな要因は何かとの質疑に対し、例年、この地方交付税については、予算割れを防ぐために確実な見込みを立てていたが、今回は、令和4年度の地方交付税の実績見込みを加味して、ほぼ決算に近い形にした。さらに、国の地方財政計画に基づく地方交付税の地方への配分の伸び率が示されたことから、それに基づいて積算したとの答弁でした。

電子入札システム運用負担金とあるが、電子入札のメリットは何か。また、入札率が高止まりしていると感じるが、財政課としてどのように見ているかとの質疑に対し、電子入札のため事務の煩雑さがないとか、入札会場まで足を運ぶ必要がないなどのメリットがある。入札率については、最低制限価格等もあることから、予定価格に応じて参加される事業者の方々が、材料費、人件費等を加味して積算し、適正な競争の入札結果と考えているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、総務課所管分について。一般会計の予算では、正規職員が441人、会計年度任用職員等が502人という内訳になっているが、正規職員に換算すると、会計年度任用職員等は何人になるのか。また、正規職員と仕事内容や待遇等に差が生じてはいないのかとの質疑に対し、常務職員の4分の3程度勤務するとしたとき、280から290名程度になる。給与についても、ある程度昇給もあり期末手当等もついていることから、職員と同様に働いていただきたいと考えているとの答弁でした。

行政事務連絡員事業について、以前、議会に対し、地区自治会に加入しているのに公文書等が配布されていないとの陳情が寄せられたことがあるが、各地区で取扱いが違うのかとの質疑に対し、文書配布については、全戸に配布するようにお願いをしているが、一部の地域では守られていないようである。令和5年度以降は、行政事務連絡員を集めて再確認をしたいと考えているとの答弁でした。

行政事務連絡員への委託料は、どのように支払われているのか。また、地区によって広報紙等及び回覧板等の配布など対応が違うようだが、現状を把握し実態調査をする考えはないかとの質疑に対し、行政事務連絡員というのは、市と個人の委託契約であり、現在、区の連絡員が14人、地区の連絡員が181人、計195人に対し委託料は支払われている。地区によって

配布方法が違うようであるが、連絡員自身が配布するのが前提だというのが市の見解であるとの答弁でした。

意見として、行政事務連絡員の委託内容について、それぞれの地区の事情により配布方法が違っているようなので、行政として実態を把握していただきたいというものがありました。

次に、経営改善推進室所管分について。公共施設等の使用料や利用料について、どのような項目で見直しを検討しているのかとの質疑に対し、基本的に5年に1回の見直しを行っている。額については、他市の状況や経済状況などを参考にしているとの答弁でした。

山川の3小学校跡地活用について、どのようなスケジュールを組んでいるのかとの質疑に対し、市長公室と連携して作業を進めており、先般、民間活力の導入を探るということで、サウンディング型市場調査を実施した。結果としては、市内外を含め4つの事業者の方から御提案をいただいたところであり、民間の活用が見込めると判断をしたので、3月24日までに事業の公募を行う。その後、公募によって新しい提案等があれば、どの提案が市や地域にとって有効かを判断する選定委員会を開くことになる。並行して、3月末に旧徳光小学校区、4月には旧山川小学校区で区民総会が開かれるので、タイミングが合えば、地域の皆さんにも今後の利活用の内容について、御理解と御協力をお願いしたいと考えているとの答弁でした。

庁舎等の光熱費が上がっているが、経営改善推進室は何も取り組んでいないのかとの質疑に対し、令和5年9月に策定する経営改善計画の中で取りまとめたいたいと考えているとの答弁でした。

意見として、行政改革推進管理費の中で、指宿市経営改善計画を策定するとなっている。令和4年4月から電気料金が上がってきているので、その抑制に向けた取組を行うのが経営改善推進室ではないかと思っている。全庁を取りまとめて、しっかりとした数字を出して、9月にはすぐ事業化できるように取り組んでいただきたいというものと、使用料・手数料は、5年ごとの見直しの検討を進めるということである。現在の物価高上昇による市民の疲弊というものは大変大きいものがあるので、その辺を十分考慮した中での検討策をまとめていただきたいというものがありました。

次に、デジタル戦略課所管分について。デジタル戦略課として、今後、DXにどのように取り組むのかとの質疑に対し、令和5年1月1日に市長がデジタル活用宣言をした。これを受けて、令和5年3月に指宿市デジタルトランスフォーメーション推進ビジョンを策定する予定で、これに基づいて進めていくことになる。内容は、少しでも窓口の混雑緩和を図るため、現在の申請管理システムや国が進めているマイナポータルという電子申請を利用することにより、市役所に出向くことなく各種申請等ができるようになることが最終的な目標であるとの答弁でした。

意見として、DXの時代に入っていて、部課長が庁舎内にいなければいろんなことができないということが事務の支障になると思うので、管理職から係長までは、どこまで行けるかわからないが、そういうことができるようなシステムを早急に構築していただきたいというものがありました。

次に、議会事務局所管分について。議会や委員会等の音声データを反訳するシステムを、より性能の良いものに変える考えはないかとの質疑に対し、現在使用しているシステムは、雑音が入るなどすると精度が落ちるが、通常の委員会のようにマイクを通した音声であれば、ある程度反訳できている。現在のところ予算計上もしていないので、来年度も現在の状況で対応することになると考えているとの答弁でした。

意見として、議会の音声データの反訳を、外部委託していたものを事務局員がすることなので、精度の良い機器を導入してほしいというものがありました。

次に、選挙管理委員会事務局所管分について。過疎化により高齢者が7割、8割を占める地域もあるが、そのような投票所の対応策というものはどうなっているのかとの質疑に対し、各投票所での有権者の数がかなり減少してきており、100人に満たないという投票所もある。開聞の児童館もなくなるということから、現在、選挙管理委員会で再編について考えている。また、その対策として、期日前の投票について、移動式の期日前投票所の導入ということも検討中であり、次回からの選挙に導入できるのではないかと考えているとの答弁でした。

車椅子等に対応したバリアフリー化はされているのかとの質疑に対し、段差があり障害のあるようなところは、現在4投票所あり、7基のスロープを設置し対応している。また、投票所の係の者に、何か不都合があるとか、選挙に支障があるような場合は、事務局に連絡をしていただいて対応を取るようにしたいと考えているとの答弁でした。

意見として、投票所がバリアフリー化されてないところがあって、投票に行けない市民がいるので、早急な対応をしていただきたいというものがありました。

次に、会計課所管分について。各課の電気料金は、会計課で把握できるのかとの質疑に対し、予算の執行は各課が行っており、会計課は伝票を集約して打っている状態である。九州電力に関しても、全部の請求データが送られてきているわけではないので、全体の把握というのは会計課ではできていないとの答弁でした。

意見として、財政改革するためには、会計が持っている電算システムを使って、経営改善推進室とか、各課とのデータを集めて、DXでしっかりと一元化できるようにしていただきたいというものがありました。

次に、監査委員事務局所管分について。負担金補助及び交付金15万4千円は、どのような内容かとの質疑に対し、市町村アカデミーの監査委員特別セミナー参加費が1万円、鹿児島県各市監査委員会総会及び事務局長会定期総会が1万500円、九州各市監査委員会総会及び事

務局長会が4千円である。それと、日本経営協会の行政管理講座について、オンライン中継による講座に参加する予定で、これが10万5,600円、西日本都市監査委員会の会費が3千円、九州各市委員会会費が1万3千円、鹿児島県各市監査委員会の会費が7千円の合計が15万3,100円で、予算額として15万4千円となるとの答弁でした。

意見として、ウェブ会議で10万円使っている。やはり現地に行っているものを見聞きしてきたほうが効果あると思うので、全国の監査委員会に参加できるような体制も検討していただきたいというものがありました。

次に、危機管理課所管分について。自衛隊から基本4情報についての提出依頼が来てると思うが、これについては、これまでどおりの方針で臨むということになるのかとの質疑に対し、例年であれば12月にある自衛隊から依頼が、まだ今年度に限って依頼はないが、例年どおりの対応をしたいとの答弁でした。

防犯カメラは市内に5か所設置されているが、犯罪等も増加している状況の中、カメラ5台で十分なのか、公安委員会や警察署と検討し、情報交換しているのかとの質疑に対し、警察署とも協議をし、市内を貫く幹線、隣接市からの流入流出、市内各所への移動を確認できる場所ということで、この5か所あれば大丈夫だということで設置しているとの答弁でした。

意見として、防災対策事業の防犯カメラの設置について、5か所のうち1か所のカメラを指宿駅から山川のほうに移設するということだが、市内全域を網羅するような場所等に設置して欲しいと思う。また、設置については、区長や公民館長との会議の中で、いろいろ聞き取りながら協議していただきたいというものがありました。

以上で、報告を終わります。

**○議長（下川床泉）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時00分

**○議長（下川床泉）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

**○文教厚生委員長（新宮領實）** 文教厚生委員会へ分割付託されました、議案第25号の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月2日及び3日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いた

しました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、学校給食センター所管分について。令和5年度の給食費の保護者負担は、小学校、中学校でそれぞれ幾らになるかとの質疑に対し、小学校は月額2,900円であったものが3,100円に、中学校は3,500円だったものが3,700円に増額になるとの答弁でした。

アレルギー対応の必要な児童生徒は何名いるかとの質疑に対し、令和5年2月時点で、小学生が44名、中学生が20名で、合計64名のアレルギー等の対応をしている。なお、令和3年度の同時期と比較すると、9名増加しているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、歴史文化課所管分について。指宿まるごと博物館XIV企画展、海が織りなす焼酎文化～芋・技・肴・器～を開催するとあるが、具体的にどういうことかとの質疑に対し、サツマイモと焼酎の蒸留文化に焦点を当てて、地元の蔵元などと協力しながら、指宿市の焼酎文化の企画展をしようと思っている。そのなかで、例えば黒ぢょか等の器についてや、サツマイモの作り方や伝来について研究し、その成果を発表する予定となっているとの答弁でした。

旧市民会館の不用品売払収入で10万円見込んでいるが、これはどのようなものを売り払おうとしているのかとの質疑に対し、会館に残っている備品等を、市役所内で再利用し、引取先のない備品については、公売会を実施したいと考えている。主なものは、コップ、湯飲み等や、折りたたみ椅子、長机、ベンチ、ピンスポットライト、舞台用照明機器等であるとの答弁でした。

修学旅行の誘致を歴史文化課も行っているのかとの質疑に対し、職員が、都城方面や大隅方面の学校に出向いて、パンフレット等の配布や体験活動等の説明をし、それぞれの学校に対して修学旅行の勧誘に赴いている。併せて観光業者も回り、時遊館COCCOはしむれや、指宿市観光のPRをしているとの答弁でした。

意見として、修学旅行の誘致において、COCCOはしむれや橋牟礼川遺跡について、指宿の独自色を打ち出して、たくさんの子供たちを呼んで勉強や体験をしていただき、現状維持ではなく、もっともっと件数を増やすようにというものがありました。

次に、指宿商業高校所管分について。スクールカウンセラー事業の実績はどうなっているかとの質疑に対し、令和4年度は、不登校に関するものが10名、友人関係に関するものが1名、その他が42名となっている。その他の主な内容は、進路問題や家庭問題であるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、社会教育課所管分について。そらまめの会への指定管理料の推移はどうなっているかとの質疑に対し、現在4期目で、令和2年度から6年度までの5年間、図書館の指定管理を委

任している。令和2年度6,071万7千円、令和3年度6,113万6千円、令和4年度6,182万2千円、令和5年度6,202万6千円、令和6年度6,238万1千円であるとの答弁でした。

教育委員会として、その5年間の指定管理料が妥当と思っているかとの質疑に対し、この指定管理を公募に出すときに、3期目の実績を勘案しながら、人件費に関しては一定の上昇率というのを入れる形で積算をして、4期目の応募の際に約3億800万円の指定管理料の提示をした。そらまめの会としては、思っていたのとは違う人件費だったかもしれないが、実際に応募をしてきた。応募した以上は、その指定管理料でやっていただきたい。本市としては妥当な積み上げをしてきたとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、学校整備室所管分について。中学校施設整備事業で理科室の空調機移設は、どこの閉校した学校からどこに持っていくのかとの質疑に対し、山川中学校の理科室に合う空調機器を、閉校した3校のうちから移設する予定であるとの答弁でした。

指宿小学校及び柳田小学校のトイレ改修で洋式化を図るということだが、この改修も含め、市内の小中学校の洋式化は何%ぐらい進んでいるかとの質疑に対し、洋式がない学校はないが、洋式化率が低い学校が残っている。残っている学校は小規模の学校で、1人当たりの洋式便器になると、ほぼ同じぐらいの洋式の便器の数となっているとの答弁でした。

中学校も洋式化で予算を組んでいるが、南指宿中学校は考えていないのかとの質疑に対し、南指宿中学校については計画していない。山川中学校は、女子トイレに洋式便器が1個もなかったのが、急遽計画した。中学校については、小学校と比較してある程度洋式化されているので、今のところ、いつということはないが、今後、改修をする際に検討していかなければいけないと考えているとの答弁でした。

意見として、トイレの洋式化については、足りないところがないように、しっかりと整備するようにというものがありました。

次に、学校教育課所管分について。小中一貫教育推進事業費について、中期の部分で小学校5年生から中学校1年生の交流事業と、中学校教員による小学校での乗り入れ授業があるが、それぞれどういうことかとの質疑に対し、児童生徒の交流としては、小学校の6年生と中学校の1年生が体験学習を行ったりするなど、小学校から中学校の中1ギャップを解消するために、特に小学校6年と中学校1年生との仲間づくり、人づくりを実施している。職員については、中学校の教師が小学校に赴いて体育の授業など、少し専門的な要素を入れて一緒に授業をしたりし、卒業した子供たちが中学校にいたので、小学校の先生が中学校に赴いて、道徳の授業などに参加したりして、お互いが行き来しながら、子供たちと一緒に見守ることであるとの答弁でした。

スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー活用事業の中で、スクールソーシャルワーカーが2人、スクールカウンセラーが1人ということだが、この3人で何人の子供たち

を対象にしているのかとの質疑に対し、スクールソーシャルワーカーは、1人当たり年間で約400回、1日当たり3回から4回の案件について訪問対応している。スクールカウンセラーは、月1回年12回で、1回につき3回の案件を対応しているため、年間36回をベースに対応しているとの答弁でした。

学校教育管理費において、校務支援システムが入ることで先生方の業務負担の軽減につながると思うが、これを導入したことで、残業が減ったというデータを取っているのかとの質疑に対し、令和3年度の10月時点と、今年度の10月時点で調査してみたところ、中学校は41・42時間が、35・36時間に減っている。小学校は、3時間ほど業務改善になっているとの答弁でした。

意見として、自殺者が増えている中で、高校生が多くなっている。できれば小学生、中学生のうちから、そういう小さな芽を摘むために、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの方達は子供たちの心のケアに当たっていただきたいというものがありました。

次に、健康増進課所管分について。周りで带状疱疹になったという声を聞く。ほかの自治体では助成が始まっているところもあるとも聞いているが、対応を考えているのかとの質疑に対し、1回当たりの接種料はかなり高額になると聞いている。助成対象になれば、希望される方の負担は減ると思うが、国・県の動向を調査研究させていただきたいとの答弁でした。

母子保健推進事業の子供たちの健診について、該当児は全て受診しているのかとの質疑に対し、乳幼児健診の受診率は95%以上であり、病気で受診ができなかった方には連絡を取って訪問で確認をし、どうしても来られない方は、保育園等と連絡を取りながら確認をしているとの答弁でした。

意見として、带状疱疹ワクチン接種については任意接種となっているが、費用も高額であるため、今後、国の検討状況を注視しながら、是非、本市においても助成対象となるように働き掛けをするようにというものがありました。

次に、地域福祉課所管分について。さつき園は、子供たちが満足して指導を受けられるような設備が整っているのかとの質疑に対し、保護者会との話し合いで、要望等は何件かいただいているが、開聞保健センターの設備では、改修できるところとできないところがあり、現時点では特に改修はしていないとの答弁でした。

障害福祉サービスの就労継続支援B型について、令和3年実績と令和5年見込みを比べたときに、利用件数は減っているのに公費負担額は増えているが、これは報酬単価の変更とか加算の変更ということがあって金額増になっているのかとの質疑に対し、年々加算が付いてきており、その加算の算定の平均の金額に見込みの人数を掛けて試算をしているとの答弁でした。

意見として、発達障害児を持つ保護者にとっては、専門的な指導・教育を受けられるさつき園はとても大事な施設だ。保護者から要望があったということだが、改善できるところは

改善して、保護者や子供たちに喜んで、長く続けていけるようにしていただきたいというものがありませんでした。

次に、税務課所管分について。市税や固定資産税の歳入が増えているが、これは税率を上げたとか、あるいは均等割だけを上げたとか、どちらかとの質疑に対し、予算を組む段階で、歳入については予算割れを防ぐために、計算上は10あるものを、これまでは9とか9.5ぐらゐの割合で予算を計上していた。しかし、今回、市長から歳入歳出予算の見直しを指示され、税務課で試算をした数字ぎりぎりのところで予算を組んだ結果、約1億5,000万円程、予算上増える形になった。税率の改正ということではないとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、市民課所管分について。マイナンバーカードの申請は何名で、申請率と交付率はいくらかとの質疑に対し、令和5年2月19日現在で、3万681人の方に申請をいただき、交付している方が2万5,529人になっている。申請率は78.39%、交付率が65.23%になるとの答弁でした。

コンビニ交付について、取得できる証明書の種類にはどのようなものがあるかとの質疑に対し、住民票の写し、印鑑登録証明書、所得証明書、課税証明書と所得課税証明書の5種類であるとの答弁でした。

本市は、窓口もコンビニも手数料は300円で同一ということだが、他の自治体においては、100円にしたり、独自の条例改正をして、取り出し代だけの10円にしているところもある。窓口の混雑を緩和するために、利便性向上の意味からも、値段に差をつけることも今後必要ではないかとの質疑に対し、周辺自治体の状況を判断しながら検討したいとの答弁でした。

意見として、住民票などのコンビニ交付について、窓口の混雑緩和やサービスの向上、DX（デジタルトランスフォーメーション）の観点からも大変大事であるので、手数料について、コンビニで取りやすくなるような値段設定、割引を考えるようにというものがありませんでした。

次に、環境政策課所管分について。市民から寄せられる公害苦情の件数はどれだけあるのかとの質疑に対し、令和3年度は242件、令和2年度は210件であったとの答弁でした。

指宿火葬場及び山川火葬場の令和5年度の委託料は幾らになるかとの質疑に対し、指宿・山川火葬場は、令和4年度から両火葬場を包括的に管理していただくように契約しているところであり、令和5年度の指宿・山川火葬場包括的管理業務委託料として1,427万8千円を計上しているとの答弁でした。

令和4年度当初は、個人事業者で935万円程度であった。個人から事業所に変更委託料が増えたが、それでいいのかとの質疑に対し、令和4年度については、年度途中での変更があり、これまで個人に委託していたが、受託者が協力をお願いしていた事業所と随意契約とい



う形に変えた。令和5年度については、見積りを徴収し、競争入札して業者を選定したいとの答弁でした。

意見として、これまでの委託費用と比べ、今年度事業費は、納得できる委託費用ではない。適正価格に見直しをする必要があるのではないかというものがありました。

なお、教育総務課、国保介護課、長寿支援課の各所管分については、質疑、意見ともありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（下川床泉）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

**○産業建設委員長（田中健一）** 産業建設委員会へ分割付託されました、議案第25号の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月6日及び7日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、農政課所管分について。棚田地域振興事業費について、これまでの実績はどうなっているかとの質疑に対し、令和4年度は、新永吉で農道、棚田の保全活動等に加えて、稲刈りワークショップを実施した。尾下の棚田は、保全活動に加えて、稲刈りのワークショップや餅つき体験を実施したほか、石積みの修復体験、喜入の草刈りツーリズムと連携した棚田の保全を行っているとの答弁でした。

収入保険制度加入補助金を計上しているが、収入保険制度については、雪害もあったことから、農家の方も興味を持つところである。それも踏まえ、大幅な促進をする上での計画になっているのかとの質疑に対し、補助金は、3年間の補助になっているので、2年目、3年目の補助者に加えて、新規の方を算定して計算をしている。新規加入は、法人1件、個人15件を見込んでいるが、加入の促進をして、見込みより加入者が増える場合は、補正で対応させていただきたいとの答弁でした。

意見として、収入保険制度は、万一の災害のときに農家を守ってくれるものであると認識しているので、いろいろな農家との会議の中で説明して、関係機関とも連携して加入促進を図っていただきたいというものがありました。

次に、農産技術課所管分について。基腐病が確認されたサツマイモの残渣の処分には、ど

のような方法が取られているのかとの質疑に対し、サツマイモ自体が病気になることから、それを腐熟させれば基腐病もなくなるということで、早期にほ場内でロータリーがけをして、処理をしていただいている。また、抜き取りをしたものは、ほ場で焼却処分をしているとの答弁でした。

有害鳥獣捕獲について、猟友会のメンバーがかなり減っているという話を聞くが、人力的にはどのような状況か。また、人員確保についての施策はどのようにされているのかとの質疑に対し、猟友会については、近年、60人前後で推移をしている。高齢になり辞めていく方もいるが、毎年、若い方に罾の免許を取っていただいております、今年度も7名が取得した。市としては、罾の免許を取得する際の受講料や、猟具の取得費用に対する助成を行っている。また、協議会でも新たに箱罾を購入する予定で、それを猟友会の方々に無料で貸与して、捕獲を進めてもらえればというふうに考えているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、耕地林務課所管分について。農村改善センターは、どのように利活用されているのかとの質疑に対し、会議室や研修室、相談室があり、市内外の方から利用されている。令和3年度の利用状況は、有料での利用が6回、減免での利用が30回で、利用人数は1,125名となっているとの答弁でした。

県営事業のシラス対策事業については、来年度も成川・福元地区と石嶺地区の2か所が計画されているようだが、本市はこの2か所だけなのかとの質疑に対し、現時点では、この2か所だけである。今後については、数年先になるが、十石などを計画しているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、農業委員会事務局所管分について。結婚祝金制度については、後継者を育てるためという目的があったと思う。廃止する理由が商業などの他業種との平等のためということであるが、きつい、汚いなど5Kと言われる部分を考えると、そこには差があると思うが、その点は農業委員会としては主張はされなかったのかとの質疑に対し、なかなか後継者が育ちにくい業種ではあるが、指宿は毎年、新規就農者の数が県内でもトップレベルであるという状況もあり、市の財政状況を考えると、農業委員会としては認めざるを得なかったとの答弁でした。

意見として、結婚祝金については、廃止の方向ということであるが、新規就農という形では、今後も支援していただきたいというものがありました。

次に、建設監理課所管分について。地籍調査事業において、2年の法務局送付遅延が生じていることから、2年分の成果を法務局へ送付する年度を設け、送付遅延の解消に取り組むということだが、法務局としては、受け取る量が多くなる年度が発生することになっても迅速に課税の処置をしてくれるのかとの質疑に対し、法務局とは既に協議を行っており、ま

た、税務課とも3年ごとの評価替えの年を避けるという形で協議を進めているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、土木課所管分について。普通公園等の管理業務をまちづくり公社へ委託しているが、その維持管理の計画は土木課で作成し、その計画に沿って作業をしていただいているのかとの質疑に対し、まちづくり公社には、普通公園と県から市に移管されている施設の計19か所の管理をお願いしている。その業務委託の中では、苗を公園や花壇に植えたりする緑化推進事業と、公園施設のトイレ、遊具施設等の維持管理などを行う普通公園等の維持管理業務という二つの大きな仕事を担っていただいております、公園にある樹木の剪定、薬剤散布、除草も年に4、5回、計画的に実施していただいているとの答弁でした。

各地区で道路等の清掃作業をするが、高齢化が進んできて、危険な場所など困難な状況もあるが、個人で重機を持ってきてくれる人がおり、すごく助かっている。そのような重機使用料に対しての事業も考えていくべきではないのかとの質疑に対し、そのように機械を使って作業をしていただいているということに対して、本当に頭が下がる思いである。できるだけ市としても何かお手伝いできないか、今後検討していかなければと思っているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、都市・海岸整備課所管分について。NTTケーブル移設補償に3,000万円となっているが、これは電柱ごとか、それとも埋設しているものかとの質疑に対し、旧まつや前の交差点の道路の下にある埋設されたNTTケーブルの移設の補償金になるとの答弁でした。

長崎鼻の海岸は、毎年災害が起こっていると思うが、護岸改良はこの部分についてかとの質疑に対し、位置的には長崎鼻の海岸線の真ん中の部分400mを県が環境整備事業を行っているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、建築課所管分について。公営住宅使用料の収納率が97.3%ということだが、滞納繰越分については、どのような状況かとの質疑に対し、電話催告などを行い、連帯保証人にもお願いをしながら徴収をしているところであるとの答弁でした。

建築物耐震化促進事業補助金について、設計が2件、工事が3件ということだが、これ以外に耐震検査で指摘を受けたが改修を実施していない施設があるのかとの質疑に対し、耐震改修が必要だが、未改修の施設がこの令和5年度の予算に計上している分ということなるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、商工水産課所管分について。指宿駅周辺について、歩いて楽しめるまちづくり事業に予算を組まれているが、アーケードについては柱が腐食していたり、指宿港海岸が整備さ

れたことによるアクセスの問題などがあるが、予算編成の中でどのように協議されたのかとの質疑に対し、アーケードの補修については、令和4年度の当初予算で補修費用の補助金として75万円を計上して、それを執行している。将来的な構想については、ハード部門を担当している都市・海岸整備課において、海岸の通りから指宿駅周辺を中心としたエリアを今後どのように整備していくかという立地適正化計画を策定している。商工水産課においても、その計画に地元の商店主の方々の気持ち、考えをどのように乗せ込んでいくかという作業を現在進めているところであるとの答弁でした。

意見として、指宿駅周辺の商店街、特にアーケードの件につきましては、市が率先して、地域の商店街の皆さん等と打合せをする中で、早急に進めていただきたいというものがありました。

次に、スポーツ振興課所管分について。スポーツ合宿奨励金支給事業については、合宿だけでなく大会も含むことになったということだが、1泊2日でも利用できるのかとの質疑に対し、これまでは合宿奨励金であったが、地域経済の活性化策として、令和5年4月1日にスポーツ・芸術文化合宿奨励金の名称から、スポーツ大会合宿奨励金として改定し、大会奨励金を新設しようとするものである。内容は、市内において九州大会以上のスポーツ大会を開催し、市内の宿泊場を利用して、延べ宿泊数に応じて大会奨励金を大会主催者に対して支給するもので、200泊以上は10万円、300泊以上は15万円、400泊以上は20万円を支給するものであるとの答弁でした。

国民体育大会については、競技場の周辺にブースが出て、地元の物産の販売などが行われると聞くが、今回の大会はどのようにされる予定かとの質疑に対し、コロナの状況も落ちついてきているので、売店等を募集し、出店を考えているところであるとの答弁でした。

意見として、地域プロジェクトマネージャーの活動により、スポーツ大会や合宿誘致に努めてもらい、交流人口が増大するよう取り組んでいただきたいというものがありました。

次に、ふるさと納税室所管分について。令和5年度は、ふるさと納税額の目標を20億5千万円としているが、これに向けての取組、PRはどのようにしていくのかとの質疑に対し、指宿市内の事業者には、もうほとんど声掛けは済んでおり、事業者が増えたからといって急に納税額が増えることはないと思っていることから、各事業者に、全国で戦える商品への磨き上げをやっていただきたいと考えている。また、LINEなど全庁的な形でのPRを含めながら、指宿のファンを増やし、広く知っていただくという形で進めていきたいと考えているとの答弁でした。

ふるさと納税の返礼品について、ほとんど食品関係だが、食品以外にはどのようなものがあるのかとの質疑に対し、宿泊や工芸品、観葉植物などもある。地域の特徴ある製品については選ばれているとの答弁でした。

意見として、令和5年度は国体も開催されることから、交流人口の増加が見込まれるの

で、指宿産の特産品を売り出すチャンスと捉えて、今以上にPRに取り組んでいただきたいというものがありました。

次に、観光課所管分について。コロナ前のように各イベントが実施されていくということだが、予算的にもコロナ前を参考にしながら組んだということでのよろしいかとの質疑に対し、コロナ対策に掛かる様々な費用も増えてきているが、これまでと同額の金額で計上し、現在のところは実施できるよう計画をしているとの答弁でした。

稼げる地域づくり推進事業について、稼げる観光地づくりの展開を図るとなっているが、主にどのようなことを考えているのかとの質疑に対し、観光ビジョンという5年間の計画を立て、その中で、また来たくなる観光地づくり、豊かな食、魅力ある温泉、関係人口の拡大、ここでしかできない体験、という五つの戦略を包含するような形で、観光DXの実現という、この六つを掲げて、ビッグデータや顧客管理システムなどを活用した、デジタルマーケティングを通じた、稼げる観光地づくりというのを進めていきたいと考えている。この計画を踏まえて、具体的には大きな取組として、いぶすき観光デザインのマーケティング能力を高めて、観光振興に係る商品開発やプロモーションの基盤整備を図るのがまず一つ。二つ目が、食と体験をフックとしたコンテンツの磨き上げと販売誘客強化。三つ目が、国内外への情報発信の強化で、この三つの事業展開に取り組んでいきたいと考えているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、観光施設管理課所管分について。指宿地区美化協議会への負担金があるが、この協議会はどのような事業をしているのかとの質疑に対し、協議会は霧島錦江湾国立公園区域内の美化清掃を推進し、自然環境を清潔に保持できることを目的としており、霧島錦江湾国立公園区域内である魚見岳周辺や池田湖周辺、開聞岳周辺等の美化清掃、環境整備、保全、公衆衛生思想の普及を行っているとの答弁でした。

知林ヶ島の草刈委託事業について、砂州が出現するのは1年間の半年ぐらいだと思うが、年に6回も実施するというのは相当な回数なので、もう草はそんなに生えていないという認識でよろしいかとの質疑に対し、今回は年6回ということで、草が生えた時期について、回数を増やさないといけないということであれば、また対応を検討したいとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（下川床泉）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

**○17番議員（前之園正和）** 反対の討論を行います。理由の一つは、国保税を上げないための国保特別会計への法定外繰出が含まれていないということです。また、自衛隊への名簿提供について、義務でないにもかかわらず、個人情報勝手に流出させ、紙ベースでの提供ということで何がしかの予算にも関わるものとなっています。小中学校の給食費について、完全無償化を求める声が多い中で、これまで議会答弁では、完全無償化はできないが、物価上昇などにより経費の上昇があっても、一部補助の額を増やし、実質的に保護者負担を抑えていくということだったのではないのでしょうか。現に、令和元年度には月900円の補助をしてから、令和2年、3年度は1,000円、令和4年度は1,100円と補助の額を増やし、保護者負担を抑えてきていました。ところが、令和5年度は補助額は200円と増えて1,300円にするものの、上昇額の半分の増にすぎず、保護者負担も200円増えて、小学校、中学校それぞれ3,100円、3,700円の保護者負担となるということです。市からの補助額を増やし、保護者負担を抑えていくという議会答弁を反故にするものであります。全国的にも給食費の完全無償化が広がり、県内においても南さつま市に続いて南九州市も無償化に踏み切った中で、指宿市においても学校給食費の完全無償化を求めるものであります。

主な点のみ述べましたが、以上のようなものを含んでおりますので、一般会計予算に反対をいたします。

**○議長（下川床泉）** 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第25号、令和5年度指宿市一般会計予算について、を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

委員長報告に御異議ありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（下川床泉）** 起立多数であります。

よって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第30号～議案第32号（委員長報告、質疑、討論、表決）

**○議長（下川床泉）** 次は、日程第20、議案第30号、令和5年度指宿市水道事業会計予算について、から、日程第22、議案第32号、令和5年度指宿市温泉供給事業会計予算について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

**○総務水道委員長（東勝義）** 総務水道委員会へ付託されました、議案第30号から議案第32号までの3議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月1日、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、3議案ともに全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第30号について。配水管は、年数がどのぐらい経ったものを更新しているのか。また、その中のアスベスト管は、現在どういう状況なのかとの質疑に対し、アスベストの石綿管が残ってる場所は、管路調査をしてみないと特定できないが、残ってるところは数十メートルではないかと思う。管路更新事業をしている場所の管の経過年数だが、大体耐用年数の40年を超えて50年近く経っている昔の鉛管や鉄管で、腐食等により漏水が多い場所を重点的に耐震管に更新しているとの答弁でした。

人口が減少しているのに、事業費がどんどん膨らんでいるということについて、予算軽減のために水道課として、水源地3か所をまとめるなどの対策を考えていないのかとの質疑に対し、予算軽減という形で施設の統廃合、ダウンサイジング又は水道ビジョンや経営戦略など、厚生労働省のアセットマネジメント、資産管理を踏まえた更新計画もある。ほかに県から施設の統合という形での会議等も行っている。そういったことも踏まえながら検討していかなければならないと思っているとの答弁でした。

意見として、まだアスベスト管が残っているという答弁があった。明確にどこにあるのか分からないというようなニュアンスなので、はっきりしている部分については、できるだけ早く改善をしてもらいたい。また、分からないということではだめなので、調査をしっかりとしていただきたいというものと、漏水対策として、有収率を上げ経費を削減するために、早急に全箇所を回っていただきたい。それと、動力費が上がってるので、削減するための対策も庁内で検討していただきたい。また、国のほうでは、水道事業の広域化が3年前から動いている。県からはしっかりした指示がないようだが、指宿市の小雁渡浄水場とか岡元平を広域化して経費削減に取り組んでいただきたいというものがありました。

次に、議案第31号について。汚泥の処理を委託しないといけない理由は何かとの質疑に対し、汚泥については、72PPMのヒ素が含まれているということで、セメント材に再資源化する形で処理をするためであるとの答弁でした。

瀉口ポンプ場の上流部は、路肩の基礎が弱いということで、うまく浚渫できないと聞いた

が、整備する計画はないのかとの質疑に対し、ポンプ場の水位については、高さの調整が設定されており、一定の高さになると、自動運転するようになっている。大雨時などについては、高さの低いところでポンプが稼働できるよう職員が調整している状況である。潟口雨水ポンプ場への流入については、弥次ヶ湯地区のエリアからも水が入ってくるため、現在の10tのポンプ能力では対応しきれない現状である。弥次ヶ湯地区の水路整備も含めた工事をして、解消していかなければならないと考えているとの答弁でした。

意見として、潟口ポンプ場が整備されて市民は喜んでいるが、今でも冠水するところがあるので、水路整備をしっかりといただきたい。また、泥上げは定期的に実施工程を決めて行っていただきたいというものがありました。

次に、議案第32号について。企業債償還があるが、何年までに償還していくのかとの質疑に対し、平成30年度に借入した分が令和10年、令和元年度に借入した分が令和11年、令和2年度に借入した分が令和12年までという形で、それぞれ借入した年度により償還期間が違うとの答弁でした。

今後、温泉供給事業の長期的ビジョンというものをしっかり持った上で配湯業務をやっていただきたいと思うが、どのように考えているのかとの質疑に対し、経営戦略の基本方針の中には、指宿市独自の温泉供給サービスを持続的かつ安定的に提供するための経営基盤を強化することとなっている。全般的に見た形での温泉の利用に関して、今後、経営戦略の改定等もあることから、水道課だけではなく、庁議等を踏まえて、全庁的に検討していかなければならないと思っているとの答弁でした。

意見として、経営戦略の中で長期的ビジョンを検討してまいりたいという答弁があったわけだが、是非、これだけ恵まれた温泉があるわけなので、市民が平等に享受できるような検討策をお願いしたいというものと、当年度純利益が37万6千円と余裕がない状態になっている。今後の経営について、どのような策が最善なのか、例えば民間に移行していくとか、そういうところまで踏まえて、なるべく市の負担にならないような形を取っていただきたいというものがありました。

以上で、報告を終わります。

**○議長（下川床泉）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、討論を終結いたします。



これより、議案第30号から議案第32号までの3議案を一括して採決いたします。

3議案に対する委員長の報告は、可決であります。

3議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(下川床泉)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第30号から議案第32号までの3議案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時54分

再開 午後 0時02分

**○議長(下川床泉)** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 議案第26号～議案第28号(委員長報告、質疑、討論、表決)

**○議長(下川床泉)** 次は、日程第23、議案第26号、令和5年度指宿市国民健康保険特別会計予算について、から、日程第25、議案第28号、令和5年度指宿市介護保険特別会計予算について、までの3議案を一括議題をいたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、文教厚生員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

**○文教厚生委員長(新宮領實)** 文教厚生委員会へ付託されました、議案第26号から議案第28号までの3議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月2日及び3日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、3議案ともに全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第26号について。医療費適正化を目的に保険者努力支援を行っているということだが、どういうことを行っているのかとの質疑に対し、特定健診等受診や、レセプト点検、後発医薬品のように医療費を抑えるために市が行う事業に対する中の一部が保険者努力支援として支給されるとの答弁でした。

水中運動教室は、どこでやるのか。年何回ぐらい実施しているのかとの質疑に対し、指宿地域はケイユウスポーツクラブ、山川地域はヘルシーランド、開聞地域はレジャーセンターで実施し、5月に募集を行い、3か月間の教室で、各会場13回を一つのコースとして実施している。週1回で12回実施し、1か月後ぐらいにフォロー教室があり計13回実施しているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第27号について。高齢者が要介護状態にならないために、栄養・口腔指導や健康相談等を実施するとあるが、これは、いつ、どのような形で行っているのかとの質疑に対し、それぞれの地区で実施しているころぼん体操に出向いて、体力測定を実施したりして、気掛かりな方がおられたら再度訪問して、その後の指導に繋げているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第28号について。生活支援体制整備事業の中の、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために、地域内の課題把握や資源開発、ネットワーク体制の充実を図る生活支援コーディネーターを配置し、地域で支えあう体制づくりを促進するとあるが、どういうことかとの質疑に対し、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り暮らしを続けるために、医療や介護のサービスの提供のみならず、NPO法人や民間企業、協同組合、商工会、ボランティア、老人クラブ等、そういった主要な事業主体と連携をしながら、高齢者の生活を支えていくための活動であり、社会福祉協議会にお願いしてコーディネーターを配置するものである。令和4年度の実績として、コーディネーターがころぼん体操や地域のサロンの通いの場に出かけ、アンケートを採ったり、買物支援のための店舗のマップを作ったりと、昨年は仮屋おたすけ会の支援を行うなどしたとの答弁でした。

車を購入するということだが、誰が使用して、どんな車を購入するのかとの質疑に対し、公用車を2台買い替える。1台は、介護支援専門員、ケアマネージャーが訪問の際に使用する軽の乗用車タイプになる。もう1台は、介護予防事業で使用する。脳トレなどの会場に出向くときに職員が使用するもので、荷物を積んでいくことから、軽のワンボックスタイプになっているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（下川床泉）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします

前之園正和議員。

**○17番議員（前之園正和）** 議案第26号、国民健康保険特別会計予算について、議案第27号、後期高齢者医療特別会計予算について、それぞれ反対の討論を行います。

まず、議案第26号です。議案第15号、すなわち国保税額の引上げであります。これが前提となつての予算であり、国保税の負担を軽くするための一般会計からの法定外繰入もあり

ません。よって、反対をいたします。

議案第27号であります。昨年10月から病院等の窓口負担が1割から2割に上げられたことよって、5年度は年度当初から負担増の影響を受けることになります。年金は5年度も実質削減され、物価高騰などで高齢者の生活が厳しくなる中、受診控えも懸念されており、高齢者の大きな負担となっています。後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を国民健康保険や企業などで働いている人の健康保険から切り離し、別立てにしている制度です。年齢だけで別立てにして医療の給付が制限されるなど、差別を強いる医療制度は世界に例がなく、国民の中にも今なお制度の廃止を求める声も多くあります。

以上のようなことから反対をいたします。

**○議長（下川床泉）** 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第28号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号、令和5年度指宿市国民健康保険特別会計予算について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（下川床泉）** 起立多数であります。

よって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号、令和5年度指宿市後期高齢者医療特別会計予算について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（下川床泉） 起立多数であります。

よって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第29号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（下川床泉） 次は、日程第26、議案第29号、令和5年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計予算について、を議題といたします。

本案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（田中健一） 産業建設委員会へ付託されました、議案第29号の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月7日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、需用費の中の食糧費について、メディア等への提供という説明であったが、90万5千円というのは相当な数量になると思うが、これはメディアだけでなく、修学旅行の学生分も含んでいるのかとの質疑に対し、修学旅行生についての事業は行わない。食糧費には、職員の熱中症対策用の食糧費、イベント等への協賛の際に出す食事券なども含まれているとの答弁でした。

次に、耕地林務課の審査に、市営そうめん流しの客座席の製造委託という予算が入っていたが、これは唐船峡から耕地林務課に何か委託をしたということかとの質疑に対し、客座席の椅子を、耕地林務課の森林環境資材を使って作っていただくということでお願いしたところであるとの答弁でした。

意見として、令和5年度は国体もあることから、メディア等への食糧費の重要性は十分認識している。メディア等へは、唐船峡のPRをしっかりとやっていただきたいと、強く要請していただきたいというものがありました。

以上で、報告を終わります。

○議長（下川床泉） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下川床泉) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第29号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下川床泉) 御異議なしと認めます。

よって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 審査を終了した請願(委員長報告、質疑、討論、表決)

○議長(下川床泉) 次は、日程第27、審査を終了した請願を議題といたします。

請願第1号は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長(東勝義) 総務水道委員会へ付託されました、請願第1号について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、請願文書表のとおりですので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月17日、紹介議員及び関係課職員に説明を求め審査いたしました結果、市民の生命財産が脅かされているので、早急な設置をしていただきたいということから採択すべきであるという意見と、地域の方、それから担当課の方々と、今後とも十分な意思の疎通を図っていただきたい。請願については、採択すべきであるという意見と、地域住民の心配も理解できる。この請願を採択をするということは、それに代わるものを早急に造らせるという後押しになると思うことから、採択すべきであるという意見が出され、全員一致をもって、採択すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長(下川床泉) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下川床泉) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下川床泉) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、請願第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下川床泉) 御異議なしと認めます。

よって、請願第1号は、委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

#### △ 議案第35号上程(説明・質疑・委員会付託等省略, 表決)

○議長(下川床泉) 次は、日程第28, 議案第35号, 指宿市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について, を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し, 直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下川床泉) 御異議なしと認めます。

よって, 本案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し, 直ちに採決することに決定いたしました。

これより, 議案第35号を採決いたします。

本案は, 原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下川床泉) 御異議なしと認めます。

よって, 議案第35号は, 原案のとおり可決されました。

#### △ 閉会中の継続調査について

○議長(下川床泉) 次は、日程第29, 閉会中の継続調査について, を議題といたします。

総務水道委員長, 文教厚生委員長及び議会運営委員長から, 所管事務調査を行うため, 会議規則第111条の規定により, お手元に配布いたしました申出書のとおり, 閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり, 閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下川床泉) 御異議なしと認めます。

よって, 各委員長から申出のとおり, 閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

## △ 議長挨拶

○議長（下川床泉） 令和5年第1回指宿市議会定例会の閉会に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る2月21日の開会以来、本日までの32日間にわたり、令和5年度予算案をはじめとする多くの案件を終始熱心に御審議をいただき、本日ここに全ての日程を終了し、閉会の運びとなりました。議員各位はもとより、執行部当局におかれましても、円滑な審議に御協力いただいたことに対し、感謝申し上げます。

さて、令和4年2月に議長として就任いたしました当初は、新型コロナウイルス感染症が依然として猛威を奮い続ける中、ロシアによるウクライナ侵攻が始まり、その後は世界情勢も含めて、様々な要因で物価高騰が引き起こされ、ただでさえコロナで疲弊した経済や市民生活に暗い影を落とした1年であったかと思えます。

このような中、今期定例会においては、打越市長が公約で掲げた五つのキーワードであるワンチーム、財政再建、住みやすい町、稼げる町、IT化と情報発信に基づいた予算を可決いたしました。

5月8日には、新型コロナウイルス感染症の法律上の位置付けが2類から5類となり、本格的にウイズコロナの時代へと変わってまいります。この変革時にどのように施策を展開できるのか、今、正に私たちの力が試される時であると強く認識しております。執行部におかれましては、効果的かつ実効性、即効性ある予算執行に全力で取り組んでいただくよう要請いたします。

本市議会も市民の負託に応えられるよう、更なる議会の活性化を図り、執行部とともに市政発展に向けて絶え間ない努力を続けていく所存であります。

終わりに、本年3月をもって退職されます職員の皆様方には、長い間、住民福祉や産業振興に御尽力を賜り、改めてその御苦勞と御功績に深甚なる敬意を表しますとともに、今後も健康に十分留意され、その豊富な経験と知識を郷土指宿の発展のために生かしてくださるようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

この際、市長から発言の申出がありましたので、発言を許可いたします。

## △ 市長挨拶

○市長（打越明司） 発言のお許しをいただきましたので、令和5年第1回指宿市議会定例会の閉会にあたりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

去る2月の21日に開会されました令和5年第1回指宿市議会定例会も、本日をもって最終日を迎えることとなりました。今議会に提出いたしました案件につきましては、令和5年度予算をはじめ、数々の議案につきまして、本会議及び各委員会においてそれぞれ慎重なる御審議を尽くされ、全ての議案につきまして議決を賜りましたことに、厚く御礼を申し上げたいと

思います。さらに、審議の過程で賜りました皆さんの御意見，あるいは御助言，アドバイスといったものにつきましては，真摯に受け止め，今後の市政運営について十分に配慮して活用してまいりたいと考えているところであります。

いよいよ来月になりますと，指宿の季節ともいえるアロハ宣言をし，そして2類から5類へということで，更に活発な活動ができていく，そういう時期に入ってまいります。今年のキーワードであります人を中心にした施策ということで，子供が足りない，若者が足りない，人手が足りない，とにかく人間を中心にしたたくさんの課題がある。それに果敢に向って挑戦を続ける年としていきたいと思っております。あわせて，財政再建，財政難についてもたくさんの皆さんからの御提案やアドバイスをいただきましたが，市役所としても稼げる市役所というものを目指して，様々な知恵を絞って，少しずつでもいろんな政策の財源にしていけるように努力を重ねていきたいものだというふうに思います。

いよいよ令和5年度が始まります。議員の皆様方をはじめ，市民の皆様方のより一層の御支援と御指導をお願い申し上げますとともに，皆様方の御健勝と御多幸を御祈念申し上げます。令和5年第1回指宿市議会定例会の閉会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

#### △ 閉議及び閉会

○議長（下川床泉） 以上で，本会議に付議されました案件は，全て終了いたしました。

これにて，本日の会議を閉じ，あわせて，令和5年第1回指宿市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後0時27分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 下川床 泉

議 員 井 元 伸 明

議 員 新川床 金 春